

平成16年 第1回

## 身延町議会定例会会議録

平成16年12月13日 開会

平成16年12月20日 閉会

山梨県身延町議会

平成 1 6 年

第 1 回身延町議会定例会

1 2 月 1 3 日

平成16年第1回身延町議会定例会（1日目）

平成16年12月13日  
午前9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 開会
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議会関係諸報告
- 日程第5 町長施政報告
- 日程第6 提出議案の報告並びに上程
- 日程第7 提出議案の説明
- 日程第8 提出議案に対する質疑
- 日程第9 提出議案の委員会付託

2.出席議員は次のとおりである。(42名)

1番	川崎晴義	2番	望月寛
3番	福与三郎	4番	山田省吾
5番	伊藤晃	6番	日向英明
7番	望月重久	8番	鈴木俊一
9番	深沢柳太郎	10番	奥村征夫
11番	深沢脩二	12番	渡辺君好
13番	深沢純雄	14番	穂坂英勝
15番	川口福三	16番	佐野文秀
17番	渡辺文子	18番	伊藤文雄
19番	望月広喜	20番	草間天
21番	依田正敏	22番	佐野政幸
23番	深沢敏夫	24番	近藤康次
25番	片田直康	26番	佐野秀光
27番	樋川貞夫	28番	笠井万汎
29番	中野恒彦	30番	赤池好二
31番	佐野国明	32番	望月邦彦
33番	広島公男	34番	小池昭光
35番	高野敏彦	36番	深沢瀨
37番	石部典生	38番	片田文斎
39番	小林茂男	40番	岩柳嘉一郎
41番	松木慶光	42番	伊藤春三

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.会議録署名議員(3名)

7番	望月重久	8番	鈴木俊一
9番	深沢柳太郎		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(28名)

町長	依田光弥	総務課長	赤池善光
下部支所長	山宮富士男	身延支所長	片田公夫
企画課長	渡辺力	財政課長	鈴木高吉
税務課長	望月世津子	町民課長	遠藤和美
出納室長	市川忠利	保育課長	赤池万逸
福祉保健課長	中沢俊雄	中富分課補佐	赤池和希
身延分課補佐	広島法明	教育委員長	笠井義仁
教育長	千頭和英樹	教育次長	赤池一博
学校教育課長	山口一美	生涯学習課長	佐野治仁
文化振興課長	二宮喜昭	建設課長	伊藤守
産業課長	渡辺芳彦	観光課長	望月治雄
環境下水道課長	佐野雅仁	水道課長	遠藤忠
土地対策課長	深沢茂	峡南衛生所長	大野久方
社協局長	佐野文一	環境下水道補佐	赤池義明

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2名)

議会事務局長 望月悟良  
録音係 遠藤守

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（望月悟良君）

去る11月19日、就任いたしました笠井教育委員長さん、それから千頭和教育長、お二人からごあいさつをいただきたいと思います。

お願いいたします。

○教育委員長（笠井義仁君）

おはようございます。

このたび、教育委員長を仰せつかりましたが、大変浅学非才な者ですけれども、精一杯頑張りたいと思いますので、先生方のご指導をよろしくお願いしたいと思います。

少し、私が教育について考えていることを述べさせていただきますけれども、まず教育委員についてですが、とにかく教育委員の不要論ということが最近、挙がっているわけですけれども、私は不要でなくて、教育委員が本来の仕事をしていないのではないかというふうに思うわけですが、教育長任せではなくて、5人が合議の上で教育問題をどうするかということ、これから考えていかなければならないなというふうに、自分に言い聞かせながら進めていきたいというふうに思っております。

次に学校教育についてですが、私も長く学校教育をしてきましたが、これからますます財政的には厳しくなっていきますけれども、学校はもちろん住民すべてが、子どもたちに愛情を注ぎ、情熱を注ぎながら教育をしていけば、子どもたちは必ずそれに応えてくれて、豊かなまちづくりをしてくれるに違いないというふうに信じながら、教育を進めていかなければならないなというふうに、普段から思っております。

次に生涯学習についてですが、私も3年半、中央公民館長を務めましたし、現在も町の体協の会長もしておりますけれども、その中で感じたことですが、生涯学習を盛んにすればするほど、年寄りが元気になるということ、この目で見えてきました。人間は寿命がありますので、いつかはあの世へいかなければならないんですけども、あの世へいく寸前まで、元気に暮らしながら、寿命がきたら、ぼっくりいってもらえれば、これで医療費はだいぶ助かると思えますけれども、医療費をかける分を生涯学習費にかければ、すごく安上がりになるのではないかと、こんなふうにも考えております。

大変、貴重な時間ですので、以上、申し上げましたけれども、ご厚誼よろしくご指導のほどをお願いいたします。

○教育長（千頭和英樹君）

教育長を拝命いたしました、千頭和英樹でございます。

教育長として、ふさわしい行動に徹しまして、最善の努力を結集いたしまして、この職責を果たしていきたいと考えております。

どうか議員の各位におかれまして、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます、私のあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤春三君）

あいさつが終わりました。

本日は大変、ご苦労さまでございます。

平成16年第1回定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

なんとなく、心せわしい師走となり、今年も残り少なくなってまいりました。議員各位には年の瀬が迫り、何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして、心から敬意を表す次第でございます。

さて、本定例会に町長から提案されます諸議案は、いずれも重要な内容を有するものでございます。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な結論が得られますよう切望する次第であります。

寒気いよいよ厳しくなりますが、各位にはご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます、開会のあいさつといたします。

事務連絡を申し上げます。

本日、公共土木施設現年災害の査定が予定されております。担当課長が欠席中ですが、ご了解をお願いいたします。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第1号により執り行います。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

7番 望月重久君

8番 鈴木俊一君

9番 深沢柳太郎君

以上、3名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第3 会期の決定を行います。

会期の決定につきましては、あらかじめ議員全員協議会でご了承を得ておりますが、改めて日程案について、議会運営委員会委員長より上程をいたします。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（深沢瀨君）

それでは、平成16年身延町議会12月定例会日程案について、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

日時、月日、区分、会議時刻、事柄の順で朗読をいたします。

（以下、平成16年身延町議会第1回定例会日程案朗読につき省略）

以上でございます。

議長において、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○議長（伊藤春三君）

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長の上程のとおり、会期は平成16年12月13日から12月20日までの8日間と決定することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は平成16年12月13日から12月20日までの8日間と決定いたしました。

日程第4 議会関係諸報告を行います。

局長をして、報告をいただきます。

○議会事務局長（望月悟良君）

それでは議会関係諸報告につきまして、お手元の資料によりましてご報告を申し上げます。

（議会関係諸報告朗読につき省略）

日程第5 町長施政報告

町長。

○町長（依田光弥君）

皆さん、おはようございます。

いよいよ師走も半ばになりまして、大変寒さも厳しくなっています。また、議員の皆さん方には、本日は大変ご苦労さまでございます。

ご指名を頂戴いたしましたので、施政報告をさせていただきたいと思っております。

本日ここに身延町議会平成16年第1回定例会が開催されるに当たりまして、町政執行に向けての所信の一端と提出をいたしました議案の概要について、説明をさせていただきます。議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、我が国経済の最近の動向を見ますと、景気はこのところ一部に弱い動きが見られるものの回復が続いており、先行きにつきましても、原油価格の動向が内外経済に与える影響や世界経済の動向等には留意する必要がありますが、国内民間需要が着実に増加していることから、景気回復が続くと見込まれます。

一方、県内の景気につきましては、全体として回復に向けた動きを維持しておりますが、生産活動には労働一服感がうかがわれ、業種によっては依然として厳しい経営環境であります。

また、三位一体の改革につきましては、先月26日、政府与党がその全体像を決定いたしました。その中において、国庫補助負担金の改革につきましては、平成18年度までに、県がその堅持を強く求めていた、義務教育費国庫負担金8,500億円程度を含む2兆8,380億円程度の廃止・縮減等を行うこととされております。

地方交付税の改革につきましては、平成17年、18年度は地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保することとされておりますが、地方交付税の所要額の確保が確実になされるよう、国の動きを注視する必要があると考えております。

このように、今回、決定された全体像においては、国庫補助負担金の改革や税源移譲等についての大枠は示されたものの、個別の国庫補助負担金の廃止、縮減等の取り扱いや税源移譲の具体的な内容は示されておられません。

今後は地方の裁量を拡大し、地方が自主性を発揮することができる、具体的な内容が示されるとともに、地方交付税制度の財源補償、財源調整の両機能が堅持され、所要額が確保されるよう、全国町村会等、あらゆる機会を通じて、国に対して強く働きかけていく必要があります。

また現在、国においては三位一体の改革への対応と合わせて、明年度予算編成作業が進められておりますが、地方主権を確立し、自立経営を実現していくためには、自らの権限と責任において、より効率的な行財政運営を行うとともに、国の施策、制度の充実強化や町の施策に関わる財源の確保が極めて重要であります。

このため、今後とも県選出国會議員、県議會議員、各位をはじめ関係団体のご協力をいただきながら、国に対する提案、要望の実現に向け、全力を傾注してまいります。

また、教育水準の維持向上を含む義務教育のあり方につきましては、平成17年秋までに、中央教育審議会において結論を得ることとされており、幅広く検討が行われることを期待しておりますが、暫定措置とはいえ、義務教育費国庫負担金が廃止・縮減の対象とされたことは、教育論が真摯に行われることなく、財政論に終始した結果であると考えております。

改革の推進により、今後一段と厳しい財政運用を強いられることが予想されますが、そのような中におきましても、町民の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、明日の身延の発展を担う子どもたちが、たくましく心豊かに成長できる教育環境づくりに尽力してまいりたいと考えております。

また、国民健康保険の都道府県負担の導入や公共事業関連補助金の交付金化を行うこととされておりますが、単に地方への一方的な負担転嫁や従前と同様の国の権限や関与を残すことにならないよう、地方の自由度を高める具体的な仕組みを構築する必要があると考えております。

税源移譲につきましては、おおむね3兆円規模を目指すこととされたものの、具体的な積み上げは、その8割にあたる2兆4,160億円程度となっている上に、廃止・縮減の対象とされた国庫補助負担金のうち4,700億円程度はスリム化の改革分として、税源移譲の対象から除かれるなど、厳しい内容となっております。

また、所得税から個人住民税への税源移譲が行われる場合でも、本町のように財政力の弱い地方団体では、削減額に見合う税収が確保されないものと見込まれることから、この不足額については、地方交付税により確実に財源措置されることが必要であります。

このような中で、町行財政改革に臨んでは、今後の厳しい財政運営に向けて、費用対効果の視点に立って、事を進めるとともに、旧来の行政慣行や既成概念、システムにとらわれず、個別の事業の精査、見直しや効率化による効果的行政の取り組みに加え、徹底した経常経費の削減に取り組んでまいります。

経費節減につきましては、様々な角度から徹底した事務事業の見直しを行うとともに、限られた財源の重点的かつ効果的な配分を行うなど、自助自立を基本として、あらゆる工夫を重ねていく所存であります。

旧身延町は、これまで身延山観光を、また旧下部町は下部温泉、本栖湖、また旧中富町ではなかとみ和紙の里等の観光を機軸に発展してきましたが、新町においても、当地域を支える原動力である観光をベースに他産業の連携を強めながら、相互に相乗的な発展が展開され、地域の経済の活力を維持することに努めてまいります。

また、本栖湖西岸の整備等については、自然を保護する観光地にふさわしい整備が必要と心得ております。

続いて、環境にふれますと、観光地としての魅力に自然保護は欠かせないところでございますが、衛生的な住環境を確保する上に、限りある資源を次代へ引き継ぐため、リサイクル、リユース、リデュースを推進してまいります。

さらに下水道事業への取り組みについては継続、新規、それぞれの事業を積極的に進めてまいります。

少子高齢化の進展は、福祉や医療面の行政需要を増大させてくることが予想されるところでありますが、地域の施設面での整備を図りながら、介護保険事業によるデイサービスをより向

上させることなど、施設と在宅介護の中継機能の充実、診療所、介護支援拠点施設、公民館等の機能を充実強化することによって、健康の増進や福祉の充実が図れるものと確信をしておるところであります。

地震防災の取り組みにつきましては災害防止、住民の安全確保の元となる地域防災計画の策定を急ぎ、また各集落ごとの自主防災組織の充実と集落ごとの防災マップの自主的な作成等の支援をしまいたいと存じております。

さらに、町民の皆さまと共同で新町を経営すべく、各種団体をはじめ町民の皆さんとの対話を重ねるなど、ご意見をお聞きするとともに、地域審議会での審議を行っていただくべく、ただいま準備を進めておるところでございます。

また、新町建設計画におけるプロジェクトの中で優先すべきは何かを見極め、合併効果を最大限に生かせる施策の実現に全力を注いでまいります。

特に、合併で新しく誕生した身延町は四季折々の美しい自然を求めて、多くの人々が訪れてくれます。国においては観光を軸としての経済活性、いわゆる観光立国を打ち上げ、山梨県においても、本年、観光部が設置をされ、観光立県を目指して富士の国やまなしの推進事業は、着々と進められておるところであります。

このような時代背景を十分考慮し、身延山、下部温泉、本栖湖、西島、なかとみ和紙の里、富士川クラフトパーク等、当地域を支える原動力である観光をベースに、他産業と連携を強めながら相互に相乗的な発展が展開され、本町の経済力の活力を維持することに努めてまいります。

観光関連産業活性化は温泉事業、クラフトパーク等の充実に加え、地場製品のブランド化でイメージアップを図り、特産品開発など地産地消の流通をも意識した施策を展開し、地域の特性を生かした開発が必要と感じております。

次に道路網基盤整備においては、国道52号、300号を機軸とした、これらとのアクセス道路と市川大門下部身延線などの県道整備の促進、また中部横断自動車道、早期実現に向けて協議会の総力を結集して、要望活動を重ねてまいりたいと存じておるところでございます。

こうした道路網の整備や地域の連帯を強化し、子どもや高齢者をはじめ、歩行者の安全確保に、防災道路としても、また観光道路としても、大きく寄与するものでありますので、積極的に取り組んでまいりたいと存じております。

これからも新町の皆さまの英知をいただき、身延町の発展と開かれた町政推進のため、職員ともども誠心誠意精進してまいりますので、議員各位のなお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

本町の誕生は平成14年7月から合併に関する、さまざまな協議会が重ねられ、今日に至っておりますが、この新生身延町を議員各位とともに、手を携えて守り、育てていくことが我々に与えられた使命であると感じておるところでございます。

以上、初定例議会にあたっての所信とさせていただきます。

続いて、今議会に提案いたしました議案等について説明を申し上げます。

提出案件は全部で43件であります。内訳は条例等の議案が7件、16年度、17年度の身延町過疎地域自立促進計画の議案が2件、合併による一部事務組合等に関わる議案3件、一般会計ほか特別会計の平成16年度本予算等の議案が28件、加えて人事の同意案件が2件でございます。

次に予算のほうへ移らせていただきますが、議案第28号 平成16年度身延町一般会計について提案理由を申し上げます。

先に述べたように、9月13日の合併による大きな目標の1つとして、行財政基盤の強化が掲げられています。均衡ある発展、魅力ある地域づくり、さらには従来に増した質の高いサービスに corres するべく、職員ともども事務事業の推進に取り組んでいるところでございますが、一般会計の予算の主なものにつきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、歳入のうち町税であります。歳入予算額、全体の7.2%の割合となります。6億283万9千円の計上をさせていただきました。

次に、本町の大きな一般財源であります地方交付税には、25億367万1千円の計上をさせていただきます。歳入予算額の割合では30.2%となります。

次に国庫支出金であります。社会福祉費国庫負担金補助金、さらには災害復旧費補助金などによる4億3,739万2千円の計上であります。

県支出金につきましては市町村合併支援特例交付金、農林水産業施設災害復旧費補助金などによる6億3,141万8千円の計上をさせていただきました。

次に町債であります。臨時財政対策債5億7,350万円など19億6,190万円の計上をさせていただきました。

歳入総額といたしましては、82億8,824万2千円の計上であります。

次に歳出の主なものにつきまして、ご説明を申し上げます。

まず議会費であります。議員報酬ならびに身延議会だより発行経費など、1億164万1千円の計上であります。

次に総務費につきましては、合併記念事業として、平成17年2月19日に開町記念式典の計画をさせていただきました。開町記念式典には合併の協議推進に向け、多大なご尽力をいただいた関係者をご招待申し上げ、執り行う計画であります。また、合併による町民の交流を深めるため、芸能人による開町記念事業も併せて計画をさせていただきました。総務費の総額では13億5,053万4千円の計上であります。

次に民生費であります。急速な高齢化に伴い、介護を必要とする高齢者も増加している中、老人の保護措置費、老人保健特別会計、介護保険特別会計などへの繰出金、さらには公立保育園5園をはじめとした民間保育園の運営費など、12億3,301万7千円の計上であります。

次に衛生費であります。豊かな自然環境を保全しながら、町民の健康増進と生活環境衛生向上に要する事業費、さらには簡易水道事業特別会計繰出金など6億8,231万3千円の計上であります。

次に労働費であります。緊急地域雇用創出特別基金事業、働く婦人の家運営費などに754万9千円の計上であります。

次に農林水産業費であります。まず農業振興費としまして、農作物を有害鳥獣から守るための事業費、また農業生産の向上、労力の軽減を図るために農道整備、ならびに用水路の改修事業、ならびに中山間地域総合農地防災事業費など、林業振興といたしましては広域基幹林道三石山線開設事業、林道改良舗装事業、小規模治山事業費など合わせて4億8,881万円の計上であります。

次に商工費であります。商工会や地場産業センターなどを主体とした振興費や身延山、和紙の里、下部温泉郷などの観光施設を核としつつ、交流人口の増大を目指した観光費など7,

615万9千円の計上であります。

次に土木費であります。地域住民の安全な通行を確保するために、町道の維持管理費ならびに道路改良費、町営住宅の維持管理費、さらには公共下水道事業等、特別会計への繰出金など9億8,086万1千円の計上であります。

次に消防費につきましては、消防団の施設整備の充実とともに災害防止、住民の安全確保の元となる防災計画を早期に策定し、住民の防災意識の高揚に努めたく、地域防災計画作成業務委託費など、1億1,839万円の計上であります。

次に教育費であります。学校教育、社会教育の充実や文化的意識の向上に向け、特に身延北小学校は校舎の老朽化、さらには学校敷地の返還などの事情により、本年度用地の確保、造成工事の関連経費を計上させていただきました。さらには小中学校それぞれの管理費、ならびに教育振興費、生涯学習の推進、町民の健康増進に向けた体育施設整備費などに要する経費として12億4,369万8千円の計上であります。

次に災害復旧費であります。本年は例年になく台風が多く発生し、特に10月の台風22号、23号によって、町道をはじめ農林業施設に被害が発生したことにより、これら復旧に関する経費として1億7,472万9千円の計上であります。

次に公債費であります。元利償還金として17億6,433万円の計上であります。

歳入歳出それぞれ82億8,824万2千円の計上であります。

なお、身延町地域防災計画作成業務委託については、673万1千円の繰越明許費の設定をさせていただきました。

また、身延町中学生海外修学旅行補助金について、326万円の債務負担行為の設定をさせていただきました。

次に特別会計につきましては、身延町国民健康保険特別会計をはじめ、28の特別会計の予算も合わせて提案をさせていただいております。これら特別会計につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上、身延町一般会計の歳入歳出の概略につきまして、説明を申し上げます。

また、条例等につきましても、簡単な説明をさせていただいたわけですが、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、上程をいたしました議案の説明、ならびに施政の報告をさせていただきました。大変ありがとうございました。

## 日程第6 提出議案の報告並びに上程を行います。

議案第16号 身延町行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

議案第17号 身延町老人医療費助成金支給条例の全部改正について

議案第18号 身延町税条例の一部を改正する条例について

議案第19号 身延町農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例について

議案第20号 身延町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 2 1 号 身延町公民館条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 2 号 身延町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 3 号 身延町過疎地域自立促進計画（平成 1 6 年 9 月～平成 1 7 年 3 月）について
- 議案第 2 4 号 身延町過疎地域自立促進計画（平成 1 7 年 4 月～平成 2 2 年 3 月）について
- 議案第 2 5 号 甲斐市、身延町、笛吹市及び北杜市の設置に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第 2 6 号 甲斐市、身延町、笛吹市及び北杜市の設置に伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 議案第 2 7 号 甲斐市、身延町、笛吹市及び北杜市の設置に伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更について
- 議案第 2 8 号 平成 1 6 年度身延町一般会計予算について
- 議案第 2 9 号 平成 1 6 年度身延町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 3 0 号 平成 1 6 年度身延町老人保健特別会計予算について
- 議案第 3 1 号 平成 1 6 年度身延町介護保険特別会計予算について
- 議案第 3 2 号 平成 1 6 年度身延町介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第 3 3 号 平成 1 6 年度身延町町営診療所事業特別会計予算について
- 議案第 3 4 号 平成 1 6 年度身延町下部簡易水道事業等特別会計予算について
- 議案第 3 5 号 平成 1 6 年度身延町清沢簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第 3 6 号 平成 1 6 年度身延町中富簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第 3 7 号 平成 1 6 年度身延町身延簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第 3 8 号 平成 1 6 年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算について
- 議案第 3 9 号 平成 1 6 年度身延町中富公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第 4 0 号 平成 1 6 年度身延町身延下水道事業特別会計予算について
- 議案第 4 1 号 平成 1 6 年度身延町青少年自然の里特別会計予算について
- 議案第 4 2 号 平成 1 6 年度身延町なかとみ和紙の里特別会計予算について
- 議案第 4 3 号 平成 1 6 年度身延町なかとみ現代工芸美術館特別会計予算について
- 議案第 4 4 号 平成 1 6 年度身延町高齢者保養施設事業特別会計予算について
- 議案第 4 5 号 平成 1 6 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第 4 6 号 平成 1 6 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第 4 7 号 平成 1 6 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第 4 8 号 平成 1 6 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第 4 9 号 平成 1 6 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第 5 0 号 平成 1 6 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第 5 1 号 平成 1 6 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第 5 2 号 平成 1 6 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第 5 3 号 平成 1 6 年度身延町西嶋財産区特別会計予算について
- 議案第 5 4 号 平成 1 6 年度身延町曙財産区特別会計予算について
- 議案第 5 5 号 平成 1 6 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算について

議案第 56 号 平成 16 年度身延町下山地区財産区特別会計予算について  
議案第 57 号 身延町大河内地区財産区管理会委員の選任について  
議案第 58 号 身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について  
請願第 1 号 郵政事業の現行経営形態の堅持に関する請願  
以上 4 4 件を一括上程いたします。

日程第 7 提出議案の説明を求めます。

説明については、過日の全員協議会で概要説明をさせていただきますので、当局の説明は簡潔にして要を得た説明をお願いいたします。

議案第 16 号から議案第 58 号までの提案説明をお願いし、なお詳細につきましては、その後、担当課長から補足説明をいただきます。

町長。

○町長（依田光弥君）

それでは、私のほうから議案第 16 号以下、説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

議案第 16 号 身延町行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

身延町行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例の議案を提出する。

平成 16 年 12 月 13 日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律に準じて、市町村の行政手続等について、他の条例等の規定により書面等により行うものを、これに加えオンライン等により行うことができるようにするため、各手続き等に共通する事項を定める条例を制定する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第 17 号 身延町老人医療費助成金支給条例の制定について。

身延町老人医療費助成金支給条例の議案を提出する。

平成 16 年 12 月 13 日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

山梨県老人医療制度の見直しによる山梨県老人医療費支給事業補助金交付要綱の改正に伴い、本条例の全部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第 18 号 身延町税条例の一部を改正する条例について

身延町税条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成 16 年 12 月 13 日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 17 号）が、平成 16 年 3 月 31 日に

公布されたことに伴い、本条例を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第19号 身延町農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例について

身延町農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）が、平成16年3月31日に公布されたことに伴い、本条例を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第20号 身延町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例について

身延町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）が平成16年3月31日に公布されたことに伴い、本条例を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第21号 身延町公民館条例の一部を改正する条例について

身延町公民館条例（平成16年身延町条例第95号）の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

身延町国民健康保険大須成診療所および身延町国民健康保険曙診療所の新築に伴い、中富地区公民館大須成分館および中富地区公民館曙分館の位置を、両診療所とするための分館の位置を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第22号 身延町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について

身延町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

身延町国民健康保険大須成診療所および身延町国民健康保険曙診療所の新築に伴い、設置位置が変わるため、条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第23号 身延町過疎地域自立促進計画（自平成16年9月～至平成17年3月）について

身延町過疎地域自立促進計画（平成16年9月～平成17年3月）について、次のとおり議案を提出する。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由でございますが、合併に伴い、新たに身延町過疎地域自立促進計画（自平成16年9月～至平成17年3月）を定める必要がある。

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項には、計画を定めるにあたり、議会の議決を経ることと規定されている。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第24号 身延町過疎地域自立促進計画（自平成17年4月～至平成22年3月）について

身延町過疎地域自立促進計画（自平成17年4月 至平成22年3月）について、次のとおり議案を提出する。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

身延町過疎地域自立促進計画（自平成16年9月 至平成17年3月）の終了に伴い、新たに身延町過疎地域自立促進計画（自平成17年4月 至平成22年3月）を定める必要がある。

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項には、計画を定めるに当たり、議会の議決を経ることと規定されている。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第25号 甲斐市、身延町、笛吹市及び北杜市の設置に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について

甲斐市、身延町、笛吹市及び北杜市の設置に伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の3第1項の規定を適用し、山梨県市町村総合事務組合が当該4市町村の区域における事務を従前の例により行うものとしたことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、山梨県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

山梨県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約（別紙）

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

提案理由

甲斐市、身延町、笛吹市及び北杜市の設置に伴い、市町村の合併の特例に関する法律第9条の3第1項の規定を適用し、山梨県市町村総合事務組合が当該4市町村の区域における事務を従前の例により行うものとしたことについて、地方自治法第286条第1項の規定に、山梨県市町村総合事務組合規約の変更に関わる協議が必要であり、この協議には同法第290条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第26号 甲斐市、身延町、笛吹市及び北杜市の設置に伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について

甲斐市、身延町、笛吹市及び北杜市の設置に伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の3第1項の規定を適用し、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合が当該4市町の区域における事務を従前の例により行うものとしたことについて、地方自治法（昭和22年法律第67条）第286条第1項の規定により、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合同約を、次のとおり変更する。

山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合同約の一部を改正する規約（別紙）

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

#### 提案理由

甲斐市、身延町、笛吹市及び北杜市の設置に伴い、市町村の合併の特例に関する法律第9条の3第1項の規定を適用し、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合が当該4市町の区域における事務を従前の例により行うものとしたことについて、地方自治法第286条第1項の規定により、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更に関わる協議が必要であり、この協議には同法第290条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第27号 甲斐市、身延町、笛吹市及び北杜市の設置に伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更について

甲斐市、身延町、笛吹市及び北杜市の設置に伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の3第1項の規定を適用し、山梨県市町村自治センターが当該4市町の区域における事務を従前の例により行うものとしたことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数を、次のとおり変更する。

1. 竜王町、敷島町及び双葉町が平成16年8月31日をもって山梨県市町村自治センターを脱退し、甲斐市が平成16年9月1日から山梨県市町村に加入したので、山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数を変更する。
2. 下部町、中富町及び身延町が平成16年9月12日をもって、山梨県市町村自治センターを脱退し、身延町が平成16年9月13日から山梨県市町村自治センターに加入したので、山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数を変更する。
3. 春日居町、石和町、御坂町、一宮町、八代町及び境川村が平成16年10月1日をもって山梨県市町村自治センターを脱退し、笛吹市が平成16年10月12日から山梨県市町村自治センターに加入したので、山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数を変更する。
4. 明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町及び武川村が平成16年10月31日をもって山梨県市町村自治センターを脱退し、北杜市が平成16年11月1日から山梨県市町村自治センターに加入したので、山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数を変更する。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

## 提案理由

甲斐市、身延町、笛吹市及び北杜市の設置に伴い、山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数を変更する協議が必要であり、この協議には地方自治法第129条の規定により議会の経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由であります。

### 議案第28号 平成16年度身延町一般会計予算

平成16年度身延町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8億8,824万2千円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

#### (繰越明許費)

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

#### (債務負担行為)

第3条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は「第3表 債務負担行為」による。

#### (地方債)

第4条、地方自治法第203条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は「第4表 地方債」による。

#### (一時借入金)

第5条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定める。

#### (歳出予算の流用)

第6条、地方自治法第220条第2項、ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

1、各項に計上した給料、職員手当および共済費(賃金に関わる共済費を除く)に関わる予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の款の流用。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

次に、特別会計のほうへ移らせていただきます。

次に議案第29号 平成16年度身延町国民健康保険特別会計予算。

平成16年度身延町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出にそれぞれ1億3,782万5千円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

#### (歳出予算の流用)

第2条、地方自治法第220条第2項、ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

- 1、各項に計上した給料、職員手当および共済費（賃金に関わる共済費を除く）に関わる予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の款の流用。
- （2）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の款の流用。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

次に議案第30号 平成16年度身延町老人保健特別会計予算。

平成16年度身延町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19億9,836万9千円と定める。

- 2、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

以上。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

議案第31号 平成16年度身延町介護保険特別会計予算

平成16年度身延町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9億9,608万8千円と定める。

- 2、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

以下、略させていただきます。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

議案第32号 平成16年度身延町介護サービス事業特別会計予算

平成16年度身延町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,942万円と定める。

- 2、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

以下、略させていただきます。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

次に議案第33号 平成16年度身延町町営診療所事業特別会計予算。

平成16年度身延町の町営診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,147万9千円と定める。

- 2、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

以下、略させていただきます。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

次に議案第34号 平成16年度身延町下部簡易水道事業等特別会計予算。

平成16年度身延町の下部簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7,574万6千円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

以下、略させていただきます。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

次に議案第35号でございます。平成16年度身延町清沢簡易水道事業特別会計予算。

平成16年度身延町の清沢簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ112万6千円と定める。

以下、略させていただきます。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

次に議案第36号 平成16年度身延町中富簡易水道事業特別会計予算。

平成16年度身延町の中富簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億5,325万6千円と定める。

以下、省略をさせていただきます。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

では、大変申し訳ございませんが、ここでちょっとよろしいでしょうか。

○議長(伊藤春三君)

暫時休憩いたします。

私の時計で10時30分まで、休憩願いたいと思います。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

○議長(伊藤春三君)

再開いたします。

町長。

○町長(依田光弥君)

それでは、引き続いて説明をさせていただきます。

議案第36号まで終わらせていただいたので、議案第37号から説明をさせていただきます。

平成16年度身延町身延簡易水道事業特別会計予算

平成16年度身延町の身延簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億9,266万7千円と定める。

以下、省略をさせていただきます。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

議案第38号 平成16年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算

平成16年度身延町の農業集落排水事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,232万5千円と定める。

以下、省略をさせていただきます。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

議案第39号 平成16年度身延町中富公共下水道事業特別会計予算

平成16年度身延町の中富公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億6,308万3千円と定める。

以下、省略をさせていただきます。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

議案第40号 平成16年度身延町身延下水道事業特別会計予算

平成16年度身延町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億6,295万9千円と定める。

以下、省略いたします。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

議案第41号 平成16年度身延町青少年自然の里特別会計予算

平成16年度身延町の青少年自然の里特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,567万5千円と定める。

以下、省略をさせていただきます。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

議案第42号 平成16年度身延町なかとみ和紙の里特別会計予算

平成16年度身延町のなかとみ和紙の里特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,980万4千円と定める。

以下、省略をいたします。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

議案第43号 平成16年度身延町なかとみ現代工芸美術館特別会計予算  
平成16年度身延町のなかとみ現在工芸美術館特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,108万8千円と定める。  
以下、省略をいたします。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

議案第44号 平成16年度身延町高齢者保養施設事業特別会計予算  
平成16年度身延町の高齢者保養施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,105万1千円と定める。  
以下、省略をさせていただきます。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

議案第45号 平成16年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成16年度身延町の大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ92万9千円と定める。  
以下、省略をさせていただきます。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

議案第46号 平成16年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算  
平成16年度身延町の広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ281万8千円と定める。  
以下、省略をさせていただきます。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

議案第47号 平成16年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算  
平成16年度身延町の第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ18万5千円と定める。  
以下、略します。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

議案第48号 平成16年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成16年度身延町の第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ25万8千円と定める。

以下、省略をさせていただきます。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

議案第49号 平成16年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成16年度身延町の大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ44万8千円と定める。

以下、省略をさせていただきます。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

議案第50号 平成16年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成16年度身延町の仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ29万7千円と定める。

以下、省略をさせていただきます。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

議案第51号 平成16年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成16年度身延町の姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ79万円と定める。

以下、省略をさせていただきます。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

議案第52号 平成16年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成16年度身延町の入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ54万8千円と定める。

以下、省略をさせていただきます。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

議案第53号 平成16年度身延町西嶋財産区特別会計予算

平成16年度身延町の西嶋財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ40万5千円と定める。

以下、省略をさせていただきます。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

議案第54号 平成16年度身延町曙財産区特別会計予算

平成16年度身延町の曙財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ18万5千円と定める。

以下、省略をさせていただきます。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

次に議案第55号 平成16年度身延町大河内地区財産区特別会計予算。

平成16年度身延町の大河内地区財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19万9千円と定める。

以下、省略をさせていただきます。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

議案第56号 平成16年度身延町下山地区財産区特別会計予算

平成16年度身延町の下山地区財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ22万2千円と定める。

以下、省略をさせていただきます。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

以上で、特別会計の説明を終わらせていただきます。

次に議案第57号 身延町大河内地区財産区管理委員会委員の選任について。

身延町大河内地区財産区管理委員会に下記の者を選任したいので、身延町財産区管理委員会条例第3条の規定により、議会の同意を求めます。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

記

身延町大河内地区財産各管理委員

住所、氏名、生年月日と朗読をさせていただきます。

身延町和田1969番地、松永竹久、大正15年5月6日。

身延町大崩335番地、佐野俊三、昭和2年8月16日。

身延町角打175番地、平田登、昭和9年2月4日。

身延町大島1500番地、小笠原修治、昭和10年1月24日。

身延町帯金2345番地、長谷川郁夫、昭和12年6月25日。

身延町樋之上8番地、瀧川正長、昭和18年10月25日。

身延町帯金659番地1、吉野賢造、昭和20年5月20日。

提案理由でございますが、身延町大河内財産区管理会委員の任期が満了するため、委員を選任したい。

これが、この議案を提出する理由でございます。

議案第58号 身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について

身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、身延町恩賜県有財産保護財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めらる。

平成16年12月13日 提出

身延町長 依田光弥

#### 記

身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員

住所、氏名、生年月日と朗読をさせていただきます。

身延町椿草里384番地、吉野政市、大正12年9月28日。

身延町帯金2734番地、鈴木進、昭和3年2月22日。

身延町大崩152番地、佐野馨、昭和6年9月14日。

身延町大島4939番地、依田至、昭和7年3月31日。

身延町大島1284番地、名取好己、昭和7年11月24日。

身延町大島1500番地、小笠原修治、昭和10年1月24日。

身延町帯金3549番地12、松野拓、昭和32年10月17日。

提案理由

身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会委員の任期が満了するため、委員を選任したい。

これが、この議案を提出する理由であります。

以上、提出した案件につきまして、ご説明を申し上げます。

なお、一般会計と特別会計の説明につきましては、担当課長から詳細説明をさせていただくわけでございますが、私の先ほどの所信と、そして議案の説明のところ、主要事業についての予算等につきましては、ご説明をさせていただきましたので、ご理解を頂戴いたしたいなと思っております。

大変、長時間にわたりまして、ご協力を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。

以上で、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤春三君）

町長の提案説明が終わりました。

先ほど申し上げましたが、担当課長の補足説明は簡潔にお願いをしたいと思います。

議案第16号 身延町行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例について  
企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

議案第16号の補足説明をさせていただきます。

まず、条文の関係に入っていきたいと思いますが、身延町行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例でございます。

第1条につきましては、過日も説明させていただきましたけど、通則条例。これからまた、電子による、つまりパソコンによる電子申請ができる業務が平成17年1月から、またスタートいたします。その際、また条例を改正していく煩わしさを排除するために、本条例を設けた点が第1条に説明がされてございます。

それから第2条以降、この定義につきましては、これまでも各町におきます行政手続き条例等で説明もされてきておりますので、省かせていただきます。

それで、第3条でございます。電子情報処理組織による申請等。電子情報処理組織というと、非常に難しいような文言でございますけど、つまり各家庭におけるパソコンと、町で設置されているパソコン等を、オンラインで申請できるシステムのことを電子情報処理組織というようなことで説明をしてございます。

それで、この電子情報処理組織を使いまして、2項で、まず、各これまでの申請等につきましては条例、あるいは規則に基づきまして、書面等で提出等というふうなことが明記されてございますけど、ここにありますとおり、前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により、行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなしてということで、つまり、他の条例では書面等で提出しなさいとなっているものを電子申請することによって、書面等とみなし規定を2項で定めたものでございます。

それから3項でございます。文書につきましてはの到達につきましては、それぞれ受け付けをした時点で、到達とみなすということもされておりますけど、電子情報の場合は町が設置されておりますが、ファイルサーバーへ到達した時点、ここで到達時期規定を設けてございます。

つまり、そのファイルへの記録がされたときに、当該、町の機関に到達したものとみなすというふうな規定でございます。

それから4項でございます。これにつきましては、通常の文章でありますと、それぞれ皆さんが記名、捺印をして申請をするわけですけど、ここでは電子署名等というようなことで、こちらに住民基本台帳カードがございまして、この中にチップとして、私は私なりの証明できるものが、ここにインプットされております。こういうものをもって、電子、つまりサインに代わまして、電子署名と代替可能というふうなことで、規定されてございます。

これまでが文書の申請の第3条につきましては、パソコンとパソコンによる申請等を記述してございまして、第4条につきましては、今後は決定通知等、これもやはり通常の文章、条例等でこれまで、すべて文章をもって発送してということになりますけど、今度は電子、パソコンを通して通知ができるというふうなことで、第4条第1項、それから2項も、こちらの通知も書面等とみなす規定になってございまして、3項におきましても到達時期は、そこにありますけど、各家庭におけるパソコンに記録された時点に到達したものとみなすというふうな規定になってございます。

それから4項も同じく署名等、代替可能規定というふうなことで規定されてございます。

次に電磁的記録による縦覧等ということで、通常、縦覧をする場合は書面等、皆さんのほう

から申請をしていただいて、書面による縦覧で行いますけど、これからは電子を通して、つまりパソコンを通して、縦覧もできる規定が第5条で掲げてございます。

それから第6条、電磁的記録による作成等、これもパソコンによる作成等というようなことで、読み替えをしていただきたいと思います。

それから、次に裏のほうへ入っていただきたいと思います。

4ページでございます。

この条例は附則でございますけど、この条例は公布の日から施行するというので、それで2項目に身延町行政手続きの一部を次のように改正する。

第8条第1項中、「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

これはちょっと、このままではちょっと分かりづらいわけですけど、まず、身延町手続き条例第8条第1項の中では理由の提示ということがございまして、行政庁、町が各皆さま方から申請により、求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対して同時に当該処分の理由を示さなければならないということになっております。

ただし、添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときは、これを示せば足りるということで、つまり、これまでは、こちらが提示した書類でよかったんですけど、今度は電子情報になりますと、電磁的ということで、そこへ以下、または電磁的記録を加えるということで、そのような手続きがされた。

それから参考でございますけど、身延町印鑑条例の一部改正。これにつきましては、平成16年の4月1日に電子業務がスタートした際に、各町で印鑑条例を改正しまして、業務を開始しているわけですけど、今回、この部分が重複するというふうなことで、削除いたしましたものでございます。

以上、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（伊藤春三君）

議案第17号 身延町老人医療費助成金支給条例について

町民課長。

○町民課長（遠藤和美君）

それでは議案第17号 身延町老人医療費助成金支給条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、町長の提案説明にもありましたように、山梨県老人医療費支給事業補助金交付要綱の改正に伴うものです。

主な改正点は第3条の対象者の要件ですが、今回は大幅な条文整備に伴う改正もあったので、全部改正をさせていただきました。

それでは条文につきましては、朗読は省略させていただきます、改正部分について説明をさせていただきます。

まず第2条、用語の定義では1ページですけど、医療保険各法および保険給付について羅列してありましたものを号仕立てに改めまして、分かりやすくさせていただきました。

それから、ここが主な改正の大きなところでありますが、第3条の対象者です。対象になる要件が町内に住所がある方で、医療保険に加入している方のうち、現行制度では68歳、69歳の方と65歳から75歳の一人暮らしで町内に一親等の血族および配偶者がなく、いずれも所得が一定の基準以下の方が対象となっておりますが、新制度では68歳、69歳の方で同一

世帯全員が町民税の非課税の方となりました。ここが、この条例の大きな改正点であります。

それから第4条の受給者証の交付、それから2ページにいきまして、第5条の変更等の届け出。3ページの第12条、譲渡等の禁止および第13条の医療費助成金の非支給につきましては、現行でも行われておりました事務処理であります。その内容をより明確にするために、新たに加えられた条文であります。

なお、これ以外の条文につきましては、追加、これらの行に追加条文等により条が繰り下げられておりますが、その内容については変わっておりません。

それから4ページにいきまして、附則でございますが、この条例は平成17年4月1日から施行することとなります。

また、経過措置といたしましては、施行日の前日、平成17年3月31日までに、受給者証の交付を受けている場合は引き続き、現行の制度が受けることとできるようになっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤春三君）

議案第18号 身延町税条例の一部を改正する条例について

議案第19号 身延町農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例について

議案第20号 身延町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例について

以上3件について、税務課長をお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（望月世津子君）

議案第18号、議案第19号および議案第20号につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、ならびに所得税法等の一部を改正する法律等が平成16年3月31日に公布されたことに伴いまして、合併前の旧町の議会において、それぞれ承認、または議決いただいた案件であります。施行日が合併日以降の改正箇所につきましては、9月13日から施行されております合併後の身延町の条例には反映されておられません。これらにつきましては、構成執務上、改めて改正の必要があることから、本定例会に提出させていただいたところでございます。

改正内容につきましては、すでにご承知いただいていることとは思いますが、再度、簡略に説明させていただきます。

まず、議案第18号の身延町税条例の一部を改正する条例についてでございますが、本文の第34条の2、所得控除の改正は個人住民税、所得割の納税義務者が65歳以上の者で、合計所得金額が1千万円以下の者にかかる老年者控除は、廃止することとされました。この規定は平成17年1月1日から施行し、平成18年度分以後の個人住民税から適用となります。

次に、附則の第2条第2項の均等割の税率の改正であります。

個人住民税均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で、夫と同じ町内に住所を有する者に対する均等割を非課税とする措置を廃止いたしまして、平成17年度分は2分の1の額、1,500円課税し、平成18年度分から全額3千円で課税することとなります。

次に、議案第19号の身延町農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例でございます。

租税特別措置法の特定地域における、工業用機械等の特別償却の地域および資産等の範囲を定める規定が削除されたための号ずれに伴い、行われる改正でありまして、減価償却の経過措置として、実施計画に定められた工業等導入地区内において、実施計画が定められた日から平成21年12月31日までの間に取得等をする工業用機械等については、旧租税特別措置法の第12条第1項第1号および第45条第1項第1号の規定は、なお、その効力を有するとする規定を加える改正であります。

これにつきましては、平成17年1月1日から施行されます。

最後に、議案第20号の身延町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これも議案第19号と同様、租税特別措置法の特定地域における工業用機械等の特別償却の地域および資産等の範囲を定める規定が削除されたための号ずれに伴うものでありまして、これも平成17年1月1日から施行されます。

以上で、説明は終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（伊藤春三君）

議案第21号 身延町公民館条例の一部を改正する条例について  
生涯学習課長、お願ひします。

○生涯学習課長（佐野治仁君）

議案第21号につきまして、補足説明をいたします。

今回、大須成、曙両診療所の新設に伴いまして、中富地区公民館、大須成分館および曙分館の機能を両診療所内に設置するため、条例を改正するものです。

なお、現在あります大須成分館、大須成診療所が12月に完成予定でございます。完成いたしますと、大須成分館は解体して、診療所の駐車場となります。大須成診療所は大須成、そのまま残しまして、大塩の集落館となりまして、大塩の集落に維持管理をお願いすることになっております。

それから曙診療所につきましては、3月に完成予定でございます。完成いたしますと、現在あります曙診療所は解体いたしまして、中富地区公民館、曙分館は中山集落館として、中山の集落に維持管理をお願いするものであります。

以上、補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤春三君）

議案第22号 身延町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例については、省略をいたします。

議案第23号 身延町過疎地域自立促進計画（平成16年9月～平成17年3月まで）について

議案第24号 身延町過疎地域自立促進計画（平成17年4月～平成22年3月まで）について

以上2件について、企画課長。

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

まず、第23号の議案でございます。

これにつきましては、第24号と基本的事項等につきまして重複する部分がございますので、

24号のほうで説明をさせていただきます。

それで23号につきましては、もうあと平成16年9月から平成17年3月までの期間というふうなことで、現在、行われている事業のみについて説明をさせていただきます。

15ページをお開きいただきたいと思います。

現在、過疎対策債を予定して、事業が行われている部分でございますけど、25ページにつきましては、町道の整備というふうなことで、中学校五条下線改良舗装、旧下部町、それから大石線、それから1つ飛びまして、古関丸畑線、大須成切石線、飯富市街線、田原宮木線、それから本町大庭線、それから本町富山線、これは北小学校への進入路というふうなことで実施されておりまして、本年度の過疎債の約5割を、やはり道路が占めてございます。

次に26ページの右のほうでございますけど、林道として林業基幹道路、三石山線の開設事業、根子線、これは旧下部町でございますけど、過疎債を充当して行われてございます。

次に広域行政情報ネットワークシステムというふうなことで、合併にあたりまして、防災行政無線、それから業務系のシステムの統一を図らなければならないというふうなことで、特別枠をいただきまして、事業を執行してきてございます。

次に29ページでございます。

やはり生活していく上のライフラインというような、最も基本でございます。水道施設につきましては、北部統合簡易水道事業、東部簡易水道水量拡張事業からはじまりまして、沢集落まで6事業を行ってございます。過疎債の予定されている枠の約15%を占めてございます。

次に下水道でございますけど、特定環境保全公共下水道事業からはじまりまして浄化槽、過疎債の枠では、その部分だけでございます。

次に消防施設でございます。

消防団詰め所、これは旧下部、これは下部温泉郷の中にございます。それから旧身延町のほうで耐震性貯水槽を40トンと2基、それから100トンと1基、今年度事業を進めてございます。

以上が現在、それぞれ平成16年度の当初予算、あるいは補正予算に計上をしまして、過疎対策事業債として、過疎債を充当しながら進めてきている事業でございます。

以上で、23号は終わらせていただきます。

それでは議案第24号 身延町過疎地域自立促進計画（平成17年4月から平成22年3月まで）の計画につきまして、これから説明をさせていただきます。

この計画策定にあたりまして、合併以来、相当これは期間を要す内容でございますけど、担当が非常に努力していただきまして、休みなんかも出ていただきまして、今日ここにご提案できる状況になってございます。

それでは、1ページのところから入っていきたいと思います。

まず、基本的な事項でございます。

町の概況というようなことで、新身延町は304.83平方キロと広大な面積を有しておりますけど、宅地はわずか3.55平方キロ、1.2%。農用地も同じく5.47平方キロで、1.8%。それに反し、森林が242.54平方キロと広大な、79.6%を占めているような状況でございます。

町の経済、2ページに入りまして、以降、町の経済、あるいは人口の増大等につきましては、次の5ページのほうをお開きいただきたいと思います。こちらのところで、説明をさせていただきます。

だきます。

新町における人口の推移でございます。これが背景になって、また新しい過疎計画のもとになってございますから、まず確認していただきたい部分がございます。昭和35年と平成12年度を比較してみました。

まず総数でございますけど、昭和35年には3万5,616人ございましたけど、平成12年の国調人口では1万8,021人減というようなことで、1万7,595人、5割近い人口の減というふうな状況になってございます。

次に0歳から14歳でございます。

昭和35年には1万2,269人おりましたけど、平成12年には2,195人という、実に82%からの減少になってございます。

次に15歳から64歳、2万499人が9,845人というようなことで1万654人。やはり52%の減というふうな、非常に減少している状況でございます。それぞれ昭和35年の若年者比率19.3%が、平成12年度が13.5%、それから高齢者比率が逆に8.0%から33.2%、県下でも非常に高い数値になってございます。

次に産業人口の動向につきましては、6ページのほうをちょっと見ていただきたいと思いません。

これも昭和35年と平成12年度を比較しまして、第1次産業につきましては、昭和35年には47.4%が、もう平成12年度は4.6%。本当にわずかな就業人口になってきております。

第2次就業人口につきましては23.0%から39.1%というふうなことで、これらにつきましては、下山地区に工業団地の造成等、企業誘致を進めてきた結果が、この数値になっているという状況がうかがえます。

それから第3次産業でございますけど、昭和35年には29.5%が、実に平成12年度では56.4%というふうなことで、これにつきましては、やはり身延山。年間150万人を超える参拝客、あるいは下部温泉郷の宿泊客等サービス業、あるいは卸し業が突出している状況が統計からうかがえられます。

次に8ページのほうへ入っていただきたいと思えます。

町財政の状況でございます。8の表で説明をさせていただきますけど、歳入総額、新町の財政規模、合わせまして平成15年121億円というふうな数字になってございます。うち一般財源は75億2,116万円で61.7%。主たるものは、交付税ということに依存してございます。

次に義務的経費、これからの財政運営を図るにおいて、ここの数字を把握しておかなければならない分でございますけど、人件費、扶助費、公債費が入った金額でございます。

支出に対しまして34.1%。15年度41億5,572万3千円を占めてございます。反面、投資的経費につきましては24億4,842万2千円というふうなことで、20.1%を占めているという状況でございます。

それでは、9ページのほうへ入っていただきたいと思えます。

財政状況を見る上での参考数値でございますけど、経常収支比率がございます。それぞれ各町とも80%近いというふうなことで、これまでも説明をしてきておりますけど、財政構造の弾力を判断する基準というのは70%が安全措置となっております。いずれも超えてござい

ますから、これから新しいまちづくりに向けて、やはり行財政改革を進めていかなければならない点が、こちらのほうで出てございます。

それから、地方債の現在高でございます。これにつきましては、平成12年度130億円からございましたのが、平成15年度では120億円というふうなことで、全国的に見ますと赤字町債等を発行する中で、本当に起債残高は増えている状況でございますけど、新町におきましては、それぞれ旧町時代において、非常に努力をしていただきまして、10億円からの数字の減となっている状況でございます。

次に、新町の財政計画でございます。

これにつきましては、16年3月31日、協議会で決定をいただいた新町建設計画における財政計画を、こちらのほうでは採用させていただいてございます。

また、平成17年度の地財計画等が示されてございませんので、新町建設計画の財政計画というふうなことで、ご理解いただきたいと思っております。

次に11ページでございます。

これまで、30年間にわたる過疎対策事業等を進めてきてございますけど、やはり本町の非常に厳しい状況の中で、平成14年度末の市町村道の改良率でございます。34万5,468メートルのうち17万1,209メートルということで、改良率が49.6%。同じく舗装率は65.7%。まだまだ低いような、県下的には低い状況になっております。

なお、これから非常に取り組んでいかなければならない部分、水洗化率でございます。対象人口1万7,671人に対しまして、水洗化率が36.2%というふうな低い数値になってございます。

以上の、それぞれ新町の背景、経済的な状況、また地理的な状況、財政状況をふまえながら、12ページのほうで地域の自立促進の基本方針を掲げてございます。

本町では各30年余にわたり、総合的な過疎対策推進の結果、定住化への働きや交流人口の増加などに新たな変化が起こりつつ、一方、近年ではインターネットを通じた都市への情報発信技術が飛躍的に進み、その結果、身延山久遠寺など伝統文化等、450年の歴史を誇る西嶋和紙等々、新町への期待と関心は、さらに高まってきております。

また、国道52号などの広域幹線道路の整備と相まって、経済的にも社会的にも本町を巡る環境にも大きな変化がもたらされつつあります。こうした状況をふまえ、本町では若者の定住を図るための就業の場の確保、農林水産業をはじめとする産業の振興、安全で快適な生活環境の整備、高齢者等の保健および福祉の向上、教育や地域文化の振興、情報化や地域間および産業間の交流を推進していくことが求められてございます。

これらを受けまして、本町における過疎対策は新町建設計画をふまえ、県の長期総合計画、創・甲斐プラン21をはじめとする各計画との整合性を図りながら、次の事項を基本的な方向として取り組んでいくことといたしました。

まず1つ目の事項として、個性的で魅力的な地域社会の形成でございます。本町には豊かな資源、美しい農村、山村景観、さらには先人たちが築き上げていただいた伝統や文化、産業など多様な地域資源を有してございます。最近では平日は都会で、休日は田舎でといったウイークエンドの農業などの生活スタイルを希望する都市住民も出ていることから、本町の環境や美しい農山村の景観の保全に、より一層努めるとともに、個性的で魅力的な生活空間を創造していきます。

2つ目の事項は、やはり活力ある地域社会の形成でございます。

1で掲げましたツーリズムと関連付けた複合的農業経営と特色ある産業の振興、企業の促進と安心して暮らせる消防救急施設や医療などが受けられる体制、それからライフラインの整備、都市的な快適さの要請に応えられる諸条件の整備をしていくことが必要でございます。

3つ目の事項としては、生きがいに満ちた先進的な高齢社会の形成でございます。

先ほど、本町は県下でも最たる、高い率をしてございます。本町は、今後の高齢化社会のあるべき方向を示す、先進的なモデルとなり得る地域でございまして、地域の高齢者の方々に伝統文化、地域の特性を生かした産業を伝承する場や就業の機会を提供し、生きがいを持って暮らせるような、高齢者関連施策の一層の充実を図っていくものとしたすものでございます。

以上の基本的な方向をふまえながら、14ページでございますけど、次のアからケの9項目を中心に、新たな視点に立った過疎対策を講じることとしてございます。

まず1点目のアの項目としては、やはり若者の定住を促進し、地域の自立促進を図るための地域資源や地域特性を十分生かした対応で、特色ある産業の振興と雇用の増大に努めていくものでございます。

イの項目としては、地域の社会、経済活動を活発に行うために、都市地域や他の地域とを結ぶ幹線道路の整備、地域に密着した町道農林道と生活基盤の整備でございます。

ウの項目としては、やはり定住化のための環境整備、そのためには上水道等の生活環境整備が求められてございます。それになお、保健医療、福祉等、文化の生活関連施設、それから公共交通機関等、それから安全で安心な確保ができる消防施設救急や防災施設の整備促進を掲げてございます。

エの項目としては、やはり開かれたまちづくりのために、地域間の交流の促進。

それからオの項目としては、農山村や森林の持つ多面的な機能を活用し、広域的な保健休養や観光レクリエーションのための施設整備。

それからカの項目といたしましては、男女共同参画社会の中で、女性がこれまで以上に地域づくりに参加できる環境づくり。また、子育て環境の整備のため、諸施策を展開していく。

それから15ページでございます。

キの項目として、高齢者が積極的に社会参加するための条件整備として、保健医療、福祉等のサービスの充実を図っていく。

それからクの項目としては、やはり次世代を担う学校。それから家庭と地域が一体となつての次代を担う郷土愛にあふれた青少年の健全育成。

それからケの項目としては、やはり住民参加による新しいまちづくり。

それを掲げまして、計画期間、これから5年間でございます。平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間に自立あるまちづくりに資する項目を今、掲げさせていただきました。

それから、次に16ページのほうへ入らせていただきます。

まず、諸施策を展開していく上においての、それぞれの現況と課題、どうなっているかということで、まず産業の部分のうちの農業でございます。

農業は非常に厳しい状況でございまして、現在、それぞれ大豆等を栽培する中で、それぞれ各地域で頑張っていただいておりますけど、やはり労働生産性が低く、後継者不足や高齢者化、あるいは有害鳥獣等の関係で、非常に厳しいものがございます。このような中で、町内では地

域農産物による特産品開発が進められ、生産から直売までの一体的な流通システムが図りつつあることから、今後は観光と農業を連携させたシステムづくりやウイークエンド農業、それからオーナー制度が体験できる交流事業を展開していくものでございます。

次に林業でございます。

林業も非常に広大な面積を有するものの、厳しい状況でございます。今後は森林の多面的利用を図る中で、シイタケ、竹の子、竹炭等の特産林産物に続いて、特産品加工等により、付加価値を付け、交流拠点を中心に販売を拡大していく必要がございます。

商業についてでございます。

商業を取り巻く環境も、近年のモータリゼーション、つまり、それぞれ郊外へ出まして買い物というふうなことで、非常に厳しいものがございます。そのようなことで、地元での購買力は低下してございます。

次、17ページのほうへ入りまして、やはり商工会を中心としたポイントカード加盟組織や、やはり地元のニーズに合った取り組みもしていくようにということが、課題というふうなことで掲げてございます。

次に、地場産業および工業でございます。

西嶋地区には伝統ある西嶋和紙、久那土地区には印章業が地場産業としてございますけど、今非常に厳しい状況がございます。

また、工業につきましては、下山地区の基幹工業団地などへの企業進出により、就業機会の拡大や所得の向上が図られておりますけど、さらに活力あるまちづくり、若者が定住するためには、より厳しい中でございますけど、企業誘致については景気低迷のため、厳しい状況であります。今後も中部横断自動車道の開設も視野に入れた企業誘致への取り組みなど、時代のニーズに対応した、新たな施策が求められてございます。

次に観光の面でございますけど、今後の本地域における観光は、18ページのほうへ入ってございますけど、貴重な観光資源がございます。この貴重な観光資源の相乗効果が図れるような、一体性を持った観光エリアの形成、また通年の観光客、訪れて、それぞれ皆さんで楽しんでいただけるような四季を通した花の町、そのようなまちづくりが求められてございます。

さらに枝豆オーナー制度、ウイークエンド農業、ゆばづくり体験と体験農業ができる施策の展開も求められてございます。

次に2、産業振興に関する現況と課題に対する対策といたしましては、都市との交流によるウイークエンド農業による遊休農地の活用、それからやはり農林道の基盤整備、それから農道・用排水路等の生産基盤の整備等が挙げられてございます。

林業におきましては、人工林の適正な整備などの多様な施策を進め、健全な森林育成を努めていく必要がございます。

次に19ページのほうへ入らせていただきます。

商業の関係でございます。

やはり地元の担い手である、商業の担い手である若手事業者の育成を図り、特色ある商店街づくりをしていく必要がございます。

また、地域特産品や観光と連携した商業の振興、それから商工会との連携をより強化し、消費者ニーズに対応できる商店づくりが求められてございます。

次に地場産業および工業でございますが、消費者ニーズに対応した和紙や印章等の研究開発

や新技術、技能に関する研究開発等への支援をしていくものでございます。

それから、観光でございます。

やはり富士川クラフトパークを中心とした身延山、下部温泉、なかとみ和紙の里など、各地域の観光施設が連携し、連続性のある一体的な観光事業の展開をしていくものでございます。

やはり和紙づくり、ゆばづくりなどの地域にある体験型観光施設と宿泊施設の連携等を、これから展開していくものでございます。

これらに基づきます計画でございます。

まず、産業の振興、基盤整備として、中山間地域総合防災事業等による農道、それから用排水路整備等が主計画になってございます。

こちらの各事業につきましては、それぞれ各、例えば一番、最初の杉の木地区においては、旧下部町の区域というふうなことでございますから、またあとのほうで目を通していただきたいと思います。

それから、21ページでございます。

8の観光、またはレクリエーション、ここは先ほど申し上げましたとおり、通年の観光地づくり、各観光資源の相互連携を図ろうというようなことで、しだれ桜の里づくり、四季の花づくり、観光案内版等の整備、句碑の里づくり、ホテルの里づくり等をソフト面で展開していくものでございます。

次に22ページでございます。

まず、22ページに入りまして、3番でございます。

交通通信体系の整備、情報化および地域間交流の促進というふうなことで、現況と課題、道路。

道路も、先の台風時に非常に不便をした状況がございます。雨量による規制を受けたというふうなことです。このことは、これから企業誘致をしていく上においても、やはり過日、研修の中で話をお聞きいたしました、やはり、その地域にいかに労働力が確保できるか。あるいは台風等に影響を受けない道路が整備されていくかどうかということが、非常に重要というふうなことで、やはり、これからは国県道をはじめ道路整備、あるいは農林道等も観光施設との連携をとるための整備を進めていくことが求められてございます。

次に23ページでございます。

交通機関でございます。

本町は先ほど言いました、非常に広域な面積を有している関係で、これからはやはりバス路線等の見直しなど、住民が広域的に利用できる、広域交通ネットの体系を検討する必要が求められてございます。

次に情報通信でございます。

今の国の計画では、平成23年を目標とした地上波放送デジタルが進められてございます。本町でも旧下部町におけるCATV網を、これは協議会の中でも確認されてございますけど、早めにやはり検討して、広域的な、つまり旧下部町のCATV網を拡大して、本町のまちづくりに資するということをお願いしておりますので、やはりCATV網の拡大を通してのまちづくりをしていきたいということが求められているというようなことが、そちらのほうに書いてございます。

それから、やはり、これからは少子高齢化、また人口減少の中で、やはり地域間交流を進め

る中で、活力あるまちづくり、にぎやかなまちづくりをしていくというふうなことが求められてございます。

次に24ページでございます。

それらの対策として、やはり国道52号、300号、災害に強い道路の整備、環状的な道路整備等、それからやはり中部横断道自動車の早期開通に向けての取り組みの強化を掲げてございます。

交通機関、先ほど申し上げましたとおり、町内循環バス路線の整備等を行っていく内容になってございます。

情報通信におきましては、重複しますけど、将来の地上波デジタルに向けた双方向CATVの整備、それから地域間交流としては、これまでもそれぞれの各町で取り組んできていただいた国際交流、地域間交流を引き続き支援、あるいは展開をしていく内容のものでございます。

次に25ページのほうでございます。

以上のことをふまえて、計画がそれぞれ立たれてございます。やはり本町の状況は、先ほど言った、まだ改良率の低い中で、市町村道路として5カ年の中で、町道清沢大炊平線をはじめまして、61路線がそちらのほうへ掲げてございます。これは前期過疎計画の、まだ実施できなかった部分、あるいは各町第4次総合計画から、それぞれこちらのほうへシフトをしている状況でございます。非常に本数が多いので、またあとで見たいと思います。

次に27ページのほうへ、入っていただきたいと思います。

橋梁につきましても、やはり6橋のそれぞれ改良計画が立たれておりまして、なお、橋梁の維持として橋梁網ゲタの塗装も古い橋のゲタについては錆び等が出ておりますので、これらも維持していきたい内容になってございます。

次に農道でございます。

中山間地域総合整備事業を活用しての基盤整備をしていこう、また用排水路等の整備をしていこうというふうなことで、8路線が掲げてございます。

林道につきましては、林道基幹道三石山線の開設事業、それから富士見山線の法面改良、それから林道栃代釜額線の改良の3本が掲げてございます。

それから電気通信施設といたしましては、有線テレビジョン放送施設、あるいは防災行政無線の整備、地域公共ネットワークの光ケーブルというふうなことが掲げてございます。

それから自動車等の購入、バス購入が掲げてございます。

次に29ページのほうへ入っていただきたいと思います。

生活環境の整備、現況と問題点、水道施設については、もう100%の充足率を持っていますが、やはり山間地、非常に厳しい部分については、水洗化に取り組めないような状況がございまして。やはり今後は、最も基礎的なライフラインであることから、そういうまだ山間地域における水道整備の課題を解決していかなければならないこととございます。

それから下水道事業でございます。

下水道につきましては、やはり各地区の実情を十分考慮しつつ、公共下水道、それから農業集落排水事業、小規模集落排水処理合併浄化槽等の導入について、それぞれ地域に合った施策の転換が必要でございます。

廃棄物処理についてです。

本町において、峡南衛生組合を中心にゴミ処理が行われてございますけど、やはり各地域に

おいてのゴミの処理の減量化、環境保全への取り組みなど、積極的に展開していく必要がございます。

消防施設、防災、救急施設でございます。

本地域は東海沖地震を想定した地域防災対策強化地域に指定されていることから、震災に強いまちづくりを進めていく必要がございます。その中で、やはり大規模災害に地域分断も想定されますので、地域における災害対策の拠点となる役場支所等の耐震化等の施設整備も図るとともに、食料・毛布等の備蓄、飲料水の確保対策、震災時における家具等の転倒による死傷も懸念されますので、こういう細かい部分の防止のための器具の設置についての推進を図る必要が求められてございます。

次に30ページです。

公営住宅の部分でございます。

本町の公営住宅は16団地、244戸。県営住宅は6団地、216戸。雇用促進住宅1団地の60戸となっておりますが、このうち町営住宅についても、40年代に建設され老朽化が著しいことから、今後、やはり建て替え等が課題になってございます。

以上の対策としまして、水道としては、すでに100%の供給がされているわけですけど、老朽化した水道施設、今後は求められてございます。それから、安定的な水源確保のための施設整備、それから小規模水道施設の統廃合。

それから下水処理施設にあたっては、各地区の実情に応じた生活排水処理計画をし、施設整備に推進していくものでございます。

それから廃棄物処理につきましては、ウの項目として、やはり各家庭での減量化に努めていく、そんなことが課題ではないでしょうか。

それからエとして、消防施設、防災、救急施設。これにはやはり大規模災害に備えた防災拠点の整備等が、これから充実していくものでございます。

次に31ページでございます。

住宅の分でございます。

これから若者定住を図っていく上での、各地域の特性を生かした宅地分譲というふうなことで進めていくものでございます。

31ページのところの生活環境の整備としては、やはり水道事業、それから下水道事業がそれぞれ掲げられてございます。

また、消防施設の部分では計画的に耐震性の防火水槽、それからポンプの買い替え等が掲載されてございます。

それから公営住宅、それぞれの老朽化に伴う建て替えの事業が掲載されてございます。

次に5、高齢者等の保健および福祉の向上および増進についてということで、これから社会の中で、いかに住み慣れた地域において、安心して暮らせる仕組みづくりをしていくことが必要かが求められてございます。

これまで下部地区においては、デイサービスセンターや中富すこやかセンターを拠点として、いろんな事業を実施されてきておりますけど、今後は新たな全町的な総合保健福祉機能を施設として整備する身延地区の保健センターについて、新たな全町的な総合保健施設機能を有する施設としての整備をすることが緊急の課題となっております。

それからイとして、児童一人親等福祉。これからやはり子育て環境をしていく、それへの支

援が求められています。

また、保育施設においても少子の中で、やはり子どもたちが次代を担っていくための支援ができる保育環境を整備していくことが求められています。

34ページのほうには、それぞれ、その対策として、高齢者対策が掲げられています。これはまた、あとで目を通していただきたいと思います。

それから児童一人親等の福祉、安心して子育てができる環境整備、児童福祉施設の整備等、それが今度計画の中へそれぞれ、老朽化した保育所の改築等、掲げられています。

ソフト面では、これはこれまで取り組まれてきました生きがいデイサービス等、老人保健事業等を展開していくものでございます。

35ページでございます。

医療の確保、現況と問題点。本地域においては身延町、早川町組合立飯富病院をはじめまして、それぞれ医療施設は設置されているところでございまして、これらを今後はいかに連携する中で、医療の質のレベルアップを図ることが求められています。その対策として、地域診療所と総合病院の連携等の確立が求められています。

次に36ページでございます。

教育の部分、現況と問題点、現在の本町における学校数は小学校9校、中学校5校となっております。過疎化や少子化など児童数の減少により、学級数、児童生徒数の減少は避けられないものと懸念されています。

この中で、やはり児童生徒が、この少子化の中における学習メリットを最大限に生かし、きめ細かな学習指導が展開するような施策を展開していく必要がございます。

なお、学校施設関係では身延北小学校の木造改築、老朽化というようなことで、今後、早急な建設が必要となってきております。

それから生涯学習、生涯を通して生き生きと過ごしていくには、生涯学習は欠かすことができないものでございます。地域におけるいろんな文化等にふれる中でを題材とした学習の場、そういうものを通しての生涯学習を展開していこうというふうなことがあるということで、そちらのほうへ明記してございます。

それから37ページでございます。

その対策としてというようなことで、学校教育についても学校環境の整備、それからITを活用した学校間の交流、遠隔地の学習等、それから新たに今、食習慣など、子ども時代の食生活のあり方が重要であることから、学校教育の場での食を生み出す農業体験を取り入れ、食についての教育を推進するものということで、新しいものを掲げられています。

それから38ページのほうは、それぞれ学校施設整備、あるいはソフト面では学校図書の本整備が掲げられますし、コミュニティーの場としての公民館の新築等が掲げられます。

それから39ページでございます。

地域文化の振興等というようなことで、やはり新町には非常に貴重な文化財等がございます。それらをやはり後世へつないでいくための保存、活用と保存を図るとともに、新たにまた生まれた文化財の発掘に努めていくものとして、40ページのところに、それぞれの文化財と整備事業、文化財表示板の設置等が掲げられています。

特に文化財保護事業、国指定重要文化財、本遠寺本堂につきましては、平成14年から19年度にかけて、事業を展開しているところでございます。

あと、集落の整備というふうなことで、これからは非常に孤立するというか、集落の形成機能を失う、あるいはもう無人というふうなところが出てくると思います。やはり、少しでも歯止めをかけるための、やはり若者定住対策施策を展開する必要があります、あるいはまた、市民農園や空き家、空き施設等を利用した交流等をしていく必要があるではないかというふうなことで、そちらのほうへ掲げてございます。そのための対策として、住宅用地の造成分譲等が掲げてございます。

以上、時間がかかりましたけど、説明をさせていただきました。

よろしくご審議、ご決定をいただきますよう、お願いいたします。

○議長（伊藤春三君）

議案第25号、議案第26号、議案第27号、以上の3件については補足説明を省略いたします。

暫時休憩いたします。

午後の開会予定は1時を予定しています。

昼食にしてください。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（伊藤春三君）

開会前に事務局から報告がありますので、お聞き願います。

○議会事務局長（望月悟良君）

事務局から、訂正をお願いいたします。

先ほど、議会関係諸報告にございます11月24日の千葉県鴨川市天津小湊町の議会合同視察研修がございました折に、正副議長さん、それから深沢敏夫議員さん、望月議員さん、それから深沢純雄議員さんが出席しておりまして、ここへ落としてしまいましたので、深沢純雄議員さんも出席ということで訂正させていただきます。

以上であります。

○議長（伊藤春三君）

再開いたします。

議案第28号 平成16年度身延町一般会計予算について  
財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

それでは一般会計の予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

説明に入る前に2、3カ所ですが、字句の間違っている部分がありましたので、ちょっと冒頭で大変失礼でございますが、訂正をさせていただきます。

まず、一般会計の49ページをお開きください。

49ページの下の方の、13の委託料の右側の説明欄に「開庁記念式典」とあるわけですが、その「チョウ」の字が庁舎の「庁」になっておりまして、これは「町」の誤りでしたので、大変申し訳ありません。訂正をお願いします。

それから86ページ、87ページなんですけど、86ページの上から3行目の西嶋保育所の2節の給料の説明欄ですが、「一般職手当」と書いてございますが、これは誤りでありまして、「一

般職給」、要するに給料の誤りでございます。

やはり次のページの原保育所費の目の中の、2節の給料の説明もやはり「一般職手当」とございますけど、「一般職給与」の誤りでございましたので、申し訳ありません、訂正をお願いします。

なお、説明でございますが、全協のときにもお話申しましたように、今回の本予算は持ち寄った暫定予算に、さらに包括した形で組み立てられておりますので、予算の説明につきましては、この暫定から、さらに増加をした部分について、それらを中心に説明をさせていただきたいと思っております。

それから、さらにもう1点あるんですが、特別会計のほうにも関係するんですけども、人件費が計上してございますが、例えば、国民健康保険の特別会計の中に特殊勤務手当1万4千円とか、それから身延簡易水道事業特別会計の中で特殊勤務手当1万円、それから身延下水道事業特別会計の中に、やはり特殊勤務手当5千円と説明欄に計上してございますが、これにつきましては、新町においては支給をしておられないわけですが、人件費の基準となる日が9月1日ということになっておりまして、新町に移行すべき暫定予算に計上されていなかった部分がございますので、今回そのような説明になっておりますので、ご承知おきをお願いしたいと思います。

以上、前置きが長くなって、大変申し訳ありません。

それでは、一般会計の補足説明をさせていただきます。

1ページにつきましては、先ほど、町長が提案したとおりでございます。

では、めくっていただきまして、10ページをお願いいたします。

10ページは「第2表 繰越明許費」の説明でございます。

9款の3項防災費におきまして、身延町地域防災計画の作成業務委託料673万1千円につきましては、今回予算の中に計上してございますけれども、次年度にわたるといようなことで、繰越明許費という措置をさせていただきました。これは地域防災計画策定をするための業務委託料、内容的には防災マップも作成する経費も含んでいるんですが、年度内完成はできないといようなことで、印刷は来年度になるというふうなこともございまして、全額、支払いについては繰越明許費ということの措置をさせていただきました。

次に11ページの第3表でございます。

債務負担行為の設定でございますが、身延町中学生海外研修旅行の補助金。17年度に支出をするんですが、326万円の債務負担行為の設定予算でございます。

旧下部町において、来年度、中学生の海外修学旅行を計画するにあたりまして、今年度中に旅行会社等、事前に契約等を行い準備に入る必要があるために、旧下部町で6月の補正予算で計上されていたわけですが、内容といたしましては下部中学校の3年生20名、引率教師4名に関わる旅行経費でございます。

次のページをお願いします。12ページでございます。

第4表の地方債です。

地方債の予算なんですが、左のほうに9項目に分けて説明をしてございます。起債の目的ということで、起債の種類別に計上をさせていただきました。金額等はご覧のとおりでございます。総額で19億6,190万円ということでございます。

なお、この起債の内容につきましては、また、のちほど内容のほうで説明をさせていただきます。

ます。

では内容に入るわけですが、次に歳入ということで、16ページから歳入の項目についての説明があるわけですが、冒頭申しましたように、今回の本予算の作成にあたりまして、変化等があったもの、あるいは大きなものについて説明をさせていただきます。

26ページをお願いいたします。

26ページ、10款の地方交付税の説明をさせていただきますが、本年度、この予算で計上いたしましたのは、そこでございますように、25億367万1千円であります。この内容といたしましては9月、それから11月に交付をされました普通交付税旧3町分、それから12月に交付をされる予定ですが、特別交付税分の見込み額、それらを足し込んだ金額が25億367万1千円という形になります。

それから32ページをお願いします。

国庫支出金の款の中で、上から2行目でございますように、老人保健の措置費の負担金、これらを暫定予算と比較しますと、非常に増えておるんですけども、これは老人保護の事業で、事業費の増額によりまして、補助金もそれにつれて増えてくるという形で、690万円ほど、この部分で増えております。

それから、次の34ページをお願いいたします。

これは国庫補助金の中の7目なんですが、災害復旧事業費国庫補助金ということで、新しい目を設定させていただきました。6,383万1千円の計上です。右のとおり、災害復旧事業に対する国の補助金ということで、この補助率については66.7%を一応、計上してございます。事業費に対する66.7%でございます。

めくっていただきまして、36ページをお願いいたします。

ここでは県の補助金の説明の中なんですが、1目の総務費県補助金1億5,841万7千円です。これが、やはり暫定と比較しますと、1億2千万円増えておりました。これは、その右のほうにございます3節の合併支援費補助金1億2千万円、これが増えたためでございます、これが新しく予算計上させていただきました。

これは合併論議の中でも、何回か話が出てきました、要するに県の補助金であります。合併すると、5年間で6億円を県のほうでいただけるという内容の1年目のものでありますが、16年度については、一応この交付金をいただきまして、使い道としては、庁舎の改修もすでに終わっておりますが、庁舎の改修等の費用とか開町記念行事、さらには消防の法被等の買い替えの費用等に、これを充当させていきたいと思っております。

それから39ページをお願いします。

やはり県の災害復旧費の補助金、これも新設になっております。4,553万5千円あります。新しいものでございますが、右のとおり、農業施設、あるいは林業関係の補助金ということで、農業関係については補助率が65%、それから林道施設関係については50%、また65%ということで、内容的に一部分かれた部分がございますが、それらの補助率を計算したものであります。

めくっていただきまして、40ページをお願いします。

40ページの下欄に財産収入ということで、不動産売り払い収入ということで、247万9千円計上してありますが、これは説明欄にございますように、旧下部町の古関小中学校のプールの敷地代ということで、売り払ってお金が入ってくるということであります。古関の字、参

宮寺平というところで、面積は870.59平方メートルでございます。

次の41ページであります、寄附金の欄ですが、下のほうの2目で指定寄附金2,800万2千円でございます。これも増えているんですが、右説明のとおり、3名の皆さんからいただいたものであります、公民館図書購入寄附金、下部の地区の連合の方から。それから杉山文庫図書として、株式会社杉山さまから。それから一番下の身延福祉拠点施設整備基金寄附金については、旧身延町の社会福祉協議会から寄附金をいただいたものでございます。

1枚めくっていただきまして、44ページをお願いします。

収入の中の雑入の項の中の8節ですね、コミュニティー助成金430万円というのが計上してございます。ここも250万円ほど、暫定と比較すると増えているんですが、これにつきましては、旧身延町におきまして、身延若竹キッズという会がございまして、ここで財団法人自治総合センターから、太鼓用具等の購入という形で補助金をいただくことになりまして、これらを計上したものでございます。

それから一番下の13節雑入であります、合計では9億165万円という、非常に大きな金額でございます。これはやはり、いわゆる旧3町の持ち寄り金を、こちらへ計上したという部分でありまして、暫定と比較しますと、8,500万円以上増えております。今回、これは一般財源という形で措置させていただきました。それが7,844万3千円が3町の持ち寄り金で、そのほかに県道拡幅補償金ということで、旧中富町の宮木にかかるものですが、これが654万1千円。それから旧身延分の健康モデル事業補助金ということで、国保連合会から入るんですが、これが90万円。この3点を足したもので、冒頭言った8,588万4千円の増額の要因でございます。

次に45ページ、町債でございます。

1目から9目まででございますが、ちょっと内容的なものを説明させていただきます。

総務債から衛生債というふうな形の目の、まず謳い方でございますが、これはそれぞれの歳出の款ごとに、あるいは下のほうへいきますと、起債の種類ごとになりますけれども、それごとに計上したものでございます。

第4表で申しました地方債と内容的には同じなわけですけども、分け方が一応、それぞれ若干、違っているという形で見たいと思います。

1目ですが、総務債の1億3,170万円につきましては、一応過疎債を充てる予定でございます。ネットワークの構築事業ということで、過疎債を充てます。

次の2目の衛生債1千万円でございますが、これは旧下部の沢飲料水給水施設にかかる経費に1千万円。

次に3目の農林水産業債であります、農業債につきましては4,060万円ですが、これは一般公共事業債という起債の種類になるわけですが、下部の県営農地防災事業負担金の経費、さらには身延地区においての中山間事業の県への負担金に充てる経費として、起債を起こします。

次に林業債については過疎債について、林道三石山線の事業にかかるもの、また地方特定道路事業債ということで、中富のふるさと林道の経費、それから自然災害防止事業債ということで下部町にかかる経費、これらもこの中に入っております。

次に土木債ですが、大きく3億2,620万円ということですが、過疎債で町道改良舗装ということで、全部で8路線分の財源といたします。

それから、これが金額的には2億6,620万円になるわけですが、その残については地方特定道路事業債ということで、下部の町道大道市之瀬線の事業費として6千万円を、この中に入れてございます。

それから5目の消防債2,450万円でございますが、旧下部の消防機庫の改修へ1,660万円。それから身延の耐震性貯水槽の工事に790万円。これを足したものでございます。

それから6目の教育債については、4億1,140万円ですが、旧身延地区の北小学校にかかるもので、義務教育施設整備事業債ということで予定をしたものでございます。

次に7目の減税補てん債については2億8,350万円ということで、これは一部追加配分がございましたので増えておりますが、この起債と、次の臨時財政対策債については、一般財源として、どこへ充ててもいいというわけでございますが、一応、旧下部と身延の分として1,800万円。それから借り換え分ということで、いっぺんに返すことになっていたものを繰り延べた部分がございます、これが旧3町分として2億6,550万円ございました。

それから臨時財政対策債5億7,350万円。これを旧町別に、ちょっと拾ってみますと、旧下部で1億8,930万円、中富で1億5,420万円、身延で2億3千万円。これらの数字が臨時財政対策ということで借りるわけですが、旧町別に見ると、こういう形になります。

それから9目の災害復旧事業債5,130万円。これは新しいものでありますが、先ほど補助金の欄で出ました台風災害に伴う起債でございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

46ページ、次のページをお願いします。

まず議会費中の説明なんです、目で見ますと1億164万1千円の計上になっております。暫定から見ますと69万円ほど、ここで増えているんですが、これは次のページの47ページの一番下にございます、補助金ということで、委員会補助金69万円でございます、新しく予算をさせていただいたんですが、広報委員会、それから各常任委員会、あるいは議会運営委員会、各委員会の人数×1万円×回数ということで、合計で69万円を予算計上させていただきました。

次に48ページをお願いします。

2款の総務費中ではありますが、一般管理費について、中ほどにございます職員手当等ということで、1億4,605万7千円でございます。ここで1千万円ほど、ここで増えておるんですが、これは下から2行目にございます退職手当組合納付金ということで、退職職員がございましたので、その1人分の追加費用ということで1千万円ほど、ここで増額になっております。

それから、その次の4の共済費でも200万円ほど増えております。これは一番上にございます職員共済組合負担金、これが制度改正がございまして、負担率が変わりました。1000分の65.7から1000分の67.2に10月分からなったということで、この部分を増やさせていただきました。

次のページですが、13節の委託料1,536万1千円ではありますが、この部分で1,100万円ほど増えております。これについては、下のほうにございます。先ほど一字訂正していただきました開町記念式典等の経費にかかるものでございます。それで増えたわけですが、一応2月19日に予定をいたしております。主な内容としては、出演者への委託料が1千万円というふ

うなことで、準備経費もろもろのものでございます。

次に50ページ、次のページをお願いします。

やはり一般管理費中でございますけども、上から2つ目の節、15節工事請負費1,763万8千円とございます。これ1,700万円ほど増えておるんですが、これは2行目の本庁舎防水改修工事という形で盛らせていただいたわけですが、役場の本庁舎の屋上、さらに外壁の防水工事をいたしたいということで、この分が増えておるんですが、本棟の屋上の防水シートの張り替えやヒサシの取り替え、それから町長室の屋上の防水、あるいは外壁の防水工事等をいたしたいということで、この経費でございます。

次の51ページであります、文書広報費中ではありますが、13の委託料。ここが625万6千円ほど増えております。これは下の2行にありますように、ホームページを新しくすると。あるいはグレードを上げるといふことに伴う経費でございます。これで620万円ほど増えてございます。

それから、もう1点は15節の工事請負費ではありますが、500万円ほど増えています。これは下部のSCTケーブル移設工事ということで、東電柱、あるいはNTT柱の移設費に関わる経費を追加するという部分でございます。

めくっていただきまして、53ページをお願いします。

これが企画費中のものでありますが、一番上にございます。金額的には少ないんですが、新しい部分ということで、地域審議会委員30名分、32万7千円の1節報酬を計上させていただきました。

それから、次のページをお願いします。54ページ。

この一番上にございます15節の工事請負費50万円、これも新しいものですが、曙の診療所の光ケーブル引き込み工事に関わるもの。それから、もう1点、19節で401万円ほど増えています。これはずっと、下へ見て目を通していただきますと、補助金の欄で身延町看板等再生整備事業補助金と、これが250万円で、この250万円のうち150万円が追加になっています。これは旧下部、中富に関わるものが主でございますが、補助金の申請が思ったより増えているというようなことで、150万円ほど追加をさせていただきました。

それから一番下の一般コミュニティー助成事業補助金、先ほど申しました身延の若竹キッズの太鼓購入の経費でございます。250万円であります。

次に飛ばしていただきまして、61ページをお願いします。

61ページは2目の賦課徴収費、徴税费の中の賦課徴収費でございますが、ここが200万円ほど増えておるんですが、これについては13節委託料の中の、下部支所用公図の作成業務ということで、ここで100万円ほど増えました。これが大きかったんですけど、旧下部町分の公図、1200分の1を下部支所に置いておきたいということで、それに関わる経費100万円ほどであります。

そのほかの部分は、その上の役務費中の通信運搬費が不足するというので、増やさせていただいております。

次に75ページをお願いします。

75ページは民生費中の老人福祉費でございますが、20節の75ページの上から2つ目の20節扶助費、これが総額では1億840万8千円で、ここで1,400万円ほど、暫定から増えています。これはやはり一番上の老人保護措置費の経費を見ますと、事業費が増嵩してい

るということで、これの追加分の経費でございます。

それから28節の繰出金1億9,663万5千円の中でも、1,980万円ほど増えていきます。これは介護保険特別会計の繰出金が1億5,147万4千円でありますが、このうちの1,786万6千円が、増嵩による経費で追加させていただきました。

それから高齢者保養施設の特別会計の繰出金についても、190万円ほど追加をさせていただいております。

内容については、また特別会計のほうで説明があらうと思います。

次に103ページをお願いします。

農林水産業費中の、これは農業総務費でございますが、19節の負担金補助金の欄で150万円ほど、これが増えています。これは一番下にございます有害鳥獣防除用資機材の補助金ということで、150万円追加をさせていただきました。今までの経費の支出状況を見るに、どうも足らなくなりそうだとということで、追加でございます。

次にめくっていただきまして、104ページをお願いします。

これは農業振興費の目中でございますが、13節委託料で400万円増えてございます。これはその欄の一番下の農業振興地域整備計画総合見直し調査ということで、この部分が400万円ほど増えております。17年度の見直しに向けまして、農地の現況調査、あるいは図面の作成等の業者委託を計画するものでございます。

次に106ページをお願いします。

これは4目の農業土木費でございますが、13節委託料、これは157万円ほど増えております。これもやはり一番下にございます農村振興総合整備事業という、これも新しい名前でございますけれども、この部分で増えているんですが、これについては概算事業費としては、約8億円を見込んで、国が2分の1、県・町が4分の1ずつ負担する事業であります。

事業自体は18年度にスタートをするべく、今年度、基礎調査資料として農村振興構想等を作成する委託料ということで、157万5千円ほど、この中に計上させていただいております。

次に111ページをお願いします。

3目の林業土木費の中の13節委託料で、136万円ほど増えているんですが、これは一番下にあります寺沢の治山事業測量業務に関わるもの。

それから1つ飛んで、15節工事請負費については、これで7,600万円ほど増えておるんですが、次のページを開いていただきまして、7つ目ですか、寺沢の山腹工工事というのがございますが、これに関わる経費ということで、700万円ほど、これが増えておる要因でございます。

それから、次に124ページを開いてください。

土木費中のものなんですが、公共下水道費の中で28節の繰出金1億5,034万2千円。これも289万円ほど増額になってはいますが、身延下水道事業特別会計繰出金、これで増えておるわけでございます。

内容的には、また特別会計で説明がございまして。

次のページをお願いします。126ページ。

やはり下水道費ですが、繰出金ですね。これも640万円ほど増えています。中富の公共下水道事業特別会計の繰出金ということで、640万円ほど増額になっております。

次のページの127ページですが、消防費中のものですが、消防費で1目の非常備消防費。

比較しますと2,600万円増えているんですが、これは11節の需用費ですね。消耗品費とございますが、法被、作業服、制帽、部旗ほか1,690万3千円ということで、これが正しいものがございます。合併に伴う消防団の法被等の買い替えをする費用ということで、法被を860着、作業服も同じでございます。制帽が208個。それから全線付きのものが22個。それから車掲載用の部旗52式というふうな、そういう内容で、この金額になるわけでございます。

次に128ページをお願いします。

15節の工事請負費であります。654万円ほど増えています。これは2行目にあります消火栓・耐震性貯水槽補償工事なんですが、旧中富の県道の拡幅工事に伴う補償工事でございます。

それから1つ飛んで、備品購入費が280万2千円。これは増えているんですが、可搬ポンプおよび消防分団旗ということで、旧中富の第3分団第4部の可搬ポンプの買い替え、それから消防の分団旗13本、これの新調する経費ということで、280万円ほどでございます。

次に130ページでございますが、これは防災費中のものがございますが、13節の委託料で673万円ほど増えています。これは、そこがございますように、身延町地域防災計画の作成業務ということで、新しくここに盛らせていただいたものがございます。

なお、冒頭申しましたように、これは繰越明許ということで、支払う時期はおそらく来年になろうと思います。

次に140ページをお願いいたします。

教育費中の説明でございますけど、140ページの西小学校の管理費で、296万円ほど増えています。これは節の一番下でございます修繕費ということで、雨漏り修繕、やはり、これで増えました。249万円ほど増えました。それから、各学校等それぞれ修繕があるんですが、大きなものだけ言わせていただきました。

次に160ページをお願いします。

160ページは、公民館費の中でございますが、19節の補助金の中で250万円ほど増えました。これは4カ所増えているんですが、補助金で上から2つ目の三沢1組公民館地震対策工事の補助金17万5千円。それから一色の公民館屋根の葺き替え補助金が90万円。さらに2つ飛んで、中富西嶋岡町集落館の改修補助金115万1千円。それから、次のページの長塩公民館屋根の改修工事の補助金が27万6千円ということで、この4つが、今回、新たに追加をさせていただいた部分でございます。これは、いずれにしても公民館の補助要綱に基づく補助金を計上したものでございます。

次に174ページをお願いします。

174ページは体育施設費中のものがございますが、一番上から2行目に修繕費ということで、358万円でございます。これが157万円ほど増えました。これは体育施設の修繕の中でも、旧身延地区の町民体育館で緞帳が壊れてまして、この修繕をする経費ということで、150万円ほど追加をさせていただいています。

それから、一番下の15工事請負費ですね。これもやはり297万円ほど増えましたが、一番下でございます、八木沢スポーツ広場の排水路工事ということで、いわゆる旧身延町に関わる八木沢の工事費でございます。

次のページをお願いします。

176ページですが、このページは11款災害復旧費、1項の農林水産業施設災害復旧費ということで、いずれも増額になっておるんですが、2目で農業用施設災害復旧費2,607万8千円。説明は右のとおり、職員手当からはじまって、需用費、委託料、使用料、それから工事請負費も4カ所ですね、これらの経費にかかるものです。

それから3目の林業施設災害復旧費4,834万円。やはり手当から需用費、使用料、賃借料と工事請負費と、この起債のとおりの部分の工事費に関わる経費でございます。

次に2項の公共土木施設の災害復旧については、1億31万1千円であります。

右、説明のとおり、給料からずっといきまして、次のページにわたりまして、工事請負費についても、ご覧のような個所について予定をいたしております。これが新しく増えた分でございます。

最後に180ページをお願いします。

180ページは、款は諸支出金ということでありますが、18目で身延福祉健康拠点施設整備基金ということで、本年度2,763万円。これについては、先ほど寄附金のところでも出てまいりましたが、歳入で寄附金で出てまいりましたが、旧身延町の社会福祉協議会からの指定寄附金につきまして、この起債の基金に元金として積み立てるものであります。

次の181ページ。予備費につきましては、今まで1,500万円でしたが、500万円追加して2千万円計上をさせていただきました。

以上が、一般会計予算の追加の説明でございました。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤春三君）

はい。

○12番議員（渡辺君好君）

いろいろと説明を受けたわけですけども、先ほどの字句の訂正が2、3ありましたけれども、こうやって追っていく中で見ると、1カ所や2カ所や3カ所ではないんですよ、「チヨウ」という字が。町村の「町」、あるいは省庁の「庁」でもって、どれがいいのか分からない。訂正していないのが数カ所ある、拾ってみても。訂正するなら官庁用語とすれば庁用器具費という、そういう場合のほうが結構多いんですよ。担当、それは分かっていると思うけれども、訂正するなら全部訂正する、こっちでいいんなら、これでいいで、はっきりしてください。

○議長（伊藤春三君）

それでは、説明させます。

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

説明をいたしました部分は、2月に予定しています開町記念式典に関わる経費ということで、「庁舎」でなくて「町」ということで説明申し上げました。その部分、何カ所か庁用器具費というふうなことで説明がございしますが、これは庁舎の「庁」で正しいものですから、そのまま使っていただきたいと思っております。庁用の、要するに庁舎で使う器具を買うとか、あるいは修繕するとか、そういう意味でございします。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤春三君）

了解ですか。

（はい。の声）

はい。

議案第29号 平成16年度身延町国民健康保険特別会計予算について  
議案第30号 平成16年度身延町老人保健特別会計予算について  
以上2件について、町民課長。

町民課長。

○町民課長（遠藤和美君）

それでは、議案第29号 平成16年度身延町国民健康保険特別会計予算について、説明をさせていただきます。

1ページにつきましては、町長の説明のとおりであります。

今回の国民健康保険特別会計も一般会計と同様、基本的には暫定予算の数値が本予算の数値となっておりますが、本予算算定にあたりまして、医療費の伸びが見込まれること等によりまして、歳入歳出それぞれ1億4,676万7千円の増加をお願いさせていただいております。それらの内容につきまして、説明をさせていただきます。

それでは、12ページをお願いいたします。

5款1項1目の療養給付費交付金ですが、暫定予算よりも5,900万円ほど増額になっております。これにつきましては、歳出のほうで出てまいります。退職者の医療費の伸び分を増額させていただきました。

それから、17ページをお願いいたします。

一般会計、10款の繰入金ですが、この繰入金の分で10款1項1目の3節職員給与等繰入金、これが6万7千円増加になっております。これにつきましては、職員手当の關係に充てられます。

それから18ページをお願いいたします。

11款3項6目2節の雑入の關係ですが、これが8,770万円の増加をお願いしてあります。これにつきましては、一般分の医療費の關係、それから保健施設費の關係、それから国税の還付金等に充てられております。

それでは、歳出のほうの説明をさせていただきます。

まず、20ページをお願いいたします。

1款1項1目の3節ですが、職員手当の關係ですが、6万7千円の増額となっております。これは合併により職員等の異動に關係する分の増額であります。

それから、24ページをお願いいたします。

2款1項1目19節ですが、8,100万円の増額となっておりますが、これは一般被保険者の療養費の増額を見込みましたので、8,100万円の増額をお願いしてあります。

それから2目の19節、これも5,300万円の増額となっておりますが、これは退職者の医療費分です。

それから3目の19節、これが80万円の増額となっておりますが、これは一般被保険者の療養費、現金支給分の増額をお願いするものです。

それから同じ24ページですけれども、2項の高額療養費の關係でありまして、これも1目19節の分で150万円が増額となっております。これにつきましては、一般の高額療養費分の増額を見込んだ分です。

それから2目の19節ですけれども、600万円の増額となっております。これにつきましては、退職者の高額療養費の増額分を見込ませていただきました。

それから30ページをお願いいたします。

6款1項2目の7節賃金であります。これは90万円の増額をお願いしてあります。これにつきましては、レセプト点検員の賃金が不足するというので計上をさせていただきました。

それから、33ページをお願いいたします。

8款1項1目の23節償還金利子及び割引料、それから2目も同じですが、一般被保険者分、それから退職者被保険者分の関係で、保険税の還付の関係ですが、本算定によりまして、合併前に納めすぎた国民健康保険税の還付をすることになりまして、その分が、通年ですと16年度については、歳入科目で返還していたものですが、今回、合併によりまして、合併前のものについては、過年度扱いというふうなことになりますので、その分を今回、補正をさせていただくところです。一般分が300万円、それから退職分が50万円、増額となっております。

以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

それから老人保健ですけれども、暫定予算と金額的に変わりがないので、補足説明はございませんが、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤春三君）

議案第31号、議案第32号、議案第33号は補足説明を省略いたします。

議案第34号 平成16年度身延町下部簡易水道事業等特別会計予算について

議案第35号 平成16年度身延町清沢簡易水道事業特別会計予算について

議案第36号 平成16年度身延町中富簡易水道事業特別会計予算について

議案第37号 平成16年度身延町身延簡易水道事業特別会計予算について

以上4件について、水道課長。

水道課長。

○水道課長（遠藤忠君）

それでは、議案第34号 平成16年度身延町下部簡易水道事業等特別会計予算の関係でございますけれども、ここでは暫定予算よりも170万9千円の増になっております。

その内訳を説明いたします。

7ページをお願いいたします。

2款1項の簡易水道施設整備費負担金でございますけれども、ここでもって140万7千円の増になっているわけでございますけれども、2節の受託工事負担金、下の行でございますけれども、中山間防災事業補償金ということで、140万7千円の増でございます。これは常葉地内の町道本管の切りまし工事の補償金でございます。

9ページをお願いします。

4款1項1目でございますけれども、一般会計繰入金30万2千円の繰り入れでございます。これはあとで、歳出のほうで説明します。

それでは、歳出のほうの11ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費でございますけれども、まず職員手当、3節の職員手当等でございますけれども、通勤手当のほうで2千円の増でございます。これは勤務地の変更によるものでございます。

それから11節の需用費でございますけれども、これは印刷製本費。これは1万1千円ほど増になっております。これは検針用のロール紙の印刷費ということでございます。

それから、次のページをお願いします。

15節の工事請負費、これは140万7千円の増になっているわけですが、先ほど説明しました中山間防災事業にかかる町道本管の切りまわし工事分でございます。

次のページ、2款1項の公債費の関係でございますけれども、2目の利子、それにつきまして、23節の償還金、それから利子及び割引料、ここで先ほど申しました長期債の利子の関係で、28万9千円の増になっております。

以上でございます。

続いて議案第35号の清沢の関係でございますけれども、ここは補正がありませんので省略させていただきます。

続いて、中富の議案第36号をお願いします。

平成16年度身延町中富簡易水道事業特別会計予算でございますけれども、ここで97万円の増になっております。

歳入のほうで、12ページをお願いします。

6款1項1目の雑入の関係でございます。2節の消費税還付金、これは88万4千円の増になっております。その内容ですが、平成15年度の確定申告によります消費税の還付金分でございます。

それから3節の雑入、ここで8万6千円の増になっておりまして、8万7千円になっておりますけれども、これは合併前の仮決算分によります剰余金でございます。合わせて97万円ということでございます。

次のページ、14ページをお願いします。

歳出の関係ですが、1款1項1目一般管理費の関係でございます。

3節の職員手当等、これは2行目の通勤手当。ここが2万6千円の増になっておりますけれども、職員の勤務地変更による増でございます。

それから、11節の需用費でございます。3行目の印刷製本費、1万9千円ほど増えておられるわけですが、これも検針用のロール紙の印刷製本費でございます。

それから一番下の修繕費、これが30万円ほど増えているわけですが、漏水等の修繕費でございます。

次が19ページをお願いします。

19ページの5款1項の公債費の関係でございますけれども、2目の利子についてでございます。ここも62万5千円ほど増えているわけですが、長期債の利子の増によるものです。これは税率の変更の関係でございます。

続いて、身延簡易水道です。

議案第37号 平成16年度身延町身延簡易水道事業特別会計予算の関係でございます。

この関係で1,410万8千円の増になっております。

歳入関係で、8ページをお願いします。

8ページ、2款1項1目の簡易水道施設整備費分担金ということで、ここで1,120万円の増になっております。

下の行の中央簡易水道受益者分担金ということで、身延の波木井1区、それから塩沢地区で28戸分の受益者分担金となっております。

それから2項の負担金、1目の簡易水道施設整備費負担金、これは2施設の受託工事負担金、これが170万円増えております。その内訳でございますけれども、内容ですが、県の中山

間事業に伴いまして、下山農道2号改良工事、それから下山用排水路の2号工事にかかる補償金でございます。

12ページをお願いします。

6款1項1目雑入の関係でございますけども、2節の消費税還付金120万9千円でございますけども、120万8千円の増ということで、平成15年度の確定申告に伴います還付金の分でございます。

それでは、歳出のほうをお願いします。14ページ。

歳出の1款1項1目一般管理費でございますけども、ここで120万8千円の増になっております。その内容ですけども、3節の職員手当等、この中で時間外手当がございますけども、これが19万円ほど増ということでお願いしたいと思えます。

続いて、その下に特殊勤務手当がプラス1万円ございます。これは、先ほど財政課長が説明したとおりでございます。支出されるものではなくて、次回以降の議会で減額をさせていただきます。

それから7節の賃金でございますけども、臨時職員の賃金ということで9万7千円。これは施設の巡視員さんがあるわけですけども、9万7千円ほど足りなくなるということでお願いするものです。

それから11節の需用費。一番下の修繕費の関係でございますけども、ここが67万1千円の増となっております。漏水修繕費等でございます。よろしくをお願いします。

それから、その下の12節の役務費の関係でございますけども、通信運搬費。これが2万円の増となっております。その下の手数料の関係ですけども、6万3千円の増。これは口座振替等、新規加入等によります口座振替分でございます。

次のページで16節の原材料費でございますけども、20万円。15万7千円の増でございます。これはメーター器等ということで、新規加入等による原材料のお願いでございます。

次のページをお願いします。

2款1項1目簡易水道事業費ということで、これは1,290万円の増となっております。15節の工事請負費の関係でございます。歳入のほうで説明させていただきましたけども、中央簡易水道事業のほうの波木井1区、それから塩之沢の給水管の布設工事分、それが1,059万円。それに、先ほど説明しました中山間事業に伴います下山の農道、それから用水工事の配水管の布設替え工事、単独分を合わせまして231万円。合わせて1,290万円の増となっております。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（伊藤春三君）

議案第38号 平成16年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算について

議案第39号 平成16年度身延町中富公共下水道事業特別会計予算について

議案第40号 平成16年度身延町身延下水道事業特別会計予算について

以上3件について、環境下水道課長。

○環境下水道課長（佐野雅仁君）

それでは議案第38号 平成16年度身延町農業集落排水事業特別会計補正予算について、説明いたします。

町長が提案したとおりでございますが、増額の6千万円でございます。

8ページをお開きください。

3款1項1目1節の繰入金で6万円ございまして、これは新町発足による人事異動に伴う増額でございます。繰入金でございます。

それから10ページをお開きください。

1款1項1目上之平地区維持管理費、3節の職員手当のうちの寒冷地手当が1万4千円増額と期末勤勉手当が4万6千円。新町の人事異動に伴う6万円の増額でございます。

議案第39号をお願いします。

平成16年度身延町中富公共下水道事業特別会計

増額分は1,186万8千円でございます。

10ページをお開きください。

これも一般会計で、財政課長が申しましたように、繰入金でございまして、640万8千円の増でございます。

11ページの諸収入でございますが、5款1項1目、諸費で還付金で157万円の増。補償金が215万8千円。これは合併前の会計閉鎖による剰余金でございます。

歳出に入ります。

13ページをお願いします。

下水道事業債、中富下水道事業総務費でございまして、8節の報償費、これが10万5千円の増でございます。それから11節修繕費、これが20万4千円でございます。これは管理棟の修繕でございます。それから役務費、これが1千円の増額です。

14ページをお願いします。

職員手当でございます。これも異動に伴いまして、通勤手当が7千円の増、それから児童手当が4万円の増でございます。

それから、12節役務費が4万6千円の増額でございます。

それから13節委託料、これにつきましては、当初雨水対策詳細設計を平野の一部しか予算計上してなかったわけでございます。金額も540万円で予算を組んでおるようですが、今回の本予算を組むにあたりまして、平野の全体としたため、895万4千円の増額となります。その補正をするものでございます。

15節工事請負費175万2千円の増額でございます。これにつきましては、県道の拡幅に伴う制御盤の設置工事でございます。

15ページをお願いします。

12節の16万1千円の増でございます。これは役務費、火災保険でございます。

それから13節委託料61万7千円でございます。

以上が中富でございます。

議案第40号をお願いいたします。

平成16年度身延町身延下水道事業特別会計

329万円の増でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入、1款1項2目角打丸滝下水道事業分担金のうちの加入分担金40万円の増でございます。2世帯入の見込みでございますので、増額いたしました。

7ページをお願いいたします。

督促手数料、2款2項の帯金と角打の督促手数料が科目設定ということで、1千円ずつ足してあります。

8ページをお願いいたします。

繰入金でございますが、3款1項1目帯金塩之沢下水道事業一般会計の繰入金が15万5千円。これは管理費でございます。

それから、2目の角打丸滝下水道事業一般会計繰入金が274万2千円でございます。これは管理費が15万円、それから建設費が259万2千円でございます。詳しいことは、歳出で説明いたします。

10ページをお願いします。

歳出、下水道事業債、総務費、1目帯金塩之沢下水道事業、3の職員手当でございますが、時間外手当が15万円の増でございます。それから特殊勤務手当が5千円。これは財政課長が先ほど申しましたとおり、9月1日の基準日でございますので、5千円という形で、ここには載ってきております。

それから2目の角打丸滝下水道事業でございますが、3節の職員手当、これも時間外の15万円の増でございます。

11ページをお願いいたします。

事業費でございますが、2項2節2目の角打丸滝下水道事業の建設費でございますが、需用費が10万4千円の増。それから15節工事請負費が288万8千円の増でございます。これにつきましては、駅前通りの山交駐車場の跡地にアパートを建設するため、汚水マス設置工事の金額でございます。

3項1目帯金塩之沢の12節役務費、これは1千円の増額です。

12ページをお願いします。

角打丸滝下水道事業維持管理費の中の12節役務費、これも1千円の増額でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤春三君）

議案第41号 平成16年度身延町青少年自然の里特別会計予算について  
生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野治仁君）

議案第41号について、補足説明を行います。

11ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費、2万円増えております。内容は3節職員手当等中、児童手当、これは職員の児童手当の補てんにするものです。それが2万円増えております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤春三君）

議案第42号 平成16年度身延町なかとみ和紙の里特別会計予算について

議案第43号 平成16年度身延町なかとみ現代工芸美術館特別会計予算について

以上2件について、文化振興課長。

文化振興課長。

○文化振興課長（二宮喜昭君）

議案第42号と議案第43号の和紙の里特別会計、現代工芸美術館特別会計についての内容

については変わりございませんので、館、施設の説明をしながら、順次行っていききたいと思います。

議案第42号の和紙の里については、和紙の開拓と後継者育成等を通じて、和紙産業の活性化を図り、地域住民の憩いの場や都市との交流の場を提供するために設置されております。それで、今回の予算については4,980万4千円となっております。

議案第43号の現代工芸美術館については、町民の美術に関する知識や教養の向上を図り、文化発展と人づくりに寄与するために美術館が設置されております。美術館についても、歳入歳出が3,108万8千円となっております。

今後、和紙の里美術館等におきまして、体験ならびにそれぞれ展覧会等がございますので、それぞれ皆さんの体験、ご観覧をよろしくお願いいたします。

ちょっと説明のほうは、館のほうの宣伝になりましたけども、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤春三君）

議案第44号の補足説明は、省略いたします。

議案第45号から議案第58号までの14案件については、全員協議会においても説明をいたしましたので、補足説明は省略をいたします。

暫時休憩をいたします。

約10分間、2時半に開会をいたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時30分

○議長（伊藤春三君）

再開いたします。

町民課長ならびに文化振興課長から、訂正がございます。

町民課長。

○町民課長（遠藤和美君）

申し訳ありませんが、先ほど、身延町老人医療費、助成金支給条例について、補足説明いたしました。その中で私のほうで説明した内容が間違っているところがありましたので、ここで訂正をしてお詫びをしたいと思います。

議案番号は17号です。このうちの第3条の対象者ですが、先ほど65歳から75歳の一人暮らしというふうなことで説明をいたしました。この年齢が65歳から68歳の一人暮らしの方ということですので、この年齢の部分で訂正させていただきます。今回、この65歳から68歳の一人暮らしの方も対象から外れてしまうということです。

改めてお詫びして、訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤春三君）

文化振興課長。

○文化振興課長（二宮喜昭君）

先ほど、和紙の里と工芸美術館の宣伝だけさせてもらって、予算のほうの説明のほうを落としておりましたので、誠に申し訳ございませんでした。

議案番号42号の身延町なかとみ和紙の里特別会計予算書の関係で、51万2千円が増えております。

7ページの一般会計繰入金が51万2千円増えております。

それから9ページ、扶養手当が2万円増えております。期末勤勉手当が1万2千円。児童手当が14万円増えております。

それから11ページ。活性化施設運営費の中で、賃金が34万円。パート職員のほうが増えております。

それから、議案第43号のなかとみ現代工芸美術館特別会計の関係で、9万8千円が増えております。

4ページの2項繰入金で9万8千円増えております。内訳として、11ページの一番最後にあります27の公課費、消費税分の9万8千円が増えております。

以上です。大変申し訳ございませんでした。

○議長（伊藤春三君）

次に請願第1号 郵政事業の現行経営形態の堅持に関する請願について、深沢瀨君から説明を願います。

深沢瀨君。

○36番議員（深沢瀨君）

それでは請願について、ご説明を申し上げます。

請願第1号

件名 郵政事業の現行経営形態の堅持に関する請願書

請願者

山梨県南巨摩郡身延町大野133

身延簡保旅行会会長 依田幸雄

請願の趣旨

郵政事業の分割民営化は地域住民に親しまれ、定着発展してきた郵便・郵便貯金・保険事業の公的サービスの後退を招くものであり、郵便事業がこれまでに果たしてきた役割を考慮し、国等関係機関に対し、郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書を提出していただくため、請願するものであります。

請願の要旨につきましては、趣旨とまったく同じでございますので、省かせていただきます。

請願の理由につきましても、各議員の皆さんも今、お手元に配布された資料のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

郵政事業の経営形態に関する意見書（案）

現在、郵政事業のあり方について、政府の経済財政諮問会議で論じられておりますが、民営化など経済性優先の角度から論議されており、必ずしも民意に沿った方向に動いているとは思えないところです。

郵便局は郵便・郵便貯金・簡易保険の3事業一体で地域社会に密着したサービスを提供しており、地域になくてはならないものであります。仮に民営化が進められることでもなれば、郵便サービスは大都市など採算重視した収益性の高い地域に集中し、採算の取れない地域では、サービスの低下のみならず、郵便料金の値上げも懸念されるところであります。

また、国民の経済生活の一部となっている多くの郵便局の整理統合・廃止も考えられ、郵便貯金や簡易保険の利用にも不便が生じ、これまでのサービスが受けられないおそれがあり、国民生活に与える影響も大なるものがあると思われまます。

独立採算制で非営利の郵政事業の経営形態を変えることは、あまねく公平の原則が失われ、都市部と山間地の格差を拡大させ、過疎化に拍車をかけるなど、国土の均衡ある発展を望むべくもありません。

つきましては、国においては、郵政事業がこれまで果たしてきた役割を考慮し、今後とも現行の国営、非営利の公社形態を堅持するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により、意見書を提出いたします。

平成16年12月13日

身延町議会

内閣総理大臣宛て

財務大臣宛て

総務大臣宛て

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（伊藤春三君）

以上で、提出案件の説明がすべて終了いたしました。

日程第8 提出議案に対する質疑を行います。

議案の表題は、議案番号のみに省略させていただきます。

議事進行上、議案番号順に逐次質疑を行います。委員会へ付託が予定されておりますので、主要内容に留めさせていただきたいと思っております。

議案第16号について、質疑ございませんか。

はい。

○28番議員（笠井万沅君）

それでは、議案第16号について質問をいたします。

先ほど説明をいたしました。

1ページに町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化および効率化に資するということが書いてありますので、これをやることによって、どのような簡素化にあって利便性を図られるのか、1点お伺いします。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

住民の、まず利便性でございます。

まず、平成16年の4月1日から電子申請業務をスタートしたわけですけど、今のところ、まだ1件も利用がございません。しかし、これからは利用が増えてくるというふうな、将来的な見込みをしております。

まず、住民の利便性といいますと、家庭から町役場に対しまして、パソコンを通して電子申請ができる。また将来にわたっては、家庭において、その申請に対しての交付が受けられるというふうなことで、利便性が図られていきます。また手続きといたしますれば、窓口で対応より電子情報ネットの中での、それぞれ業務が遂行できる、その点でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

笠井万沱君。

○28番議員（笠井万沱君）

分かりました。

そこで、住民カードを参照しながら、最終的にはその発行がなされるわけでありますけども、今、例えば印鑑証明をとったときに、手数料については、その場で払う。家庭から、こういった部分についての利便性が図られたときに手数料はどうなりますか。答弁を求めます。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

まだ、この業務も途上でありまして、今現在は受け付けのみというふうなことになっておりまして、実際の交付は窓口で受けていただいております。

将来にわたりましては電子決済、すでに国においては一部施行されているところもございますけど、これから将来に向かっては電子決済というふうな方途がとられますと、窓口でなくて、自宅において交付ができると、そのような状況が将来には見えております。

以上です。

○28番議員（笠井万沱君）

分かりました。

○議長（伊藤春三君）

樋川貞夫君。

○27番議員（樋川貞夫君）

議案第16号につきまして、1点質問させていただきます。

3ページの後段にあります第7条につきまして、質問いたします。

後段に利用状況につきまして、少なくとも毎年度1回、インターネットの利用、その他の方法により公表すると。インターネットの利用、その他のほう、その他は何を言っているのか、1点教えていただきたいと思っております。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

まだインターネットが完全に普及してございませんので、広報等を通じまして、つまり、ここで意味をしているのは、これから平成17年、先ほど申し上げましたとおり、1月から、また新しい業務がスタートいたします。それらにつきましては、広報等を通して、この業務が今度開始できますよということで、案内をしていく規定でございます。

以上です。

○27番議員（樋川貞夫君）

分かりました。

○議長（伊藤春三君）

ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑も出尽くしたようでございますので、質疑を終結いたします。

議案第17号について、質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

議案第18号について、質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

議案第19号について、質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

議案第20号について、質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

議案第21号について、質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

議案第22号について、質疑はございませんか。

( な し )

質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

議案第23号について、質疑を求めます。

深沢瀨君。

○36番議員(深沢瀨君)

23号、24号も関連して同じ条文のようでございますから、ここで質問を1点したいと思います。

まず、過疎地域の自立促進計画ということで、大変、平成22年までということで長期にわたった計画でございまして、内容はもちろん、私も見ても素晴らしい計画だと、こんなふうに思いますが、たまたま、この1点、いわゆるページで言うと36ページになりましょうか、集落の整備、集落の整備というところがございまして。この集落の整備で、まったく謳っていないのは、統合という言葉が1つも出てこない。旧身延の場合は自治区長会、あるいはまた総務課を通じまして、いろいろな角度で努力していただき、2つ、あるいは3つの区が統合したという経過があって、その後も引き続いて、旧身延でも、この統合について、一生懸命、集落の皆さんと話し合いをするということがなされてきたわけでございますが、今回、この計画を見ますと、集落を整備する中には統合という言葉は、まったく入っていないということになると同時に、大変矛盾しているのは、一般会計の予算のほうでは、区の統合の推進補助金を盛ってあるわけですね。予算的には推進の補助金を盛っておきながら、計画にはまったくないという、いわゆるバランスのとれない格好になっているのではないかと、こんなことも思うわけですが、当然これからのことで、行政改革の一環で、町で行われる、小さい区もたくさんあるのかと思います。

私の、旧身延にも2軒、5軒、8軒という区がある。一生懸命それも統合するというために、今まで努力してきたという経過がありますから、予算的に裏付けをつくっておきながら、計画に入っていないということはどうかなと、こう思うわけですが、この点についてご答弁をお願い

いしたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

今、議員さんがおっしゃられたとおり、各集落の機能が相当低下してきているということで、区の再編、それぞれ取り組まれているところもございます。また、旧それぞれの町村においても、そのようなことが見えてございますけど、本計画の中では区の統廃合、集落の統廃合という部分については、今言われたとおり、遅れているわけではございましたけれど、過疎計画で申し上げる、この集落の整備というのは、大きいというか、集落移転的なことも意味してございます。大きな意味で。小さい意味で、今言われたようなことは、こちらの中には盛り込んでございませんけど、引き続き、区の再編はしていくということで、内部では従前から話がされてございます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

ほかにございますか。

鈴木俊一君。

○8番議員（鈴木俊一君）

これは23、24・・・。

○議長（伊藤春三君）

23号です。

○8番議員（鈴木俊一君）

では、24号でやります。

○議長（伊藤春三君）

23号について、ございませんか。

樋川貞夫君。

○27番議員（樋川貞夫君）

議案第23号につきまして、順を追って2、3点質問させていただきます。

まず1点目は10ページ。（3）の行財政の状況でございますけれども、後段のほうに合併の最大の行財政改革うんぬん和您とございまして、定員適正化計画が謳ってございますけれども、具体的に、あと4カ月、3カ月ですけども、どのようなことをお考えになっているか。これは24号にも関連してございますけれども、一応23号ということでお尋ねをいたします。

次に18ページ。最後に（5）番。計画期間ですけども、9月13日から3月31日。あと3カ月有余しかございませんけれども、この間の計画性に対しまして、どのくらい進捗がされているのか、お伺いをいたします。

3点目に20ページ。（2）番。その対策ということで、農業の関係でございますが、丸の5つ目に営農意欲向上のために有害鳥獣対策を推進すると。それぞれ非常に最近、有害鳥獣等につきましては、苦慮しているわけでございますけれども、具体的に次の24号には電気柵うんぬんが謳ってありますけれども、今年度残された期間、どのような処理をされていくのか、お伺いをいたします。

それから35ページ。8番の地域文化の振興等の中で、中段に（2）番、その対策というこ

とで、丸の1番に文化財の保護や保存および活用を図ることが謳われていますけども、若干、意見を申し上げますと、現在、指定されています文化財がすでに朽ちているとか壊れたり、いろいろしていると思うんです。文化財の保護にあたると思いますけども、なお現在、指定されている文化財の必要性の見直しも必要ではないかというふうに感じますけれども、それにつきましてのお考えをお伺いいたします。

最後に37ページ。前段、町長からも施政方針、それから取り組み内容が具体的に説明をされましたし、教育長、教育委員長からもいろいろ抱負が語られました。その中で十分理解できるわけでございますけども、後段の(2)番、その対策ということで、人材育成事業を推進する。具体的に、今どんなことが考えられているのか、お伺いします。

以上、5点お願いいたします。

○議長(伊藤春三君)

総務課長。

○総務課長(赤池善光君)

最初の質問の定員適正化計画の部分について、答弁させていただきます。

合併協議会の中におきましても、合併はここにも掲げてありましたとおり、行財政改革を最優先課題として取り組まなければならないというふうな協議の中において、進んでまいりました。

合併をいたしまして、ちょうど3カ月を経過いたしましたけれども、定員適正化計画、これからそれぞれ計画を立てていくというふうなことで、現時点におきましては、まだ未着手でございます。新年度に向けまして、これらに向けて計画を策定していくという考え方でございます。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

企画課長。

○企画課長(渡辺力君)

16年度にかかる進捗状況でございますけど、先ほど説明をさせていただきました過疎対策事業債にかかる事業ということで、町道からはじまりまして、消防施設等の整備を行っております。

過疎対策事業債、起債につきましては、年度内の完成がまず第一優先されてきます。今現在、まだ進捗状況はつかんでおりませんが、年内完成を目指して、それぞれ事業が進められております。

以上でございます。

○議長(伊藤春三君)

産業課長。

○産業課長(渡辺芳彦君)

それでは20ページ、営農意欲向上のための有害鳥獣対策を推進するという部分で、今現在、合併して、それぞれ旧町単位の補助基準等もありまして、今の合併した段階では、資材費の80%というふうな報告で、今、16年度はやっております。

この質問には、また一般質問の中でもご質問等ありますので、その中でまた、具体的にはお話ししたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

文化振興課長。

○文化振興課長（二宮喜昭君）

文化財の保護や保存、活用を図るという、この中で、現在3町を合わせると文化財が250ほどになります。ということで、これから文化財審議委員等を交える中で検討もしながら、数のほうも確認をしてやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

人材育成の関係でございます。まちづくりには欠かすことができないことございまして、これは全町的にそれぞれの担当課と連携をとる中で、また、これから施策については具体的に構築をしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤春三君）

樋川議員、いいですか。

（はい。の声）

ほかに質問ございませんか。

（なし）

質疑もないようですので、23号の質疑を終結いたします。

議案第24号について、質疑を求めます。

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

23号だか24号だか、ごちゃごちゃ分からないような質問になりまして、答弁になりまして、ちょっと私の質問も、両方へ入り組んでしまうかも分かりません。よろしくお願いたします。

まず24号、身延町過疎地域自立促進計画。これは本町の長期計画にもあたるものでございまして、5年間の先を見越した策定であります。

まず1点、先ほど企画課長のお話によりまして、職員が夜遅くまで残業して策定したというような自画自賛みたいな話がありましたけども、各セクションが寄って、厳しく吟味した中でつくられたものと、私は解釈しましたので、よろしくお願いたします。

そういう意味で長期計画でありますので、まず一番、これがこの中で必要かなと思うもの、過疎の町にとって人口減、これが一番、ですから過疎だということになりますので、5ページ、上から2つ目の表の中で、1、2の中で比較がございまして、35年と平成12年、ここで0歳から14歳のところを見ると、昭和35年1万2,269人が平成12年2,195人になってしまったと、これが事実でございまして、これが過疎の一番の原因につながってくるもの、これは誰でも分かります。この対策の中では、少子化対策が一番ウエイトを占めるものだと、私は解釈します。

具体策として、少子化対策がどのへんにどんなに載っているのか、全部よく読んでみないと分からないですけど、一番大事なものの説明がされていない。実施計画的なものが載っかって

いないというところに、この策定に、私はいいのかなというのを感じます。それが1点。

それから7ページ。今も同僚議員が言われたように、合併は最大の行政改革であるということが書いてあります、7ページに。と言いながら、定員適正化計画による職員の定員管理の具体策が示されていない。これは樋川議員と言葉は同じですが、5年間というスパンの中ですから、ある程度のものを示しておかないと、これから先に策定するにしても、はじめからやって、これがありながらはじめからやっているということになりますので、そのへんを1点、お聞きしたいと思います。

それから、産業の振興。このページは18ページになりますかね。その中の対策に、農業の問題のところで、農業の対策をしながら、ウイークエンド農業とか市民農園という言葉が出てくるんですけども、これは農業という職業ではない人がやることであって、農業の抜本的な対策には、まったくなり得ないものを、美しい言葉で飾ったようにしか、私ひねくれていますものですから、そういうふうにしかとれませんもので、農業といった、農業を職業にしている人の支援をできる、政策を提案しなければいけないと思います。その点を1点。

それから19ページ。観光協会の再編と謳ってあります。どんな再編をするのか、これもお聞きしたい。

それから、細かくなってごめんなさい、33ページ。ノーマライゼーションなんていう言葉を使っていますけども、その対策はどこにも表れておりません。言葉がノーマライゼーションですから、よく分かります。分かるけど、例えば知的障害者の町内の授産施設とか、そういうものが計画の中に謳われないと、なんで、こんな言葉を使っているんだろうと疑問に思います。

もう1点。36ページ。身延北小は老朽化という文言があります。確かに老朽化しているでしょう、古いですから。しかし、あの改築の本当の意味は、前の議会でも聞いているんですけども、そういった理由ではない、ほかの理由があって、どうしても建て替えをしなければならぬということを知っていましたので、なんで、こういう言葉に置き換わってしまったのか。細かい点で申し訳ないんですけども、このへんも気持ちの問題、考え方の場合、理論的な根本をなすものですから、このへんまでご説明をお願いいたします。長くなりまして、すみません。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

少子化対策にわたりましては、これもやはり保育行政からはじまりまして、全般にわたってございます。具体的に何というものが、ちょっと見えてなくて申し訳ございませんけど、やはり、子どもがいる、そこには親がいなければならないというふうなことで、やはり定住対策を図るための宅地分譲、そんな宅地分譲についても、一番最後のほうで、ふれてございましたけど、これから取り組んでいきたい、そんな点もございます。

それから、なお、これからまだまだやはり、若い人たちが住むには、例えば市川方面、甲府方面に通勤しやすい道路の整備、つまり国県道の整備ということで、国県への要請等いろいろございます。

それから保育園においては、延長保育とか預けやすい保育業務、そんなことも中に盛り込んでございます。そういうことで、ご理解いただきたいと思います。

それから、定員適正計画でございます。今回の計画につきましては、全町的にやはり過疎債を適用しながら、いかにまちづくりをしていくかということが、ポイントでございます。それ

らのことで、どうしてもハード面、本町の置かれている状況の中から道路整備とか、上下水道整備等が主力になっておりまして、ソフト部分、財政計画等をちょっとふれている部分がございますけど、議員さんがおっしゃられるのは、きちっと、5年では5年後の指標、つまり目標を設定しての計画というふうなことに受け止めてございますけど、これにつきましては、また別の本計画でなくて、定員適正計画、これについては、またその分担である総務課のほうで今後、取り組みをしていく状況になってございます。

それから、農業の関係でございます。非常にやはり、農業問題は厳しい状況でございます。今、取り組まれている関係、これは旧下部町なんかでも、その地域の高齢者と都会の人たちの交流の場、そこから活性化を図っていかうというふうなことで取り組んでいる状況もございます。その中で空き家を提供したりというふうなことで、これから農業に携わって、そこから収益を挙げるといふことは、非常に厳しいものもございます。

そうはいいども、少ない中で農業で携わっているものは大豆等による、おいしい豆腐とか、そういう付加価値の高いものを作っていただくというふうなことで、やはり、そういうものには支援していくことを、これから推進していくわけですけど、これからは全国的に少なく、特にこういう過疎町村は少子化の中で高齢化が進んでくる。そうすると、先ほど言ったとおり、都市の人は田舎志向ということで求められてきておりますので、ウイークエンド農業、あるいは体験農業、そういうものはやはり町の活性化ということで捉えて、掲げてございます。

それから、19ページの観光協会の関係は、これは観光担当のほうでちょっとお願いしたいと思っております。

○議長（伊藤春三君）

観光課長。

○観光課長（望月治雄君）

今、観光協会の再編成ということですけども、今観光協会というのは下部観光協会、それから身延山観光協会の2つがあります。

その関係で、下部町におきましては旧町長が会長でやっていたけれども、つい最近、独立をそれぞれしまして、下部町観光協会から下部観光協会と名前を変えております。

それから身延町はすでに、旧身延町観光協会につきましては、独立をして20年余り経っているわけですけども、町が入っていましたので、名前の改正をしまして、身延山観光協会という名になって、今2つあります。その再編を、2つをまとめて1本の身延町観光協会にやる考えは持っていたわけですけども、それぞれ昔からの観光地の、それぞれの独自性がありまして、一つひとつそれぞれ、湯町は湯町の観光でお客さんを誘客している。それから身延山につきましては、門前町を中心に誘客を一生懸命やっていますので、それぞれの独自性を尊重しながら、今身延町全体の観光協議会という名前になるか、連盟になるか分かりませんが、そんなところで、協会といったような形で1つになんとかしたいと思っておりますけども、それぞれの独自性を生かして、それぞれ誘客を図ってもらうというような、今考えを持っています。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

33ページの障害者の関係ですが、障害者の団体からも、障害者福祉計画を策定するよう要

望がありまして、本町はまだ策定していないわけですが、その策定は17年度ぐらい検討しておりまして、その中で障害者等の皆さんのご意見を聞く中で、具体的な支援策を決定していきたいと思っています。

また、先ほどの少子化対策についても、33、34ページに若干記載があるわけですが、鈴木俊一議員の一般質問通告にありますように、その時点で、大きな具体策は答えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

ページの的には36ページの中で、ちょうど真ん中へんに学校施設関係では、北小学校は木造校舎で老朽化がうんぬんというふうなこと、こういうところでご質問があったと思いますけれども、実はこの過疎計画というのは、例えば過疎債を借りる場合には、この計画の中に位置付けをまずされていないと、過疎債を借りることができないと、こういうふうなことも事務的には1つあります。

もう1つは、過疎債については、一般財源の部分で過疎債であるか基金であるか。要は国の補助金をもらうにも、このへんの文言も関係を、実はしてくるわけです。北小学校は、もちろん議員さんがおっしゃるように、直接の要因というのは予算の中にも出てきておりましたように、今年度、事業にかかるわけですがけれども、移転して、新しい場所へ土地を求めて、新築をしなければならない、それは今の土地を半分地主さんにお返しをしなければならないと、こういう事情があるわけでございまして、ですが、この計画の中に、そのへんの詳しい事実をいちいち、ちょっと書くことははばかれましたので、木造という建物を捉えて、こういう文言にさせていただいたわけです。

書き方もいろいろとあろうと思いますけれども、補助金の申請等、あるいは起債の借り入れ等を見る中で、このような文言にさせていただいたということをご了承いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

今の鈴木財政課長の答弁でまったく、私もそういうふうなことはずっと聞いておりましたから、一面で上部団体に認可を受ける資料にするんだということを前々から聞いておりますから、文言の使い方について、いろいろ言うつもりもまったくありませんでしたけど、そのへんを承知を。

ただ施策を具現化する部分の話は、やはり書いても邪魔にならなかったではないかなと思います。私どもは、これを頼りに、町の施策そのものにご進言を申し上げたり、お考えを聞いたりにしていくわけですから、そのへんのことと両方使い分けなければなりませんものですから、先ほど言ったような質問をさせていただいたわけですが、別にこれが間違っていると、不適切とかということとは1つもありません。

ただ少し、先ほど私が申し上げたような中は、具現化する部分の言及が足りないなど。審議

するにしてもそこがないと、あんまり審議も熱が入らないのかなと思ひまして、質問させていただきました。

あのご答弁で全部分かりましたので、ありがとうございます。答弁、もうこれ以上は必要ありません。

○議長（伊藤春三君）

鈴木俊一君。

○8番議員（鈴木俊一君）

私は、この自立促進計画の中の4番、生活環境の整備、29ページでございますが、この中の下水処理施設の件について、若干、ご質問申し上げたいと思います。

今、企画課長のほうからおっしゃいましたように、こういう計画そのものを一つひとつ実行していくという立場に立てば、この有益な過疎債そのものを、やっぱり大いに活用していく、そして実現化に向けていくということが、基本であろうというふうに思います。

この中で、特に31ページに下水処理施設公共下水道という1つの項目がございます、その中で特環でやる、いわゆる公共下水道がるる挙げられているわけでございます。この中でいわゆる下部処理区については、順次、環境下水道課のほうで現在も取り組んでおり、ひいては過日、地元の話し合いがございまして、課長以下、職員の方に来ていただいて、いろいろな意見交換をさせていただいたということでございますが、いわゆる久那土処理区と常葉処理区というものが、この中の計画の中に載ってるわけでございますが、あくまでも過疎代行ということを考えてみますと、私はこれは、私の勘違いかどうか分かりませんが、18年度事業着手ということが、僕は基本的になっているのではないかと思うんです。そのことを考えますと、果たして、そこまでに事業着手ができるのかどうなのかということが第1点。

それから、いわゆる国に定めた40人、この規定に、これは着手の事業年度によりますけども、これに合致できるのかどうなのか。この2点について、1つご答弁のほどをお願い申し上げます。

○議長（伊藤春三君）

環境下水道補佐。

○環境下水道補佐（赤池義明君）

ただいまの鈴木議員さんのご質問に対して、お答え申し上げたいと思いますが、旧町の議会でも同じような質問をしていただきまして、そのときに、新しい町になりますと新しい下水の処理計画をつくる時点で、また見直しが見られるというふうなことで、今、その見直しをしようというふうなことで、新しい新身延町として、下水の処理計画の見直しを今、始めているところでございます。

その中でまた、先ほど申し上げられました40人の関係というふうなことで、それからもう1つ、なぜ過疎計画の中に載るかというふうなことで、過疎自立促進計画は21年度で終わりですから、それまでに仕上げるというふうなことで、それから着手というふうなことがございまして、その間で着手するときには、実は過疎に指定されておりますと、下水道をするときには90%の充当率に対しまして、その半分ずつ、下水道処理債と過疎対策事業債というふうなものが充当されるというふうなことでございますので、この過疎計画に載っていないと、事業をするときに過疎債が適用されないというふうなことでございますので、そのへんのことにつきましては、よろしくご了解を願いたいと、こんなふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤春三君）

鈴木俊一君。

○8番議員（鈴木俊一君）

今、課長補佐の答弁はよく分かるんですけども、事実、いわゆる過疎債が適用されても、いわゆる公共下水というものは、あくまでも国の法律によって40人というものが定めてあるわけでありましてね。ですから、例えば過疎債が適用されたとしても、そこに引っ掛かってしまうと、事実上の暗礁に乗り上げてしまうと。計画倒れになるということが、これは言えるわけでありましてね。ですから、私はなぜ、こういうご質問を申し上げたと申しますと、もっと、そのへんをふまえた、いわゆる現実的な、要するに処理計画というものを、私は立てるべきではないだろうかというふうな思いがあって、今、この点について、ご質問を申し上げているわけでございます。ですから、私は少なくとも、これ環境課長は旧町のときに、ぜひとも条例化をしてほしいということで、戸別浄化槽の、いわゆる条例化も新町なされておりますから、そのへんに、もう一步、目を向けた現実性のある施策、事業方法をやっぱり考えていくということが必要ではなからうかと、こう思って、私はご質問申し上げました。

○議長（伊藤春三君）

環境下水道補佐。

○環境下水道補佐（赤池義明君）

やはり旧町のときに同じ、同様の質問をいただきまして、確かにそのとおり、条例化をさせていただきまして。その中で今、先ほども申し上げましたとおり、新身延町としての処理計画というふうなことの中で、実は浄化槽関係につきましても、下水道係のほうの担当に、これまで衛生係だったんですが、それが今度は下水道係というふうなことで、一体として、今回、そのへんの処理計画を立ててございます。

その中で特に市町村設置型の浄化槽につきましても、推進を図るというふうなことで、課長のほうから命が下りてまして、それぞれ担当の職員が今、計画をつくっているというふうな最中でございますので、そのへんの見直しにつきまして、先ほど言葉足らずではございましたが、そのへんも含めまして、今回新身延町としての処理計画を立てているというのが状況でございますので、これから皆さん方に、また説明できる機会が出てくると思っておりますが、その節はよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（伊藤春三君）

依田正敏君。

○21番議員（依田正敏君）

議案第24号に対して、1点だけ質問させていただきます。

合併以来、大変お忙しい中で、元々が国へ相談して県が作りなさい、県へ相談して町村が作りなさい、そういう中で、ほとんど財源を求めるための計画というふうなことで、この計画自体が流れてくる、そういう問題の中で、よく精査する中で、身延町色を出してくれたなと思って、努力には感謝しております。

しかしながら、先ほども、課長のほうでもちょっとそういう話がありましたけども、いずれにしても、ちょっとだけハード、財源ということに向かいすぎまして、本当に素晴らしい財源で、最終的には、なんと申すんですか、この起債の一番大きな元利償還に關与する経費の70%もの基準財政需要額に算入するというふうな部分がございます、非常に有利な起債ではござ

いますけども、それだけに今後、三位一体の国の状況を考えますと、交付税の見直しというふうな問題の中へ突き当たりまして、そういう中で、有利であるけれども、この起債の中の最初の入り口にありますハードルというか、許可予定額は枠配分によって決めると。これは県からもらう枠ですけども、そういうことを勘案したときに、新身延町のやすらぎと活力ある開かれた町、そういう部分からいきますと、せっかくの、この提案ではございますけれども、ページ数でいう最後の41、42ページ、そこらへんをもう少し詰めて、我が身延町はこういうことに対して、過疎に対する提案があるんだなと、そういうふうなことも取れるように、もう少し、そのへんも追加整備していけるようにできるか、そのへんのことを、今後において、そういうところへんを少し追加補正して、順に、この提案をしていく予定があるかどうかだけ、1点聞きたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

ただいまは貴重なご意見、本当にありがとうございます。

ハード部分だけでなく、ソフト部分、そういうものがあるではないかというふうなご意見だと思います。

今回は合併以来、ほとんど主力的にはハード部分を重点に作成された計画でございまして、ソフト部分につきましては、また先ほども申し上げましたけど、改めて各課等と連絡調整をする中で、それぞれまちづくりに資するような施策は、この計画に具体的に載っていないんですけど、それぞれ実施していく方向で、また改めて取り組みをしていきたいというふうなことで、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

深沢敏夫君。

○23番議員（深沢敏夫君）

根がひっけだから、質問をする機会が遅くなってしまいまして、もっと早くさせてもらうつもりでしたが、ちょっと遅くなりました。

1点、企画課長にお願いしたいと思います。

このあと、計画ですから、このあとどういう言葉になるか、推進していくのか、執行していくのか、実行していくのか、そういうような形になってくると思います。これは計画ですから。ただ、今、やりとりしているところで、どの程度、進んでいるとかというような質問もあつたり、これはどうだという質問があつたりして、ちょっと私もやりとりの中で混乱しているんですが、その1点というのは、これが生まれてくる、そのプロセスをもう少し丁寧に、夜遅くまでやったということだけでなく、そういうことはいいですから、どういうプロセスで、これが誕生してきたかということの説明をいただきたい。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

まずプロセスでございますけど、17年度からスタートする過疎計画につきましては、まず

企画担当の、あるいは各担当課から、これまでも過疎計画、前期計画の残り、どんなものがございませうか、あるいは総合計画、第4次総合計画での積み残し、それを基本として挙げていただくという指示を出しまして、挙がってきた事業が本計画に掲載されている状況でございます。

今回の、この過疎計画をまとめるにあたりましては、非常に議論していただいた新町建設計画、それから前期過疎計画、あるいは長期総合計画、あるいは県の新しい計画等と整合を図る中で策定してございます。関係課とはそれぞれ、非常に今回は広い分野にわたっておりまして、密に連絡する中で、本計画案を策定してきたのが現状でございます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

深沢敏夫君。

○23番議員（深沢敏夫君）

課長の説明は、よく分かりました。

結局、例えば、この中でもって教育の問題については教育委員会でやっていくんだろうと思いますので、そういうことで、教育委員会で主として、この計画を立てたということですね。そういうことでよろしいですか。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

やはり、企画というのは総合的な窓口でございまして、具現化していくのは各課でございませう。というようなことで、具現化に向けての計画ということで、各現場では、その将来に向けての具体化を見据えての計画ということで、ご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

深沢敏夫君。

○23番議員（深沢敏夫君）

そういうことで理解できました。ありがとうございました。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

渡辺君好君。

○12番議員（渡辺君好君）

12番、渡辺です。

この24号の議案については、非常に重要な問題が盛りだくさんということだと、私も思っております。いわゆる身延町の過疎地域自立促進計画、5年間ということですけども、これは短期計画にあたると思ひます。この短期と申しまして、やはり合併してよかったという絵をこの中に描かれているはずであります。そういう中で、あらゆる問題について、非常に重要なことばかりでありますけれども、時間等もありますので、私は1点だけ質問しておきたいと思ひます。

それは41ページに載っておりますけれども、いわゆる近年、U、J、Iターンというようなことが叫ばれ、実際にそれが実行されているところでもありますけれども、Uターン、Jターンは分かるんですけども、Iターンというのが、最近実際に行われていることを、私も

見ております。こういうイターンというのは、やはり都会生活をされた方でも、退職したりした中で農業をやるという方々が結構、見られるわけです。そういうことから考えますと、町独自でこういうものへの取り組みはいかがなものかなというのは、やはり、こういう人たちは農業の技術、いわゆる作物そのものについても、また肥料設計管理等についても、すべて1からやらなければならないわけです。だからいいことづくめで、いわゆるU、J、Iターンの動きについても取り組むということは結構ですけれども、いわゆる農業協同組合、いわゆるJAと、あるいは県の農政部等との連携を図る中でやらなければならないことなんです。しかし、計画としてあげることは結構ですから、今後において、そういう取り組みをやるということを意欲的に考えておられるかどうか、そのへんについて、お尋ねいたします。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

お答えいたします。

旧町時代に、やはり、特に古閑地区の若い人たちが、この事業に取り組んでいただいております。今、都会の人が日曜日等に来まして、農作業に携わって、また地区の人たちが自分たちのノウハウを、その人たちに伝授しながら作物を収穫して、その喜びを分かち合っている状況をうかがってございます。

また最近、身延町になりまして、私も企画の席に座って、やはり電話等での問い合わせもございまして。これからは民の力、あるいは今申されました県、あるいは農協と、それぞれのお力添えをお借りする中で、本事業を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

石部典生君。

○37番議員（石部典生君）

過疎計画ということで、今議論されているわけですが、やはり受益者負担という事業をやる時に、一番ネックになるのが、この過疎という問題だと思います。人間まで、心まで過疎になってきているという懸念が節々に見られます。せっかく行政で立てたプランも、やっぱりそういうことで、なかなか前に進まないということが現実にあるかと思えます。

私は要望したいわけですが、この各課だけでなく、ただ担当課がこれに当たるということだけでなく、やっぱり役場の中の連携を密にして、1つでもこの計画がものになるように、そのような、やはり今後の行政運営をしていただきたい、そういうことをお願いしたわけでありませんが、町長にそのへんのお考えをお尋ねしたいと思えます。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

この過疎自立計画は大変難しい計画でありますので、これは今までのご質問等で、皆さん方のお気持ちは大変よく分かるわけでございますけど、旧町時代の過疎自立促進計画、このことが1つの基盤になって、今日の23号に出ておるわけでございますので、こちらへんはひとつご理解を頂戴いたしたいと思えますが、今石部議員から、ご質問がございましたように、心も人もなんか過疎になってしまうようなことが相成っては、合併をした目的が達成されないわけ

でございますので、ご指摘のように各課、連携をいたしまして、また住民の皆さん方からも、いろいろなご意見を拝聴する中で、また議会の皆さん方のお知恵をいただく中で進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

この計画については、途中で見直しもさせていただくような形で、年々、このときは流れていき、また状況が変わってくるわけでございますので、5年というスパンで中期的な計画でございますが、それぞれ年度年度で、きちっと皆さん方とご相談をする中で、計画を練り直しながら進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

ありがとうございました。

○議長（伊藤春三君）

日向英明君。

○6番議員（日向英明君）

時間の関係がありますので、1点だけお伺いします。

24ページになるかと思えますけど、地域間交流ということで、1点お聞きします。

いろいろな思いの中で、この3町が合併したわけですけど、とりわけ下部町については、郡を越えての合併ということで、今までの生活の中で、なかなか人との交流がなかったわけですね。そこで、この地域間交流ということの中で、いろんな交流の方法があるかと思えますけど、人的交流はどんなふうに考えているか。あるいはイベント等ということがありますが、ここに書いてありますけど、どんなことで人的な交流ができるかどうか。あるいは社会体育、あるいは社会教育の中で、もしそんなことがありましたら、先に教育長、お願いしたいんですけど。

○議長（伊藤春三君）

教育長。

○教育長（千頭和英樹君）

それでは、日向議員の質問にお答えをいたしたいと思えます。

地域間交流、新町がはじまって、まさに時間もそんなに経過していない中で、具体的なことにつきましては、ちょっとここでお話をさせていただくということは、無理があるかと思えますけれども、最近の動きといたしまして、先ほど来、文化財の問題も出てきたわけですが、県と町との交流事業、そういうことの中で、特に平成17年度、あるいは平成18年度の2カ年になるかとは存じておるわけですが、文化財の保存活用等々を含める中で、きちとした資料づくり等々、それから住民に発信できるような、そんな拠点施設づくりに向けまして、人的な交流というものも、今考えているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

日向英明君。

○6番議員（日向英明君）

私はそういうことをちょっと、言ったわけではないですね。教育関係だとすれば、人的交流というのは、体育の中では昔やられたような、学校間のそういった文化、あるいは芸能、体育、そういう中で学校間、つまり小さいころからお互いの町が、あの人があんなところに住んでいるから、こんな気持ちを持っているんだなということで、小さいころから、そういうふうな地域間をすれば、身延町は素晴らしい町になるんじゃないかと、そういう思いで聞いたわけですが、そういう観点に立って、もう一度よろしくお願ひします。

○議長（伊藤春三君）

教育長。

○教育長（千頭和英樹君）

大変、すみません。

幅広い層、それから垣根を越えた、そういった交流につきましては、できるだけ幅広く行っていきたい、そういう基本的なスタンスはっております。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

いいですか。

（はい。の声）

渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

この中で、ちょっと具体的にいろんな面で欠ける部分は、今までの論議の中で、そういう過疎債とかそういうので、目的がそういうものだからということで、納得はするんですけども、時間の関係で1点だけ。やっぱり過疎化ということで、子どもたちが本当に安心して暮らせる町なのかどうかというところが、私は重要なのではないかなというふうに思っているんです。そういう意味で、女性が安心して子どもを産み、育てられる町かどうかが、この過疎の生きる重要な視点ではないかなというふうに思うんですけども、その点で保育園とか学校とかとあるんですけど、やっぱり生まれてから子どもが成長するまで、そのトータルな全体的な視点というのが、ちょっと欠けているのではないかなというふうに思っているんで、そのへんを、やっぱり過疎をどうしたらクリアできるかという問題で、大きな問題だと思っているので、そのところを少しお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

お答えいたします。

安心して育てられる環境整備、それには、また福祉関係での支援、また医療面での支援、それから学校へいきまして、今言ったような交流事業等々を重ねながら、また、成長した段階で、ここに留まっていただけのような企業誘致、あるいは町内に当たっては、それぞれあと家を継ぐということもありますけど、次代の皆さんについては、やはり家がなくて、外へということもございましてで宅地分譲等々、トータルで考えていけば、いろんな事業が組み立てられると思います。

というようなことで、これまでも述べさせていただきましたけど、全町一体になりまして、生まれてから、またお年寄りになるまでの方が安心して安全で住めるまちづくり、そんなことに努力していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

深沢脩二君。

○11番議員（深沢脩二君）

合併したけど、この財源である合併特例債は何に使うんですか。その計画をぜひ示していた

だきたい。何に使うか、全部が全部、ここに使うわけではないですけど、ある程度の筋道みたいなものが、何に使うか、どんなものに使うかという、これはぜひ、必要ですけども、ぜひ説明していただきたいと思います。ある程度の。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

今、審議いただいているのは過疎の計画なんですけども、合併のときにご承知のように建設計画ができて、その中に今、財政計画があります。この一部、それを引用した形で、この過疎計画の中にもございまして、合併して一番大きな財政的なメリットというのは、合併特例債だと思います。

その表の中にございますように、107億円の事業に対して95%の充当率なものですから、最大で102億円が10年間の間に借りることはできるわけです。基本的には借りれますけど、これも借金でございますし、もう一つは過疎債と同じ、交付税算入率が70%という、両方、過疎債と合併特例債が同じでございまして、この使い分けを、今後うまくしていかなければならないなということが一つございます。

現在、まだ今日、提案をした過疎計画、第1段階でございまして、今度その建設計画の具体的な実施計画と申しますか、年度を追った計画については、今後いろんな形で町民の皆さん、また議会の先生方のご意見等も聞きながら、また地域審議会等もすぐできますので、そのへんのご意見も聞きながら、具体的にはやっていくんですが、当面、今、1つの例を申し上げますれば、先ほどもちょっと予算のところでも申しましたが、身延北小の造成と、それから用地買収について、予算上は義務教育債でございまして、県のほうと今打診中でありまして、できれば、合併特例債を適用したらいいのではないかと、財政上の配慮から、そんなことを検討しています。これは義務教育債ですと、用地買収、あるいは造成の部分、借りることはできますが、バックがないわけですね。その点を考えれば、特例債70%バックがありますので、そういうのは使い分けを今後していこうと。

そのほか、今具体的にどの事業を特例債というのは、まだちょっと申し上げられませんが、3カ月経ちまして、いよいよ役場の機構も落ち着いてまいりましたし、また町民に早い時期に、この内容というものを知らしめることが必要と考えておりますので、早速、この内容を詰めていきたいと、こんなように思っています。

また、この点につきましては、あさって、一般質問の中にも出ておるようでございますので、また、そのときに述べたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

ほかにございませんか。

（ な し ）

ないようですから、第24号について質疑を終結いたします。

議案第25号について、質疑を求めます。

（ な し ）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議案第26号について、質疑を求めます。

( な し )

ないようですので、質疑を終結いたします。  
議案第27号について、質疑を求めます。

( な し )

ないようですので、質疑を終結いたします。  
議案第28号について、質疑を求めます。

佐野秀光君。

○26番議員(佐野秀光君)

3点ほど、お聞きをしたいと思います。

まず、2ページをお願いいたします。

細目で、私もタバコを吸う関係で、町のタバコ税について、目がいったわけでございますが、金額でいえば、5,007万6千円でございますけども、実は単町のときに、旧身延町でも平成15年の収入済額が4,610万円ということで聞いたわけですが、3町合計をして5千万何がしという部分、これは健康のために吸い過ぎに注意しましょうということで減っているだろうと思いますが、このへんについて、ちょっとお聞きをしたいと思います。

特に健康保持の立場から、健康課長には禁煙の奨励という部分どんなように考えているか、ぜひ、そのへんも含めてお願いしたいと思います。

それから60ページでございますけども、禁煙は世界の流れといいますが、ある国では販売も禁止するという状況が今、出ているわけでございますが、我が国でもどこへ行っても禁煙禁煙で、吸う方は肩身が狭い思いをしているわけでございますが、この60ページに、タバコの販売増進協議会にも報奨金が出ているわけでございますが、ぜひ、このへんは次年度予算編成時に向けて、健康保持という立場から、こういうことがいかなものかなと思うわけでありませう。

それから最後、3つ目でございますが、文化の関係ですね。13節の委託料の件でございますが、私も2回ほど微笑館を訪れまして、参拝といいますが、見学といいますが、行ってきたわけでございますが、木喰さんをよく拝見してきたわけでございますが、ここに13節委託で、薫蒸業務、金額はともかくとしまして、薫蒸業務ということで関心があるわけでございますが、これは薫蒸とは有害ガス等、病原菌とかそういうものを殺してしまうというような作業だろうと思いますが、そうであれば、毎年こういう作業をするのかどうか。何年おきにするのかどうかと、こういう格好、以上3点をお尋ねします。

以上です。

○議長(伊藤春三君)

財政課長。

○財政課長(鈴木高吉君)

まず1点目なんですけれども、5千万円ちょっとの計上が、今回タバコ税として、本予算に計上されております。基本的に分かっていた点があるんですが、冒頭も申しましたように、今回のこの予算といえますのは、旧3町の歳入、9月に合併しましたので、その時点での歳入歳出それぞれ、その時点で消化していない分、あるいは未収額の分を持ち寄ったのが、この予算でございます。もっと分かりやすく言えば、歳入については9月13日以降に入るお金、歳出についても9月13日以降に払うお金、こういう理解が適当だと思うんですが、そう

いう形で計上してございますので、先ほどご質問の単町で4千万円だった、合併して5千万円という、大変少ないなということが考えられたかもしれませんが、そういう理解でなくて、要するに持ち寄った残でございますので、そのへんの理解をお願いします。

また、いくらずつ予算を持ってきたのかなということがお聞きしたいというふうなことも知れませんが、ちょっと、その資料がないので、また議員さんのほうへ、その点は、またお知らせしたいと思います。これが1点目です。

○議長（伊藤春三君）

税務課長。

○税務課長（望月世津子君）

お答えいたします。

60ページの賦課徴収費の報奨金の関係でございますが、これはタバコ販売増進協議会への報償金ということで、旧身延の場合22万5千円、旧中富の場合10万円を出しておりました。今年度も出す予定となっておりますが、来年度に向けてのご意見ということでしょうか。来年度の、この予算編成に向けてのご意見ということでしょうか。

また、検討してまいりたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

文化振興課長。

○文化振興課長（二宮喜昭君）

木喰の薫蒸のことでお答えいたします。

木喰の薫蒸については、毎年3日ほどかけて行っております。薬については、名前はちょっと分かりませんが、今年やった状況によりますと、もう今使っている薬は今年で終わり、来年からはちょっと効き目が悪いとか、そんなことで、来年からは薫蒸には、今年は3日だったけども、来年からは5日という話も聞いております。そういうことで、薫蒸については開館以来、毎年行っております。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

佐野秀光君。

○26番議員（佐野秀光君）

関連でございますが、先ほど言いましたように、健康という意味で行政が禁煙の奨励という部分含めて、あらゆる機会を通じて、私も止めようと思っても、なかなか止められないというのがタバコでございますが、ぜひひとつ、みんなで健康を保持する意味合いで、奨励もしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

佐野議員、要望ですからいいですね。

（はい。の声）

ほかに質疑はございますか。

山田省吾君。

○4番議員（山田省吾君）

小中学校の児童生徒につきまして、読書とか、あるいはまた図書に関しては、大変関心を持っ

ているわけでありますが、国では平成15年度より、学校図書整備費ということで650億円、全国の小中学校に地方交付税の一部として、渡されていると聞いております。年間とすれば130億円になります。

本町におきましては、この学校整備費として、国からいくらいただいているか、ちょっと、この資料を見ましても、私、見当たりませんので、このような質問をさせていただきました。

なお、聞くところによりますと、町村によりますと、学校図書整備費ということできていますけれども、それを全部、充てないというような市町村もあるというようなふうにも聞いております。このへんにつきまして、お答えを教育委員会からお願いします。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

今の質問は、要するに交付税の中に学校整備費の部門ということで、措置をされているけれども、身延町はどのくらいになっているかと、こういう質問でよろしいでしょうか。

今、交付税の資料は、ちょっと持ってこなかったんですが、旧町それぞれ人口によって、あるいは生徒数によって、それから学校の数等によって違いますので、それは3町を足す形で、16年度はもう決まっていますので、16年度のを調べて、のちほどお知らせをしたいと思います。

今日は、ちょっと今、交付税の基礎数値を持ってきておりませんので、大変失礼しました。

○議長（伊藤春三君）

山田省吾君。

○4番議員（山田省吾君）

それでは後日で結構ですので、回答をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

よろしいですか。

（はい。の声）

ほかにございますか。

川口福三君。

○15番議員（川口福三君）

1点だけ、お伺いいたします。

まず、56ページのバス運行費、節の13に委託料で4,325万9千円。これはバス運行業務となっております。また、その下の19のほうに負担金補助金及び交付金として、216万円出ているわけですが、この2つの違い。また、バス運行業務に委託している路線、この点をお伺いします。

○議長（伊藤春三君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

バス運行業務の委託料4,325万9千円というふうな状況の、まず説明でございますけれども、冒頭、財政課長のほうから、旧3町の9月からの部分が計上されてきたと、こういうふうなことで、1点、まずこの部分には旧身延町の山交タウンコーチに、5路線のバスの運行が委託されている、この運行委託料というふうに解釈をしていただきたいと思います。

それから、負担金補助及び交付金のところの216万円というふうなところでございますけども、ちょっと私も十分な、まだ旧町時代のそれぞれの町の予算の状況が、勉強不足でちょっと手に資料等がございませんので、この点につきましては調べさせていただきまして、その後の中において回答をさせていただくというふうなことで、ご容赦願いたいと思います。

○15番議員（川口福三君）

どうもありがとうございました。

そうしますと、4,325万9千円。これは山交さんへお支払いしている5路線と、すべてがこの金額ということで、解釈してよろしいでしょうか。

○議長（伊藤春三君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

議員さんのおっしゃるように、ここに計上されている金額は山交タウンコーチに委託している5路線の委託費というふうに解釈していただきたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

よろしいでしょうか。

（はい。の声）

ほかにありますか。

伊藤文雄君。

○18番議員（伊藤文雄君）

92ページの19の負担金補助及び交付金について、日本虫歯予防フッ素推進団体協議会会費3万円と出ているわけですが、日本フッ素促進団体という団体はどういう趣旨の団体で、どういう経過で加入したのか、教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

広島課長補佐。

○福祉保健課身延分課補佐（広島法明君）

十分なお答えにはならないかも知れませんが、この団体につきましては、旧身延町のときから、また一般質問のほうで、草間議員のほうからもフッ素の関心の質問がありますので、そのときまでには詳しいことをお知らせというか、説明したいと思いますが、そんなことでよろしいでしょうか。

○議長（伊藤春三君）

よろしいでしょうか。

（はい。の声）

ほかにございますか。

広島公男君。

○33番議員（広島公男君）

それでは、あんまり難しい問題ではありませんけども、総務費中の中で、54ページの身延町看板等再生整備事業補助金というのがありますけども、これが2つ載っていますよね。企画と諸費の中に載っているんです。この内容的な違いというのがあるのかどうか。特に同じ課なもので、そのへん統一ができなかったかどうか、あと1点お伺いします。

実は、先ほど深沢静議員が質問しましたけども、区の統合に対しまして、推進補助金という

のが出ています。旧身延町でも、これは当然、補助金という対象で、2、3区統合されたところがありますけども、ここに20万円という予算が計上されております。その20万円は何区分なのか。それから、自分たちはここにあります道路整備プログラムというのが、下部町から出ています。これは旧町だと思えますけども、この中にいろいろ地図が載っていますけども、この地図ですけども、私たちが今度合併しまして、区の総数ですね。総数と、この中に散在します隣保というのは、大変な数になると思えます。

特に最近、新聞紙上なんかでも、いろいろ葬儀とか、いろいろな面で身延町が載っていますが、どの部落がどこにあるのか、大磯小磯がどこにあるのかという、なかなかそれが分からないですよ。ですから、その絵図を、平面図ですけど、簡単な平面図で結構ですから、身延町全体の区の分布図みたいなものを作っていただきたいと思えますけど、そのへんをお答え願いたいと思えます。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

看板等再生整備事業補助金の件でございます。

企画費へ計上されているのは、旧下部町の方でございます。企画が担当していた関係で、そちらのほうへ予算が盛られておりまして、諸費のところにつきましては、旧中富町でございます。当時、担当していたのが合併推進室の担当というふうなことで、やはり科目まで調整を図らなかったという部分で、両方に掲載されてございます。

なお、中身といたしましては、合併をして新身延町というふうなことで、中富町あるいは下部町という名称が使えないということで、看板等を修正する場合の補助金として最高額5万円というふうなことで、制度をしたものでございます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

文書広報費の51ページに掲載されております補助金の内訳の区の統合推進補助と、区の統合補助というふうなことで、20万円と16万8千円が計上してある、この内容でございますけども、旧身延町の区の予算から継承してきた関係でございます。区の統合推進補助、これが4区分、区の統合補助が2区分、こんなふうな状況でございます。

○議長（伊藤春三君）

広島公男君。

○33番議員（広島公男君）

今、一番最後に申し上げた絵図、ああいうものができるかどうか、お願いします。

○議長（伊藤春三君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

合併と同時に、全世帯に新身延町の生活便利帳というふうな特集号で配布をして、いろんな公共施設、あるいは公共施設図のマップ図というふうなことで、大まかな部分というふうなことで掲載してある現状でございます。確かに、旧町村の所属している部分は分かるんですけど

も、他の2町の部分は分かりにくさとか理解しにくいとか、そういうふうな面が議員さんをはじめ、町民の中にも多くの方であろうかと思えます。検討させていただくというふうを考えております。

○33番議員（広島公男君）

はい、いいです。

○議長（伊藤春三君）

ほかに。

佐野文秀君。

○16番議員（佐野文秀君）

先ほど、同僚議員から質問が出ました身延町看板等再生整備事業で、このように2ところから挙がっているということですが、これから先、17年度ですか、一本化する考えがあるかどうか、まず1点。

それと、ページでは56ページ。目の8、諸費の中の節8、報償費246万9千円。大体250万円ですが、これは自衛官の募集相談員ほかとなっているんですが、これは人材ですね、各町にいるのか、何人ぐらいおいているのか。そのへんの内容を説明願います。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

まず、前段の看板等の補助金の関係でございます。これは16年度のための制度になってございまして、1月31日までを申し込み期間としてございます。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

町民課長。

○町民課長（遠藤和美君）

自衛官の募集相談員の人数ですけども、ここに金額246万9千円とございますが、これは自衛官募集相談員の報償費とすれば、今現在、自衛官の募集相談員は旧3町で4名おりますが、1人当たり1万円ちょっとくらいしかきておりませんので、それ以外は別の部分だと思います。

○議長（伊藤春三君）

佐野文秀君。

○16番議員（佐野文秀君）

別の部分では、ちょっと理解しかねます。細かい内容をお願いします。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

諸費の8節報償費でございます。ここに載っているのが旧身延町分でございます、結婚をされた方の報償費、それから出産祝金、就職奨励金が合わせまして246万4千円が、今言った定住にかかる報償費でございます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

佐野文秀君。

○16番議員（佐野文秀君）

もう一度、答弁をはっきりお願いしたいんだけど、結婚のなんとかと今、言われたんだけど、相談員費用とかと言われたんだけど、だとすれば、53ページにある結婚相談員7万6千円というのもあるのではないですか。なんだか、予算があっちいたり、こっちへいたり、やたら組み合わせですよ。そのように思います。そうではないですか。片方は企画費から出ている……。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

先ほど申し上げましたとおり、旧町におきましては下部町のほうは企画のほうへ、今のただいまの説明をしなければいけないですね、結婚された方、これは若者定住というふうなことで制度化されておりまして、1年間経ちますと、そこに定住する意思がある方に対しては結婚祝金を支給する、それぞれ旧町におきまして条例が設けておられまして、その報償費として、お祝金として50万円。それから、やはり出産祝金もございます。第1子、2子、3子というふうなことで区分けがされておりまして、152万4千円が措置されてございます。それから就職、ここに高校を卒業して、身延町に定住する意思がある方については、やはり報償費として、44万円というようなことで、今申し上げた金額でございます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

よろしいでしょうか。

佐野文秀君。

○16番議員（佐野文秀君）

今さら申すまでもないんですけど、どうも、この予算立てした中で、あっちへも同じこと、こっちへも同じようなものが計上されていて、非常にまぎらわしい。もう少し、整理できなかったのかどうか。私は単純に、そう思いますけど。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

議員さんのおっしゃることは、十分分かります。今回、この暫定予算もそうでしたし、今回の予算もそうなんですけど、旧町3町それぞれ同じ施策であっても、載せてある科目が違っていました点もございまして、当然、担当する課も違う課でやっていたという状況がございました。今回、この暫定予算、この本予算を作成するにあたりまして、まとめようかというようなこともあったわけなんですけど、増やすことはできるんですけど、実は一方の部分を削って、一方へ持ってくるということも、できればよかったんですけど、とにかく本予算が確定をしないと、そのマイナスの部分ができないというシステム上の問題もありますし、また予算の性格上のこともございまして、今回はとにかく、言葉は大変悪いんですけど、その部分部分を、その項目ごとに、そのまま載せていただいたということで、ぜひご理解をいただきたいと思います。

今、議員さんがおっしゃいました結婚に関するものも当然ありますし、ほかの部分も実はあるんです。そんなことで、ぜひ、今回の予算はちょっと見にくいんですけど、よろしく願います。

それで17年度の当初予算につきましては、当然、そのような点はないように、整理統合をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

佐野文秀君。

○16番議員（佐野文秀君）

調整し切れなかったと、はっきり言えば、そういうことなのですが、一応了解しました。

17年度からは、ぜひ分かりやすい予算書にしていきたい。よろしくお願いします。

○議長（伊藤春三君）

草間天君。

○20番議員（草間天君）

117ページの19節の補助金なんですけど、下部温泉協議会運営費補助金195万円と載っていますけど、これはどういった内容なんでしょうか。

○議長（伊藤春三君）

観光課長。

○観光課長（望月治雄君）

草間議員にお答えします。

これは名称が違うんですけども、下部観光協会への補助金の残でございます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

草間天君。

○20番議員（草間天君）

どうして、このような名前になったのでしょうか。

○議長（伊藤春三君）

観光課長。

○観光課長（望月治雄君）

すみません、その関係、ちょっと分からないんですけども、調べて、またお答えしたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

松木慶光君。

○41番議員（松木慶光君）

1点だけ、お聞きいたします。

11ページの債務負担行為についてお聞きしますが、この関係はすでに過去におきまして、旧村で下部だけが実施していたというふうなことの中で、合併協議の中ではやはり全町的に実施すると。そして、これも校長の裁断にまかせるというようなことで、話し合いが済んでいるようでございますが、であるならば、この債務負担行為、これが今回なされたわけなんですけど、年度事業計画としてなされるであるならば、当然、この事業が17年度で実施するわけなんですから、17年度の当初予算に組むべきものではなからうかと思えます。

債務負担行為の内容というものは、私が言うまでもないわけございまして、そういう理由があるのかどうなのか、私の考えとすれば、目的にちょっと反するではなからうかと、こんな

ふうに思うわけでございます。

一応、申請があって、約束しているであるならば、あえて債務負担をしなくても、来年度の予算に載るべきではないかと、そのへんの債務負担にした理由を、ひとつ説明願いたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

お答えをします。

来年度は実際は支出をするんですけれども、今年度中に、この準備をいくつかしていかなければならない。例えば、今年度中に旅行会社と事前に打ち合わせ等を行って、具体的な来年度に向けての話し合いをしていくという契約も、当然しなければならないわけですが、そんな関係で、今年度において債務負担行為をして、事業に着手をさせていただきたいと、こういう趣旨でございます。

○議長（伊藤春三君）

よろしいでしょうか。

（はい。の声）

ほかにございますか。

（なし）

ないようですので、質疑を終結いたします。

議案第29号について、質疑を求めます。

質疑ございますか。

（なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第30号について、質疑はございますか。

（なし）

質疑がないようですので、終結いたします。

議案第31号について、質疑をございますか。

（なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第32号について、質疑はございますか。

（なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第33号について、質疑はございますか。

（なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第34号について、質疑はございますか。

（なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第35号について、質疑はございますか。

（なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第36号について、質疑はございますか。

( な し )

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第37号について、質疑はございますか。

( な し )

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第38号について、質疑はございますか。

( な し )

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第39号について、質疑はございますか。

( な し )

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第40号について、質疑はございますか。

( な し )

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第41号について、質疑はございますか。

( な し )

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第42号について、質疑はございますか。

( な し )

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第43号について、質疑はございますか。

( な し )

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第44号について、質疑はございますか。

( な し )

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第45号について、質疑はございますか。

( な し )

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第46号について、質疑はございますか。

( な し )

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第47号について、質疑はございますか。

( な し )

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第48号について、質疑はございますか。

( な し )

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第49号について、質疑はございますか。

( な し )

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第50号について、質疑はございますか。

( な し )

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第51号について、質疑はございますか。

( な し )

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第52号について、質疑はございますか。

( な し )

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第53号について、質疑はございますか。

( な し )

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第54号について、質疑はございますか。

( な し )

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第55号について、質疑はございますか。

( な し )

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第56号について、質疑はございますか。

( な し )

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

請願第1号について、質疑を行います。

( な し )

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第57号および議案第58号は人事案件でありますので、質疑・討論を省略して採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

議案第57号 身延町大河内地区財産区管理区委員の選任について

管理委員に身延町和田1969番地、松永竹久、大正15年5月6日生まれ。

身延町大崩335番地、佐野俊三、昭和2年8月16日生まれ。

身延町角打175番地、平田登、昭和9年2月4日生まれ。

身延町大島1500番地、小笠原修治、昭和10年1月24日生まれ。

身延町帯金2345番地、長谷川郁夫、昭和12年6月25日生まれ。

身延町樋之上8番地、瀧川正長、昭和18年10月25日生まれ。

身延町帯金659番地1、吉野賢造、昭和20年5月20日生まれ。

以上7名について、同意される諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員でございます。

よって、議案第57号については原案どおり同意されました。

議案第58号 身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について

管理委員に身延町椿草里384番地、吉野政市、大正12年9月28日生まれ。

身延町帯金2734番地、鈴木進、昭和3年2月22日生まれ。

身延町大崩152番地、佐野馨、昭和6年9月14日生まれ。

身延町大島4939番地、依田至、昭和7年3月31日生まれ。

身延町大島1284番地、名取好己、昭和7年11月24日生まれ。

身延町大島1500番地、小笠原修治、昭和10年1月24日生まれ。

身延町帯金3549番地12、松野拓、昭和32年10月17日生まれ。

以上7名について、同意される諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員です。

よって、議案第58号については原案のとおり同意されました。

日程第9 提出議案の委員会付託を行います。

総務常任委員会付託議案

議案第16号から議案第20号まで

議案第23号から議案第27号までおよび、

議案第28号 平成16年度身延町一般会計予算について

歳入全般

歳出のうち第1款 議会費

第2款 総務費中、1項3目財産管理費、7項国土調査費を除く総務費

第3款 民生費中、1項2目国民年金費

第9款 消防費中、2項1目水防費を除く消防費

第12款 公債費

第13款 諸支出金

第14款 予備費

議案第45号から議案第56号まで

請願第1号 郵政事業の現行経営形態の堅持に関する請願について

以上を総務常任委員会に付託いたします。

次に教育厚生常任委員会付託議案

議案第21号から議案第22号まで

議案第28号 平成16年度身延町一般会計予算について

歳出のうち第3款 1項2目国民年金費を除く民生費

第4款 衛生費

第8款 土木費中、6項下水道費

## 第10款 教育費

議案第30号から議案第44号まで

次に一般産業廃棄物最終処分場建設反対についての陳情書、学童保育施設の開設についての陳情書、以上2件と要望書、民間保育所運営費等の補助負担金確保の要望書を併せて教育厚生常任委員会へ付託をいたします。

次に産業建設常任委員会付託議案

議案第28号 平成16年度身延町一般会計予算について

歳出のうち第5款 労働費

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第8款 土木費中、6項下水道費を除く土木費

第9款 消防費中、2項水防費

第11款 災害復旧費

次に町道桜井線拡幅補修工事についての陳情書と下部共同福祉施設の身延町商工会本所としての整備改修ならびに新商工会における事業費、運営費補助についての要望書を産業建設常任委員会へ付託をいたします。

以上で、各常任委員会の付託が終わりました。

本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、散会といたします。

長時間にわたり、ご苦労さまでございました。

○議会事務局長（望月悟良君）

大変、長時間ご苦労さまでした。

相互にあいさつを交わしたいと思います。

ご起立願います。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時30分

平成 1 6 年

第 1 回身延町議会定例会

1 2 月 1 5 日

平成16年第1回身延町議会定例会(2日目)

平成16年12月15日  
午前9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(42名)

1番	川崎晴義	2番	望月寛
3番	福与三郎	4番	山田省吾
5番	伊藤晃	6番	日向英明
7番	望月重久	8番	鈴木俊一
9番	深沢柳太郎	10番	奥村征夫
11番	深沢脩二	12番	渡辺君好
13番	深沢純雄	14番	穂坂英勝
15番	川口福三	16番	佐野文秀
17番	渡辺文子	18番	伊藤文雄
19番	望月広喜	20番	草間天
21番	依田正敏	22番	佐野政幸
23番	深沢敏夫	24番	近藤康次
25番	片田直康	26番	佐野秀光
27番	樋川貞夫	28番	笠井万汎
29番	中野恒彦	30番	赤池好二
31番	佐野国明	32番	望月邦彦
33番	広島公男	34番	小池昭光
35番	高野敏彦	36番	深沢瀨
37番	石部典生	38番	片田文斎
39番	小林茂男	40番	岩柳嘉一郎
41番	松木慶光	42番	伊藤春三

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(28名)

町長	依田光弥	総務課長	赤池善光
下部支所長	山宮富士男	身延支所長	片田公夫
企画課長	渡辺力	財政課長	鈴木高吉
税務課長	望月世津子	町民課長	遠藤和美
出納室長	市川忠利	保育課長	赤池万逸
福祉保健課長	中沢俊雄	中富分課補佐	赤池和希
身延分課補佐	広島法明	教育委員長	笠井義仁
教育長	千頭和英樹	教育次長	赤池一博
学校教育課長	山口一美	生涯学習課長	佐野治仁
文化振興課長	二宮喜昭	建設課長	伊藤守
産業課長	渡辺芳彦	観光課長	望月治雄
環境下水道課長	佐野雅仁	水道課長	遠藤忠
土地対策課長	深沢茂	峡南衛生所長	大野久方
社協局長	佐野文一	環境下水道補佐	赤池義明

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2名)

議会事務局長 望月悟良  
録音係 遠藤守

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（望月悟良君）

ご苦労さまです。

それでは、相互にあいさつを交わしたいと思います。

ご起立願います。

（ あ い さ つ ）

○議長（伊藤春三君）

開会に先立ちまして、一昨日の会議における質問の中で、後刻お答えすることになっておりました代替バス運行補助金についておよび、学校図書関係費の交付税算入について、関係課長から説明をいたさせます。

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

おはようございます。

ただいま議長さんのほうから、過日の調査をいたしまして報告するという案件、バス運行対策費の中のページは56ページでございますけれども、委託料と補助金の関係でございます、補助金の関係の216万円の補助金につきましての内容でございますけれども、旧中富町で山交タウンコーチに補助金として出しておる金額でございます。

内容は身延の駅から奈良田線まで。さらに身延の駅から雨畑線、この関係の予算が216万円でございます。

また委託料の4,325万9千円につきましては、旧身延町の山交タウンコーチの5路線の委託料というふうに説明をいたしましたが、その中にはさらに旧中富町の鰍沢から新早川橋線、それから下田原から甲斐岩間線の運行委託料等が647万7千円、それから旧下部町の甲斐常葉の駅から飯富病院までの運行委託の関係が144万円。これら旧3町の合計で4,325万9千円というふうな委託料でございますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

それでは、同じく質疑の中で先送りになった部分の中で、山田省吾議員さんのほうからご質問がございました地方交付税の算定について、教育費の中で整備方針に基づいて、図書の整備等に関して、基準財政需要額にそれぞれどのくらい入っているのかというようなご質問でございまして、それを調べましたので、ご報告させていただきます。

まず小学校費といたしましては、基準のほうは想定した学級数は18学級で想定はしてあるんですが、単位費用ということで、国の交付税算定に用いる単位費用がございまして、これが97万3千円あるわけでございますけれども、この中にご質問の図書に関する経費といたしましては、2万4千円がこの中に今、入っておるということが、まず1つの前提でございます。

そうして、ご質問の本町、いわゆる旧町ごとにどのくらいなのかというようなことで調べましたところ、16年度の算定額といたしましては、旧下部町分といたしまして、14学級で掛ける2万4千円をしますと、33万6千円が措置されていると。それから中富町分としては23学級で、やはり2万4千円を掛けますと55万2千円が措置されています。それから旧身

延町としては25学級で、2万4千円を掛けまして60万円であります。

なお、それぞれの町では予算の中で図書に関する経費等が計上されておるんですけども、下部町では16年度の当初に114万2千円を計上してございました。それから中富町では同じく16年度当初で184万4千円。それから旧身延町では245万7千円が計上を、それぞれしております。

それから中学校費に関しましては、国の想定した学級数は15学級ということでございましたが、単位費用118万1千円。これが単位費用という総額でございますが、この中に図書館図書に関わる経費といたしましては、4万8千円が入っております。

本町におきかえてみますと、旧下部町分では6学級で4万8千円を掛けますと、28万8千円が措置されました。それから旧中富町では5学級で24万円。それから旧身延町では9学級で43万2千円と、そういう中で16年度当初で下部町では105万5千円。それから中富町では77万3千円。さらに身延町では138万4千円という金額を、それぞれ16年度の当初で予算化がされておりましたので、ご報告申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（伊藤春三君）

本日は、大変ご苦労さまでございます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第2号により一般質問を行います。

## 日程第2 一般質問

その前に一般質問取り下げ願い書が議長の手元にあります。先に許可を得ました地域協議会に関する質問を取り下げたいということで、理由はすでに同じ種の質問が出ているので、重複を避けたいということで、通告3番目の近藤康次議員から出ておりますので、議長が許可いたします。

それと今日の大体の一般質問は、第7番までをあらかじめ予定しておりますので、ご報告いたします。

それと一般質問の時間ですが、休憩を約1時間に10分ぐらいの間隔で取りたいと思いますので、あらかじめ報告をいたします。

では、まず通告の1番は笠井万沱君です。

笠井万沱君、登壇してください。

笠井万沱君。

○28番議員（笠井万沱君）

それでは通告しました5点について、一般質問をいたします。

なお、5点目の町政方針の中での4番目の質問につきましては、議長の了解をいただいておりますので、質問は取り消しをさせていただきます。

なお、多岐にわたりますので、再質問はできるだけ避けたいと思いますので、明快な答弁をお願いする次第であります。

それでは質問に入ります。

まず1点目であります。

町長の決意と最重要政策であります。

新身延町の町長選が10月19日に告示され、依田光弥町長が町民の信任を得、当選されました。心から改めて祝意を表する次第であります。今後4年間、新しい町を展望した活力あるまちづくりに向けて、その手腕に期待をすところであります。

そこで、新たなスタートに立って、町長の決意であります。

地方自治法が施行されて半世紀を超え、地方分権が進む中で市町村合併は避けて通れない道でありました。分権体制での自己責任、自己決定に基づき自立し得る自治体の確立を目指して、この9月13日に努力によって合併を成し遂げたところであります。新しい時代を切り開き、未来を引き寄せる行動力が求められるところでもあります。

そこで1点目として、新しいまちづくりに向けての町長の夢ある決意を伺う次第であります。

次に2点目として、新しい町での今後4年間の最重要政策であります。

町長は今回の立候補に当たって、活力ある身延町を目指してをスローガンに合併に合意された基本構想建設計画をふまえて、今後4年間の指針となる7つの基本目標を掲げたところあります。

その中身は具体的に景観保全と形成、生活環境の整備、中部横断道建設促進、公共交通機関の整備、福祉の充実、子育て環境の充実、観光の振興、総合教育の充実、行財政改革の推進、住民参画と協働の推進を挙げたところあります。

具体的にどのような政策事業によって、このマニフェストを達成しようとするのか。300平方キロメートルを超す、この広さと少子高齢化が進む新町をどうつくるのか。何を最重要政策として、今後4年間、取り組んでいくのか。併せて121億1千万円という多額の町債、公債比率22%という厳しい財政環境の中、三位一体改革による地方財政も含め、将来の財政見通しについても伺う次第であります。併せて、公務員倫理の確立も大きな課題であります。併せて、町長の所信を伺います。答弁を求めます。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

大変、笠井議員の熱のこもったご質問、真摯に受け止めてをさせていただいて、答弁をさせていただきます。

第1点目の新しい町への、私の決意ということでございますが、10月、11月、12月と町の広報みのぶが発行されております。その一番最後のページに町民の皆さん方、お若い方、またお年寄りの方も含めて、6名の方が一応、この合併に対して思いを述べておいでになりますが、併せて18名の方が書かれておるわけでございますが、その中にお若い方、やはり夢をお持ちであるわけでございますが、私はやはり、この若い人たちの夢を実現してやることが、私の務めであろうかなと思うところでございます。

そのためには、何をなさなければならないのかなということがあられるわけでございますが、これは小さいことではございますが、合併の協議会等、いろいろな調整会議等で2年、3年ほど話し合いをさせていただいて、いろいろな情報も耳にしておるわけでございますが、今かつて地縁、血縁、大変私どもの旧3町においても、このことは素晴らしい絆みたいなものがあつたわけでございますが、ご承知のような社会情勢の中で、この絆がだんだん薄れてきて、このことが今、一応いろいろな分野での課題解決のために、要するに戦力不足になっているような感じがいたすわけでありますので、地域コミュニティーの充実を図っていくことが、まず第1であろうか

なと思うところであります。

やはり血縁は一応置きまして、地縁であります。この地縁をしっかりと、絆を強くいたしていただく中で、これは福祉の面でもそうでありまして、防災の面でもそうでありまして、産業、農林業、いろいろな分野で、この地域が頑張っていることが、一番大切なことであろうかと思うわけでございますので、そのことにまず力を入れて、各集落、コミュニティの充実、強化を図っていくことが大切であるかと思うわけでございますので、今までの旧町の場合でも集落公民館だとか地区公民館、介護支援拠点施設等々とか、いろいろな面で、その拠点づくりはいたしておったわけでございますけど、旧町におきまして、このことは進められておるところでございますので、新町になりましてからも、要するに集落拠点施設については、大いに進めてまいりたいなと。これは中越地震でも報道をされておりますが、この安定感とか連帯感だとか希望だとか、生きる目標とか、そういうものがやはり大切であるなということを感じたわけで、久しく言われております物より心の時代だということではあります。まさしく今回の災害に感じさせていただいたのは、そのことであるわけでございますので、まず第1点といたしまして、この小さいコミュニティの、地域コミュニティをしっかりとしたものにしていくことが、私のまず第1点のやらなければならないことではないかなと思うわけでございます。

第2点につきましては、やはり、これは前々からも、いろいろな面で話がされておるところでございますが、地方分権一括法が平成12年に施行されてから、ずいぶん経つわけでございますけど、やはり基本は行財政改革をすること、そしてやはり地方自治体が自立をすることが、この一番根幹になるかと思うわけでございますが、その手法といたしましては、やはり行政改革、これは避けて通れないことであるわけでございますけど、このことは私も議会や、町政を預かったりなんかして、このことについては、取り組みをいたしてまいったわけでございますが、大変難しいことであるなということを実感いたしておるところでございます。なかなか気持ちのおもむくままにというわけにはまいりませんので、難しい課題であるわけでございますが、ぜひ、このことについては職員の皆さん方に理解をしていただく中で、行革を進めていくということが、まず第1であります。

ですから、25日の就任にあたりまして、職員の皆さんに一応、訓示をさせていただきましたが、その中で、不易流行という言葉を出させていただきました。皆さんにお話をしたわけでございますが、やはり公務員として、変わってならないものを、これはもう町民の皆さんのために奉仕をするのが、公務員の務めである。そして、このことは決して何十年経っても変わらないわけでありまして、また、そのことをしっかりと頭へ入れておいていただきたい。さらに、この流行というのは、要するに、このような変革な時代、世の中どんどん変わっていくわけでございますので、住民の皆さんのニーズに応え得る、その時々の流れの中で、臨機応変に対応していく力、これを養っていただきたいと、こんなことを訓示させていただいたわけなんです。

そんなことを含めまして、やはり具体的には行革の問題は大変難しいわけでございますけど、私どもの頭の中で、これこれこうだというようなことは考えておるところでございますが、具体的にこういうことをしたい、こういうことをしていくんだということは、まだ、この職員の皆さん方ともお話し合いの中で緒についておりませんが、そのことは皆さん方のご期待に沿うような形で進めてまいりたいなと思っておるところであります。

第1段目の決意でございますけど、この建設計画が合併協議会で策定をされて、これは住民

の皆さん方も集落、説明会等でご承知のとおりであります。この中の一つひとつをやはり実施をしていくと、できるだけ早く具現化をしていくというのが、私の務めであろうかと思っております。一つひとつ細かく説明をさせていただくと時間がかかりますので、とりあえず、町の財政を確固たるものにすることが、この自立をする1つの要素、大きな課題であるわけでございますので、このためには、これは経済の原則でございます。入るを図って出ざるを制するという言葉がありますが、まず入るを図るのは、一番今、国も観光立国ということで、いろいろと推進をしておりますし、県も観光立県ということで、ここ平成16年に入りましてから観光区が設置をされ、富士の国山梨ということで、強力に推進されておるところでございます。

身延町に取りましては本栖湖、下部温泉、また西嶋の和紙の里、身延山、クラフトパークと、大変ポテンシャルが素晴らしいものを持っているわけでございますので、これを有効適切に活用をする中で、観光立町ということで進めてまいりたいなと。そのために新しい町に観光課を設置させていただいたわけでありまして、このことのあれは県の振興の岩沢局長さんも大変ご理解をいただく中で、クラフトパークへの農林学校の開校、さらにまた、記念植樹の森を設置していただくとか、いろいろな面で県もバックアップをしていただいておりますので、この観光についてのいろいろな施策を進めている中で、関連の産業の方々の一応、活性化も図れるわけでございます。そんなふうなことを含めまして、7つございますが、一つひとつお答えをしておりますと、時間もかかりますので、ご覧をいただいておりますが、今の観光の問題、さらにこのことを実現するための1つの大きな手立てとなります中部横断自動車道の早期開通でございますが、昨日も国土交通省、さらにまた道路公団等への要望活動に行っております。

たいふ、道路公団の局長のお話ですと、一つひとつ着実に進めておるので、まわりの皆さんから見ると、なかなか何をしているんだというような格好にもなりかねない面もあるが、私どもとすれば、民営化になっても、この中部横断については肅々と進めさせていただくので、ご安心をいただきたいというような言葉をいただいております。なお、このことについて、やはり僕は、局長にもお願いをしたんですけど、この国土交通省とか公団へ、私どもがお願いをするだけでなく、地元のいろいろな施設、先ほど申し上げました、素晴らしいポテンシャルを持っているわけですから、これをもっと有効、適切に活用できるような積極的な対策をとる中で、公団のほうが費用対効果がうんぬんなんていうようなことを、あんまり気になさぬように、そんなふう地域づくりをいたしてまいりたいというようなことは申し上げておきました。

あとは福祉のこと、教育のこと、いろいろございますが、道路建設計画、お手元にあるかと思っておりますので、ご覧をいただいて、ご理解を頂戴いたしたいと思っております。この建設計画をしっかり頭の中へ入れまして、できるだけ早く具現化をしてまいりたいと、そんなふう思っております。

あと、これは財政の問題でございますので、大変厳しい財政状況下であります。今回の新町の財政力指数は0.25ということで、それぞれの町で、この数字は大変厳しいわけであったわけでございますが、これが一緒になりますと、こういう数字になるわけでございますが、この間、小淵沢の町長とお会いをして、いろいろ話をしましたが、やはりこういう話が出てくるわけですけど、小淵沢ではひところ0.45だったのが、今0.6だと。これは行財政改革を一生懸命やってきた成果だというようなことをおっしゃっていただきました。まさに

そういう先進の町、いろいろございますので、何をしようという形になったのかというのは、それぞれあるわけでございますので、鋭意、そういうようなことも勉強させていただきながら、このことについては進めさせていただきたいと思っております。あくまでも、有利な起債を使う中で、できるだけコンパクトな、要するに財政状況下にいたしてまいりたいと思っております。

三位一体の改革については、私は、要するに国のやり方というのは寒いときに手をこすったり、足をこすったりして温めるのが大体、普通であります。どうも心臓のほうを先に温めておいて、こっちのほう冷えているのに、一生懸命送りこむというようなことをやっているような気がしてならないわけでございますが、ただ、こういう小さな財政力の弱い町村ですと、財源移譲をされても財源になるものがございませんわけですから、そこらからまずやはり、地方交付税をなんとか確保していただくことが、一番であろうかなと思うところであります。

一都栄えて万村枯れるというような話が最近出ております。ひところ、バブルあとの自治省が、いろいろと仕事をやらせていただいたころは、地方栄えて国滅ぶというような言葉もございましたが、今は一都栄えて万村枯れるというような格好ですけど、これは国の政策的なもので、私どももなかなか、いろいろと批判をするだけで、実際は難しい話でございます。でも、こういうような時代を真摯に受け止めて、取り組んでいきたいと思っております。

公務員倫理の確立という大きな課題でございますけど、これは当たり前のことなんで、正直なところを言って、この倫理規定やなんかで縛られて、職員が務めをするなんてことは、これはもってのほかだと思つて、実際問題としては、これは務める人たちの1つの倫理というもので、おのずと、これは人間として公務員として、わきまえていることであろうかと思つて、きちとした規定はつくらせていただいているわけでございますので、それに従って、職員の皆さん方に頑張ってもらっていただくわけでございますが、おのずと、そのことにつきましては、またいろいろと職員とも話し合いをする中で、皆さん方のご批判をいただくようなことがないような形で、今後処させていただきます。と思つております。

雑駁で、なんか焦点がぼけたような感じにもなるかと思つて、ぜひご理解をいただいて、ご質問にお答えをいたしたいということでございます。

ありがとうございました。

○議長（伊藤春三君）

笠井万沱君。

○28番議員（笠井万沱君）

答弁をいただきました。

夢につきましては、町長言いましたように若者からの夢をいただくと、そして大いに町民に、その夢を語っていただきたいという感じもいたします。

そして最重要政策、行財政改革が最重要政策な感じもするわけでありまして、大綱が下部が15年から身延が14年、中富町も実施計画それぞれ進められてきたところでございます。それで合併して、3カ月が経ちました。そこで何が必要で、何が無駄なのかと。

例えば、小さいことではありますが、町長車が3台あったと。あの2台はどこへ行っているんだと。車は公用車が何台あるかと。220台あると。それが全部必要かということになりますと、合併した意味がないと、私は感じます。2台が余分ならば競売にかければよい。中古車センターへ売ればよい。すぐ処分する。すぐ行動に移す。それが必要ではなからうかと。

非常に細かいことでもありますけども、合併して何が必要で、何が無駄なのか。まさに、これが合併であるという感じがします。そして行財政改革であるという感じがいたします。今まで、3町も大綱のあと、行財政改革推進室を設置しました。できるならば、すぐ設置していただきたい。そんな感じがいたします。

それも含めて再質問したいわけでもありますけれども、あとがありますので、要望だけ推進室の設置、早期設置を求めて、第1点目の質問を終わりたいと思います。

それでは2点目の質問に入ります。

防災計画の見直しであります。

平成7年1月17日、阪神淡路大震災が発生し、死者6,200人という大きな地震から9年が経ちました。この間、日本各地で大小の地震があり、そしてこの10月23日、マグニチュード7という中越地震が発生いたしました。被害総額は3兆円、推定をされております。阪神大震災の10兆円に比べれば、周辺の人口、産業規模など比較したとき、中越地震の深刻さが分かるところであります。

2カ月経った現在も、道路があらゆるところで寸断され、村全体が住める状態ではなく、今なお、2次災害の警戒がされている状態であります。

今回の地震で大きな課題として浮かび上がったのは、中山間地の脆弱さでありました。人口の高齢化、集落の点在、交通の寸断から集落が孤立し、生活がすべて崩れる。復興には相当の時間が要するというところであります。

当町も、先の過疎計画でありましたように山林が多い、8割が山間地である。まさに地理的条件も、今回の中越地震と相重なる点が多く、改めて今回の地震を教訓に旧3町の防災計画のすり合わせを行い、避難場所の見直し、危険個所の点検、食料の備蓄、給水計画、消防との連携、各自主防災組織の再構築、通信手段の確立、防災マップの作成、町民一人ひとりの防災啓蒙教育による意識の高揚を含め防災計画の抜本的見直し、まさに防災計画を示す必要があると思うわけでもありますけども、その見直しについて、当局の答弁を求めます。明快な答弁をお願いします。

○議長（伊藤春三君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

お答えいたします。

私たち、地域の機能を有効的に発揮いたしまして、防災活動の推進を図らなければなりません。旧町ごとに地域防災計画が定められておるところでございます。内容は一般災害編および地震編となっております。

地震編におきましては、第1章が最初といたしまして被害想定から始まりまして、災害予防、災害応急対策、東海地震に関する事前対策、最後の第5章には災害復旧対策計画が定められておるところでございます。

細部の主な点といたしましては、防災訓練に関する計画および職員の配置、さらに配備計画、避難計画や災害予知情報、伝達計画などとなっております内容でございます。

議員さんが質問の内容の中でもふれられておりますように新町の面積は304.83平方キロメートルと広大な面積の中でありまして、さらに山間部が多いところに集落が点在をしておる状況でございます。新潟県の中越地震の被災地と同じような地理的条件が見られるところで

あります。

また、台風22号、23号による本町におきましても被害や新潟県の中越地震の状況から見ましても、旧町の地域防災計画をもとにして、新町の地域防災計画を早期に見直しを行うことを考えております。災害の少ない町で地域住民が安心して生活できるまちづくりを目指す考えでおります。

今議会に提案しております一般会計予算に新町の地域防災計画を策定するために、地域防災計画作成業務委託費を計上しております。議決されました折には、早々に着手する考えでございます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

笠井万沱議員。

○28番議員（笠井万沱君）

今、防災計画作成業務委託費、先般、議会の中で質疑があったわけでありまして、673万1千円計上してある。それに基づいて行うんだと。そこで、どこの業者に委託をして、何を委託してあるのか、答弁を求めたい。

○議長（伊藤春三君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

今回の議会に一般会計予算の中に提案がされております防災対策費の中に、身延町の地域防災計画作成業務として673万1千円が計上してあるわけでございます。議会の議決をいただきましたならば、これらの作成業務委託に向けて着手をしていくという考えでございます。

内容的には地域防災計画の作成、あるいはそれらの最終的にでき上がりました計画書の印刷製本、さらには地域の防災マップの作成委託、その検討された結果の防災マップの印刷と、これから業者等には、それぞれ所定の手続きをもって進めていくという考えでございます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

笠井万沱議員。

○28番議員（笠井万沱君）

委託をすると。私は、例えば防災計画を作成するときに、もちろん業務委託でありますけれども、何が必要で何が、先ほど言いましたように、災害の中で、どこが危険でとか、何を求めているのか、避難場所はそこで安全なのかどうなのか、食料はどうかといったときに、地域の自主防災組織の声というものが、その中に反映すべきだろうという感じがいたします。

できれば、防災計画作成委員会というようなものを設置していくことが必要ではなからうかという感じが1つ、いたします。

2点目として、先般、23号の台風がありました。初めて身延町で避難勧告が出ました。旧中富町地域であったわけでありまして、避難勧告が出て、毛布が配布された。旧下部町で日赤から95枚、身延町に100枚ある。中富町50枚あった。そして113人が使ったわけです。残りが93枚残っている。これは日赤です。大きな災害に遭ったときに、果たして、この枚数でいいのかなという感じが1点目です。

2点目に給水タンク、今身延町2つあります。給水車がない。果たして、これでいいのかな

という感じもいたします。下部町には食料の備蓄がない、明日起きたときにどうするか。

もう1点は、初動が大切であります。本庁舎を含めて下部の支所、身延の支所、発電機が必要ではなからうかというような感じもするわけでありまして、こういった点について、どう考えているのか、2点目として伺います。

3点目として、災害が起きたときの想定であります。全町が崩壊、まず仮設住宅に入る。そして、仮設住宅ができるまで学校、あるいは集会場にいる。そして復興への道をはかる。そして復興への道の中で、一番大きな課題は、生活の再建であります。私は生活する建物だと思うわけでありまして。

今、国で補助金が300万円、前回の場合、300万円。それから県で100万円あるわけでありましてけれども、私事には使えない。今回の23号の台風で、中富地区、全壊が1区ありました。3町の調整方針、見舞金、中富町、身延町、下部町で一番高い身延町の50万円を見舞金として出しました。1戸だったからよかった。これが100戸、200戸になったときに、果たして救えるだろうかというような感じもしまして、できれば将来に向けて、長いスパンをもって、災害基金の設立をしたらどうかという感じもするわけでありまして、3点、改めて答弁を求めます。

時間がないので、明確にお願いします。

○議長（伊藤春三君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

お答えいたします。

先ほどの答弁の中で、台風23号による被害の状況、本町におきましては22号におきましても大きな状況があったわけでございます。

備蓄関係の状況において、どんなふうな状況になっておるか、不足しておるのではないかと、こういうふうな状況でございますけれども、議員さんのおっしゃられるとおり、日赤の状況におきましては、先ほどの状況が、毛布の配布というふうなことで保管されておると。これらにつきましても、順次、整備計画、地域防災計画の見直しを行う中で、また、県の日赤のほうと連携をとる中で、備蓄に万全を期していきたいと。

それから、それぞれのいくつかの次第もあるわけでございますけれども、こういうふうな次第におきましても、あるいは非常食におきましても、それぞれ年次計画の中で、順次、更新をしていくと、こういうふうな考え方でございます。

それから、2点目の先般の状況の、台風のときにおきましても、本町地内がある一定の時間、停電になってまいりました。その間、本庁舎の機能というふうなものも停電により失われておるといふ、こういうふうな状況でございます。

合併いたしまして、台風を経験していく中で、この本庁舎、あるいは両支所、それぞれの建物の中に、やはり非常時の発電装置も設置していかなければならないではないかというふうな検討が、すでに行われ、当初予算に向けても検討をしておると、こういうふうな状況でございます。

それから給水状況のところでございますけれども、それぞれの担当課におきましても、少ない状況である、これらもやはり計画的に整備をし、保管をしていくというふうな状況を検討していかなければならないと思います。

それから、最終的な面の災害対策の関係におきます基金の設置の状況でございますけれども、旧身延町におきましては、身延町非常災害対策基金設置条例と、こういうふうな条例もありまして、金額的にはまだまだ十分ではございますけれども、新町になりまして、こういうふうな基金の設置というふうなところも検討をして、万が一の災害の場面におきまして、対応をしていかなければならないという、このような考え方でございます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

笠井万沱議員。

○28番議員（笠井万沱君）

時間がないので、1点目の自主防災組織の声を防災計画の中に生かしたらどうかという問題につきましては、ぜひ、委員会などを設置して進めていただきたいとお願いする次第でございます。

いずれにしましても、いつ起きるか分からない地震、あるいは災害に町民が安心して住める、万全だということの対応をしていただきたいとお願いしまして、2点目の質問を終わりたいと思います。

それでは、3点目の質問に入ります。

道路行政について質問いたします。

ぜひ、時間がないので、明快な答弁を再度お願いする次第であります。

道路行政は観光の振興、産業の振興、日常生活基盤も含め、すべてにわたって行政の主要課題の1つであることは言うまでもありません。そこで道路行政について、4点の質問をいたします。

1点目として、中部横断道の早期実現に向けての取り組みと整備状況であります。

中部横断道は太平洋と日本海を結び、日本の中心の大動脈として、文化、産業、物流経済、文化活性化、経済の活性化に多く寄与するものと早期完成が待たれるところであります。当町にとっても、完成の折にはインターが六郷と身延に予定されており、活力ある身延づくりに向けてのエネルギーになると期待をしております。

現在、10キロメートルが供用されており、増穂、六郷インター間は来年度に工事着工に向けた地元協議に入り、静岡県境から富沢インターについては、中心杭の設置が始まったと聞き及んでいるところであります。将来に向けて、早期実現への行動が求められるところであります。

そこで1点目として、現在における中部横断道完成に向けての取り組みと整備状況を伺う次第であります。

2点目として、52号線、300号線の整備状況と災害個所の復旧であります。当町にとって52号線、300号線および地方道、市川大門・身延線は大きな基幹道路として町民の生活に利用、使用されているところであります。

特に今年度、台風23号の土砂崩落によって、交通は寸断され、峡南地方生活に多大な影響があったことはご存じのとおりであります。強固な整備と早期の災害復旧が望まれるところであります。

そこで2点目として、52号、300号、主要地方道について整備状況と災害個所の復旧について伺う次第であります。

3点目として、峡南橋の県道編入であります。

峡南橋については昭和54年、総事業費9億7千万円を掛け完成し、今日に至っております。私は平成8年、議会の中で、県道と国道の間に峡南橋、まさに不可解だということで、県道編入について、問題の提起をいたしました。その後、平成14年に県議会において鈴木県議からも提起がなされ、前天野知事から中部横断道開通の折には六郷インターから52号線へのアクセス道路として、さらなる利用増が見込まれることを考え、県道編入を行っていくとの回答がなされてきたところであります。今後、長期編入に向けて県当局に行動を起こすべきであると考えられるわけであります。

県道編入について、考えを伺う次第であります。併せて平成3年、4年、塗装が行われ、12年が経過をいたしました。すべて起債も終わりました。先に送れば送るほど、その費用がかかるのは明らかであります。景観上、塗り替えの時期でもあります。塗装についても伺う次第であります。

4点目として、新年度における各区の要望にどう応えていくかであります。新年度に向けて、身延町区すべて、それぞれ改修、改良、町単工事が計画されるわけでありますけれども、優先順位をどう決め、どう実施していくのか。町民の要望にどう応えていくのか。以上、道路行政について4点の質問をいたします。

時間がありませんので、明快な答弁をお願いします。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

笠井議員のご質問の中部横断につきまして、私のほうから答弁をさせていただきますが、先ほども1点目のご質問の中で、中部横断道のことにつきましては、ふれさせていただいたわけですが、もう皆さん方、ご存じのように、双葉ジャンクションから南アルプスインターチェンジまでは開通をされておるわけございまして、南アルプスインターから増穂インターチェンジまでは平成18年度中には完成ということで、昨日、これは公団の東京建設局の局長からもお話がございましたが、とりあえず今鋭意、作業が進められておりますので、平成18年度には供用開始になるような形になるかと。これは公団が民営化をすとかしないとかということがございますが、今、そんなような格好で進捗をいたしております。

六郷インターから、その増穂インターまではただいま議員さんがおっしゃったような状況で、17年度からは、いろいろとした作業が本格的に進められるであろうかと思うわけでございます。

県境から富沢インターまでは、先の11月9日に杭打ち式が行われまして、静岡のほうの状況が吉原ジャンクションあたりからも、作業がだいぶ進んでおりますので、作業道の取り付け等、いろいろな状況もございますので、さらに県境あたりの、一応作業が進捗していくのではないかなという感じがいたしております。

また、この富沢インターから六郷インターまでの間は、今も、要するに地質とか土質の調査、測量等が進められておりますので、近いうちに杭打ち式が順次、行われるようなお話を聞いております。

そんなことで、それと同時に公団では、先ほどもちょっとお話ししましたが、費用対効果をずいぶんと気にしているようでございまして、この中部横断自動車道を開通した場合に、果たし

て、採算がとれるのか、とれないのか。それと同時にどの程度の効果があるのかというようなことを、いろいろな審議委員会等を立ち上げまして、今このことについて、いろいろとデータをとっておるところでございますが、その中で、沿線のいろいろな施設自体があまり機能をしていないのではないかとのご指摘があるわけございまして、例えばクラフトパークも、あれだけの立派な施設があるのに、機能が十分に果たされていない。そういうようなデータが出てきたというようなことをお聞きいたしましたので、振興の局長さんともお話しして、先ほどちょっとお話ししましたようなクラフトパークの要するに、新たな活用について、いろいろ具体的に進めさせていただいております。

あと52号、300号については建設課長に、ではそんなところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤春三君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

それでは国道52号、300号線の整備状況は。また災害復旧箇所という問いでございますが、議員さんお尋ねの国道52号につきましては、おおむね改築等が終わっております。それから国道300号線の整備状況につきましても、未整備区間が3カ所ございます。その3カ所の1カ所が、今現在、波高島バイパス整備事業として、今現在進められております。平成18年度、もしくは平成19年度、完成に向かって鋭意進められております。

残りの2カ所についてですが、今後、順次、整備計画をつくりまして、整備をしていくというふうに県のほうからお話を伺っております。

次に防災対策でございますが、本町の通行規制区間は52号線の場合、2カ所ございまして、今現在、洞門工事が行われております。工事が終わった段階で、規制緩和、いわゆる雨量の150ミリ、200ミリ等が引き上げられていくと、こんなふうに考えております。

それから同じく安全対策でございますが、52号の歩道の設置というふうなことで、今役場の前の歩道の設置も進められている状況でございます。手打沢橋付近の用地の取得へ向けて、今、国土交通省を含めまして、今地元の地権者、ならびに区の皆さんに説明、協議をしている段階でございます。

それから、災害復旧箇所でございますが、ご承知のように国道52号は手打沢の山腹崩壊土砂流出によりまして、台風22号によりまして、数日間、交通止めになっております。これら産業課のほうとも協議しながら、林務さんとも協議する中で、年内には正常に戻していきたいと、こんなふうに伺っております。

それから同じく300号線の災害復旧工事でございますが、今現在、町道を含めまして、公共土木施設の査定をやっております。その査定が今週いっぱい終わる予定でございますが、それが終わり次第、年度内、早期発注を県のほうに要望していきたいと、こんなふうに考えております。

3点目の峡南橋の県道編入についてでございますが、峡南橋の県道編入につきましては、中部横断自動車道および西八代縦貫道整備計画を含めた六郷インターチェンジ、いわゆる個所の付近の道路のネットワーク等々を考える中で、整備計画が検討されていると、こんなふうに伺っております。

六郷インター進入路は、法的には市川大門主要地方道、市川大門・下部・身延線に接続となっ

ておりますので、当然、国道52号線は直轄の国道でございますので、道路の規格上も上位国道に当然接続することになると思いますので、自然と県道編入が見えてくると、こんなふうと考えております。このことから52号、六郷インター間を新たな県道新設等が考えられる状況と考えております。

また、先の中部横断自動車道の整備状況でも、町長がご答弁申し上げたとおり、平成17年度中には設計協議等が始まる予定と伺っております。これに基づき、六郷インター付近の道路整備計画が順次、明らかになってくると思われまので、西八代縦貫道整備期成同盟会等が中心となり、知事、土木部長、県議、県議会議長に例年、道路整備等の要望をしておりますので、町道西嶋・岩間線の県道編入および峡南橋の環境、整備、維持を含めまして要望を重ねてまいりたいと、こんなふうと考えております。

4点目の新年度の各区の町単道路整備事業に、執行の優先順位を含めてどう答えていくかとの問いでございますが、限られた予算の中でございますので、生活に密着した生活関連道路の利便性等の向上を図っていききたいと、こんなふうと考えております。

次に道路修繕費および原材料等による道路整備、維持、補修の強化を併せて図っていききたい。さらに新町建設計画および長期総合計画等に計画された幹線、補助幹線道路網への接続道路の整備も併せて推進していききたいと、こんなふうと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

笠井万沱議員。

○28番議員（笠井万沱君）

質問の中の中部横断道の早期整備に向けての整備状況、そして国道52号、それから300号、それから峡南橋につきまして、六郷インター付近の連動した整備計画が、これから検討されていくんだと、理解をしたところであります。

それから4点目の各旧町の、これから17年度予算に盛り込まれるであろう町単事業につきましても、できるならば、すべて同じようなマニュアルの中で、要望をしていくと。非常に議会の中で、我々のところにも要望がたくさん、要望書として出てきておりますけれども、この町は要望書、この町は区長さんを通してというような形になると思うわけでありまして、公平な場でのお願いをするところでございます。

そこで、今回の23号の台風の中で、道路が寸断されて孤立を、本町もした。西八の、例えば三沢から300号線へのトンネルがあればというふうな感じもしましたし、身延町の頭である西嶋地区から身延に含めて、道路があればなという感じが、非常に強くしたわけでありまして。利便性の向上、さらには一つに結ばれた新町に一日も早く、すべて一つになるというために、新身延町の環状道路ネットワーク等の調査、研究、策定が、私は必要だと思うわけでありまして、町長の所見を再度、答弁をお願いします。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

笠井議員のおっしゃること、ごもっともな話でございますので、やはり、これは防災関係にいたしましても、福祉関係にいたしましても、いろいろな分野で大変ほしい、環状道路ということではありますが、ただ、こういうような国、県の財政状況でありますので、いろいろな形で、

このことを実現してまいらなければならないかと思えますけど、極力、努力をさせていただいて、住民の皆さんが安心して、安全な生活ができ得ますよう、努力をいたしてまいりたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

笠井万沱議員。

○28番議員（笠井万沱君）

町長から所見をいただきました。

ぜひ、新身延町の環状道路ネットワーク等、調査、研究、策定をしていただきたいと願います。

議長、時間がきましたけども、あと2問あるわけでありまして、時間いいですか。

○議長（伊藤春三君）

簡略にしてください。

○28番議員（笠井万沱君）

分かりました。

それでは簡単に言いますので、答弁のほうも簡略に願います次第であります。

下部温泉の活性化策であります。当町の下部温泉、身延山、西嶋和紙とともに、当町にとって観光の柱であり、基幹産業であることは言うまでもありません。それは町長も就任にあたって、これからの全面的なバックアップ、政策の中で重点を置く課題であると表明したところであります。

下部温泉については歴史は古く、武田信玄のかくし湯として知られ、日本の名湯100泉にも選ばれてきたところであり、スポーツ界、映画界、文壇からも多くの著名人が訪れ、療養型の温泉として愛されてきました。

さて、今の下部温泉の現状であります。温泉の無許可利用表示問題で客足は少なく、非常に厳しい状態であるのが現状であります。この状況をどうしても打開していかなければならない。私は、この問題は行政下部だけの問題でなく、行政、業界、地域が一体となって、将来に向けての努力が必要であると考えます。身延山の参拝客を増やす。下部温泉の利用客を増やす。和紙の里の活性化を目指す。この3カ所はリンクされた課題でもあります。峡南地域全体の活性化策として、下部温泉への対応、組合への指導が求められます。湯量減少に対してボーリング等々あるわけでありまして、確固たる、下部町を観光地にするべく、行政として活性化策を伺う次第であります。

あと5点については時間がありませんので、5問のそのものについては、取り下げます。

この下部温泉の答弁を求めます。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

答弁いたします。

なんといっても新泉源の開発でございます。町といたしましては、すでに掘削許可申請を県のほうへ提出しておりまして、まもなく下りる状況になってございます。早い時点で新泉源の開発ができるよう、今、関係機関との調整を図っているところでございます。

なお、もう1点でございますけど、下部温泉郷、二度三度、来たくなるような魅力ある温泉

郷を醸し出すためにというようなことで、地域住民がまとまりまして、景観形成、住民協定が提携されております。このような提携に基づいた温泉ができるようにというようなことで、これからソフト面でも地域住民と一体となった取り組みをしていく次第でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

笠井万沱君。

○28番議員（笠井万沱君）

ぜひ、努力をしてほしいとお願いする次第であります。

5点目の問題につきましては、時間を議長より10分よしということでもいただいたことに感謝を、まず申し上げる次第であります。

最後でありますけれども、新しい町がスタートをいたしました。私はすべて人であるような感じがいたします。町をつくるのも人、職員だと。やる気のない者は去ればいいというような感じが、私はいたします。そして、今の身延町をできるならば山梨県一の身延町に、できれば日本一の身延町にするように、職員全体が依田町長に結集をして、ぜひ努力をしてほしいとお願いして、質問を終わります。

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

以上で笠井万沱君の一般質問が終わりましたので、笠井万沱君の一般質問を終結いたします。暫時休憩します。

10分間。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時20分

○議長（伊藤春三君）

再開いたします。

次は、通告の2番は樋川貞夫君です。

樋川貞夫君、登壇してください。

樋川貞夫君。

○27番議員（樋川貞夫君）

12月定例議会に、先に通告しておきました町政全般の中から、町民的感觉から提言、提案を含めて大項目で2点、小項目で6点について質問をいたします。

質問に先立ちまして、依田町長におかれましては、去る10月24日、一般選挙において全町民の信頼を得て、無投票当選され、大変おめでとうございます。このことは豊富な過去の行政経験と実績、特に3町合併の協議会副会長として卓越した手腕、力量、そして人柄が広く町民から評価されたものであり、今後とも健康に十分留意され、1万7千有余人の先頭に立って、ますますリーダーシップを発揮され、やすらぎと活力ある開かれたまちづくりに、さらなるご努力を期待するところでありますが、一昨日の所信でも、また先ほどの同僚議員の質問の答弁でも、夢あるまちづくりの決意が述べられました。さらに補足、追加して何かありましたら、この機会に新しいまちづくりの決意のほどをお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

樋川議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

大変、ごあいさつ痛み入ります。本当にいろいろな面で、皆さん方にご理解とご支援を頂戴いたして、ここに立たせていただいているわけですが、まずは笠井議員さんの冒頭のご質問でもお答えをいたしましたように、やはり町の大きくなった新町の舵取り、大変難しいわけですので、このことは真摯に受け止めてさせていただいて、身を引き締めて頑張らせていただくわけですが、個々の政策等につきましては、なかなか、いろいろとございますので、冒頭申し上げましたように、要するに行財政改革、これがまず第1であろうかと思えますし、やはり財政の問題が一番、これは合併に移る時点でも財政問題がいろいろ取り沙汰をされまして、一般住民の皆さんからは財政で合併するようなことはいかなものかなというようにご指摘もいただいたわけですが、いずれにいたしましても、財政力指数0.25という新町において、この財政の問題を抜きにして語るわけにはまいりませんので、やはり、この財政をきちっと確立をしていくことが、まず専決であろうかと思うわけですので、とりあえず先ほど申し上げましたように、入るを図って出ざるを制すると、入るを図るとは何なのかなということでもありますので、これはやはり職員の皆さん方に商売をして儲けるというにはまいらないわけですので、これは職員の各位の知恵を働かして、民間の皆さん方に儲けていただくような仕組みづくりを職員がしていくということが、ひとつあるかと思うわけですが、あとは先ほど申し上げましたように、いろいろな産業の活性化を図るということでもありますから、このことにつきましては、いちいち申し上げは避けさせていただくわけですので、

やはり、そうして出ざるを制するというのであれば、使うほうもできるだけ節約をするということですので、これはいろいろと議員さんのほうからも、ご指摘をいただいておりますような、個々の問題につきまして、鋭意努力をさせていただきたいなと、そんなふうにしておるところでございます。

いずれにいたしましても、新しくなった町の町民の皆さん方の融和を図る中で、一日も早いやすらぎと活力ある開かれた町の具現化を図ってまいりたいなと、そんなふうにしておるところでございますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

樋川貞夫君。

○27番議員（樋川貞夫君）

ぜひ、健康に留意されまして、頑張ってくださいと思います。

まず質問の第1点目は、危機管理体制の整備状況についてであります。

前段、同僚議員が質問され、理解はしておりますけれども、それ以外で重複を避け、再質問はしませんので、ご回答を明確に的確にお願いを、まずしておきます。

最近、特に地球がご機嫌ななめなためか、今年は台風が10回も日本本土へ上陸して猛威を振るい、広い範囲で激甚な被害を出しております。さらに新潟県中越地方には追い討ちをかけるように、突如激震が襲い、また12月に入っても、台風第27号、第28号が発生したり、大雨、突風等、災害は忘れたころにやってくると言われておりましたけれども、とんでもない

自然災害の連続の襲来で、貴重な生命、財産を失って、いまだにずっと避難生活を続けている地域がある現状であります。

従来から地震、雷、火事、それに水害が加わり、最近はいとも簡単に人の命を大人、子ども、老人、弱者を問わず、取るという凶悪な多種多様な災害、人災、天災、事件が発生しております。これらの災害救助にあたって、道路、鉄道、通信の寸断、ライフラインの途絶でヘリコプターのみが活躍する場となってまいりました。特に噴火時の火砕流や熱泥流などの災害、病人、老人、身体障害者の救助が最優先と考えます。

先に山梨県内でも政府の調査で内陸部で、最も地震の発生確率が高いと位置付けている糸魚川・静岡構造線などの活断層が走り、強い直下型地震の発生が指摘をされております。

特に北杜市から早川町にかけて走る糸魚川・静岡構造線は平均1千年感覚で、マグニチュード8クラスの地震を引き起こしており、最新の活動からして1,200年が経過しており、政府の調査では2030年までのマグニチュード8クラスの地震発生確率は14%、50年以内が23%、100年以内が41%とされております。崩落危険個所の点検、災害時の情報収集方法、役割分担の明確化や避難場所や備蓄の再点検が必要と思われれます。

特に高齢者の防災対応が大きな課題であり、また、防災無線の機能維持や建物の倒壊、停電、電話回線のパンク等、被災地は最も安全な情報伝達手段の確保、関係機関との連携には、二重にも三重にももの体制の備えと、特に耳の不自由な人の対応が大切であり、いつ起こるか分からない天災、最悪な事態を想定して、最高の準備をするのが防災であり、大地震、台風、大雨と暮らしを直撃する自然災害に備える必要があります。

そこで1点目に、当町の危機管理体制の位置付けと整備状況および進捗について、伺います。

特に大規模地震発生などに備えたライフラインの確保や避難対策、ボランティア活動の整備、旧3町および上位機関等の連絡をどう図っていくのかであります。よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（伊藤春三君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

お答えさせていただきます。

先ほど笠井議員さんからのご質問でも答弁いたしましたように、旧3町の地域防災計画の見直しを行い、地域住民が安心して生活できるまちづくりを目指す、そのように新町の地域防災計画の策定に着手いたします。

議員さんがお話いたしましたように、町の大部分は急峻な山岳地帯であるために風水害の災害を受けやすい状況にあります。東海地震などにも対処できる地域防災計画を策定いたしまして、災害への備えとして防災体制の充実、あるいは情報伝達機材の整備を図るとともに、住民の皆さま方の防災意識の向上にも努めてまいり、地域ぐるみで災害への対策を務めていきたいというふうに考えております。

災害を未然に防ぎ、発生の初期初動など、自らの手で対応できるように自主防災組織の充実に努めてまいりたいと考えております。

11月の下旬から12月の初旬にかけて、旧中富町の地内におきまして、5地域で地域防災ボランティアの学習会が行われてまいりました。その一部を見ますと、自分たちの住んでいる地域の住宅地図の上に自らの住宅がどこにあり、どこに河川があり、どこに避難場所、あ

るいは避難所があり、どこに危険個所にあるかというふうなところを、身近な話をしていきながら、防災地図の上に記入をして、自らの意識を高揚していくというふうな状況が社会福祉協議会の中で計画をされて進んできております。

こういうふうな状況を町内におきましても、多くの皆さまから意見、あるいは声を反映した地域防災計画の策定に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

樋川貞夫君。

○27番議員（樋川貞夫君）

ぜひ頑張っていたきたいと思います。

先ほど、同僚議員の質問の中で、やはり答弁をいただいた内容でございまして、非常用電源の確保の答弁をいただきました。ご案内のように最近では電力事情もよくなってまいりまして、設備も完璧化してまいりました。そんなに長期間停電するはずはないはずであります。若干の電圧降下でも対応できるような新しい機械が設置されているはずでございましてけれども、ぜひ、非常用電源の確保、それから特にお願いしておきますけれども、耳の不自由な方かたをどう対応していくかというのが、私は非常に大変だろうというふうに考えております。ぜひ、そのへんに力点を置きまして、遺漏のないような対応をしていただきますように再度お願いしておきます。

次に2点目でございますけれども、今、申し上げたような内容を総括する町長直轄の組織を設置して、平常時、緊急時を問わずに、すべての場面での対応可能な危機管理体制が必要と思っておりますけれども、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

樋川議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

危機管理体制でございますが、これはもうずいぶん前からいろいろと検討をされていた事項でございますが、旧町で作成をいたしております地域防災計画の中に、災害応急対策の中に組織計画というのがございまして、大規模な災害が発生し、なお防災の推進を図るための必要があると認めた場合には、災害対策本部を設置するということが明記されておるわけでございますが、ご指摘のように災害が発生したときだけでなく、平常時においてもということでございますので、この災害対策本部をどのような形で平常時で維持をしていくかということ、これは課題でありますけど、各課の所掌をいたします、いろいろな分野での災害に対する防災体制、いろいろな面でのあれは、個々の所掌する課で受け持ってもらおうということでございますが、発生時だけでなく、平常時でも、この組織をできるだけ、きちっとした形で確立をしてまいりたいと、そんなふうに思っております。

○議長（伊藤春三君）

樋川貞夫君。

○27番議員（樋川貞夫君）

今の町長のご答弁をいただいて分かるわけでございますけれども、ご案内のように当然、分掌業務の中で明確化されておるわけでございますけれども、こと非常時が発生した場合は、だ

れかれとは言っていないと思うんです。そこで、私が提案したのは、町長直轄の、それ専門の組織を設置して、非常時、緊急時を問わずに対応できる課がほしいなど、こんな考えを持って提案したわけです。

とにかく実際、事故が発生した場合は、お互いに非常に面食らいをしてしまいまして、セクト主義になってしまうのではないかなという感じがいたしまして、私はそれ専門の課を常時設置しておいて、町長の一声ですべてが対応できるという課が必要かなという感じがいたしまして、お願いをしたわけでございます。ぜひ考えていただければ、ありがたいと思っております。

3点目に今、申し上げました内容の直轄組織に、これは大変だと、即断できるような災害ブローを配置いたしまして、救援には想像力が死命を制すると言われております。調査してから対応するというような官僚的な発想では、立ち遅れの繰り返しがありまして脱却することは困難と思えますけれども、併せて町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

ご質問にお答えいたしたいと思えます。

確かにおっしゃるとおりでございますが、昨年、山梨防災アクションプランというのができあがって、一応、私どももそのことに目を通させていただいておりますが、この中に東海地震、富士山火山防災対策、防災拠点整備基本構想の策定等、いろいろございますんですが、やはり各単町ですと、なかなか専門家というのは、大勢おりませんわけでございますので、もちろん商工関係の皆さん方、また消防署等の、一応皆さん方をお願いをするような形になりますが、役場の組織の中で、専門的な防災についての能力を持っている方というのは、やはり必要であろうかと思うわけでございますが、この山梨防災アクションプランの中に、いろいろ組織、また各部会のワーキンググループみたいなものがございまして、避難輸送交通部会とか医療救急救助、耐震化推進、情報通信広報、生活関連ライフラインの部会とか、組織応急体制部会、災害復興部会というような、いくつかの部会がございまして、この部会のいろいろな情報等を入手するとともに、研修等で職員の何かを、このことに当たらせるような形で要請をしてみたいと、そんなふうに思っておるところでございます。

○議長（伊藤春三君）

樋川貞夫君。

○27番議員（樋川貞夫君）

分かりました。

先ほど質問いたしました2点、3点を関連いたしまして、今町長の決意をいただきました。ぜひWG等検討しながら研修に励んでいただいて、素晴らしい職員を配置していただければありがたいと思っております。よろしく願いをいたします。

次に大きな2点目について、質問をいたします。

合併課題の取り組みについてであります。

この件につきましても、重複することのないように必要個所のみ、端的に明快な回答をお願いいたします。

1点目は合併に伴って、新町建設計画がつけられました。これは町民との硬い約束の提示であります。やすらぎと活力ある開かれた町を将来像と捉えまして、新町建設計画は行政だけの

ものではなく、町民のために計画であることから、広く町民の声を聞き、町民の意向を尊重する中から、十分検証をしつつ、長期総合計画の作成中と思われますけれども、質の高い行政サービスの確保のために、その長期総合計画策定での実現の見通しや優先順位について、1点目にお伺いをいたします。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

お答えいたします。

長期総合計画の中での位置づけというようなことの質問ですが、長期総合計画は、昨日、仮総合計画をご提案できたことによりまして、これから1月に入りまして、まず町内、各担当課長による策定委員会等を構成いたしまして、できましたら平成17年に入り、総合計画を策定していく、今、内部での話し合いをしてございます。その中へ当然、今議員さんがおっしゃられるとおり、新町建設計画、非常に皆さんで審議していただいた貴重な建設計画を、その中へ反映させていきたいと、努力していきたいというようなことで、これから作業を進めていきます。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

樋川貞夫君。

○27番議員（樋川貞夫君）

企画課長から今、お話をいただきましたけれども、年が明けて、町内くまなく、それぞれ説明をしながら意見を聞いて、17年には作成をしていきたい。ぜひ、町民一人ひとりから大切な意見を聞きながらつくっていただきたいと思っておりますけれども、再度お聞きいたしますけれども、具体的に町内の人から意見をまとめる方法等がありましたら、教えていただきたいと思っております。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

先ほど、ちょっと言葉足らずで申し訳ございません。庁内というのは役場内での、まず課長たちによる策定委員会ですね。そういうものを設けましたので、その下部組織には係長によるワーキンググループ、そういうものの中で、まず案的なものをつくっていきます。

なお、平成17年度に入りましたら、今度いよいよ、外から見させていただくということで、業者にも当然入っていただきます。その中でのスケジュール、これまで策定してきたスケジュールによりまして、当然、また住民の皆さんに改めてお出ししまして、それに基づく、できるだけ多くの意見を聞けるような方途を取っていただきたいと思っております。

まず、そんなことも考えておりますし、なお私、旧町で取り組んできたんですけど、住民の参加によるフォーラム的なもの、そんなこともちょっとしていきたいなということで、担当課内では話をしている状況でございます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

樋川貞夫君。

○27番議員（樋川貞夫君）

失礼しました。

庁内の庁だと、私理解できなかつたんですけども、私あくまでも町民側の立場の立って、ご意見申し上げている関係でございますけれども、ぜひ前段申し上げましたように、非常に重要な、しかも3町合併して、みんな新しく、すべてのものが模索をしていると思うんです。ぜひ広く町民からも意見を聞いて、素晴らしい長期総合計画を立てていただきますように、再度お願いをしておきます。

合併課題の2つ目でございますけれども、大型プロジェクト早期実現のために、合併特例債の前倒しについてであります。これは将来の財政に大きな影響を及ぼさないように、十分、検討、協議を重ねまして、慎重に実施の必要可能な判断をしなければならぬと思いますけれども、合併特例債の前倒しにつきましてのお考えがありましたら、町長からお伺いをいたします。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

質問にお答えをいたします。

合併特例債の前倒しでございますけど、合併協議会等で、特例債についての年次の計画というのは立てられておるわけございまして、10年間に一応、特例債を有効、適切に使うことが求められているところでありますが、まず今、この間も1日目の議案を提出いたしましたときに、質疑でも出てまいりましたが、北小の建設問題がございますね。これは大きなプロジェクトの第1番目であろうかと思うわけでございますけど、これはもともと、義務教育債を使ってやろうということございまして、総務省と自治行政局の皆さん方とも、県の市町村課とも合議をする中で、特例債が使えるのではないかなというようなこともございまして、これを前倒して特例債を使わせていただけるような状況づくりを、今、進めておるところでございます。義務教育債は60%ぐらいでございますので、有利な特例債をとということであります。

あと次に大きなプロジェクトでありますと、身延下水道処理区公営でございますけど、来年に県に一応認可をとるということで、今鋭意進めさせていただいておりますが、これらも下水道債、または特例債をどういう格好で使えるのか。このことはとりあえず、県の市町村課のほうでは、有利な特例債をできるだけ充ててやるのがいいのではないかなというご指導もいただいておりますが、そのことが1つと、あと下部温泉の下水道ということもございまして。それらのことも同じような形で特例債については検討させていただければなと思います。

あと、大きな問題といたしますと、やはり今、中富庁舎、そして下部支所、身延支所ということで、大変職員のいろいろな事務事業、事務の取り扱い等、または町民の皆さん方にもいろいろご不便をお掛けするような状況でございますので、然るべきところへ庁舎をというようなお話は、これは合併の協議会でも挙がったことありますが、ただ、このことにつきましては、やはりこの数年の国の三位一体の改革がどんなふうに移っていくのか。また経済状態がどんなふうになっていくのか、そんなことも含めまして、前倒しでやるのが課題なのかというような検討をしてみなければならぬのかと思います。

後年に大変、大きな負担を残すようなことがあってはうまくありません。ただ、要するに役場機能をきちっとして、町民の皆さまのご期待に応えるような形にすることもひとつの、これ

は合併した大きな課題でありますので、このいろいろ相反するような問題でございますけど、このことについて鋭意検討をしてみたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思ひます。

○議長（伊藤春三君）

樋川貞夫君。

○27番議員（樋川貞夫君）

合併特例債につきましての前倒しにつきましては、非常に重要かつ慎重に判断をしていかなければならないというふうに考えております。ぜひ今、町長のご回答のように努力をしていきたいと思ひています。

お話の中にありました教育債うんぬんの関係で、下山小学校の問題につきましては、同僚議員がのちほど、今回の一般質問にもふれておりますので、そこでまた具体的にお話いただけると思ひますけども、お話がありました新庁舎の建設でございます。

ご案内のように、合併は町民へのサービスの低下があってはならないという前提に立ちまして、支所の充実、早い時期での新庁舎の建設も必要ではなからうかと。もちろんおっしゃられました下水道、その他の関係もございまして、ぜひ、そのへんをふまえて、誤りのない計画を立てまして、合併特例債の前倒しによる大型プロジェクトの早期実現にご努力をお願いしておきます。

合併課題の最後の3点目でございますけれども、今もるるお話がございましたけれども、現在、自治体の自立が叫ばれる中で、財政基盤の強化は新町の重要なテーマであり、自主財源の確保が非常に必要であるというふうに考えまして、以下、質問いたしますけれども、具体的に財源の確保について、どのようなことが考えられているのか、お伺いいたしますけれども、私の1点の提言といたしまして、考えられますのは、地球環境にやさしい、先端技術企業の誘致があると思ひます。これも私は大きな1つの方策と考えますが、その場合、どのような企業を、どのような地区に考えるか、併せて町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

ご質問にお答えをいたします。

ご質問、大変難しい問題でございます、これはずいぶん長い間、工場誘致、いろいろな企業誘致は旧3町でも図られてきたところでございますが、やはり景気が底冷えみたいなことございまして、なかなか果たせなかった問題でありますので、このような狭隘の土地で来てくれる企業というのは、やっぱりコンパクトで、おっしゃったように地球にやさしい先端技術企業誘致ということでもありますけど、先ほど笠井議員からのご質問の中にもございました、道路整備等についての、いろいろな問題が、まだクリアをいたしておりませんので、やっぱり既存の企業でもなかなか、52号線、300号の道路規制等について、いろいろとご指摘があるわけでございますので、新しい企業を誘致するという事は、それなりのこちらの受け入れ体制をきちっといたしておきませんと、なかなか難しい面もあらうかと思ひますが、幸い第3次産業のスーパーかとか、そういうような出店が相次いでおりますので、そういうようなこともひとつ、若い人たちが定住していただく一つの糧にはなるかと思ひますが、やはり今、既存の、先ほど笠井議員の質問にもお答えをいたしました。今、この地域が持って

いる大きな本栖湖と下部温泉、西嶋和紙の里、身延山、これらの既存のポテンシャルを十分に生かして、観光に行くことが一つの産業や雇用の問題、この解決になるかと思っておりますので、新規企業についてのあれば、鋭意、また私も努力をいたして、有望企業に来ていただけるような取り組みをいたしてまいりたいなと思っております。

○議長（伊藤春三君）

樋川貞夫君。

○27番議員（樋川貞夫君）

分かりました。

私が1つの提言といたしまして、企業誘致があるのではなからうかということでお話をさせていただいて、今、町長のご回答をいただきました。

今1点に絞りますと、企業の誘致につきましては、ご案内のように昨年、県では制度をつくりまして、ある程度、県のほうからも企業にお金を出して、ぜひ来てほしいというような協力をしていただいて、昨年ご案内のように南アルプス市に素晴らしい工場が誘致できたというふうなことを聞き及んでおりますし、見ておるわけでございますけども、一つの方法として企業の誘致があるのではなからうかというふうに感じたわけでございます。ぜひご検討いただければありがたいと思っております。

いろいろ、ご答弁をいただきました。町長が前段、所信あるいは私の質問に対しても夢あるまちづくりの決意のほどが述べられました。ぜひ、合併してよかったという、町民にサービスのできる素晴らしい町にさせていただきますように心からお願いをいたしまして、以上で私の質問を終わります。

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

以上で樋川貞夫君の一般質問が終わりましたので、樋川貞夫君の一般質問を終結いたします。

次に通告第4番は佐野秀光君です。

佐野秀光君、登壇してください。

佐野秀光君。

○26番議員（佐野秀光君）

新町発足しまして、初定例議会でございますので、ここで一言述べさせていただきます。

まず平成14年7月合併協が立ち上げられまして、以降、関係者のご努力と町民の深いご理解のもとに若干の曲折はあったにせよ、ここに新町がスタートしたわけではありますが、考えてみると、県下では合意に至らず破綻したところ、また迷走をしているところ、さらには単町で生き残りを賭けて頑張ろうというところもあるわけではありますが、そういう町が今、あるわけでございます。

さて、先に執行されました町長選において依田町長が、町民の信頼を得て無投票当選をされたわけではありますが、改めてお祝いを申し上げたいと思います。

304平方キロメートルを結ぶ広大な新町の舵取りとして、課題山積の中、健康には十二分、ご留意をしていただき、長い行政経験を生かし、合併してよかったと実感できるまちづくりにご努力をしていただきたく、ご期待を申し上げながら、質問に入っていきたいと思っております。

まず1番でございますが、国と地方財政の三位一体改革と本町の行財政改革等々について、いくつか質問をしていきたいと思っております。

まず、三位一体改革の経過をたどってみますと、平成14年6月、骨太の方針の第2弾を閣議決定し、補助金削減と地方交付税の見直し、その代わり税源移譲を三位一体で検討と報道されました。この年から補助金が削減されておると思いますが、三位一体という字句が私たちの目に飛び込んできたのが、この当時であります。私も当時、三位一体の改革とは、またこの三位一体という字句がどのような意味を秘めているのか、私も質問され、即答ができなかったわけではありますが、これを調べてみますと、三位一体とはキリスト教の教義であり、父は天、それで、その子どもがイエス・キリストであります。そして精霊、これはキリスト教を信ずる者に宿る神聖な魂と書いてありますが、この3つが一体となって協力し合う。三者が力を合わせて一体となるとなるとなると、そういう語源になっているわけではありますが、果たして補助金削減、地方交付税削減、そして税源移譲が力を合わせて一体であるかは疑問にあるわけではありますが、全国知事会や市町村会等は、こぞって東京に日参をし反対をしてきた現状の中、去る11月26日、三位一体の全体像が決定をされたわけではありますが、税源移譲額合計で2兆4,160億円と決定されたわけですが、ますます地方自治体の財政を直撃し、極めて厳しい現実となっている今日であります。

よって、以下の質問に入ります。

まず1つ目でございますが、この三位一体改革が本町の財政をどのように圧迫し、直撃してきているのか。平成14年、15年、16年につきましては、見込みになると思いますが、そのへんを含めて、この推移を伺いたいわけであります。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

ご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の14、15、16年度の影響の推移はどうなんだということですが、平成16年度、三位一体改革による本町の財政的な影響としては、国庫補助児童保護費等、負担金のうちで、公立保育所運営費負担金が一般財源化されたこと、これが一番大きなものですが、これがいわゆる、地方交付税措置がされたということでございます。

引き続き、地方の団体が主体となって実施する必要があるものについては、16年度の新設されました所得譲与税という形を変えて、税源移譲が行われるというようなことにはなってございます。予算額で見ますと、その税源移譲される部分は2,220万円ほどではございますが、一方の交付税の、ではどのくらいの推移がきたかということですが、14年度から段階補正と申しまして、小さな町村ほど厚く手当をされていた部分が改正をされているというふうなことがございまして、その結果、年々、我々の町でも、交付税が減額となってきたわけでございます。

旧3町の合計額というふうな形で見ただけなんですけど、交付税の額で見ますと、これは普通交付税でございますが、平成14年が47億4,211万7千円でありました。平成15年度になりますと、43億7,849万5千円ということで、この14から15にかけてだけでも、3億6,300万円ほどの減額になりました。さらに16年度になりまして、41億7,716万5千円という、交付税が決定の金額になったわけで、15年度から、また、これを比べてみますと、2億100万円ほどの減額。3年間合わせますと、約6億円ぐらいの減額、3年間で減額になっているという状況でございます。

それと、もう1点で公立の保育所運営費の補助金が一般財源化されたということがございます。これは旧下部町、それから旧中富町に関わるものでございましたが、平成15年度には下部町では児童福祉費国庫補助金、あるいは県の負担金というような形で、合計しますと1,749万7千円ほど補助金が入っておりました。中富町では平成15年度、この補助金が2,589万4千円ほど入っておりました。両方合わせますと4,300万円ほどになるわけですが、これが16年度から補助金がなくなっているという状況がございます。

以上、主な点でございましたが、やはり交付税、補助金の一般財源化というようなことが大きな影響を受けている状況でございます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

佐野秀光君。

○26番議員（佐野秀光君）

ありがとうございました。

国の状況が、ますます厳しい中で特に地方の財政を、さらにこれから直撃していくのではないかと、こんな思いを込めまして質問したわけでありますが、それでは次に三位一体改革で、厳しい財政の中、いよいよ新年度予算編成期を目の前にしているわけでありますが、歳入歳出面、非常に頭を痛めるものと思いますけども、まず財政の健全化対策としましては、事業の大幅な見直し、人件費の抑制、徹底した事務事業の見直し、各種補助金、交付金の見直し等々、その策は多岐にわたるが、よって2つ目の問題でございますが、財政の健全化にどう取り組んでいくのか、伺いたいわけであります。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

2点目のご質問にお答えをいたします。

財政の健全化へどう取り組んでいくのかということでございますが、議員さんご指摘のように、本町のような小さな町村では、やはり財源が限られているというようなことがございます。それ相応の税収を図って、歳入の面が多ければいいわけでございますが、ご承知のように限られた財源の中で、やはり重点的な分野への財源の配分に取り組んでいくことが、まずできる第一歩ではないかなと、こういうふうに思っています。

当然、財源について有効活用していくということは、当然のことですけれども、先ほど、平成17年度の当初予算の編成にあたりまして、庁内で予算編成会議というのを持ちました。先ほどからお話が出ています三位一体改革のお話なども通じまして、状況の説明をいたしましたし、大変厳しい状況になっているというふうな認識を、職員全員でいたしたところでございます。

経常的な経費の削減などふまえる中で、予算編成に取り組んでいただきたいという旨も周知をしたところでございます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

佐野秀光君。

○26番議員（佐野秀光君）

ありがとうございました。

2つ目でございますが、県下全市町村とも町債残高は平成12年度をピークにしまして、減少をしたけれど、その後、増加傾向にあると言われている中で、本町の地方債残高の数値はどのくらいの額かと、こうお尋ねをするわけではありますが、先に説明がございました議案第23号、24号に地方債残高等が記載をされております。改めて見たところでございますが、通告をした関係もございまして、お答えをいただきたいんですが、旧3町の合計をした15年度の総額を改めてお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

平成15年度末の残高につきましては、121億1,594万円でございます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

佐野秀光君。

○26番議員（佐野秀光君）

一口に地方債、借金がといっても、財産が残る、こういうことを考えると質問がいかげなものかと思いますが、参考にお聞きをしたわけでありませう。

なお、これから年々、この地方債を発行していかなければならない状況があると思うんですが、2つ目としまして、この償還の現状の121億何がしの償還のピーク年度と合わせて、財政力指数を伺いたいわけでありませう。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

償還のピークの年度につきましては、平成18年度、さ来年度になりますが、平成18年度に、やはり一番ピークを迎えることになっております。

財政力指数につきましては、先ほど町長からも話が出ておりましたように、0.25でございます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

佐野秀光君。

○26番議員（佐野秀光君）

行財政改革の最優先課題について伺う前に、合併協だよりでございますが、編集後記の1コマを引用させていただくならば、町村合併は住民のための住民による住民の合併こそが、平成の合併の理念であると、こうあるわけでありませうが、その理念について、本町ではやすらぎと活力ある開かれた町を構築する上において、避けて通れないのが行財政改革であることは、論を待たないものでありますのが、その優先課題としては新町を発足して日も浅い中で、私は取り組まなければならない課題として、まず行政職員、そして議会、町民、すべての皆さんが意識改革であると考えております。

鉄は熱いうちに打ての言葉のとおり、町民に見える形での行財政改革推進の最優先課題につ

いて伺いたいわけでありませぬ。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

ご質問にお答えをいたしたいと思ひます。

行財政改革をきちっと、やっていくためには、平成8年に国の指導で行政改革大綱が一応、策定をされ、各町でそのことについては実施をいたしておるところでありまして、それで実施計画も立てられ、3年の一応、ローテーションでやっておるわけでございますが、8年間、13年でしたか、とりあえず、第2次行財政改革大綱が策定をされておりますが、新しい町になりまして、まだ詰めをしていませんので、これをきちっとした格好でつくらせていただひて、そして実施計画も立てていきなたいなと、そんなふうにお思ひしておるところでございますので、ぜひひとつ、皆さん方のお知恵を拝借をさせていただければなと思ひます。

○議長（伊藤春三君）

佐野秀光君。

○26番議員（佐野秀光君）

質問の先に意識改革という言葉、私が出したわけでありませぬが、先ほど町長の就任の訓示につきましても、どういふ内容で訓示をしたかということをお聞きしたわけでありませぬが、9月13日に3町一緒になりまして、3町の皆さんが各課に配属をされたわけでありませぬけれども、そういう意味合いにおいて、やはり町民に見えた形での改革をスタートしなければならぬわけでありませぬが、その中で旧3町から各課に配属された職員への意識改革等について、訓辞がなされたと思ひますが、各課で代表して総務課長さんにお聞きをいたしたいと思ひますが、第1点、こういうもので参加しようと、こういうような問題があろうと思ひますが、特に意識改革等についてふれられた部分があったら、代表してひとつお答えをいたしたいと思ひます。

○議長（伊藤春三君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

お答えいたします。

合併して3カ月を経過してきたところでございますけれども、まだまだ私たちが地理的にも人的にも分からない部分が、大変ある中での業務を遂行しております。ともかく合併によっても事務事業が住民の皆さんに支障のないようにというふうなことが念頭にありまして、そのことへの努力をしてきておるところでございます。

町長からも職員の意識改革についての訓辞もございました。まず、職員が早くなれる、融和の中で事務事業ができるようにと、こういうふうなことを考えており、さらに職員が行政改革は自ら行なうんだと、こういうふうな意識を持っていくというふうなことが大切な中でございます。

それから、行政改革の中には積極的に職員自らが知恵やアイデアを出して、従来の事務事業にこだわることなく、新しい目でもって対応をしていかなければならぬ。今後も自己啓発を即すとともに、公務の能力の充実に努めていきなたいと、こんなふうな考え方でございます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

先ほど、私のほうから行革大綱第1次、2次と申しあげましたんですが、平成8年が第1次、平成11年で第2次、平成14年で第3次ということでございまして、それぞれの町で、この行革大綱がその年次に策定をされ、そして実施計画がそれぞれ策定をされて実施表に移っていたところでありまして、この点、訂正をさせていただきます。

○議長（伊藤春三君）

佐野秀光君。

○26番議員（佐野秀光君）

ただいま、総務課長からの訓示、その他をお聞きしました。ぜひ、これからは発想の転換の時代だと言われております。既定をもって進むということも、これまたあるわけですが、発想を転換しながら、ぜひよいまちづくりのためにご努力をいただきたいと思います。

合併特例債について伺うわけでありますが、実は集落公民館等で説明をした合併協だより第3号、これは14年の7月に発行されているわけでありまして、合併後の財政規模の試算値を見ると、合併15年後の歳入歳出差し引き黒字が15年後に184億4,600万円と黒字が出ている試算がされているわけでありまして、これが集落によって説明した中での答弁、質問等もあったわけでありまして、集落説明会に出席をした皆さんからは、この黒字の試算結果をみて、大きな期待を寄せていたところでありまして、その翌年、15年の4月発行の第8号では、基準値変更により15年後の収支は3号と比較しますと、76億8,300万円の減でございます。

よって、説明した時点と比較すると、約110億円の黒字が減っている試算値となっているわけでありまして、私はここで、再度、財政規模の試算をして、三位一体改革等で、このようになりますと、こういうことをやっぱり、町民に開示することが大切だろうと思います。

財政は生き物でありまして、年々動くことは十分承知はしているわけでありまして、そうして、町民に理解をしていただく、そのことが、これからのまちづくりに大きな期待をしている町民の皆さんに厳しい財政事情の変化を理解していただけるものと思います。

よって、私はここで合併特集号の発行を提起したいと思いますが、そのへんの当局の考え方を伺いたいわけでありまして。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

最初に財政面からのお話を、ちょっとさせていただきます。

今、議員さんのお話の中に冒頭、各集落等で説明した数値が1回変わったのは、これは事実でございまして、これについては最新の数字で、やはり推理をしていかないと、現実を離れていくではないかというふうなご指摘もございましたし、また、その時点の最新の数字ということで、平成14年度の実績数字をもとに推測をしたのが建設計画にも載っております。今使っております財政計画でございます。

まず、この数値でございますが、その推測をしたときに特に歳入面、税をはじめ交付税の数値をどのようにはじこうかということで、3町の担当で協議をいたして、税についても、ま

た交付税についても、非常に厳しい見方をいたしました。

例えば交付税にいたれば、14年度の実績から20%ぐらい減額をされるだろうというふうなことも推理をいたしまして、交付税のものの、何年度にはこのくらいという数字を積算いたしました。それに、各年度に合併特例債等を借りる中で、また交付税が加算されるんですけど、それらを足したり、また毎年、いろいろな事業が行われますけれども、それについても交付税の影響等も考えて積算したと。

繰り返しますけど、歳入面について非常に厳しい見方をしたということで、今の段階、確かめてみますと、乖離をしていないという判断をいたしております。だから、したがいまして、現在まだ、この財政計画をそのまま、17年度以降、使えるわけでございますが、しかし、ここへきて、また三位一体改革の内容を見ますと、非常にまた厳しいものも出てきておりますので、15年度等の実績も出ておるわけですし、その時点時点で、今後やり直しをしていかなければならないではないかということは、十分承知をいたしております。現在の数値は、まだ生きていくということで、解釈をお願いしたいと思います。

新しい合併特集号ですか、この意味については、新しい状況、要するに新町になっての、新しい町の状況ということで、よろしいでしょうか。それにつきましては、企画の課長のほうから、これからの計画づくり等もございますので、今の段階の考えがあれば、言っていただきたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

お答えいたします。

今、質問をいただくまでは考えてはございませんでした。今は町の広報がありますから、広報等を通してというふうな考えでございます。

また、せっかくご意見をいただきましたので、また内部でも検討したいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

佐野秀光君。

○26番議員（佐野秀光君）

行政広報等を通じて、どれでも結構でございますが、やはり一見して分かるような形で、ぜひひとつ開示をしていただきたいと、こんなように思います。

確認してよろしいですか、それを。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

財政の面だけを公表するというのはたやすいことでございますし、広報等を通じて数字が確定したところで、早い時点で公表をいたしていきたいと思っております。

また、ほかの議員さんにも関係する点が今後出ますので、この質問については以上で終わらせていただきます。

○議長（伊藤春三君）

佐野秀光君。

○26番議員（佐野秀光君）

それでは、次に進みます。

新町の建設の関係でございますが、合併だよりの新町建設は総合的かつ効果的に推進することを目的として、新町の一体性の速やかな確立や住民福祉向上を図り、新町の均衡ある発展に資するよう配慮されたものでなければならぬとされておりますが、特に本町では少子高齢化の進展や人口の推移を十分検討し、次世代にツケをまわさないためにも、事業の優先度や緊急度を十分精査した上で、合併特例債を有効活用するよう、節に望むものであります。そこで新町建設計画の進捗度を伺うわけでございますが、先の議会で、おとといですね、本会議で提案されました、議案第23号と24号の身延町過疎地域自立促進計画と合併特例債を活用した建設計画は並行していくものと思われま。

よって、まちづくりをするものと思われまますが、これと並行してですね、合併後、まだ日が浅い中で、新町建設計画、どのように進んだかというのを伺うことはどうかと思われまますが、先ほどの答弁で庁内、いわゆる役場内での策定委員会を立ち上げ、直ちに取り組みを始めるとの答弁がなされたわけでありまますが、このへんにつきましては、進捗度、さらに聞く必要もないので割愛をしていきたいと思われま。

次に2つ目でございますが、新庁舎建設計画について、合併だより第8号によると、新町の事務所の位置については、交通事情や他の官公署との関係など、町民の利便性を十分考慮する中で、町民参加による審議会の設置など協議方法を含め、合併後、速やかに検討を開始するものとするありま。

私は住民サービスに関係する支所等を除いて、現在のように職員が分散している現状を考えると、不効率であると同時に、また経費節減等の見地から早期新庁舎建設を優先課題だと考えま。

よって、この新庁舎の建設につきましてのお考えを、町長にお聞きしたいと思われま。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

先ほども樋川議員さんのときにも申し上げましたが、いろいろな面で検討をしていかなければならない大きな課題であろうかと思われまますが、県警が今、私どもの町で、この所轄の署が4つあるわけでございます。南部署、鰍沢署、市川署、そして富士吉田ということございまして、これは県警のほうへも一応、私どもからお願いはいたしてありまますが、こちらへの再編成と申しますが、そういうようなものがどんな格好で出てくるのかということが、1つ大きな要素としてあるわけございまして、それと県の出先の、この17年度からは振興局、大幅に、この組織機構、変わってまいるような状況もありましますので、そういうようなものを見据えながら、町民の皆さん方のいろいろなご要望等をふまえて検討させていただくようにいたしたいと思われまますが、まだ何せ合併してまもない時期でございましますので、このことにつきましては、私どもといたしましても、頭の中にはございますけど、具体的な作業には、まだ入っておりまませんので、ご理解をいただきたいと思われま。

○議長（伊藤春三君）

佐野秀光君。

○26番議員（佐野秀光君）

ただいまの答弁にありましたように、県の動き、その他、いろいろな面で早期取り組みというのは、なかなか難しいと思いますが、やはり優先課題として、ぜひ取り組んでいただきたいことをお願いしながら、次の質問に移ります。

まず町民まつりについて伺うわけですが、全国的に見て、祭りといえば歴史上、国の指定の祭りからはじまりまして、各集落のお祭りまで千差万別であります。それぞれ地域の伝統を守りつつ実施している中で、合併に伴う日程等のため旧町単位で実施しておりました祭りでございますが、中富町では富士川まつり、旧身延では身延まつりとして、長く町民に愛されてきた祭りですが、これが中止をされ、町民各層から、このイベント中止は誠に寂しいと。ぜひなんとか元気が出るように復活してほしいと、こういう要望もあるわけですが、やすらぎと活力ある開かれた町をつくる上において、町民の心をひとつにする。そのためにも財政厳しい折ではございますが、官民一体挙げて、知恵を出し合い、心に残る町民まつりを実施したらと提案したいわけですが、町として新年度から、どのような考えがあるのか。また、実施計画をしているのかどうか、伺いたいわけがあります。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

貴重なご意見ありがとうございました。

町民が一体となる町というふうなことで、新しいまちづくりが必要なことは、非常に痛感していたところでございます。

旧町におきまして、それぞれ伝統に基づきましたお祭りが実施されてきております。また、いろんな町民運動会とか、個々にされてきておまして、協議会においても、それぞれ速やかに一体的に一本化できるものは、図るようというふうなご提言もいただいております。また、調整もされてございます。これから、それぞれの機関で一本化にできるものはしていくような調整方針がされていくと思っておりますけど、それと合わせまして、この新しい町の祭りについても考えていきたいというふうなことで、役場内では話がされているところでございます。今後ただいま、いただいた意見も参考に考えていきたいと思っております。

まだ、具体的に17年度に入ってお祭りは、何をしていくということは、まだ出ておりません。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

佐野秀光君。

○26番議員（佐野秀光君）

このお祭りにつきまして、1点、先進事例を申し上げますと、阪神淡路大震災のあと、町民の心を癒す上において、いろいろと検討し、行政、市民、一体となって取り組んだ結果、その前の年は4万人から5万人の参加があった中、企画変更、発想を転換した結果、16万人も集まったという事例があるわけですが、ぜひひとつ発想を変えて、お祭り等々も検討していただきたいことを切に望みながら、次に移ります。

最後の防災対策について伺うわけですが、災害は忘れたころにやってくるの言葉がございしますが、阪神淡路大震災から数えて、まもなく10年目を迎えるわけですが、忘

れかけてきたころ、突然襲った新潟県中越地震の想像を絶する大きな被害状況は、瞬時にして世界に発信されたものと思います。

もし、東海沖地震等で山梨県で直下型地震が発生したら、死者最大で2,400人、被害家は10万戸にあがると想定をされている中で、合併協議会だより第9号を見ますと、防災の取り扱いで、地域防災計画については新町において策定するとあるが、新潟県中越地震の教訓にした防災計画の見直しは緊急の課題だと、私は思います。

合併後、3カ月を経過した今日、どう取り組んでいるのか伺いたいわけではありますが、先ほど、同僚議員の質問の重複をする部分がございますが、いろいろな問題が山積する中、急がねばならない防災対策だろうと思いますが、そのへん1点、簡単で結構ですが、お答えをいただきたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

お答えいたします。

議員さんからも、先ほど2名の議員さんからの質問で答弁をいたしましたように、地域防災計画の見直しを早急に行うと。この中には多くの問題もございます。旧3町の防災計画も、内容的にも違う部分もあります。そこで、先ほどからも答弁いたしましたように、自らが備える行政のできる範囲、住民のできる範囲、こういうふうな状況を理解いただく中で、防災マップ等の関係につきましても、早急に対応していきたいと、こういうふうな考え方でございます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

佐野秀光君。

○26番議員（佐野秀光君）

災害は待っていてくれませんので、ぜひ早急という言葉を一日も早くご検討願いたいことをお願いします。

特に中越地震で大きな被害を受けた山古志村ですが、全村避難の指示後、陸の孤島から約2千人の住民が自衛隊のヘリコプターで救出され、あの映像を見るにつけて、私は本町は急峻な山間の集落が点在する中で、孤立集落対策として、ヘリポートの建設等は課題であると思いますが、これからぜひ、見直しの中にも、これも入れていただきたいことを要望して、次に移りたいと思います。

情報伝達方式について伺うわけですが、防災行政無線の施設については、当分の間、現行どおりとして運用については、合併時までには調整するとあります。その調整状況について伺いたいわけでありませう。

○議長（伊藤春三君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

防災無線の調整状況について答弁いたします。

合併協議会におきましては、防災無線の施設につきましては、当分の間、現行どおりといたしまして、運用については合併までに調整するというふうなことでございます。

しかし、地域住民が安心して生活できるまちづくりを目指さなければなりません。災害への

備えといたしまして、災害時の情報伝達や平常時には行政からのお知らせなどの連絡に活用するために、防災無線の整備を図ることが必要である中、町といたしましては、防災無線は旧町ごとの放送システムでありましたが、緊急時の対応等を考え、本庁舎で一斉に放送ができるよう、すでに防災無線の統一を図りまして、工事が終了し、活用されておるところでございます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

佐野秀光君。

○26番議員（佐野秀光君）

緊急時は本庁舎から発信、それから通常の場合は今、各支所から発信をしている、それでよろしいですね。

○議長（伊藤春三君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

全町一斉に放送すべきところは本庁舎からできまして、各地区ごとの放送の内容によりましては、各支所で行っておる現状でございます。

○議長（伊藤春三君）

佐野秀光君。

○26番議員（佐野秀光君）

分かりました。ありがとうございました。

2つ目に入ります。

緊急時の避難場所等との関係がございますので、お聞きをしていくわけでございますが、まず3町が合併して、304.83平方キロメートルという広大な面積を有する本町には、公営住宅から学校、あらゆる公共施設が点在をしているわけでありまして、その総数を伺いたいわけでありまして。

○議長（伊藤春三君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

お答えいたします。

合併前に全戸に配布いたしました生活便利帳、公共施設等、あるいは業務の案内、こういうふうな状況が世帯に配られております。この最後のページに町内の公共施設一覧表というふうなところが掲げられてございます。その状況から庁舎および教育委員会関係施設を含めて、45の施設となります本庁舎、あるいは浄化センター、支所が2カ所、出張所が2カ所、保健センター等、福祉関係施設が6カ所、保育所が5カ所、活性化施設等が3カ所、総合会館等教育委員会施設が11カ所、小学校9カ所、中学校5カ所というふうな内容で、45の施設という状況でございます。

○議長（伊藤春三君）

佐野秀光君。

○26番議員（佐野秀光君）

ありがとうございました。

最後から2つ目になりますけども、3番でございますが、ただいま答弁いただきました総数

45、この中で建設当時、耐震で建てたもの、それから耐震、改修済みおよび診断結果、良となっている建物数はどのくらいあるのか、伺いたいわけであります。

○議長（伊藤春三君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

先ほどの45施設のうちの、それぞれの耐震の状況、あるいは耐震のための改修済み、含めまして庁舎、教育委員会、施設を含めまして耐震の施設の状況は32施設という状況でございます。

○議長（伊藤春三君）

佐野秀光君。

○26番議員（佐野秀光君）

45のうち32、残り13についてはクエッションマークだろうと思うんですが、この中で、特に、ただいま答弁がございましたように、中学が5、小学校が8ですか、合計13校のうち、危険校舎というのは存在するのかどうか。危険校舎として推定されている部分ですね、このへんについてお願いをします。

○議長（伊藤春三君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山口一美君）

お答えいたします。

すべての学校施設が耐震構造となっているわけではありませんけれども、診断の結果、すべての学校が数値的にOKということになっております。

○議長（伊藤春三君）

佐野秀光君。

○26番議員（佐野秀光君）

13校すべてが危険校舎ではないと、こういうことで分かりました。

それでは参考まででございますが、耐震診断無料化も受診低調と県下で報道されております。そういう中で、本町で民家の診断をした条件について、お聞きをしたいわけであります。

○議長（伊藤春三君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

お答えします。

診断の個所数は95でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

佐野秀光君。

○26番議員（佐野秀光君）

ありがとうございました。

最後の最後までございます。

公共施設総数45のうち、職員が配置をされている施設数を伺うわけでございますが、何力所くらいあるのか、お願いをします。

○議長（伊藤春三君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

庁舎および教育委員会施設の関係施設を含めまして、職員が配置されている施設は39の施設となります。

○議長（伊藤春三君）

佐野秀光君。

○26番議員（佐野秀光君）

ありがとうございました。

この最後の質問は、新庁舎建設の質問と関係があるものですから、これが最後の質問になったものですから、実は45のうち39、これは学校とか支所を除きまして、住民サービスに低下しない部分を最小限に残した中で、やはり一つ屋根にしてほしいなど、こういう部分で新庁舎建設、早期建設を望みながら、質問を終わっていきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

以上で、佐野秀光君の一般質問が終わりましたので、佐野秀光君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後は1時から再開をしたいと思います。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（伊藤春三君）

再開します。

次は通告5番の望月重久君です。

望月重久君、登壇してください。

望月重久君。

○7番議員（望月重久君）

7番の望月重久です。

質問に先立ちまして、一言申し上げさせていただきます。

新身延町の初代町長として依田光弥氏が当選、就任以来、町政発展振興に向けて役職員ともども、住民福祉のために事務事業に推進されまして、日夜努力されている点につきまして、深く敬意を表する次第であります。

さて、私の質問の第1番目は道路交通網の整備でございます。

ご通告を申し上げたとおりでございますが、これはすべての道路を申し上げさせていただいております。現道の道路の維持管理、さらには新しく開設、改良をお願いする道路等を申し上げたいわけでございますが、午前中の各議員の一般質問の中にもありましたように、また答弁の中でもございまして、私の用意している事項につきましては、重複する部分もあるように思われますので、できるだけ、それらにつきましては割愛をさせていただきたいと思っております。

まず、大項目の道路網の整備でございますが、特に本町に関係する部分についてお願いでございます。

国道52号線の整備について、さらに県道、そこに富士川・身延線とありますが、市川大門・下部・身延線を含めましてお願いをする次第でございます。

国道52号線の身延町の波木井、古屋敷地内防災工事個所の台風による災害等によって、交通止めになった経緯があります。同時に市川大門・下部・身延線の身延町柳沢地内においても災害を被り、通行止めになりました。こういう中で、迂回路といたしましては身延町の杉山方面の県道、あるいは町道を利用した経過がありました。大型車等は通行に非常に不便、支障を来たした経過があります。これらは住民の声といたしまして、今後の対策について質問、要望をさせていただきたいと存じます。

国道、県道ともに危険個所の細々の点検、調査をされまして、事前に予防治山、防災工事を施行することによって、災害を少しでも軽微に済ませることが可能だと思われ。ぜひとも道路管理者、国土交通省と関係当局へ要望をされたくお願いをいたします。これに対する考え方について、お答えいただければありがたいです。加えて町道についても、同様な対策を講じていただきたく思います。

旧町時代から要望、陳情個所等につきましても、でき得る限り、早期実現を要望するわけでございます。これらのことにつきましては、先ほど申したように、午前中の議員さんからも質問があったわけでございますけども、先日、当局から示されました身延町過疎地域、自立促進計画の中にも、計画されておりますが、事業内容の旧身延町の例えば波木井2区塩沢線、波木井3区清住町線等々の幅員延長を、できればもう少し、延長を延ばしていただきたいというふうに思っております。

これら、早期実現に向けて、年度を追って実施施行していただけるよう、重ねてお願いを申し上げ、これらに関するお答えをいただければありがたいです。

よろしく申し上げます。

○議長（伊藤春三君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

それではお答えします。

先ほどの、いわゆる防災関係の対応は、今後どういうふうにしていくかというふうなことでございますが、国土交通省、それから身延建設部等々、協議・相談しながら議員さんのお尋ねの個所等を含めまして、今後とも鋭意努力していきたいと、こんなふうに思います。

先ほど、古屋敷地内の交通止めで、多大なるご迷惑を掛けたわけでございますが、身延・本栖線がその当時、まだ生きておりましたので、それらを迂回路のメインとして、当然、考えていきたいと、しかしながら東谷ですか、あの付近が狭隘な個所になっておりますので、大型車の通行は、相互交通はかなり無理かと思っております。そんなことで、波木井城の跡地ですか、あの付近の町道、それから塩田温泉ですか、身延高校の裏の、あの町道等を利用して一朝有事のときには、交通規制で一方通行というふうなことも含める中で、総務課の防災担当とも相談しながら、国へ向かっては、今後検討、努力していきたいと、こんなふうに思います。

それから、町道等の過疎計画等を含めまして、陳情・要望されている個所についてでございますが、これらも予算が許す範囲で、身近な生活道路から優先的に整備し、なおかつ道路の幹

線道路、補助幹線道路等を含めまして、可能な限り整備していきたいと、こんなふうに思います。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

望月重久君。

○7番議員（望月重久君）

ありがとうございました。

どうぞひとつ、よろしく願います。

県道、国道が全面ストップなんて場合は、午前中からも出ましたように、中部横断道路、早く開けばいいなということも痛感された経過がございます。これは大勢の方々も、町長をはじめ各議員からも発言がありましたとおり、ぜひとも、この点につきましても、早期実現方、よろしく願いを申し上げたいと存じます。

道路問題は以上で終わります、次にご通告申し上げた点は第2番目として、宅地造成事業でございます。

町の発展は人口の増大を図ることが最大なる要素であろうかと思われまます。そこで、町内の適地を選択されまして、町で土地の購入、宅地情勢を行い、住宅地としては、あるいは企業店舗として分譲したらと思います。

そして、他の市町村からも宅地購入者等、あるいは企業誘致を導入いただきまして、配慮願いたいと、このようなことでお願いを申し上げた次第でございますが、もちろん町内の希望者と併せまして、町の振興策を計画、樹立したらと思いますので、事業推進にあたりまして、ご当局のお考えを聞かせていただきたいと存じます。

なお、そこに身延町梅平亥の新田地内と 書いてございますけれども、これは候補地として、身延の梅平地内に約5千平方メートルくらいの土地が、これは民有地ではございますけれども、ご調査、検討されまして、町内にも何カ所もあろうかと存じますので、精査、ご検討いただく中で、このような宅地分譲も計画されたらどうかということで、ご提案を申し上げ、これに対する考え方についてお答えいただければありがたいです。

以上、よろしく願います。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

それではお答えいたします。

町の若者定住対策の1つとして、各地域の特性を生かした宅地分譲に努めていくことと、新町建設計画にも位置付けがされてございます。町の活性化にとって、若者定住対策は大きな柱でございますし、ただいま企業の誘致、これも町の活性化にとって欠かすことのできないものでございます。

その具体策の1つあります宅地分譲でございますけど、まず議員さんがご提案されたような、地域の状況等をやはり、担当課として把握する、あるいは自治体調査等の取り組みを進める中で、今後取り組みをしていきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

望月重久君。

○7番議員（望月重久君）

大変、企画課長から前向きな取り組みについての答弁をいただきました。

以上をもちまして、私の一般質問は終了させていただきますが、執行部ご当局をはじめ、関係の皆さん方にも、向寒の折、健康には十分、ご留意されますよう、お願い申し上げまして、私の質問を終わりとします。

大変ありがとうございました。

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

以上で望月重久君の一般質問が終わりましたので、望月重久君の一般質問を終結いたします。

次は通告の6番は望月寛君です。

望月寛君、登壇してください。

望月寛君。

○2番議員（望月寛君）

僕は9月13日、旧3町が合併したときに、自分の足で町を知らなければならぬと思い、各地域を自分の足で歩きました。そのとき、目に付いたのが第1に電気柵が1番目に入りました。今日、僕が取り上げるまでもなく、各町で論議されて設置されたと思いますが、僕が見た感想と、今後のお願いについて意見を述べさせていただきます。

僕は身延で生まれて、身延で育ち、今までどこへも一歩も出ることなく生活をしてきました。その中で、やっぱり一番困ったことが、働くところのないことでした。考えてみると、今と変わっていないように思います。

僕のおじいさんが昔、食べるものがあれば、一日や二日、金がなくても過ごせると言っていたことを思い出しました。さて、今はどうでしょう。今は食べるものでなく、金がなければ一日も過ごすことはできません。かといって、尊い田畑を粗末にするわけにはいきません。

そこで、まず伺います。

下部、中富、身延地区の登記上の田畑の総面積をお伺いいたします。

○議長（伊藤春三君）

産業課長。

○産業課長（渡辺芳彦君）

お答えいたします。

下部、中富、身延地区の登記上の田畑の面積でございますが、最初に田の面積をお答えいたします。

下部157ヘクタール、中富147ヘクタール、身延191ヘクタール、計495ヘクタールです。畑は下部676ヘクタール、中富565ヘクタール、身延757ヘクタールの計1,998ヘクタールであります。

○議長（伊藤春三君）

望月寛君。

○2番議員（望月寛君）

それでは次に、前に自分の家には田んぼがないので、よく覚えていませんが、確か国で減反

を進めたことがあると思います。そのときの減反の田んぼの面積をお願いいたします。

○議長（伊藤春三君）

産業課長。

○産業課長（渡辺芳彦君）

国が進めている減反の面積でございますが、減反面積は下部で35.5ヘクタール、中富で28.3ヘクタール、身延で67.6ヘクタールの計131.4ヘクタールであります。

○議長（伊藤春三君）

望月寛君。

○2番議員（望月寛君）

そして、その田んぼ、減反した田んぼが今現在、どのようになっているか、それは分かりませんか。

○議長（伊藤春三君）

産業課長。

○産業課長（渡辺芳彦君）

減反した田につきましては、減反時の作物を引き続き作る農家が多いわけですが、鳥獣害等により耕作を放棄する耕地も増えておる状況でございます。

○議長（伊藤春三君）

望月寛君。

○2番議員（望月寛君）

それから問題なんです、自分も昔は山の中に畑があって、そこで麦なんか作っていたんですが、そこは現在、もう植林して、いつ切っても住宅の材料になるという木になっていますけども、木材は売れないということで、そのままの状態なんです。

集落内は自分が細々と、自分で食べるものを作ろうかなということで作っておりますが、今年の場合の自分の例を言いますと、かぼちゃとかスイカとか、楽しみに作って、いよいよ食べれるぞというときになったら、僕がご飯を食べに家に入っている間に、出たらなんにもないというような状況なんです。それは僕ばかりでなく、そういうことはみんなの言葉から出てくるんですね。それで、今、身延、下部、中富で電気柵はどのくらいやってあるのか、それをお聞きします。

○議長（伊藤春三君）

産業課長。

○産業課長（渡辺芳彦君）

電気柵につきましては、15年度のデータが今、あるわけですが、下部では42カ所、それから中富で28カ所、身延で5カ所というような状況でございます。

○議長（伊藤春三君）

望月寛君。

○2番議員（望月寛君）

それで、その金額、もとの町の金額が分かったら教えてください。

○議長（伊藤春三君）

産業課長。

○産業課長（渡辺芳彦君）

金額ですが、下部では3 1 4万7千円。これは補助金額でございます。中富では4 3 5万円。それから身延では2 7万6千円であります。

○議長（伊藤春三君）

望月寛君。

○2番議員（望月寛君）

この柵にも限界があると思いますが、実は僕がこの間、10月に50アールばかり電気柵しました。それから50メートルくらい行くと、竹やぶがあって、竹が何十年も人が入らないもので、日も差さないような状態になっていましたけども、その地主と話をしまして、僕も手伝うから1日やってくれないかなということで、1日やりました。そうしたら、いつもそこから猿が来るものが、きれいにしたために、猿の出る道が、今度は変わりました。

だから、僕が言うのは、その山、住んでいる人も高齢者ということでもって、自分でできなかもしれないけども、そこをなんとか行政でやってもらえるような、また、高齢者ばかりでなくても、若い人であれば、百姓なんかしなくてもいいやと、これは買ってくるほうが安いよとって放棄した人も中にあると思います。だから、その林をきれいする方法、そういうような考えを持ったことがあるか。もし、持ったであれば、どのようにしているのか、それをお伺いします。

○議長（伊藤春三君）

産業課長。

○産業課長（渡辺芳彦君）

確か議員、町内を見てまわったときに、やはり電気柵を設置しても、まわりの木とか竹とかが近くあって、それから飛び込まれるというような部分がございます。そういう部分につきましては、やはり電気柵の申請があがったときに、そういう部分の指導をしてきております。

○議長（伊藤春三君）

望月寛君。

○2番議員（望月寛君）

僕もそれでもって、テレビ、新聞等でもって放送されておりますので、みんなも知っていると思いますが、白州町で、これはその写真ですけども、白州町でやっているということでもって、僕はこれを見に行ってきました、これを。そうしたら確か、やった面積の広さはすごい、集落を全部、外で囲んでしまっているから。だけど、いい、悪いは僕は人の仕事ですから言いません、これは。ただ、やったという意味に対して、本当にすごいなという思いで帰ってきました。

どうか、この身延町でも、こういうことをできるようにしてもらいたいと思います。そして、これが9月3日の新聞です。これはやっぱり都留市でも、猿でもって本当に困ってしまって、行政でもって、それをやらなければ駄目だということで、やっぱり取り上げられてありました。ただ、すぐやるかなと僕言ってきましたけども、まだどうも今年には間に合わない。来年度、本格的にやるんだということで取り組んでいるようですが、ぜひ、こういうのも参考にしてください。

そして、僕が各地区を見て歩いたときに、その柵でよく囲ってはあるんだけども、そのまわりが木、竹があるんです。そして、ちょうど農業していたおじいさん、おばあさんがいたから、

なぜ、あの木は切らないんですかと言ったら、あれはよその木だから切ってもらえないんだという話でした。だから、あれから伝わって猿が入るから、この線は遊んでいるだよと。「何、これをやったときに役場では来なかったんですか」と言ったら、「ただ、農協さんでもってやったら、図面を書くだからといって、測りに来てくれたけども、役場ではやる前もやってからも来てくれなかったよ」ということだったんですよ。そうすると、せっかく金がない金がないという金をかけても意味がないというように、僕は思っているんですよ。だから、今度は僕がやったところ、自分のところをあまり、ほらをふいては悪いけども、まわりは何にもありません。木は全部切りました。

だから、先言った、50アールの畑をつくるのに、僕が一人でもって、よその畑を3反歩、草を刈るんですよ。それを1年に4回かかるんです。そうしなければ、自分の口へ野菜ものが入らない。だけど、自分が好きだから作っているけども、やっぱり公金を使うんだから、そのやる前にどこをやるんだといって、申請を出させて、そして、その現場を見て、ここではあの木は駄目だよとか、あの竹が邪魔だよということを指導して、あれを切らなければやっても意味がないからできないねということでもって、そこで行政も、その交渉をして、一緒に交渉して切ってもらおうとか、そういうようなことを考えなければ、そういうところが何十箇所とありましたよ。

僕、中富、下部、身延を歩くのにちょうど1週間かかりました。腰弁当で。だから、そういうようにしてもらいたいと思いますけど、どうでしょうか、考えは。

○議長（伊藤春三君）

産業課長。

○産業課長（渡辺芳彦君）

確かに、そういうところが見受けられることは確かでございます。申請に応じて、早急に対応してあげたいと。当然、申請する段階で、作物が熟れてきているということで、それを取られては困るということで、当然耕作者から申請が、もう先に困って了承等をつけて、申請をあげてくるわけですけど、その時点ではやはり、どうしても指導は、そのとき出てきたときにしか、そういう指導はできません。そして、現地へ出向くときには、例えば、電気柵はすでにできているというような段階で、先ほど言ったような自分の土地ではないところの木を伝えて飛び込まれるというような部分がある場合について、耕作者の人には隣の木を切ってもらおうよという部分で、切らせてもらうようお願いをするよというということで、指導は口頭ではしています。

それから、あと電気柵等の申請については写真等の中で、検査等もしております。そういう提出時に、そういう指導をして、電気柵をやっても、そういう部分を除かないと効果ないよという部分は指導してございます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

望月寛君。

○2番議員（望月寛君）

はい、分かりました。

では3つ目に、身延では助成に対して、50%ということで、今最高のところで80%の助成をやってもらって、自分もこの間、申請はしてあるんですが、高齢者が農業をやっている、

ほとんど高齢者専門といっても言い過ぎではないと思います。そのために高齢者に対してどうか、その補助金を今の現行を維持してもらいたい。それは特にこれに、この新聞、これは8月1日の新聞です。ちょっとこれ、県は規模が大きいんですが、この規模を縮小してでも、そうすれば80%といえ、これは大きなと思うけど、この県の方針へ入れれば、町の支出は、逆に言うと少しになってしまう。だから、ぜひ、そういうことも検討してもらいたいと思いますが、どうですか、この80%を続けてもらえるような努力というかは、

○議長（伊藤春三君）

産業課長。

○産業課長（渡辺芳彦君）

合併時に下部の方式で80%という、資材費の80%ということで、現在行っております。当然、これにつきましては、財政的な問題もございます。厳しい状況の中で、資材費の80%を今後続けていくという部分については、当然、財政部分のこともございますので、予算要求の段階では、担当課としては80%の要求をしまいたいと考えております。

○議長（伊藤春三君）

望月寛君。

○2番議員（望月寛君）

では、この件について、町長どうでしょうか。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

望月議員にはご熱心なご質問を、大変敬意を表するわけでございますけど、ただいま課長が答弁いたしましたように、これは合併の調整段階でも問題提起をされて、話し合いはされたところでありますので、状況いろいろございますと思いますが、今後の大きな課題として、鋭意、検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（伊藤春三君）

望月寛君。

○2番議員（望月寛君）

ありがとうございました。

それでは最後ですが、僕が各地区を歩いてみて、遊休地といえきれいな言葉ですが、本当に畑、田んぼも荒れて荒れて、人間も歩けない、獣も歩けないように荒れたところが、道路沿いでよく見受けられました。

そこで現在、身延、下部、中富の遊休農地の面積を把握してありましたらお願いします。

○議長（伊藤春三君）

産業課長。

○産業課長（渡辺芳彦君）

これはデータの差引きの部分での数字を示すしかございません。今後、当然こういう部分についても調査をしていかなければならないわけですが、数値的にいきますと、身延では525ヘクタール、それから下部で95ヘクタール、中富で211ヘクタールでございます。

○議長（伊藤春三君）

望月寛君。

○2番議員（望月寛君）

では2つ目に、このようになった原因を考えたことがありますか。

○議長（伊藤春三君）

産業課長。

○産業課長（渡辺芳彦君）

鳥獣による被害と地形的条件、それからあと他産業に比較し収入が少ないこと、後継者不足や高齢化が進んでいることが遊休農地や荒廃農地が増加している原因だと考えられます。

○議長（伊藤春三君）

望月寛君。

○2番議員（望月寛君）

先も言いましたとおり、遊休農地、特に雑草が道端にあって、また住宅のまわりも、いる人はきれいにしても、いない人の山がすぐそばにあれば、結局、もう雑草、僕ら、普通ボサなんて言うんですけど、そういうのがたくさんあって、火の用心、また害虫が家の庭まできて、人間にも、僕らにも、ヒルというんですが、それがたくさんいるんです。子どもなんか外へ出て、全然遊ばせられないというような状況なんです。

だから、そういうようなボサを切らせる対策をとったことがあるのがどうか、お願いいたします。

○議長（伊藤春三君）

産業課長。

○産業課長（渡辺芳彦君）

遊休農地が荒れているということの中で、耕作者に直接通知を差し上げる、それから電話等の草刈り等の管理をしていただけるような指導を行っております。

○議長（伊藤春三君）

望月寛君。

○2番議員（望月寛君）

ぜひ、それを強行にやっていただかないと。実は僕も消防署へ31年ほど勤めさせていただきました。そのときに原因不明という火災が何十件もありました。それはみんな道路から燃え出す火災なんです。おそらくタバコの投げ捨てがほとんどではないかなと、僕ら原因不明でもって処理しましたが、細かく言えば、おそらくそういうのが多いではないかと思しますので、どうかこれも強行に、対策を練っていただいてもらいたいと思います。

それで、この火災の原因、また近くの林をきれいにする、それについては僕の提案としては人材センターとか森林組合とか、金がかかるにはかかるけども、地主さんとも話し合いをして、行政ばかりそんなに、1千円かかったら1千円出すというわけにはいかないと思いますから、やっぱり、本人からも、自分の土地だから、責任を持ってきれいにするような気持ちになってもらいたいと思います。

一応、質問は以上ですが、業務内容を見ますと、産業課でもって遊休農地対策の係ですか、こういうのもあるし、そして昨日、説明がありました議案第24号の41ページに、その他の対策の中でもって、遊休農地や遊休施設を活用した都市住民等の交流を推進すると、ここに立派な言葉が書いてありますから、この言葉が死なないように、ちゃんと実行してまいりたいと思います。どうですか、企画課長。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

新町建設計画、あるいは過疎計画、これからまた策定していきます長期総合計画、これは町民の思いが込められたものでございます。1つでも2つでも多く実施できるように、先ほども町長、あるいは財政課長のほうからも言いましたけど、行財政改革を片方、進めながら、一般財源を生み出し、それを活用していくというようなことで、これは全町的に取り組みをしていくというふうなことで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

望月寛君。

○2番議員（望月寛君）

ありがとうございました。

簡単ですけど、以上で終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

以上で望月寛君の一般質問が終わりましたので、望月寛君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は1時45分、10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時45分

○議長（伊藤春三君）

再開いたします。

7番は望月広喜君です。

望月広喜君、登壇してください。

望月広喜君。

○19番議員（望月広喜君）

先に通告しました教育問題について、質問いたします。

大きくには2点、細かくには4点質問をさせていただきます。

最初に国、地方財源の三位一体改革について、カットが見込まれる教育費について、どの財源で補てんするのか、お伺いをいたします。

三位一体改革で義務教育費、国庫負担金が2年間で8,500億円削減される見通しである。財源力のある地区の教育と、財源力の乏しい地区との教育の差が出るおそれがある。日本の義務教育制度は世界に誇れる制度であり、世界の模範でもあったそうです。

そこで1点、お伺いいたします。

財源力の乏しい本町において、カットされる分の教育費をどの財源で補てんしていくのか、考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤春三君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山口一美君）

ご承知のとおり、政府与党は先月26日に国と地方の税財政を見直す三位一体改革の全体像を最終決定いたしました。このうち義務教育費、国庫負担金については8,500億円を17、18年度の2年間で削減することとし、17年度予算では暫定措置として、その半額の4,250億円を削減することとしました。また、その減額については、税源移譲予定特例交付金として措置することとしています。しかし、このように金額だけは提示されましたが、何をいくら削減するかは決まっていない状況であり、制度そのものも見直しは来年の秋までに中央教育審議会の結論を待つこととしています。質問の補助金削減分については、特例交付金を充てていくことになると思われます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

望月広喜君。

○19番議員（望月広喜君）

この問題は中央審議会が今、検討中だということでありますので、中央審議会のこういう方法で進んでいくのかということができないと、町当局もどうする段階というわけにはいかないと思いますので、この質問はこれで終わらせていただきます。

次に、身延北小学校の建設事業の内容、11月18日の臨時会で議案第2号で説明を受けましたが、もう一度お伺いをいたします。

身延北小学校の建設計画が進んでいる現在、身延北小学校6クラスで児童数の将来予測は現在は93人、2年後には85人、20年後には73人見込みである。このような状態の中で、建設が進んでいるか、1点、お伺いいたします。

現在地の小学校で、なんの不都合があって、新しい場所に移り、新築をしなければならないのか、1点お伺いいたします。

○議長（伊藤春三君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山口一美君）

現在の身延北小学校は、昭和28年に建築された木造2階建ての校舎であります。その敷地5,128平方メートルの一部1,748平方メートルは、隣接する本国寺から借用していますが、この借地の返還期限は昭和62年の旧身延町との賃貸借契約により、平成19年3月末、18年度末となっています。この期限については、これまでの経緯から契約の更新が不可能なため、新たな学校用地を求め、移転建築するものであります。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

望月広喜君。

○19番議員（望月広喜君）

中越地震の教訓におきまして、長年、人間が住んでいる100年、200年、300年と住んでいるところは安全なところなんだけれども、新天地のところは大変だという教訓を受けております。新しい土地に移転した場合には、地震対策に十分配慮をして、建設していただきたいと思っております。

次に総工費19億3千万円をかけ新築されるが、いくら基金を取り崩し、また町にとって有

利な借入金をどのような起債で活用していくのか、お伺いをいたします。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

お答えをいたします。

19億3千万円と、今議員さんがおっしゃいましたが、この金額につきましては、旧校舎の解体設置費など、それらも含めたマクロの金額と承知をしておりますけれども、今後、実施の段階で、この金額、総事業費については、さらに煮詰まってくるものと思っておるわけでございます。

ご質問の基金につきましては、15年度末の数字でございますが、6億2,355万円となっております。補助対象事業費のうちの補助金の残、あるいは単独事業費について、この部分について基金を崩すのか、あるいは起債を起こすか、はたまた一般財源を充てるかという、この三者の選択になるわけでございますけど、国庫の補助金につきましては、予測される総額とすれば、約3億円ぐらいと見積もっておりますので、この差し引いた残りを、先ほど言った、どの財源で充てるかということになるわけでございます。基金につきましては、起債対象事業との使い分けをしながら、有効に使っていきたいと思っております。

それから起債についてでございますが、昨日も予算のところちょっと説明をいたしました。現在は、予算上は義務教育事業債ということで計上になっております。ですが、財政上、有利な合併特例債への変更ができないかというふうなことで、県へ今、申請をしておる最中でございます。

なお、見直しについては明るいということ承知いたしておりますけれども、予算上は現在、まだそういう形になっております。そのへんご承知おきをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

望月広喜君。

○19番議員（望月広喜君）

町民には有利な起債を活用して、町民の負担が軽くなるようにしてほしいと思います。特に今回のあれで、特例債をできるだけ活用していただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に児童生徒を巻き添えにする事件が多発している、未然防止対策についてお伺いをいたします。

近年、小学生を絡む悪質な事件が多発している。長崎県で発生した事件、奈良県で発生した小学校1年生、下校途中で誘拐され殺害された事件、事件が多発している昨今、1点お伺いをいたします。

本町の教育委員会と各学校でどのような安全対策、未然防止対策を図っているのか、お伺いをいたします。

○議長（伊藤春三君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山口一美君）

お答えいたします。

各学校の立地条件等により、取り組み方も多様ではありますが、共通的な事柄としては、防犯ブザーの携帯、2つ目としまして子ども110番の家の設置、3つ目といたしまして警察署、駐在所への定期的なパトロールの依頼、4つ目としまして危機管理マニュアルの整備、5つ目としまして集団登下校の徹底、6つ目としまして学校、家庭、地域、警察署との連携の強化を青少年育成町民会議等の組織を通じて図っているなどであります。

特に最近各地で登下校中の児童生徒が連れ去られたり、暴行を受けたりする事件が続いています。通学路で事件が発生するのは伝統的な地域社会が壊れ、子どもたちに注ぐ地域の目が失われているという背景があり、かつての地域社会を復権すれば、この種の犯罪はかなり防ぐことができるといわれています。

登下校中の児童生徒の事件を未然に防ぐためにも、学校と地域住民との連携の必要性をより一層呼びかける中で、通学路の安全対策を図っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

望月広喜君。

○19番議員（望月広喜君）

この教育問題には全体的に教育長にお伺いをしたかったわけですが、1点、教育長にお伺いします。

今の未然防止対策について、子どもの登下校にICタグを富士通で開発して、児童がカバンの中に入れて行動の追跡、安全の監視などができるシステムであります。児童生徒の登下校に無線ICタグ管理システムを使用する考えはあるか、お伺いいたします。

○議長（伊藤春三君）

教育長。

○教育長（千頭和英樹君）

お答えをいたします。

児童生徒の安全を守るために、各学校長に対しましては具体的な取り組みにつきまして、積極的に講ずるようお願いをいたしておるところでございます。

ただいまご指摘のICタグ、いわゆる無線的な問題で、荷札に似たようなものと、私先ほど調べましたところ伺ったわけでございますが、このことにつきまして、私今のところ、知識持ち合わせておりませんもので、この期において調べてみたいと思います。そして、この調査の結果に基づきまして、導入方、活用方につきまして検討していきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（伊藤春三君）

望月広喜君。

○19番議員（望月広喜君）

分かりました。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

以上で望月広喜君の一般質問が終わりましたので、望月広喜君の一般質問を終結いたします。お諮りいたします。

一般質問の途中でありますが、一般質問には2日の日程をとってありますので、本日はここまでで終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会といたします。

長時間、大変ご苦労さまでした。

なお、明日の会議は午前9時より、この会場にて再開いたしますので、ご参集をお願いいたします。

○議会事務局長(望月悟良君)

それでは、ご起立願います。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時09分

平成 1 6 年

第 1 回身延町議会定例会

1 2 月 1 6 日

平成16年第1回身延町議会定例会(3日目)

平成16年12月16日  
午前9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(42名)

1番	川崎晴義	2番	望月寛
3番	福与三郎	4番	山田省吾
5番	伊藤晃	6番	日向英明
7番	望月重久	8番	鈴木俊一
9番	深沢柳太郎	10番	奥村征夫
11番	深沢脩二	12番	渡辺君好
13番	深沢純雄	14番	穂坂英勝
15番	川口福三	16番	佐野文秀
17番	渡辺文子	18番	伊藤文雄
19番	望月広喜	20番	草間天
21番	依田正敏	22番	佐野政幸
23番	深沢敏夫	24番	近藤康次
25番	片田直康	26番	佐野秀光
27番	樋川貞夫	28番	笠井万汎
29番	中野恒彦	30番	赤池好二
31番	佐野国明	32番	望月邦彦
33番	広島公男	34番	小池昭光
35番	高野敏彦	36番	深沢瀨
37番	石部典生	38番	片田文斎
39番	小林茂男	40番	岩柳嘉一郎
41番	松木慶光	42番	伊藤春三

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(28名)

町長	依田光弥	総務課長	赤池善光
下部支所長	山宮富士男	身延支所長	片田公夫
企画課長	渡辺力	財政課長	鈴木高吉
税務課長	望月世津子	町民課長	遠藤和美
出納室長	市川忠利	保育課長	赤池万逸
福祉保健課長	中沢俊雄	中富分課補佐	赤池和希
身延分課補佐	広島法明	教育委員長	笠井義仁
教育長	千頭和英樹	教育次長	赤池一博
学校教育課長	山口一美	生涯学習課長	佐野治仁
文化振興課長	二宮喜昭	建設課長	伊藤守
産業課長	渡辺芳彦	観光課長	望月治雄
環境下水道課長	佐野雅仁	水道課長	遠藤忠
土地対策課長	深沢茂	峡南衛生所長	大野久方
社協局長	佐野文一	環境下水道補佐	赤池義明

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2名)

議会事務局長 望月悟良  
録音係 遠藤守

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（望月悟良君）

おはようございます。

相互にあいさつを交わしたいと思います。

ご起立願います。

（ あ い さ つ ）

○議長（伊藤春三君）

開会に先立ちまして、連絡を申し上げます。

議場内の秩序保持のために、携帯電話、メール使用等で出入りをすることに對して、慎んでいただきたいと思ひます。

本日は大変ご苦労さまでございます。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により、一般質問を行います。

最初は通告8番の渡辺文子君です。

渡辺文子君、登壇してください。

○17番議員（渡辺文子君）

北川地区に予定されている産業廃棄物処理施設について、いくつかご質問したいと思います。

まず第1に、産業廃棄物処理施設が新町のまちづくりに与える影響について尋ねます。

この計画ができる以前の地元は、昔から小さい集落だからこそ、みんなで助け合い、肩寄せあって生活をしてきました。山間の集落はどこでもそうですが、自分たちの生活をそうして守ってきました。そして、これからも仲良く助け合って生きていかなければなりません。

しかし、今この地元の集落では、この処分場の建設に對し、賛成、反対と分かれて両者の間には埋めることのできない溝ができています。

反対派も、賛成派も両方の皆さんは、毎日辛く悲しい日々を送っていることに、本当に胸が痛みます。この処分場ができてできなくても、地元も皆さんの間にできた心の溝は埋めることができるのでしょうか。

一企業のために、今まで何十年も仲良く助け合って暮らしてきた、小さな集落の皆さんが、どうしてこんな辛い思いをしなければならぬのか、怒りを感じます。

この計画に賛成する人は安全な施設だと説明され、その言葉を信じ進めていると思ひます。

この過疎の山里で、先祖代々受け継ぎ、守ってきた山や畑、あれ始めたこの土地、後継者もなく利用価値も見い出せず、ひたすら守ってきた人々にとって、その土地が高額の現金になり、将来、平らで広く多目的な用地になって返ってくるという話は、とても魅力的だと思ひます。この人たちの選択に、誰が何を言えるのでしょうか。

でも、業者の説明のように、本当に安全なのでしょうか。私たちや、私たちの子どもや、孫の暮らしに影響はないのでしょうか。今回、町や議会に住民の皆さんが、建設反対の陳情書を提出されていますが、皆さんは安全性の問題を一番心配しています。

この方々が、平成13年度に行った建設反対の署名には、旧下部町の有権者の73%が名前を寄せています。多くの方々が、この処分場建設には不安をもっていることの表れです。

旧下部町議会では、平成12年12月に、全議員の賛成で、建設反対決議を行いました。私たちは、私たちの子どもや孫、次に続く子達のために、この豊かな自然や環境を守りたい、そ

れが、今を生きている私たちの務めだと考えます。

山紫水明を提唱し、観光に力点を置く本町のまちづくりに照らして、この処分場建設は、大きな問題だと考えます。

緑豊かな自然や景観をもとに、観光産業振興を展開しようという、本町への産業廃棄物処理施設の建設について、町長の見解を尋ねます。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

ただいま大変熱い思いのご質問、本当に私といたしましても、一応心に染み渡るような感じはいたすわけですが、このことにつきましては、まさに渡辺議員おっしゃるとおりでございますが、ただ経過の中で、私どもが存じ上げないことがいくつかあるわけでございますので、合併してまだ3カ月ということでございますので、このことにつきまして、県の事前協議の審査も行われているところでございますし、12月県議会では、質問等も寄せられているところでございます。

また、その質問に対しての県の答弁も、私も入手はいたしておりますけれど、大変難しい問題でございますので、このことにつきましては、今、渡辺議員のご質問にはっきりと、こうだというようなお答えはなかなかできませんけれど、抽象的なこととなりますが、やはり山紫水明の地は、まさに私どもの、身延町のポテンシャルの大きなひとつでありますので、このことについては十分そんなふうにご考えさせていただいているところでございますが、核心に触れるところでは、なかなか今ご答弁できませんので、ご理解を頂戴いたしたいと思っております。

○議長（伊藤春三君）

渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

今、県に事前協議書が提出されているという段階で、的確な答弁というのは難しいとは予想していました。しかし、住民の皆さんが本当に心配をしている。こういう気持ちは、私は議員としてお伝えしなければいけないということで、今回質問をしました。

そして、まちづくりということで、私も事前協議書を見てみて驚いたんですけども、観光や産業振興にとってもそうなんですけれども、私たちの日々の生活についてどういう影響を与えるのかということで、いろいろ資料を見て驚いたことがありますので、このことについて再質問したいと思うんですけども、工事用の車両の掘削土の搬出車両台数というのは、1期工事から工事終了までの38カ月間の、初めの1カ月は1日に50台、ということはそれが往き返りするということですね、最後の1カ月は日に60台で、あとの36カ月は毎日100台の10トンのダンプが掘削した土を搬出することになっています。

加えて、2期工事と1期工事終了から、廃棄物搬入車両が1日30台運行されます。工事終了までは少なくとも、掘削土搬出車両と、廃棄物搬入車両とで1日130台の10トンダンプが運行することに、書類上なっています。

このことは、騒音や排気ガス、また私はこの8時から5時までの時間帯を見ても、子どもたちが通学、登下校の時間にもあるということで、子どもたちやお年寄りの交通事故が、この交通量が増えることでとても心配をしています。

こういう私たちの日常生活に、とても私は影響を与えているんですけれども、町のお答えは今はできないということなんですけれども、こういうことは、県からいろいろあってからということではなく、地元の町として、どういう影響があるかということはいろいろな意味で検討をしていただきたいと思っています。

この処分場に搬入されるゴミの量なんですけれども、1年目から3年目が、1日あたり30台の10トントラックですね、そう計算しますと、3年間で2万1,600台のゴミの量ですね。

4年目から13年目までは、1日あたり45台になります。そう考えると、これが10年間で10万8千台になります。これを合わせると全部で12万9,600台の10トンダンプのゴミがこの処分場に埋め立てられるということになります。

これは、町にとって、とても大きな問題だと思いますので、県の許可の動向もありますけれども、町独自としてきちんと住民生活がどうなのかというところで、きちんと検討していただきたいと思いますが、そのことについて、町長のお考えをお尋ねします。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

ただいま数字的なことを述べられたわけですが、新町になりましてから、私は正直なところ申し上げて、県からも事前協議書のことにつきまして、合議をいただいております。ですから、内容については正直なところ、正式な知識と申しますか、そういうようなものは拝見しておりませんので、今、渡辺議員がおっしゃった数字について、確認をさせていただくには、県が副本と申しますか、事前協議書の写しと申しますか、そういうものを新しい身延町へ届けていただけると申しますが、それをいただく中で内容を精査して、はっきりしたお答えをいたしたいと思いますが、お調べになった数字が間違っているのかなんとかということではございませんで、そのことある程度の知識として分かりますが、とりあえずこのことが許可になるのか、事前協議が県で差し戻しをするのか、一応認可をするのか、そこはまだはっきりしたことは分かりませんから、今ここではっきりしたことを申し上げるのは避けさせていただきます。

○議長（伊藤春三君）

渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

私は思うんですけれども、本当に住民の健康や生活にかかわる大きな問題です。県が事前協議書をもってきてくれるのを待つのではなくて、こちらから出向いて行って写しをもらう、そういう積極的な姿勢を取っていただきたいと要望して、第1点目の質問は終わらせていただきたいと思います。

2点目です。

処分場の安全性が確保されていない問題について、お尋ねをいたします。

建設予定地花柄沢は、県の砂防指定地域であり、土石流危険渓流にも指定されている、災害発生の危険性が高い沢です。そして見て分かるように、急傾斜地であり、風化した岩石の軟弱地盤です。

計画では重力堰堤を建設するとありますが、このこと自体、崩落危険性を示すもので、立地

的に不適当と言えらると思ひます。そして、ここは水源涵養域です。

この処分場計画は、持ち込まれる廃棄物の72%が焼却炉から出る、燃え殻や煤塵です。燃え殻というの、焼却炉で燃やされたゴミの燃え残りです。この中には、鉛などの重金属や、発がん性を疑われている化学物質がたくさん含まれています。

煤塵というの、焼却炉の煙突から出る煙の中に含まれている、有害な物質を、大気中に撒き散らさないために取り付けられたフィルターに残った非常に粒子の細かいちりのようなものです。

専門家に言わせると、ダイオキシンの巣といわれるくらい人体や、環境に悪い影響を及ぼす化学物質が多量に含まれています。これに汚泥を加えると実に82%にもなります。

汚染物質はさまざまであり、法で規制されている廃棄物、またはダイオキシンなど、現在注目されている物質だけが、健康や自然を害するわけではないということも言われています。

安定型処分場で受け入れられない、このような危険なゴミが持ち込められ、埋め立てられるのが今回の管理型の処分場の計画です。

これらの下に、二重の遮水シートや、保護マットなどを施すとしていますが、全国の例では亀裂が生まれ、有害物質の流出が相次いでいます。

さらに、東海地震では、震度6が想定されている地域で、大規模な亀裂や崩落も危惧されま

す。このような事態が発生したときには、数百年単位で、河川を汚染し続けることになりかねません。この処分場の許認可は県にあります、町にとっては非常に重大な問題ですので、十分な独自調査と、研究者の助言をもらい、慎重に対処しなければならないと思ひますが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

実は、これは12月10日でございますが、県会で石原議員さんがご質問なされて、中岡さんが関連質問をなさっているのを入手させていただきましたので、県のご答弁があります。

山梨県森林環境部長の堀内潤一部長のご答弁であります、ただいまご指摘をいただいたことへの同じような質問に対してのご答弁であります。

旧下部町に計画されている、民間最終処分場の計画は、廃棄物処分法ならびに山梨県廃棄物処分場設置に伴う指導要綱に照らし合わせて、事業者から事前協議書が提出され、今審査をしているところであります。

また、砂防指定地域での要するに処分場を建設された事例はございますということでございます。

地元住民地権者、計画予定地の住民、隣接地権者、水利権者からの同意は設置予定地の市町村長が必要と認めたところの住民組織と定めております。こういうようなご答弁をされていますけれども、とりあえず私どもといたしましても、町の対応として、ご指摘のような専門部会のようなものを設置して、やらせていただくようなことも考えているところでございますけれども、その点のご理解を頂戴したいと思ひます。

○議長（伊藤春三君）

渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

確かに砂防指定地域に、設置されているところもあります。

そして、それと加えて土石流危険渓流に指定されているところに設置されているところも全国にはあります。だからこそ、事故が起きています。そういう事実を確認しています。

一般的に考えて、どうしてそんな危険なところに造らなければいけないのかということが、率直な疑問なんです。それで、計画では13年間埋め立てを行い、その後安定するまで、一定期間管理を行うとしています。

土地は借地契約ですので、返還されたあと、その長期の堰堤や埋め立て廃棄物の管理責任、これは誰が負うのか、そのことについてお聞かせ願いたいと思うんですけども、もし、この長期的な管理にしても、もし、地震とかそういうことで、そういうゴミが、危険物が流れ出したりするときの管理責任、借地契約で返還されたあとの責任というのはどこにあるのかという、この町にとっても、町民にとっても本当に重大な問題ですので、こういうことも調査研究をしていただきたいと思いますけれども、それについていかがでしょうか。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

お答えいたします。

私のほうでも、今の会社と、それから地権者の間での、どのような契約が行われようとしているのか、把握してございません。

今、非常に重要な問題でございまして、法的な問題等も抱えておりますので、研究をしたいと思えます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

3点目に移らせていただきます。

3点目は地元の同意書を取ったという、業者の説明の問題点についてお尋ねいたします。

県の指導要領で、求めている地域住民等の合意形成の範囲について、旧下部町長は北川組のわずか17戸だけとしています。

これまで延べてきた危険性から見て、北川組の小さい範囲だけの同意というのはとても納得できません。大気汚染は、地形や風向き、煙突の高さなどで環境被害の広がり方も違います。

この処分場から排出される水は、常葉川に流れ込みます。常葉川の上部に位置するこの施設が、下流域に与える影響を考えると、この処分場の建設への同意範囲は少なくとも、下流域住民を対象にすべきと考えますが、町長はどう判断されますでしょうか。

○議長（伊藤春三君）

環境下水道補佐。

○環境下水道補佐（赤池義明君）

経過のほうを説明していかないと、いきなり町長の答弁でいきますと分からない部分があったりは困りますので、経過の説明だけをさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

合意形成の範囲を提示する上での判断基準ということで、実は県との協議の中でいろいろ話がされました。

その中で、昨年私が4月1日でございますが、着任をして、確か4月15日ころでしたか、県から出てくるようにということで呼ばれたときに、この話が出てきたということでございまして、その中では、やはり事業のかかわりというようなことがまず1点ありました。

それから合理性、妥当性というようなことが問われるというところで、その点を考慮して決めるようにということがあったものですから、これまで検討されてきました北川区というのは、実は今申し上げました、北川組が入っていなかったということがございます。

そんなふうなことで、北川区丸畑、長塩について計画地から見ても、常葉川の上流域だということと、それから、山の尾根にさえぎられ、視野にも入らないような地域だというようなこと、そういうようなことの中から、地元自治会等々の判断はしがたいということで、いわゆる北川組ということで判断をさせていただきました。

なお、下流域の問題でございますが、近接地の市瀬の問題がございますので、そのへんのことについてもお話申し上げますが、近接地である市瀬区を合意形成の範囲として指定しなかったということがございますが、いわゆる事業概要書が届けられた以降、町として関係者に対し、北川区いわゆる北川、長塩、丸畑への説明と合意形成を図るようにというようなことのお話をしてきた敬意がございます。

そんなことで、市瀬区への説明と合意形成を図るようにとの指示は一切してこなかったということがまず1点。

それから、市瀬地域の中での田用水の取水の状況は、計画地よりも上流域でありました。また、井戸を調べさせていただいたところ、井戸を利用しての生活用水の確保が、調査の結果判明しなかったということをご考慮したうえでの判断結果ということでございますので、とりあえず経過報告だけはさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

今課長補佐から経緯について説明がございましたが、一応事前協議書を提出する場合も、抑えなければならない1つの条件として、地元の同意があるわけでございまして、それは北川区から出されているわけでございますが、それを限定した経緯について、今課長補佐が説明をしたわけでございますが、やはりこれは、10日の県議会の当局のほうの答弁でございますが、常葉川下流の農業水については、提出された生活環境影響調査の結果から、一番近い500メートルは離れているということで、これは市瀬でございましょうと思いますが、500メートル離れており、同意書に改めてとる対象としないということでございますので、町が要するに特定をしたところだけで、合意書を取る範囲はそれでよろしいのではないかという見解でございますね。

ですから、これは県の見解でございますので、私どもといたしましては、鋭意このことにつ

いてはまた、先ほども申しあげましたように、検討をさせていただくということになりますが、とりあえずこの同意書を出された1つの経緯の中で、旧下部町さんで、このことについてもう少しなせ、このきちとしたものがされなかったのかというのが、私は大変残念であります。

○議長（伊藤春三君）

渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

町長がお答えになられた農業の排水溝、観光水利権者のことはそれはそれであるんですけども、その前に北川組という、そのわずか17戸だけの同意でいいのかどうか、旧下部町の町長はそういうふう判断をしたけれども、今度経過の中でそういうことになりましたけれども、身延町の町長として、そのこのところをどうお考えですかということをお尋ねをしました。

それから先ほど下流域という話もあつたんですけども、それは水のことですね。環境被害、環境汚染というのは、水もそうですけれども、そういうさっきの質問でありましたけれども、煙とか、煤塵が飛んでいくとか、そういうことも考えられるので、決して北川区が範囲に入らないとは、私は考えていないんですけども、そういう意味でもう一度お尋ねいたします。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

ゴミの処分場のダイオキシンだとか、いろいろな重金属とか、そういう有害な物質が排出される危険性というのはこれは多分に、今までの事例からはあるわけですが、そのために国も一応、処分場に対する規制とか、そういうようなものはきちっと法的には定めてあるわけですから、県も今回の同意書を一応受け取ったというのは、条例規則等に照らし合わせて、書類上は整っているということで、今、その内容について、調査し、精査をしているということであろうかと思っておりますので、私どもは峡南衛生のゴミの焼却場管理者として、私も受け持たせていただいたわけですが、このゴミの焼却場などでもそうなんですけれど、ダイオキシンの規制というのが随分厳しくなっておりますので、今回建設されようとしている処分場については、これは建設に向けてのいろいろな規制ですか、そういうようなものはきちっとされているのではないかと思うわけですが。

ただ、おっしゃるように、50年後、100年後はどうなるのかということは、これはなかなか私どもの判断としても難しいわけですが、客観的な面から見れば、確かに難しい、本当に危険性もあるのかと思っております。

一方の目から見れば、きちとした処分場を、要するに建設するというのであれば、それら、そういうようなことがないようなものを造るということであろうかと思うわけですが、ここらへんのものの考え方というのはなかなか判断が苦しむわけですが。

私どもも、正直なところ申し上げて、先ほど申し上げましたように、県からの副本がきておりませんで、内容をまだ精査いたしておりません。この県会で、部長の答弁の中に、新身延町へ、副本をそのうちに送りますということをおっしゃっておりますので、それがまいりましたら一応きちとした格好で対応させていただきます。

○議長（伊藤春三君）

渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

今、町長のほうから法律という話がでました。法律で適法だと、それから許可済みだという、そういうものが全国でたくさんありますけれども、そういうものの中で、処分場や焼却炉がその安全性に信頼度が低いということで、建設差しとめや、操業禁止の処分も受ける事例が裁判で増えています。

これは廃棄物処理法が、周辺的生活環境保全に十分な規定を備えていないことの証明だと私たちは思っています。

いくら適法だといっても、県で許可されたといっても、決して住民に安心を与えるものではないと思っています。

そういう意味で、県では観光水利権者の農業排水の水に影響はないと言っていますけれども、そんなことは私はないと思っております。

それから現実に水利権者、富士川漁協には水利権がないという県の見解ですけれども、これもどんなものかということは思っています。

水利権者ということで、漁業権があるということで、富士川漁協で同意を得たということなんですけれども、富士川漁協組合の第1支部の組合員の皆さんの中で、この産業廃棄物処理場の建設に反対し、同処分場からの排水放流に反対する署名ということで、組合員の9割という方の反対の署名が集まっているという話もお聞きしています。

こういうような一連の経過の中で、適法だからとか、それから県が許可したからということでは、私たち住民はやはり安全性というものに安心はできないということをしっかり踏まえていただく中で、きちんと検討をしていただきたいことを重ねてお願いしたいと思いますけれども、そういう調査もきちんと地元の市町村長として、していただきたいと思っています。

それについてはどうでしょうか。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

お答えをいたしたいと思っておりますけれども、私も法がどうだからこうだということで、法を盾にとってこのことについて、賛成とか反対とかということは、もちろんそのことが基本にはなりますけれども、やはり今、大変あちこちで問題になっておりますゴミの最終処分場の問題というのは、真摯にいろいろな面で受け止めさせていただいているところでございますが、これは良識をもって判断をするしかございませんで、県が許可をしてうんぬんとか、どうだこうだということを抜きにして、新しい身延町の住民の皆さん、今まで下部町の皆さんだけの問題であったものが、1万7千の身延町の住民の皆さんの大きな問題でありますので、これは真剣に受け止めて、今後の対応はさせていただきたいと思っております。

○議長（伊藤春三君）

渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

ありがとうございました。

よろしくお願いたします。

4点目に移らせていただきます。

水源の問題についてということで、水源に与える影響について質問いたします。

建設予定地の下流には、旧下部町の常葉、上之平、市瀬、北川、丸畑、一色、上田原、大石、勝坂、楠田の、各集落への浄水場の取水施設があります。

排水は処理されていると言っておりますが、汚染された水を住民に供給することで、危険がまったくないとは果たして言えるでしょうか。

たとえ建設当初が安全だとしても、数年先、数十年先まで安全だといえるのでしょうか。人体へも長い年月を経過することで、悪い影響を及ぼすことも考えられます。

また、流域の多くの地区で、この川の水を農業用水として利用しています。多くの住民はこの水源に処分場を建設することに、強い不安をもっています。そういう水源の影響が心配される地域への、産業廃棄物処理施設の建設です。

水源への影響について、町はどう判断されていますか。

○議長（伊藤春三君）

水道課長。

○水道課長（遠藤忠君）

それでは渡辺文子議員さんの質問にお答えします。

質問の水源ですけれども、下部地区の出口、津にあります、第1ポンプ場ですが、計画の処分場から3キロほど下流にあるわけでございますけれども、昭和49年度に供用開始、30年を経過しております。

その水源への影響についてでございますけれども、今まで答弁されてきた内容、それから県の対応等を見ます中で、処分場の安全性について、安全であるというような県がこれを許可するわけですけれども、安全であるということとなれば、水源への影響はないと、今の段階では言わざるを得ませんけれども、しかし、質問にありますように、一朝有事において、万が一に廃棄物、それから汚染物等が、流出した場合には、このポンプ場の給水地域におきまして、過去数回大雨等のときに水道水が濁ったことがあるということを聞いております。

これは川の伏流水なのか、それか山の浸透水なのかは、今の段階では分かりません。

毎月水質検査等を行っておりますけれども、この川の伏流水があるかどうか、今後さらに詳しい調査等が必要かと思われま。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

伏流水なのか、浸透水、地下水なのかということなんですけれども、伏流水は法的に使ってはいけないということで、地下水だとは思いますが、その地下水にしても地形やら、地質やらによって、その水が本当に安全なのかどうかという、判断が専門家はできるという話ですので、そういう専門家を交えたきちんと調査、研究をすることで、本当に水というのは、住民にとって欠かすことのできないものですので、それにもしものことがあったらいけないということで、安全性はきちんと確保していくために、専門家を交えた調査研究をしっかりといただきたいということを、早急にしていただきたいと思っておりますけれども、このことについて町長はどうでしょうか。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

水道水への因果関係というのは、これは当然やるべきことであろうかと思うわけでございまして、今の状態で、伏流水なのか、山から出る水なのかということでございますね。浸透水みたいな格好で入ってくるのか、そのこと自体をまだ確認していないということだから、これをまず確認して、それでそのあとはやはり定期的に、きちっとした水質検査をすることをお約束はできますけれど、これはきちっとしなければならない問題だと思います。

○議長（伊藤春三君）

渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

こういう大事な問題は、もっと早くに、私はやってほしかったと思いますので、今からでも早急にやっていただきたいをお願いをしまして、次の5点目に移らせていただきたいと思いません。

最後5点目ですけれども、専門委員による専門委員会の設置についてお尋ねをいたします。

この処分場建設にかかる許可は県ですが、県の指導要領では生活環境保全等の見地からの町長の意見を求めるとあります。また、土地利用にかかわる許可は町にあります。

この処分場建設の問題は、将来にわたって町全体に大きな影響を及ぼす重大な問題です。専門知識をもつ専門家による、町長の諮問委員会を早急に検討していただきたいと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

質問にお答えをいたします。

専門委員による専門委員会の設置であります。これは旧下部町のときにもそういうようなお話があったのではないかと思いますので、その経過等もお聞きしながら、必要ということであるとすれば、これは設置をさせていただくようにいたしますけれども、当然事前協議書が、どういう格好になるにいたしましても、認可という格好になりますと、町へ最終的に認可の前に、町に協議をされるのではないかと思いますけれども、そのはっきりしたお答えをするためにも、これは専門委員会を設置して、一応、いろいろな面で検討させていただくことは必要なのかという感じはいたします。

これは行政だけでもって判断をするのは、なかなか大きな問題でございますし、難しい問題でありますので、そのことはやらせていただくわけでございますけれども、ただ、何か反対のための、どうだこうだといういろいろな感情的な問題が中に入りますと、大変厄介な問題もありますので、きちっとした第三者を入れさせていただいて、専門委員会を作らせていただくような形にできればと思っております。

○議長（伊藤春三君）

渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

反対のためとか、そういう問題ではなくて、この町全体に、将来的にかかわる大きな問題ですから、きちんとした一流の専門家の委員の皆さんの、専門的な知識を得る中で、この問題は検討を十分していただきたい。そして早急にしていただきたいと思っておりますけれども、決して、

そんな反対のためのというレベルでは私はないと思っていますが、そのことはもう1回、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

確かにおっしゃるとおりでありますので、これは第三者できちっとした調査をしていただくということでありますので、誤解をなさらないように、ひとつお願いをいたしたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

そういうところは冷静に、お互いに判断をして、町のためにどうなのかというところで、検討していきたいと思っています。

以上をもちまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

以上で渡辺文子君の一般質問が終わりましたので、渡辺文子君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたしたいと思います。

開会は10時ということにいたしたいと思います。

休憩 午前 9時45分

再開 午前10時00分

○議長（伊藤春三君）

再開いたします。

次は通告9番の穂坂英勝君です。

穂坂英勝君、登壇してください。

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

14番、穂坂英勝です。

先ほどの渡辺文子議員の緊張感漂う質問のあとで、少々やりにくい面がありますが、私は新町のまちづくりの基本的な考え方について、4点ほど質問させていただきます。

本年4月合併協定が成立後、9月の新町発足までの職員の皆さんのご努力に評価するとともに、合併の中身が行政職員の考え方によるものであることを、つくづく感じているところでございます。

そんなことを感じながら、1点目の質問、平成17年度当初予算編成に向けてでございます。

平成16年3月に決定された新町の建設計画は、平成26年度までの10カ年計画となっております。この計画は合併後の新身延町の総合計画の基本となるものと考えます。この総合計画は行政全般にわたる計画であり、基本構想、基本計画、実施計画の3段階の計画体系を標準として策定されなければならないと考えております。

この計画の実効性を担保するためには、計画策定の段階において、その財政的裏付けが的確に行わなければならないと思います。各種の行政需要に応えつつ、総合行政の実現を確保する

ために必要とされるものでありますので、これが財政的裏付けを欠いた場合には計画は単なる期待的、相場的な思索の羅列に陥り、その実効性は望めないと思います。

そこで1点目、平成16年3月に示された平成26年度までの財政計画については、平成17年度の当初予算編成に向けて、具体的項目について、どのような見直しが行われているか、お答えを願います。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

ご質問にお答えをさせていただきます。

17年度の当初予算に向けて、どのような財政上、配慮がされたか。また、財政計画の中ではどうなんだというふうなことで捉えさせていただきますけど、17年度の当初の予算につきましては、今まで旧町においては1月、年を明けて1月の中旬にとりまとめを始めるというふうなことがあったわけですが、新町になりまして、旧3町のいろんなやり方もあるわけですが、何しろ作業が早く進めたいというようなこともございまして、17年度の当初予算につきましては、12月中に要求書が提出されるような段取りで組んだところでございます。

去る12月1日の日に、この場所におきまして、17年度の当初予算編成に向けて、職員の会議を早速行ったところでございます。この中では、編成方針といたしまして、いろいろ国とか、あるいは県等の三位一体改革を中心とした動きをまず見ること、それから今後、合併しての初めての当初予算になるというふうなことで視点で、予算を編成するというところでございます。

しかし、建設計画はあるわけですが、現段階でそれを具現化した、いわゆる新町の総合計画なるものは、これからつくらなければならないという時期でございまして、現在の予算編成というのは、非常に難しいところが、実はあるわけですが、

そんなようなことで、今言った2点のことを、さらにまた経常経費の節減とか、財源の重点的、あるいは効率的な配分を行おうということ、周知をいたしたところでございます。

したがって、一応、12月20日締め切りとはいっておるんですけども、間に合いますか、どうですか。とりあえず、各課においては今、準備を進めているところでございます。

○議長（伊藤春三君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

計画的行政を進める上で、最も重要な仕事は計画の進行管理であるのではないかと、私は考えております。逆に言えば、進行管理が適切にできるかどうかで、企画課、財政課の来年度のやり方が決まってくるのではないかと、こんなふうに考えまして、質問させていただきました。私も期待しているようなご答弁ではありません。事情はいろいろあると思いますけども、いずれにしても、次のあとの後段でふれてきますので、先に進めさせていただきます。

そういう中で、今日まで数多くの市町村において計画が策定されながら、往々にして着実な実行が見られないのは、その現実性を約束する中期財政計画を欠いているところに、最大の原因があると見てよいのだらうと思います。

新身延町の振興対策において、国・県の計画、または民間の活動に期待される部分もありま

すが、我が町の活動は自ら策定する実施計画に基づいて行われることとなります。

ところで、その実施計画の実行を担保するものは、どれも直さず中長期財政計画にほかならないわけであります。そこで実施計画は、計画化について何年を目標としているか。そして、その計画の見直しはローリングするのか。また、実施計画はいつ示していただけるのか。お答えをお願いします。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

お答えいたします。

昨日、樋川議員さんからも質問がございましたけど、平成17年に入りまして新町の長期総合計画を策定していきます。それで今回の合併にあたりまして、新町建設計画、これは新しい長期総合計画のもととなっていきます。というようなことで、17年、それから18年、2年かけまして、長期総合計画、地方自治法に基づいた長期総合計画を策定していきます。それで、先ほど議員さんから申し上げられましたとおり、10年を期間とした将来構想の部分、それから前期、後期、5カ年を期間とした基本計画、そして、この基本計画を実施していくための実施計画、これは3年間でございます。この実施計画につきましては、今議員さんがおっしゃられたとおり、裏に財政措置がなければ実施できないというようなことで、今、急激な経済状況の中で、これは当然、毎年、見直しをしていかなければならないというようなことで、これまで私たちも、長期総合計画をつくりまして、実施計画の段階でどうしてもローリングという部分で欠けていた部分がございます。これからは、やはりこういう変動の時期でございますから、きちっとやはり実施計画も毎年見直ししていく中で、またこれも財政担当と緊密に連携を取る中で、毎年ローリングをしていくというようなこととなります。

それで、また話がちょっと、もとへ戻りますけど、というようなことで、ここ新町建設計画につきましては、実施計画というものがございまして、これにつきましては、だいたいは旧町の総合計画、あるいは過疎計画を引き継いだものがございまして、ここ2年ほどは、その継続事業の執行というふうなことになるようになっていく、今工程でございます。以降、総合計画が策定されるのが先といった17、18ですけど、これもできるだけ早めに作成していきたいというようなことで思っております。

総合計画、新町における長期総合計画、お示しできるのが、18年度末というふうな状況で、これから作業に入っていきます。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

今のご答弁で、とりあえず17年度の予算編成には、それらの計画は入ってなくてやっていると。旧町においてもローリングがうまくいっていないような形の施策がされていたようにも聞き及んでおりましたので、確かめる意味でも質問させていただきました。ぜひ、ご答弁のとおり、よろしくお願いいたします。

やはり、そういう施策の中というのは、当面する施策、それから中長期、3年から5年間的な視点に立った施策、それと長期、10年、もしくはそれ以上の視点に経った施策といった区分

も、当然必要と考えられますけど、私の言いたいのは、このような施策の選定作業は、今どういう考え方で、どういうふうに進んでいるかと。こういうことがございましたので、質問させていただきます。ご答弁をお願いいたします。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

先ほど、私が申しました事情があるわけですが、当面、17年度の当初予算は、そうはいつてもつくらなければなりません。そこで、先ほど言った、会議の席でも、私のほうから職員の皆さんに、こういう、ぜひ視点に立って、要求書を出してくださいということをお願いいたしました。

まず、1点目といたしまして、旧町でのいろいろな施策、あるいは事業について、費用とか効果の面から、ぜひ見直しをしていただきたい。要するに、今年度、16年度、今の予算は議員さんもお気づきのように、各3町、今まで継続の事業をそのまま足した予算になっております。17年度はそうではなくて、新しい新町として出発する予算でございますので、では今までの事業等をどうしようかという部分が、当然出てくるわけです。そのへんについて、ぜひ見直しをしてくださいと。

それから2点目として、検討の結果、新町の施策として、引き続き、継続していく必要があるものについては、実現可能な範囲でこれは見積もっていただきたいと。

それから3点目について、廃止、あるいは縮小、あるいは内容を変更すべきだという施策につきましても、理由を明確にした上で、減額予算等の対応をしてくださいということ。

それから4点目といたしまして、新町として、新たに必要と思われる施策事業、これも本当は計画が先あって、新しい部分が出てくるのが当然でございますが、先ほど言ったような事情もございまして、とりあえず現在考えられる、必要と思われる施策事業については、概算額を積極的に見積もってほしいというお願いをしました。

なお、新しい事業については、考え方といたしまして、まず叩き台として査定の俎上に載せることから始まるのではないかというふうなことから、ぜひ積極的に見積もってほしいというお話をしたところでございます。

いずれにいたしましても、17年度の当初予算については、とりわけ今の段階でできる最善の部分を予算化していきたいと、このような基本的な考えで臨んでいるところでございます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

ご期待申し上げます。

町の収入、とりわけ、その支柱である地方交付税、あるいは地方税収入は経済的の動向に大きく左右され、また一方では各種の行政需要によって財政支出を質的にも量的にも変化させられると思います。すなわち中長期財政計画は変化していく環境に応じて調整し、かつ継続的に最新のものに改定していくべき性質のものであると考えて、ローリングと実施時期をお聞きしました。よろしくをお願いいたします。

町長、今の財政課長、企画課長の考え方をお聞きして、所見をお伺いしたいと思います。よ

ろしく、突然で申し訳ございません。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

ただいま、両課長が答弁をさせていただきましたが、まさにそのとおりでありまして、正直なところを申し上げて、合併して、まだ3カ月というようなことでございますので、これは合併の、要するに調整段階でもって、すでにやるべき仕事であったろうかと思うわけでございますけど、なかなか、これは合併という大事業を、その職員の皆さん、大変ご苦勞をされて、なかなか、そこまでいかなかったというのが現実であろうかと思うわけでございますので、ぜひ、この点はひとつ、ご理解を頂戴していただいて、今後、エンジンを全開する中で、職員ともどもやってまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

よろしくお願いたします。

それでは2番目、合併協定書の協定項目について、合併後の具体的な取り組み内容について、お伺いたします。

まず合併の協定書がございます。その中から、いくつか拾い上げてみました。合併後速やかに、合併後すぐにとかという表現で調整を図ると、合併までにという項目もございます。それらについて、開かれた町をつくる、この町が、その中の協議結果を住民に知らしめていません。私もそういう点がございます。一部必要に応じて、生活関連の必要に応じたことは役場に問い合わせ、私どもは役場の誰に聞けば、この件は分かるということを、多少、承知しておりますので聞き方が楽ではございますけど、一般住民にとっては、町のどこにこのことをどういうふうに聞いていくか。あるいは、その制度があるかないかも知らない部分、たくさんございまして、そういう観点から質問させていただきます。

まず1点目、補助金及び交付金等の調整。

まず1つは、3町または2町で同一、あるいは同種の補助金等は関係団体等の理解と協力を得て、制度を統一する方向で調整する。各町独自の団体に対する補助金等は制度の経緯、実績をふまえて新町において調整すると、こうあります。補助金及び交付金の取り扱いの調整の状況について、お尋ねいたします。

付け加えます。

6月の合併に関する協議結果がございます。各セクションによって検討されているように、この中を見ますので、どこという規定はございませんけども、補助金、交付金等について、あるいは下水道の浄化槽に対する補助金はこうなったよというふうなことは聞いております。しかし、いろいろの調整済みのものについて聞いておりませんものですから、調整済みのもの、今調整中のものについて、たくさんの中から大きなものについて、ご説明をお願いいたします。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

これは大きいものではございませんけど、これからまた、各課では説明をしていただきたいと思えます。

まず、若者定住の関係でございまして、身延町定住化促進に関する条例がございまして。旧町時代におきましては、結婚祝金につきまして、下部が例えば5万から8万円、中富が6万円から8万円、身延が5万円というのは新町で5万円。この5万円に達しましたのは、旧町におきましては就職お祝金、これは下部と中富町がなかったもので、これはやはり均衡を保つようにというふうなことで、新町でそれぞれ5万円を、今度は広域的に支給していこうというふうな調整が図られておりますし、出産祝金につきましては、下部におきまして3万円、5万円、10万円という3段階、中富町さんはございませんでした。身延町では、やはり3万円、5万円、10万円とございまして、新町になりまして、やはり均衡を保つようということで、新町それぞれの該当する人には3万円、5万円、10万円をお支払いするというようなことで、これにつきましては、合併になって、すぐ回覧等ももちましてご案内をしたところでございまして。このように、それぞれ各課では今後、調整がされていくと思えます。

一度に調整されていって、ご案内をしていくというのがベターかもしれないんですけど、やはり団体等の調整も、期間も要すというふうなことで、やはり調整がされ次第、随時、今報告をさせていただいているという状況でございまして。

また、他の課でありましたらお願いいたします。

○議長（伊藤春三君）

環境下水道補佐。

○環境下水道補佐（赤池義明君）

環境下水道課の調整方針で示された部分につきましては、合併協定書の49番に環境衛生の取り扱いというふうな中に、3項目ございまして。9月13日に合併して、すぐ課長から指示がありまして、これは何しろいち早くやらなくてはいけないというふうなことで、調整方針、合併協議会で21回に及ぶ協議の結果だというふうなことで、すぐ方針を示せというふうなことで、私たち命を受けました。その中で、方針を占めさせていただきまして、すでに、例えばゴミ収集所の設置補助については、下部町の例により合併時に統一するというふうなことになるので、すでに身延町ゴミ収集所設置事業原材料支給規程というふうなものを交付してございまして。これは告示第49号というふうなことでございまして、これにつきましては、一事業1万円以上8万円以下のものに限って原材料を支給するというふうなことになるのでございまして。一番いいところに合わせたというふうな状況でございまして、これにつきましては、いわゆる不法投棄等の関係もありますので、やはり町内にこういうふうなものを、しっかり備えつけていこうというふうなことでございまして。

それから生ゴミ処理機の関係でございまして、これにつきましては、助成対象の数については中富町の例、それから限度額は下部町の例というふうなことでございまして、これもすでに補助金交付要綱を告示第48号で交付してございまして、処理容器については1世帯につき3基というふうなことで、1基増やさせていただきました。

それから、電気処理機については1世帯につき1基というふうなことで、これまでどおりというふうなことでございまして、金額につきましては、購入金額の2分の1以内というふうなことでございまして、処理容器は5千円、電気処理機は2万円というふうなことで、限度額を設

定してございます。それから合併処理浄化槽の關係の補助金につきましては、建設単価や現状の設置金額等から合併時に統一するというふうなことでございまして、先般の12月10日の全員協議会の席上でも皆さん方に説明を申し上げまして、ご理解を願ったところでございますが、この關係につきましては、実際、9月13日の合併以降、職員のほうで調査をさせていただきました。その中で本体の費用や設置工事費等が、国の補助基準額を下回っているというふうな状況でございまして、かなり本体費用が安くなっているというふうな状況でございまして、そのへんにつきまして、どんなふうな調整をしていったらいいだろうかというふうなことでございましたが、まさか自治体に合わせるというふうなこともいかなものかというふうなことで、国の補助基準額に合わせていこうというふうなことで調整をさせていただいたというふうなことでございます。

では、そんなふうなことで、私ども3点の協議結果がございまして、そのへんについての検討は、もうすでに終わっているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

たくさん、いろいろ各課ともあろうかと思えます。今の環境課のような大きな金額のものについても、やはり住民に知らせておかないと利害が統一できないという考えから質問させていただきましたので、いちいちここで、どこがどうという必要はございませんが、そういうものが、いっぱい今決められながら進んでいる決められたものは開かれた町、住民にお知らせを願いたい。今、浄化槽を造らなければいけないかなと、造り替える必要に迫られている方もあるかもしれません。そういったものが知らされていなければ、その適用を受けることもできず、非常に住民にとっては損害を被っているというようなこともございますので、補助金、交付金という名前の中で質問させていただきました。ぜひ、ほかの中身を含めて、よろしく願います。

次の質問、時間がありませんもので、ダブるところ割愛させていただきます。

通告書には消防、防災の扱いについてとございます。これは同僚議員が、先ほど質問させていただきましたので、割愛させていただきますけども、先の台風においても、身延町は一日でも二日でも孤立した状態にありました。外へ出ることがまったくできませんでした。入ってくることもできませんでした。緊急を要していく場所もありました。知らない土地の人の軒下を通過して、やっと脱出しました。こういうこともふまえて、まだハザードマップも今、作成中だというご答弁がございましたが、これは早急にやっていただきたいということで、ご答弁を割愛させていただいて、お願いのみにさせていただきます。

次に地域審議会の扱いについても、同僚議員がそれぞれやっていただくということになっておるのでございますので、1つだけ、審議会設置に関する事項を制定してあります。その2条の中で、地域審議会の設置期間は、町の合併の日から平成26年3月31日までとすると、きちっと書かれています。合併の日からと。なぜ合併の日からと。3条で新町建設計画の変更に関する事項、所掌事務ですね、新町建設計画の執行状況に関する事項、新町の基本構想の策定変更に関する事項、こういうものを諮問するのが地域審議会でございます。

そうすると、合併の直近で設置されなければならないものではないかなと、誰でも思うわけ

であります。そこでいまだ、まだ立ち上げられていないということ、このへんについて、ダブルでない程度、短い答弁で結構でございます。企画課長さんでございましょうか。ご答弁をお願いします。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

協議事項では合併後というふうなことでございまして。私たちも内部で検討するに、やはり、これは町長の任命というふうな行為になってございます。新しい町長が選任された時点で、これからの選任をしていくということと、もう一つ、一点、公募というふうなことがございます。そのような手続きをふまえながら、これから今、町長のところへ今、うかがいをしますところでございますけど、早くて1月の末か2月の初旬というふうなことで、今、予定をしてございます。よろしくお願いたします。

○議長（伊藤春三君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

1月末が2月ということでございますので、よろしくお願いたします。

今、ご答弁の中で公募とおっしゃいました。3つありますね。先の旧町のときの議会でも質問がありましたけども、公募による者、公共的な団体を代表する者と学識経験を有する者、3つがありましたですね。その学識経験を有する者というのは、どういう方を指名するんでしょうか。町内に、この地域審議会なるものに接した方は誰もいないと思います。学識経験者というのは、学歴の高いものを指しているのか何なのか、よく分からないんですけど、どの組織にもそういう文言がございまして、ここにあるのも当然かなと思うんですが、それで決められてでは困ると、危惧申し上げます。その点について。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

非常に難しい部分でございまして、区分けが。しかし、やはり学識経験というふうな、これまで長いこと、それぞれの機関、あるいは事業等を通して経験されてきた方というふうなことで、私たちは認識しておりますけども、非常に難しい部分ですけど、そのへんはきちっと判断をする中で、また町長、あるいは内部で検討する中で、任命していく、お願いしていくという状況になります。よろしくお願したいと思っております。

○議長（伊藤春三君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

結構でございます。

こだわるつもりは、まったくありません。そのへんを考えながら。ただ、早急に立ち上げなければどうにもならないものだ。そうしないと、やはり建設計画その他の策定にも差し支えてしまうということの相関関係を、よく認識していただかないと、2月ごろつくる、3月ごろつくる、1月ごろ、いろいろな状況によって、それは困るんだという話ではないはず。優先順位があるならば、先につくらなければならない話。このへんをよくご認識の上、よろしく

お願いいたします。

次に町営バスの扱いについて、これも簡単によろしくお願いします。

町営バス等の取り扱いについては、現行のまま新町に引き継ぎ、運行経路、運行方法については、合併後速やかに検討し、実施すると、こうなっております。検討したかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

お答えいたします。

旧3町の町内には山交タウンコーチの民間委託とか、あるいは町営バス、あるいは町有バス、福祉バス、スクールバス、いくつかの運行形態がございます。住民の足の確保ということと、高齢者の福祉面から町内のバス路線につきましては、合併協議の中でも、今してきたとおり、課題とされてきました。面積の広さ、あるいは集落の点在、行って戻っての道路状況、地形的に複雑な状況の中で、バス運行形態、あるいは福祉バス、民間に委託しての運行や補助金での運行と、様々な状況でございます。

そこで関係する課、職員でありますワーキンググループを立ち上げて、この議会が終わりましたならば、最初の会議をもっと、こういうふうな状況でございます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

まだ検討していないということですね、要は、分かりました。

検討する際に、今運行しているバス路線の中身を検討するでなくて、新たに効率的に、経済性を考えたタウンコーチとの関係、例えば具体的に申し上げますと、身延駅発、奈良田行きとか早川行きのバスがあったとします。タウンコーチが経営しているバス、それに我が町がいくらかの助成、応分の負担をしなければならないような形の中の流れというのは、いろいろあるんだろうと思います。そういうものを、では町営バスにしたらどうなのか。それを中富を走るコースに連結したら効率的なのか、そういう形の検討を加えていかないと、今走っているバスのもう少し利便性をなんてことの検討なら検討ではありませんものですから、そのへんを加えてお願いさせてほしいと思います。もう一度、ご答弁をお願いいたします。

○議長（伊藤春三君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

バス路線の経費の面におきましても、大きな経費がかかってございます。民間に、旧身延町の場合は、すべて山交タウンコーチに委託しておると、こういうふうな状況でございまして、さらに広域路線、身延、中富、あるいは早川、こういうふうな通っている路線、それぞれの状況の中で経費の面も当然、考慮しながら、また民間会社との協議、そういうふうなものも考えながら検討をさせて、あるいは経費の面でもっと減額しての委託ができる部分があるならば、またそういうふうな場面も検討していくというふうな、こんなふうな考えに至って、現在の時点では職員のほうで、まず検討に入ろうと、こういう状況でございます。

○議長（伊藤春三君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

次に移らせていただきます。

CATVの取り扱いについて。

CATV、下部コミュニケーションテレビについては、現行のまま新町に引き継ぎ、新町広域CATV網については、情報インフラ整備を含め、合併後検討するということになっております。

これについて、下部コミュニケーションテレビについての、この設備の中身については、私どもも、あまりよく知りません。たぶん、中山間地総合整備事業でつくられたものではないかなと、いろいろ法的な制約はございますでしょうけども、現在アナログですね、デジタルでなければ使えなくなる時点、こういうものを含めて、バージョンアップはどうするのか。さらに扱いについては、新町広域CATV網についてというふうなことで調整をして、協定をさせてあります。光ファイバーを使ってどうのこうの、いろいろなことがございますでしょうけど、普通でいえば、あの規模のアナログのネットワークをデジタル化するについては、5億円、6億円、7億円というお金がかかるはずですよ。もっと違う形。まったく方向転換する形の技術革新の中ではあろうかと思えます。そういうものを含めて、早急に対応して、はじめて間に合う話。今は下部地域しか放送がされない。まったく、ほかの地域は関係ない話ではございますが、大変なお金のかかる設備でもあるわけですから、そのへんを含めて、検討願いたいと思えます。この件について、もう一度、ご答弁をお願いいたします。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

山梨県におきましても、CATV、2011年のデジタル化対応というふうなことで研究してございます。非常に山梨県は山間地におきまして、今後、テレビが見れない状況が想定されておきまして、非常に危惧されてというふうなことで、官民一体になって、今研究しているところでございます。お金も相当かかってきます。今議員さんが言われたとおり。

これまで先進地例なんかも見まして、1町村で、今回と同じように、もっと大きい市も入ったり、合併して、やはり協議がなされたところがございます。施設等を研究する中で、では、今度は新しい市の中で導入していこうというふうな先進地例も出てきております。これからの身延町農村情報連絡施設放送番組審議会というものが、これから立ち上げていたしまして、いろんな角度から、その中で研究していきたいというふうなことで、今予定してございます。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

全町的ということになりますと、まったく視点を変えた中で検討しなければならないと思えます。大変なことだろうと思えますが、今先進地なんていう言葉が出てしまったので、また一言言いたくなってしまうんですけども、先進地、どういうところが先進地と言われるかどうか分かりませんが、町の規模を違うところを見て先進地を見てきたよと言っても駄目なん

ですよね。それと、例えば先進地といっても、同じ情報伝達方法でも身延の隣町の南部町はずっと昔からオフトークサービスという、非常にコストの低い電話回線を利用した電話を利用した放送網を整備しています。非常に安いです。その代わり受益者負担です。

それも、もしかすると先進地に入ります。簡単に先進地の視察をしている、類似行政を見てきた、ああだこうのというのは論議になりませんから、今後は使わないほうがいいと思います。

次に移らせていただきます。

国民健康保険の取り扱いについて、国民健康保険税については合併後、3年以内を目途に統一した税率を適用できるよう調整するものとする、基金についてはそれぞれ持ち寄り、これについてはそのとおり行っておりますけども、3年以内を目途という、税率の一般化についての調整がどう進んでおるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

税務課長。

○税務課長（望月世津子君）

お答えいたします。

町といたしましては、町民の皆さまが力を合わせて、素晴らしい町をつくっていくためには早い時期に統一した税率を定めまして、公平な負担をしていただくことが必要であると考えております。税率改正に向けまして、現在、検討に入っているところでございます。

今、統一した税率を示せる状況にはございませんが、今後、新たな税率を定めるにあたりましては、ご理解とご協力をお願い申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤春三君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

検討に入っているということであれば、それで結構でございます。3年を目途にと言いながら、このことは早い時期に検討をはじめて、皆さんで痛み分けをしなければいけないことだろうと。税というのが、複雑に絡み合って、僕らにも分からない点はございます。簡単に早くしろと言うのは、本当に不遜だろうと思います。国保についても、所得割、資産割、均等割、平等割とあって、それが有機的に絡み合っているものですから、どっちが安いのか高いのか、見ても分からないような状況にあることは確かです。しかし、住民の皆さんにご理解できるような税の配分を考えながら、早急に結論を出すようお願いいたします。この項を終わらせていただきます。

行政改革推進についてでございます。

1点、町長にお聞きしたいと思います。合併はそれ自体が目的ではなく、行財政改革の手段でありますと、熱き思いで町長が財政改革を訴え、目指すは行革であり、新しいまちづくりだとして合併しました。次世代に負の遺産を残さない決意を示した依田町長ご自身であったが、その考え方の、その所見をもう一度、ここで確認したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

質問にお答えをいたします。

おっしゃるとおりでございます。これは正直なところを言って、何のために合併をするの

かという、これは原点に戻るわけでございますけれども、住民の皆さんの、大変いろいろな合併の反対だとか、単独でいけとかいうことを、ご理解をいただく中で合併をした、一番根幹になるものは、要するに行財政改革をいかにして推進するかということが旧町のときの1つの流れの中では、なかなか改革は難しいなど、新しい要するに体制になって、皆さん方がいろいろな思いを寄せながら、やっていくには背景としてやりやすいという感じがありますので、このことを前提に、今後きちとした格好でやらせていただくわけでございますので、議会の皆さん方のバックアップを、ひとつお願い申し上げたいと存じます。

○議長（伊藤春三君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

ありがとうございました。

時間の配分が下手でございまして、切羽詰りましたので早くやらせてほしいと思います。ご協力お願いいたします。

それでは、行財政改革推進委員会を、設置するという形でありましたけれども、それについて設置状況を。

○議長（伊藤春三君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

設置状況でございますけれども、現在まだ設置はされておられません。

旧町において、それぞれ行政改革大綱が、あるいは実施計画が策定されて、それぞれの旧町ごとにさらに推進本部がおかれて、行財政改革に取り組んできたところでございますけれども、町長も答弁したとおり、大変難しい面もあると、こういうような状況ではございますけれども、合併の最大の課題として取り組んでいかなければならないと、こう考えております。

○議長（伊藤春三君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

推進委員会は、設置していないんですね。

○議長（伊藤春三君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

まだ設置がされておられません。

これから庁舎内におきまして推進本部、こういうようなものを設置していくという、こういう状況でございます。

○議長（伊藤春三君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

設置していないということでございますけれども、最優先順位ですね、これもやはり。何も仕事をしろということではなくて、設置しろですから、それから仕事が遅いうんぬんで論議はあるかもしれませんが、設置しなければ何も始まっていないということですよ。やる気がないと、一般の社会ではそのことをやる気がないと表現されます。

大変申し訳ありません。早い時点で設置しなければ、この熱い思いはどこかへ飛んでしまうということになります。

行財政プランの策定、特に組織機構、定員管理について、これもやるよと明記されているんですが、このへんどうなんでしょうか。

○議長（伊藤春三君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

まず、プランの状況、組織機構、定員の管理の、こういうような状況でございますけれども、策定にあたっては、最初に冒頭、まず行政改革のその条例制定をまず行っていくんだと、これはまず内部でもってそれぞれ決済を行うという、こういう状況になっております。

策定にあたっては、特に行政改革推進委員会の、これら議員さんの意見をお聞きしながら実施していくと、しかし、行政改革プランを実行する過程では、町民の皆さんにも、例えば補助金の縮小だとか、廃止、あるいは事務事業の縮小などにより、痛みも伴うことも想定されてくると。

反面、この改革を進めながらも、町の将来に、その夢と希望を持つことのできる、まちづくりの実現にも向けていかなければならないと、こんなふうに考えているところでございます。

○議長（伊藤春三君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

時間がありませんものですから、いろいろなことが頭の中をよぎります。

今やらなければならないこと、皆さんどう考えているかなと、私今、とりあえず書いてあるものの文字だけを読んでみると、スクラップアンドビルドの考え方、古い言葉なんですけれど、これらをどう認識しているのか、多分、旧身延町の職員の皆さんは言い尽くされて、その考え方ですべてを、行革を推し進めてきたと、私は思っているんですけれども、そのへんがどうなっているのか、身の丈にあった行政機構を、これも行政機構、私は新町の行政機構は、私個人が考えると肥大化していると思います。

肥大化した組織をつくっておいて、人を減らすなんて馬鹿なことがある。これは、もともと人を減らす、くびを切ることはできません。長い間かけて、いろいろな形で管理していかなければならない話であるけれども、そのベースになる行政組織を肥大化しておいて、やろうというのは、やはりやる気がないなとしか、私の勝手な言い方だけれども、そうなってしまいます。

大変私のほうで、しゃべってばかりで申し訳ありませんが、時間がありませんもので、そういうことを申し上げておきたいと思います。

もう1点、職員研修の充実と、意識改革の実態について、これについてお聞きしたいと思います。

まず、例えていうならば、意識がどこまであるか、その研修は、今、助役さんとか特別職の方がおられない中では、総務課長以下、各支所の支所長が研修を意識して、OJTなり、何なりをしていかないと研修をすることができません。

なぜ、研修が必要かという、例えば、過日、身延の支所に用事がありまして行きました。いつもは支所と言えども、僕らもともと役場の感じですから、いつもどおり何の気なしに行っただけなんですけれども、12時10分ころでして、職員が休憩時間に入っておりました。休憩時間

が0時からということであれば当然のことですけれども、旧身延町は休憩時間を一番最後にもっていくということはしてありませんでしたね、15分の休憩時間を。

休憩時間に入る前に休憩時間を設定したから、1時から休憩時間だということになってしまったのではなからうかと思えますけれども。

これは、15分期のことではございません。意識の問題だろうと思います。何で、15分の時間を通常いう昼休みに入れてしまったのか、この意味が私にはまったくわからないんです。

休憩時間というのは、業務を継続している途中に一休みする時間です。

終わってから休憩というのはいりません。違法ではないです、合法的で、どこかで15分取ればいいんですから。それは皆さんにもものを申し上げる大変失礼ですから、大変調べました。違法ではありません。しかし、あまりそういうふうにはしていないという表現があります。

総務課長、どこでそうなったか、どういう経緯でどうなって、新町発足ですから、途中で変更ではありません。何でそうなのか、意識の問題としてお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

休憩時間と休憩時間がございまして、それぞれこの関係について、旧町時代差がございました。そこで、それぞれの旧町時代の総務課長、あるいは庶務、または課長会議の中で、このへんも議論をいたしまして、休息と休憩を合わせまして、12時から1時までとると、こういうふうな調整があったところでございます。

○議長（伊藤春三君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

意識の問題ですから、時間はみんな合います、合法的で、しかし、しつこいようだけれども、休息ですから、お仕事の、長いスパンのお仕事では、途中疲れたり、うまい仕事ができないから休むんです。仕事が終わってから休むと、休憩時間に入りますから、終わったあとの、僕は意識の問題として、いかがなものかと思えます。

午後5時15分までというのは、休憩時間を挟むからということでしょう。中に、2時とか3時に休んでいるということなんでしょう。とりあえず、午前中はお茶も飲まず、何にもせず一生懸命わき目も振らず働いたから、疲れてしまって、今から休み時間に入るだけけれども、そこでその分まで休むということですね。そのへんを含めて、意識の問題としてそれを取り上げましたので、15分がどうのこうのと投書があります。書いてありました。どうしようもないと、260人の職員が15分を無駄に使うと、 $260 \times 15$ 、 $3,900$ 分÷65、時間にすると60時間、8時間労働の人間8人分が無駄になっていると、計算どおりにはなりませんけれど、そういった投書全部お読みする予定であったんですが、3通ほどの投書がありました。まったく意識がないと、幹部がその指示を与えていないと。

それから一番大事な点、行革推進係を作りました。非常にいいことだと、この新しい組織の中で一番目玉かなと、投書の中にあるんです。職員からの投書です。

その人たちに、総務課長はどういう仕事を、どういう方針でやられているのか、お聞きしたんですけれど、今日は時間がございません。

本当に失礼な言葉でいろいろのことを申し上げましたけれども、これも新しい町のスタート

に、いい町をつくり上げる基礎地を皆さんにご期待申し上げているものですから、ご無礼を承知で申し上げます。

本当に、あとがたくさんございまして、公共下水道からはじまりまして、いろいろあるんですけども、時間がございませぬ。ともかく、あとの問題は次回にさせていただくといたしまして、私の質問は、これをもって終わらせていただきますが、いずれにしても、依田町長の新まちづくりに対する熱き思いを具現化するために、職員各位が共通認識を持つ中で、さらなるご努力をご期待申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでございました。

以上で穂坂英勝君の一般質問が終わりましたので、穂坂英勝君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時5分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時05分

○議長（伊藤春三君）

再開いたします。

次は、通告10番の鈴木俊一君です。

鈴木俊一君、登壇してください。

○8番議員（鈴木俊一君）

私は緊急を要する下部温泉の新泉源の掘削に対する対策について、順次お伺いさせていただきたいと存じます。

下部温泉の一部旅館やホテルが法律で定める温泉の条件を満たしていないという、ご指摘をされたのが、平成16年、今年10月4日でございます。

それ以後、下部旅館振興共同組合を中心に、再生に向け、多角的に検討をされてまいりました。結果、下部構成組合に加盟する10件が利用していた温泉から分湯が開始され、名実とともに温泉旅館として、あるいはホテルとしての営業ができるようになりました。これもお話によりますと、緊急避難的処置であるというふうに向っております。

新町建設計画の観光の振興策として、身延山、下部温泉、本栖湖、中富和紙の里などを連携とした一体的な観光事業の展開を行おうとしております。この施策を具体化し、確固たるものにするためには、下部温泉の現状を理解し、低迷脱却の策を今、講ずるべき時期であろうというふうに思います。このまま推移することは他業種への影響も大きく、本町の健全財政基盤を築く上からも、緊急を要する重要案件と受け止めなければならないと思います。

この観点に立って、順次質問させていただきます。

まずはじめに、温泉地の湯量を確保するため、新たな源泉の掘削が必要と思うがどうかと、こういうことの質問ですが、これにつきましては、企画課長が10月5日の新聞社とのインタビューの中で、早期に新泉源の掘削をするということを明言されております。このへんについて、企画課長のほうから、このへんの必要性について、いつごろ考えているかということを含めて、まず、はじめに答弁をお願い申し上げたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

お答えいたします。

昨日の笠井議員さんの質問の中で、下部温泉郷にとって欠かすことのできない新泉源の開発というようなことで、お答えしたところでございます。

町のほうでも、すでに掘削許可申請を提出しておりまして、まもなく許可が下りてくる次第でございます。まだ、地元との、いま少し調整が残っております。既設泉源所有者との調整も残っておりますので、また地元の議員さん、それから地元関係者のご協力をいただく中で早く調整をつけ、できましたら、これからの調整がつき次第、改めて議会のほうへは予算をお願いしまして、掘削していきたいという予定をしております。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

鈴木俊一君。

○8番議員（鈴木俊一君）

企画課長の今のご答弁に、なおかつですね、再度確認をさせていただきたいと思うのですが、この12月3日、山梨県の温泉審議会が開催されまして、今12月の県議会、これは15日というふうに、私、聞いているんですが、ここに掘削の許可が一応可決される、また可決されているというふうに聞いているわけでありまして。

今、課長のおっしゃったように、この問題等については、行政と地元それぞれが一体的な行動というものを求めていかなければならない。また、そういうものが要求されるということでございます。行政も状況を把握されているというふうに思いますが、今、相対的な質問の中で、私のほうから申し上げたように、来年の11月の末には暫定的な契約でございますから、この11件が、分湯されている構成組合からの分湯が廃止されるということになっているわけでありまして。

まさしくそうなりますと、10月4日時点に戻ってしまう、元のもくあみになってしまうという危険性が出てきているわけでございますから、このような事態を再現させてはならないというような意味で、今企画課長のほうからおっしゃいましたように、早急に予算措置を講ずると、そしてその新泉源の掘削については、対応していくということであろうかと思っております。

ですから、このへんの時期について、いつごろということ、できれば明確にひとつお答え願いたいと思っております。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

すでにスケジュールのほうはつくってございますけれども、まだ町長のほうには上げてございません。

先ほど言った11月末、あるいは掘削して温泉が出た時点で、改めて利用許可等を取らなければなりません。それらの期間も入れながら、スケジュールの中で11月30日に間に合うようなスケジュールで進んでいきたいと思っております。

また、先ほど言ったとおり、やはり地元のみなさんの熱意とともに、私どもも一生懸命にな

るわけですが、やはり着手した場合は、スムーズに事業が執行できるように改めて協力のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

鈴木俊一君。

○17番議員（鈴木俊一君）

その方向で、ぜひとも緊急的な問題でありますから、ひとつご検討して、実行に移していただきたいというふうに思います。

2番目の、下部温泉掘削工事に伴う既存泉源の影響調査、これを実施されていると聞いております。

これも10月ころから始めたということですが、このへんの状況についてご説明をしていただきたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

この点につきましては、旧町時代からの引き続きの事業でございます。

今回事業を執行していく上にあたって、既設泉源使用者の不安を解消する、また、事業を執行するにあたって、例えば今、既存泉源者が、その工事によって温度が下がったとか、湯量が少なかったというふうなことを申し立てがあった場合、やはりこれは町としてデータをもっていないとそれに対応しきれないということで、事前調査ということをしてございます。

内容といたしますと、温度分析、成分分析、湯出量の3点に絞りまして、今調査をしてございます。

つまり、今のそのデータをもっていることによって、その温度、あるいは成分が変わってきたということになりますと、掘削工事の影響があった、そういうこともそのデータから分かるわけですが、そのような工事にかかる問題点を解消するための事前調査をしております。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

鈴木俊一君。

○17番議員（鈴木俊一君）

これは、私の聞いている範囲によりますと、この泉源の影響調査というのは、平成17年、来年の3月までというふうに聞いております。そうしますと、今、いわゆる課長はご答弁をしていただきました、予算措置を講じてしかるべく処置によって、11月の末ころまでには、なんとか目鼻を付けたいと、こういうようなご答弁があったと思うんですが、その場合において、この17年3月までということですので、若干の前倒しということも、これは意に組んでおかなければならないと思うんです。

ですから、今言ったように、この泉源の問題についての成分や湯量の問題、あるいは温度等の問題について、要するに来年の3月を待たずに、企画課長のほうで結論が出せるかどうか、このへんをもう一度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

掘削の工事に実際に入っていき前の、準備がございます。それから影響が出る時点というのは、やはり掘削して、今の業者とも打ち合わせをしておりますけれども、どのくらい下がった時点ということで、それらをもとに、ではいつ着工したらいいかということで、遅くとも3月半ばには工事の着手をしていかなければならないというスケジュールでございまして、それに合わせたこれからの、予算のお願い、または入札等の執行等の手続きを進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

鈴木俊一君。

○17番議員（鈴木俊一君）

よくそのへんは分かりました。とりあえず、県のほうの、この新泉源の問題の担当個所、緑自然課というところについては、本町の決断を待っているというような状況であろうかと思えますので、そのへんについてはひとつスムーズに、この調査、あるいは事業着手ができるようお願い申し上げておきたいと思えます。

それから三番目でございますが、源泉掘削に、具体的にどのような要件が必要なのか、これは非常に大切な問題でございまして、課長もご存じのように、温泉郷の中で、いわゆる旧町のときに、9,700万円の補正をもった、しかし、それが地元を持ち帰って、いわゆる経営者等にご説明した段階で、いろいろな異論が出た。それで、それを減額修正するようになったという経緯がございます。非常に重要な問題でございますので、それについては、どのような要件が備われば、この源泉掘削はスムーズに展開されていくのかということについて、ひとつご答弁を願いたいと思えます。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

お答えいたします。

温泉源保護対策に関する県のほうの審議方針の中で、下部温泉郷の中では300メートル以上離れた時点では掘削できることになっております。

ただし、許可がおりまして、掘削工事を進めていきまして、その既設所有泉源に影響があった場合はただちに工事を中止するという、その2点でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

鈴木俊一君。

○17番議員（鈴木俊一君）

やはり課長がおっしゃったとおりであります。

今言った、温泉保護対策に関する審議方針の中で、この一般地域ということで、そういうことはしっかりと定められているということでございしますが、ただ、問題はいわゆるこういう要件を満たしている、この新泉源の位置はこういう要件を満たしているということについては、これは明らかであり、これに抵触するものではないわけでありますから、それはそれとしてただ、今申し上げましたように、地元のこれに関する業者が、自分の泉源に影響を及ぼしかねな

いという状況で、例えば、行政方針に難色を示した場合においてどうするかということが、非常に大事なわけであります。

もちろん、地元の合意形成はまさしく大切であり、いわゆる新泉源の掘削をするための基本であるわけでありますが、その場合において、いわゆるその反対は若干異論があっても、学識的根拠、あるいは審議方針を優先して、行政としてそれを突破口にやっけていく、そういう決意があるのかどうなのか、このへんを再度、その決意の程をお伺い申し上げたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

お答えいたします。

最終の最終まで、やはり合意形成を図るということで、こちらのほうは努力していきます。

また、地元の議員さんということで、鈴木議員さんにもぜひお力添えをお願いします。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

鈴木俊一君。

○17番議員（鈴木俊一君）

ひとつそのへんよろしく願い申し上げたいと思います。

続きまして、4番の件ですが、現在、分湯開始によって、営業している11軒の旅館、ホテルというのがございますが、これも、今先ほど申し上げましたように、平成17年の11月末日をもって、いわゆる廃止届けが出されるという、今の状況でいけば出せるということになっているわけですが、これは11軒の皆さん方と、構成組合との契約が存在するわけです。

そういう中において、いわゆる新泉源の掘削等が、この11月月末までに間に合わないという場合も、これは想定をしていかなければならない、そういうときに、行政としてそれに代わるべき何かの対応というものが、これは求められてくるわけですが、そのへんがもしお考えがあれば、課長、ひとつご答弁のほどをお願い申し上げたい。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

今回の既設泉源の事前調査、影響評価調査の中で、中央温泉研究所、これは東京の業者でございますけれども、していただきまして、今回問題になりました11軒の源泉の調査もしていただきました。

これはあくまでもデータ、また、中央温泉研究所の判断で、実際どうなるかということはまだ不確定の部分もございますけれども、実際、一番そこでありまして、700メートルくらいでは、行程では41度の温度が確認されているということで、この既存泉源のリフォームが出来るのかということで、今11軒の人たちに、まず調査をしてくださいということでお願いしてございます。

その中で、おそらく事前調査が、11軒の人たち趣旨により行われると思いますけれども、もしその結果で、リフォームして改めて温泉源として活用できる場合は、また多額なお金がかかってくると思います。

またそれにつきましては、どんな方途が取れるか、また内部的にその研究も、これから併せ

てしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

鈴木俊一君。

○17番議員（鈴木俊一君）

今、課長がおっしゃった中身は、おそらく身延町下部の1130番地6にある、いわゆる横道源泉と称されるところの話ではないかと思えます。

ここには11軒の皆さん方が、厚生組合から分湯されている源泉を、そこからまた分湯しているということでございますが、そこで、私は二つほど課長のほうにお考え願いたい、ご提案を申し上げたいと思うんですが、この横道源泉は、20数軒の法人ないし個人が、その権利をもっているわけです。

公費を、例えばここで投入するという場合においては、この権利の問題がどうなるかという、どのように考えられるかということでございますが、私は、この20数軒の所有の権利者が、これを完全に放棄して、町に譲渡すると、それで公費の投入をし、掘削をし、そして湧出後はこの町が温泉を管理し、分湯権をもち供給するというような方法が第1点。

それから第2点としまして、いわゆる権利は据え置きますと、ただし湧出がされる場合には、多額の金がかかるわけです。これが20数軒でやるのか、あるいはこの11軒の皆さんがやるのか、これは利用者が決めることでございますけれども、あくまでもそういうときにおいて、どのような方法がとれるかということを考えたときに、この権利はそのまま権利者におきますと、そして公費の投入にて、掘削をする。

そして、公費負担分を、この11軒の皆さん方がやるのか、あるいは権利者がやるのか、そのへんについては分かりませんが、償還期限を設けて、町のほうにそれを償還していくというような、私は2つの方法というものが、現時点においては考えられるのではないかと思うんです。

これはあくまでも考えていただきたいというのは、新泉源の掘削がデータの、絶対的に100%大丈夫ということはありません。

そういうことを考えたときに、この応急的な措置として、このへんについても、われわれ地元としては、大いに検討していただきたい、重要な項目であると思うんですが、そのへんについては、企画課長、どのようにお思いになるか、ひとつご答弁をお願い申し上げます。

○議長（伊藤春三君）

企画課長。

○企画課長（渡辺力君）

お答えをいたします。

今、横道源泉の議員さんが申された点でございますけれども、いわゆる既存源泉の保存、これは非常に重要な問題でございます。資金面等々、財政上、あるいは自治法、財産権の問題、これも十分検討していきたいと思えます。

よろしくお願いたします。

○議長（伊藤春三君）

鈴木俊一君。

○17番議員（鈴木俊一君）

ぜひとも検討していただきたいと思います。

依田町長も、この下部の活性化策については、大変前向きにご検討されております。

ぜひとも、依田町長の陣頭指揮の下に、このへんが滞りなく、ひとつ前向きに検討され、実現されていくように、ぜひともお願い申し上げておきたいと思います。

それでは、観光全般について、観光課長、お伺いを申し上げたいと思います。

この新町計画の中で、観光基本計画の策定というものがござります。主な施策の中に、

そして、それがトップで、いわゆる各事業種目は、羅列されております。これも一体的には、観光基本計画の策定にかかわる、いわゆる中身の具体的な問題だというふうに思うんですが、この観光基本計画にのっとった、具体的な施策というものを、すぐ実行して、実を上げていただきたい。

こういうことが、あくまでも町長の、要するに所信で明らかのように、観光立町という面からも、早急に急がれることだと思うんですが、観光課長としては、何年度までに、この観光基本計画の策定をされるのか、このへんについてご答弁を賜りたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

観光課長。

○観光課長（望月治雄君）

お答えいたします。

基本計画につきましては、18年度を目途に進めております。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

鈴木俊一君。

○17番議員（鈴木俊一君）

分かりました。

早急にこの基本計画を作成し、そして実行に移していただくということでお願い申し上げたいと思います。

あくまでも、いわゆる今言った、下部温泉、それから本栖湖、和紙の里、そしてもうひとつは下部温泉、こういう1つのトライアングルが、しっかりと構築されていかないと、これはなかなか誘客の目的に向かって動いていくと、行動を展開していくということではできないわけありますから、そのへんについては、ひとつ、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それで、観光課長にもう1点ほどお伺いを申し上げておきたいと思いますが、下部町の観光協会で立ち上げた、観光課長あれはなんと申しましたか。

○議長（伊藤春三君）

観光課長。

○観光課長（望月治雄君）

下部温泉リバイバル実行委員会です。

○議長（伊藤春三君）

鈴木俊一君。

○17番議員（鈴木俊一君）

その実行委員会が立ち上げになったと、こういうことで、これは誘客を図るためのいろいろ

な景観形成の問題から始まって、具体的な取り組みのひとつの状況が、そこにすべて組み込まれているわけでありますが、これもいわゆる下部温泉に定住されている旅館の皆さん方、あるいはみやげ物や、あるいは食堂の皆さん方という、次を担う若手の人たちが、これに参画をされているわけです。

これも、どうしても成功をさせていかなければならないということになります。

それについて、観光課長として支援策、そのものについてどうお考えになっているのか、そのへんについてひとつお答えをいただければありがたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

観光課長。

○観光課長（望月治雄君）

お答えいたします。

こういうことは、地元から立ち上がったということは、一番いいことですから、私も一応その中のメンバーに入っていますので、できる限りバックアップをしたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

鈴木俊一君。

○17番議員（鈴木俊一君）

強力にぜひともバックアップしていただいて、観光課と、それから地元が連携を密にしながら、成功を収めていただくようにご助力をお願い申し上げたいと思います。

以上で、観光の新泉源の問題等について終わらせていただきたいと思います。

それでは次に、指名入札の問題についてご質問させていただきたいと思います。

新町の施策の中、内も外も一つに結ばれたまちづくりの具体策のひとつとして、道路網の整備等が提起をされております。特に環状的道路整備を推進していくために、市川大門、下部身延線、割子中富線、下部飯富線、身延本栖湖線などの県道、町道の整備が当面の課題ということでございます。

この実現には、国、自治体の緊縮財政から、公共工事そのものの見直し困難が予想されるわけでございます。本町の工事請負会社も、このような経済状況の中、工事実績も減少し、経営そのものに赤信号が点滅をし始めたといっても過言ではないというふうに思います。

本町発注の工事は、本町の財政基盤をより強固にする上からも、町内業者実施を基本に据えた行政を推進していくというべきだと思います。

町長は、所信で信頼される町政は、常に奉仕の心を忘れず、公正、清潔で町民の声に耳を傾け、町民総参加の中で、実践する町政を目指して誠実に行政にあたりたいというふうに述べられておられます。

そこで、この指名競争入札についての、具体的な質問に移っていくわけですが、まずはじめに指名業者選定にかかわる構成員、そして構成員の役割、そのものを明確に説明していただきたいということが第1点、それから指名業者選定基準は、何をもちいて決定をされるのかということについて、財政課長のほうのご答弁をお願い申し上げたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

質問にお答えをいたします。

まず1点目の、構成員はということだったと思いますけれども、身延町建設工事指名競争入札参加者の資格および選定要綱というのがあるんですけれども、この要綱に基づきまして行っております。

構成員については、町長、助役、収入役、財政課長、事業主幹課長、および必要と認められた職員ということになっておりまして、これに照らし合わせて、その都度会議を開いてやっているということでございます。

それから、指名会議の内容でございますけれども、これは、先ほど申した要綱の8条にあるわけですが、建設工事の入札に参加させようとするものを選定するために、町内に建設工事指名業者選定会議をおくということで、先ほど言った構成員になっているということでございます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

鈴木俊一君。

○17番議員（鈴木俊一君）

今、財政課長が述べられた、いわゆる要綱についてであります。その8条の中に、今課長がおっしゃったように、指名会議の構成員は、町長、助役、収入役、財政課長、事業主幹およびその課長ということになっております。

この方たちが、いわゆる指名業者を、指名するということになるんですか。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

指名業者の選定をするわけでございます。

○議長（伊藤春三君）

鈴木俊一君。

○17番議員（鈴木俊一君）

そうしますと、いわゆる指名業者を選定するというのは、いわゆる第8条の2項に定めている、財政課長および事業主幹課長の協議というもので、このお2人で決められるということでございますか。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

指名会議については、財政課長および事業主幹課長の協議により、提出される指名予定者に基づき、指名業者の選定を行うということで、先ほど言った、町長以下の方々が、それに参加して行うということでございます。

○議長（伊藤春三君）

鈴木俊一君。

○17番議員（鈴木俊一君）

それではよく分かりました。

私は、この条文を見ますと、いわゆる指名予定者というものが、財政課長および事業主幹課長の協議により提出されるというふうに書いてありますから、そうしますと、いわゆる指名会議の構成員、そういうものについてはまさしく空洞化されたものではないかと思ったんですが、それについては、一応確認をさせていただきました。

それでは、もう1点財政課長、指名選定業者基準は何をもって決定するのかという質問をさせていただいたと思うんですが、これは今言ったような、選定要綱をもとに、指名業者を選定するというところでよろしゅうございますね。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

そのとおりであります。

○議長（伊藤春三君）

鈴木俊一君。

○17番議員（鈴木俊一君）

2番目に移らせていただきたいと思います。

入札契約番号、16-A-107選定の経緯についてご説明していただきたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

説明をする前に確認をしたいんですが、16-1とございますけれど、16の甲でよろしいでしょうか。

○議長（伊藤春三君）

鈴木俊一君。

○17番議員（鈴木俊一君）

16-甲です。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

入札番号16-甲-107の経過についてでございます。

これにつきましては、先般の議会におきまして、提出をした議案でもございますけれども、指名会議につきましては、11月5日に町長室におきまして行いました。

結果に基づいて同日付けで、7つの業者に電話、FAXにて指名の連絡をしました。

業者は5日が金曜日でしたので、8日の月曜日に通知書を受領いたしました。

それから入札につきましては11月16日、10時より本庁舎の2階の会議室におきまして、指名業者全員が出席をして行い、結果として株式会社 小林建設所に落札をいたしましたものでございます。

契約につきましては議会の議決を得ると、必要ということでございまして、仮契約につきましては16日付けでございます。契約書に議会の議決を得られたときに、本契約として認められるという旨の掲載がございます。

以上が経過でございます。

○議長（伊藤春三君）

鈴木俊一君。

○8番議員（鈴木俊一君）

財政課長、私はいわゆる、その経緯についてはよく理解をいたしました。どこが入札、落札したというふうなことについては、私はさほど、別に問題視することはないわけであります。

ただ、この中で、いわゆる選定、指名選定業者数というものが、しっかりと別表で定められているわけですね。これでいきますと、いわゆる5千万円以上、1千万円未満の工事、請負契約ですね。これにつきましては9社から12社という中で、いわゆる指名業者を選定しなさいと。そして入札執行しなさいと、こういうようなことが、ちゃんと決められたわけですね。それにも、私は若干、抵触をするというふうに思いますし、しいては、この等級ですね、格付け。これについても、若干、抵触をしてくるのではないかと、こう思うんですね。いわゆる、この中の7社が指名をされたんでありますが、このうち1社、これはいわゆる町でいってAクラスです。等級Aです。あとはBが4社。そしてCが2社。合計7社、これが入札、指名になったわけですね。このへんについては、私は非常に、町が出しておる、この選定要綱にも、非常に合致しない、抵触されているというふうに思うんですが、そのへんは何かご理由があったんですか。ひとつ、お答え願いたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

先ほど、要綱の本文を申し上げたとおりでございます。その後段のほうに別表というのがあるんですけども、これには発注の基準とか、それから指名業者数とかがあるわけでございます。もう1つ、指名業者の等級、格付けとか、これらがあるわけでございますが、今運用の中で、この別表につきましては、実は旧町のやり方がそれぞれ違っておったという中で、とりあえず、旧町のをそのまま別表の中に入れてあるということがございましたので、今回、今行っております入札につきましては、これも当然、参考にいたしますけども、いろいろその都度、協議をする中で行っております。

したがいまして、例えばA、B、Cの3つのランク分けというふうなこととか、それが現状に合っていないというような部分もございましたので、使い分けをしているということでございます。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

鈴木俊一君。

○8番議員（鈴木俊一君）

課長の今、おっしゃったことについては、私は理解はせよと、こう言っても、これはあくまでも身延町の建設工事、指名競争入札参加の資格および選定要綱ということで、これははっきりと謳ってあるわけでありますね。この条文を、すべて見ますと、今課長がおっしゃったように、いわゆる旧下部町の、要するに選定要綱、このいわゆる下部町が身延町に変わっている、そして、いわゆる建設大臣が国土交通大臣に変わっているというような形式のものであり、それが適用されている。しかし適用されていても、これは身延町という1つの中で、これはしっかりと選定要綱で謳っているわけですから、このへんについては、私は再度、神経を使って、

今後の指名入札については取り組んでいってほしいと、こう思っております。

こういう状況の中では、いわゆる選定要綱の中の1条、工事の施工能力等の格をはかるという意味からといって、まさしく効力を資するというふうに、私は理解をしております。そういう一つの中で、これからは、そのへんについての、いわゆる、その判断というのは、やはり事務局を仰せつかっておる財政課長が中心になって進めていくわけでありますから、このへんについては、よほどの神経を費やして、誤解のないように一つ、指名ならびに入札執行をしていただきたいというふうに思っております。

3番目でございますが、これは町長さんのほうに、この入札、今のやりとりを含めて、ご感想ということでございますが、一つ、町長さんのほうも今のやり取りを含めた中で、ご感想がいただければ、一つご感想をいただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

鈴木議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

議員、おっしゃるとおりでございますが、私どもも、このことにつきましては、一応、真摯に受け止めてさせていただくわけでございますが、これは要するに、今回いろいろな合併をしての旧町時代の慣行と申しますか、そういうようなものが輻輳しておりますので、やっぱり業者の皆さん方もそれぞれ地域のいろいろな問題等もあるわけでございまして、ここのところは、この議会で明確にご答弁をすることは控えさせていただきますけど、事情を一応、ご推察をいただきたいなと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤春三君）

鈴木俊一君。

○8番議員（鈴木俊一君）

分かりました。

いわゆる町長の人間性というものが、今の答弁で集約されているというふうに思います。ぜひとも、そのへん同じ合併した、旧町3町合併したわけですから、町長の主たる、考え方である公正、公平そのものを徹していただいた、一つの入札行政をしていただきたいというふうに、ご要望しておきます。

それから、次に少子化対策のほうに移らせていただきたいと思っております。

政府は2004年版の少子化社会白書を決定いたしました。白書は2005年からの5年間で日本人の人口が減少に転ずる転換期であるというふうに指摘をしているわけであります。それと同時に、第2次ベビーブーム時代でもあると。女性の出産年齢期にあることを指摘されているわけであります。この5年間で出生数や出生率の回復にとって、重要な時期と位置付けておられます。少子化にとって歯止めをかける好機だとも強調しています。

本町においても、人口の減少に歯止めをかけるために安心して、出産や子育てができるような施策を積極的に展開することが必要だろうというふうに思います。

男女平等社会、働きながら子どもを産み、育てやすい雇用環境を整備する、このことをはじめとして、待機児童の解消を目指す、待機児童0作戦などを具体的に取り組むことは、私は多々あるのではなからうと思っております。山梨県も平成15年10月15日から、これは10年間の時限立法とは言え、県少子化対策推進本部を設置いたしました。本町も建設計画の中で、保護者

の就業形態に応じた保育時間の延長、乳児保育をはじめとした保育内容の充実、学童保育の充実などを進めるというふうに明記をされております。

ここで2つほど質問をさせていただきたいと思いますが、主な施策の1つとして、次世代育成支援対策、行動計画の作成とありますけれども、具体的には何をいつまでにするのか、その具体策を一応、説明をしていただきたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

ご質問にお答えします。

現在、次世代育成支援行動計画案を作成中でありまして、この計画は先ほど鈴木議員さんがおっしゃったように、平成17年度から平成21年度までの5カ年計画であります。平成15年度に就学前児童、小学校児童の家庭からそれぞれ旧3町でニーズ調査を行いました。

これから全体の集計、分析を行い、その行動計画案をつくりまして、次世代育成支援対策地域協議会を立ち上げ、そこでご審議いただき、今年度中に作成する予定であります。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

鈴木俊一君。

○8番議員（鈴木俊一君）

この中で、私は一番大事なことは、いわゆる就業労働者、いわゆる事業者に対する、いわゆる実態の把握ということ、一番大事だろうというふうに思います。今、中沢課長のおっしゃった15年度中にニーズ調査をされたということでございますが、このへんの中で、いわゆる事業者に対する調査、そういうものをされた経緯があるのかどうか。このへんについてお答え願いたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

先ほどの調査、各家庭からの調査でありまして、事業者に対する調査は行っていません。

○議長（伊藤春三君）

鈴木俊一君。

○8番議員（鈴木俊一君）

課長、これはいわゆる次世代育成支援対策法ですね、次世代育成支援対策法、これには政府で決めた、いわゆる向こう10年間の時限立法なんです、これに呼応して、いわゆる行動計画というものを立てているということでございまして、その中身の問題として、いろんな要するに人数項目があるわけでありまして。ぜひとも、いわゆる子どもの家庭というものにとらわれず、幅広く、そういうところからもいろんな意見や要望を聞いて、それを、この行動計画に反映をさせていただくという形の中で、一つ取り組んでいただきたいと思いますというふうに、これはご要望ですけども、お願いを申し上げておきたいと思います。

何はともあれ、このことで重要なことは、この行動計画の作成、推進というものは目的をしっかりと認識をして、住民から賛同を得られるような、そういうような行動計画というものが作成をされなければならないというふうに思います。10年間の経過期間があるわけでありまして

から、これに十分耐えられる、そういう行動計画を中沢課長のもとでつくっていただきたいと、このようにご要請をしておきたいと思います。

それから2番目として、この事業の中で、保育内容の充実、子育て支援事業推進ということがありますが、この具体的施策と方向性について、お二人の課長からご答弁を願いたいと思います。まず保育課長、お願い申し上げたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

保育課長。

○保育課長（赤池万逸君）

お答えをさせていただきます。

新身延町にはご承知のように、現在、公立保育所が5園、私立保育園が3園あります。子育て中の保護者の皆さん方が安心してお勤めができますように、職員が早番でありますとか、遅番などのやりくりをしながら保育の時期を早めました早朝の保育や、また夕方の保育時間の延長、乳児保育、保護者が農繁期や急用などが出たときの一時保育、入園前のお子さんの皆さん方が園に親しんでもらうための園庭の開放などに、現在取り組んでおるところであります。

さらに新身延町誕生を契機にしまして、安心して子育てができますように、財政の厳しき折ではありますが、保護者が負担する保育料につきましても、関係諸先輩のご理解をいただく中で、すでに軽減を実施し、新身延町への皆さん方の結集があったからだと思っております。

安心して子育てができますように、環境づくりの推進に現在、努めておるところであります。

○議長（伊藤春三君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

お答えいたします。

新町建設計画には福祉保健課部門で、子育て支援事業の推進が掲げられています。具体的には学童保育の充実、利用費支援です。学童保育については、現在、中富地区で1カ所行っていますが、下部地区、身延地区でも平成17年度から行われるよう、先ほど財政課長のほうからの積極的な予算の見積もりがありますので、平成17年度から行えるよう、予算計上をさせていただきます。これから施設の場所、指導員、輸送方法等を検討し、平成17年度のできるだけ早い時期から、両下部地区、身延地区でスタートしたいと考えているところです。

また、医療費支援の一人親家庭医療費助成につきましては、合併前は旧下部町、旧中富町におきましては県の補助金どおり、この年齢が18歳未満、所得税非課税世帯を対象としていましたが、旧身延町においては県の補助基準より対象を広げ、この年齢が20歳未満、所得税課税世帯でも一定の所得以下であれば対象としていましたので、合併の協定書の42番に記載されておりますように、合併時に身延町の例を参考に統一することとなっていましたので、すでに、この年齢が20歳未満までの所得制限についても拡大され、現在、実施しておるところであります。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

鈴木俊一君。

○8番議員（鈴木俊一君）

もう時間がまいりましたから、大変、お二人のご答弁ありがとうございました。

何はともあれ、この少子化対策というものは、非常に大事な重要案件でございます。若い人たちが定住、定着できるという環境づくりをつくっていただくということで、大いに住民の皆さん方が期待している項だと思います。

特に今、中沢課長のほうから申された学童保育、旧下部町でも、本当の懸案の事項でありました。それが17年度中に目安がつくということで、これは大いに宣伝をしていただきまして、若者がUターンできるような環境の第一歩としていただくようお願い申し上げたいと思います。

大変ありがとうございました。

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

以上で鈴木俊一君の一般質問が終わりましたので、鈴木俊一君の一般質問を終結いたします。暫時休憩をいたします。

再開は1時といたしたいと思います。

休憩 午後12時05分

再開 午後 1時00分

○議長（伊藤春三君）

再開いたします。

次は通告11番の奥村征夫君です。

奥村征夫君、登壇してください。

奥村征夫君。

○10番議員（奥村征夫君）

依田町長には新身延町の町長として、厳しい諸条件の中でのまちづくりに真剣に努力されていることに、心から敬意と声援を送る次第であります。

地方分権の時代は中央や県の指導の枠を超えて、地域独自の発想と決断と努力のあるなしにより、大きな差がつく厳しい競争の時代となります。

先例がなくてもやる、よそがやらないことを身延がやるんだと、このような精神ですべてに取り組んでいただきたいと思います。

さて、行財政運営の効率という大義名文のもと、合併が実現したわけでありまして、そこで、いくつかの議案について検証をさせてもらうような意味を込めまして、質問をさせていただきたいと思います。

最初に合併時の負債額等でございます。

先日、佐野秀光議員の質問の中の答弁と重複する個所がある中で、ちょっと質問させていただきます。

平成15年度の地方債残高の説明がありましたが、この金額には先々の利子は含まれているのか。いないとすれば、元利で、合計がどのくらいになるのか。民間とは違うと思うのでありますが、分かればお答えを願いたい。そして町民1人あたりに換算するといくらになるか、併せてお答えをお願いいたします。

なお、自主財源、地方債の歳入全体に占める割合、人件費、公債費の歳出全体に占める割合をお知らせ願いたいと思います。

また、平成16年度、合併時、この年度末見込み額、合わせての地方債、積立金の年度末現在の見込み額をお伺いいたします。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

質問にお答えをいたします。

まず1点目で、3町の負債額についてのご質問でございますけど、決算が終わっている段階ということで確定をした数値ということで、ご理解をいただきたいんですが、15年度末の数値でお答えをしていきたいと思っております。

15年度末ということになりますと、旧3町のそれぞれの時代でございますので、3町別、それから合計でというような金額のことになりますけれども、よろしく申し上げます。

15年度末で下部町は、これは普通会計でございます。39億809万3千円が負債額でございます。それから旧中富町につきましては、33億1,060万1千円でございます。それから身延町は48億9,724万6千円。これを単純に足しますと、3町合計では121億1,594万円ということになるわけでございます。

それから2点目の町民、この金額を1人あたりに換算するとどうだということございまして、用いる数字といたしまして、16年3月末現在の住民基本台帳の人口1万7,368人で割った数字でございますけど、15年度末で約69万7千円。1人あたり69万7千円の起債の残があるということで、ご理解をいただきたいと思っております。

それから次の点ですが、15年度末で、自主財源が歳入中に占める割合はというご質問だったと思うんですけど、これも旧3町別でございますが、自主財源比率ということで、旧下部町では24.6%、それから身延町が37.8%、それから中富町が32.4%ということで、これは3町合計した数字になりますと、32.3%ということになります。

それから、次に歳出の中で、人件費の割合と公債費の割合ということだったと思うんですけど、人件費が占める割合については下部町が20.8%、それから身延町が16.3%、それから中富町が14.7%ということで、3町合計しますと17%になります。

それから公債比率ですが、下部町が14.9、それから身延町が14.7、中富町が11.9ということで、3町合計で13.8、これが公債費比率でございます。

とりあえず、こういうことでございます。

○議長（伊藤春三君）

奥村征夫君。

○10番議員（奥村征夫君）

課長、先ほどの突然の質問ですけど、地方債、これは利息が含まれていると解釈するんですけど、これは今、提示願った金額には含まれているのか、いないのか。また、どのぐらいの形が、おおよそでもあれば、申し上げます。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

これは残高ということで、あくまでも元金でございます。これに返していく段階では、利息が当然、その年度年度にプラスをされていくということでございます。

そういうことで理解をしていただきたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

奥村征夫君。

○10番議員（奥村征夫君）

統計的に見れば、下部、中富、身延の3町はいずれも財政が硬直しているというような状況にあると、私は考えております。

また1、2、私なりに今、取り上げた数字でございますが、自主財源の比率とか、それに対する人件費、また多額な借金の返済等と大きいのがあると、これらの内容をよく知る中で、みんなで汗をかくというような、このような精神で財政の健全管理に向かうしかないと、私は単純に考えております。そこで、町長のお考えをお願いしたいと思うんですけど。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

ただいま数字でお示したような実態は、ご理解をいただいたと思いますが、このように大変厳しい状況でございますので、昨日もご質問にお答えをいたしました。ともかく入るを図って出ざるを制するというところでありますけど、とりあえず、今までの負債については、返さざるを得ないわけでございますが、これが手かせ足かせになるような格好では、大変うまくないわけでございますので、とりあえず、こういう数字を真摯に受け止めさせていただいて、今後の財政運営をしていかなければならないのかなと思うわけでございますけど、具体的にはまた、後ほどお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

奥村征夫君。

○10番議員（奥村征夫君）

次に合併特例債の活用範囲、内容についてお尋ねします。

今までは、この起債の活用については、ハード事業を中心に論議されてきたところでありますが、ソフト的なことには活用できないのか。そのへんのことについて、お答えを願います。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

合併特例債も起債の1つでございます。新町になると新町になるがために必要な事業、施策はいろいろ出てくるわけですが、その中には当然、ハード事業、あるいはソフト事業も必要でございます。このご質問の合併特例債というのは、先ほど言いましたように、起債、要するに借金でございます。起債につきましては、こういうところでなければ使えないよというようなルールがございます。要するに建設事業に関わるものについて、起債を起すと。これはなぜかと言いますと、要するに建物なり道路なり、ある程度、償却期間が長いものというふうなことで、お金を借りて後年度返していくという基本的なルールがございます。したがって、ソフト事業の財源とすれば、1つには今回の予算にも計上してございますように、県の補助金がつきますし、また国からも合併についても補助金というのがくることになっておりますので、それらを充当していくと。あるいは基金を積み立てて、その基金の運用によってやっていると、こういう手もあります。この基金を、例えば積み立てて運用していこうという場合、

その基金を借りる場合に、その元金について借りるんですけども、その場合に特例債を充当するという事はできます。そんな形になっております。

○議長（伊藤春三君）

奥村征夫君。

○10番議員（奥村征夫君）

町長にお尋ねします。

ざっくりばらんな質問でございますが、予定されている合併特例債の総額、これはすべてを使い切る考えか、これに対してお尋ねいたします。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

合併特例債の総額は107億円というような格好でございますけど、事業をやる場合は、その95%という充当率でありますので、102億円ぐらいの起債をできるわけでございますけど、これらは今からの三位一体の改革の中で、国が税源移譲とか、いろいろなものを補助金のカット、地方交付税の問題、そういうようなものが流動的でございますので、それをふまえる中で、町の財政が健全に推移していかなければまずいわけですから、起債ができるからといって、闇雲に起債をというわけにはまいらないわけでございますので、今後の、要するに国の取り組みがどういう格好になりますか、その推移を見極めながら、後年時にすごく負担を残すようなことでは次代を担う皆さんに大変申し訳ないわけでございますので、そこらへんはできるだけ後年時に負担を残さないような格好で、有効適切に使ってまいりたいと思っております。

○議長（伊藤春三君）

奥村征夫君。

○10番議員（奥村征夫君）

分かりました。

次に資産や負債を的確に把握し、効率的な財政運営に生かす目的のバランスシート、貸借対照表ですか、これを作成する考えがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

財政課長。

○財政課長（鈴木高吉君）

バランスシートをつくったらどうだというふうなご質問だと思います。

バランスシートにつきましては、お聞きしたところ、平成13年、それから14年度に旧中富町でつくった例があるということを知り及んでおります。新町においても、一定の時点の資産、あるいは負債、それらの状況を一覧的に表しまして、コストがどのくらいかかって、行政が行われているのかという指標となるものでございますし、必要なものだと感じておりますので、決算等ができて、数字等が固まった段階では、ぜひ、これを活用していきたいなと、このように思っております。

○議長（伊藤春三君）

奥村征夫君。

○10番議員（奥村征夫君）

前向きな姿勢でお願いしたいと思います。

次に人件費についてでございます。

人件費は財政構造上、その総額において、大きな比重を占めていると同時に、義務的経費であり、経常的に支出されるものであるだけに、財政構造に対して大きな影響を持っております。しかし、ここ数年来、人件費の問題は大きくクローズアップされているところであります。また、住民の関心も非常に高くなっております。

9月に発行されました合併協議会だよりですか、最終号で特別職の報酬、いわゆる三役、教育長の報酬と。議員の報酬については、一番低い中富町に合わせたという報告がすでになされているところであります。

三役と教育長の報酬は制度的には一般職の給料とは無関係と思っておりますが、その給与水準を決める際には、一般職の最高額を一定の目安として決定し、議員の報酬については三役等の報酬の目安に、議長、副議長の報酬額が決定され、これとの均衡で議員の報酬が決められることが一般的であると、私は聞き及んでおります。その額の決定にあたっては、何に基準を求めるか。種々困難な問題はあると思いますが、活動の実態に着目し、より住民の立場に立ってなされることが望まれるわけでございます。

旧3町はいずれも財政が厳しい状況下であることから、財政運営を健全化するため、一番低い中富町に合わせることで調整したことは理解するも、特別職あるいは議員の人件費全体に占める割合はわずかだと考えます。ほとんど役場職員の人件費ということでありまして。

そこでお尋ねいたします。

下部、中富、身延の職員の給料については、高い低いがあろうと思うのであります。当然、特別職や議員と同様に合わせたというのであります。具体的に例を示して、どのように調整したか説明をお願いいたします。

○議長（伊藤春三君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

お答えいたします。

職員の給与の具体的に、どのように調整したかというところでございますけれども、一般職員の給与は、合併前の職員の支給された給与をそのまま移行させていただきました。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

奥村征夫君。

○10番議員（奥村征夫君）

また、管理職手当、時間外手当、旅費、特殊勤務手当について、どのような方法で調整したか、説明を願います。併せて一般職員の最高額はいくらなのか、お尋ねいたします。

○議長（伊藤春三君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

諸手当の状況でございますけれども、いくつかあるわけでございます。

まず、その管理職手当についてでございますけれども、中富、身延とも8%支給、旧下部におきましては8%と一部6%支給というふうな状況でございましたが、そこで今度の新町になりまして、調整で課長クラスが8%支給、それから課長補佐が6.4%支給という、こういう

ふうな状況になりました。ほかの諸手当の状況でございますけれども、時間外手当とか旅費等につきましては、国、県と同じ支給がされております。

さらに特殊勤務手当の状況でございますけれども、3町多少違いはございましたけれども、税務手当、あるいは動物死骸処理手当、下水道業務手当、水道業務手当、税務手当、伝染病防疫手当、精神衛生業務手当、災害出動手当と、これからそれぞれ金額は多少の異なりはございますけれども、合併後の状況におきましては、新町になったの特殊勤務手当は2つというふうなことに調整をさせていただきました。行路病人および死亡人の処理手当、それから動物死骸の処理手当、こういうふうなことでさせていただきまして、職員は人事異動により数年で異動していくというふうなことで、行政の職種と仕事の内容はそれぞれ職場によって異なるわけでございますけれども、これ以外の手当につきましては、支給をしないというふうに調整させていただきました。

それから職員の最高の号級でございますけれども、一般職員の給与で最高号級は1級から8級制度になっておりまして、8級の特1号というふうな格付けがされまして、45万4,700円というふうな金額で、現在、昇級停止という状況になっております。

○議長（伊藤春三君）

奥村征夫君。

○10番議員（奥村征夫君）

3町の運用は、それぞれの考え方で行われていたことだろうと思うのであります。その場合、高い低いがある場合、今後は、その差について、どのように調整するか、考えを示していただきたいと思えます。

各人の持っている給与水準を引き下げて行うことは、一般的に困難とは思いますが、ベース改定等の時期をとらえて、等級、号俸の調整を行うことが好ましいと、私は考えます。特に行政改革と財政の健全化が最大の課題となっている現状において、人件費の調整にあたっては町民の誤信を招くことのないよう、十分留意してほしいと思えます。

もう1点、給与の45万4,700円ですか、これは管理職手当も含みの金額か、お答えをお願いいたします。

○議長（伊藤春三君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

先ほど報告をしました45万4,700円は、これは基本給、本棒でございます、管理職手当は含まれてはございません。

○議長（伊藤春三君）

奥村征夫君。

○10番議員（奥村征夫君）

分かりました。

次に臨時の職員について、3町どのように調整したかお願いいたします。

○議長（伊藤春三君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

お答えいたします。

3町とも臨時職員の形態については、それぞれ町ごとに違っておりました職員数、あるいは職務の内容、あるいは勤務の内容、賃金形態、それぞれ異なっておりまして、これらを調整していく上には、大変悩んできたところでございます。一面には採用時の条件、あるいは職務の内容、あるいは職種によっては特殊な免許等、資格などが必要という部分というふうな状況を勘案していく中で、基本的には日額を適用していくというふうに検討し、調整をまいりました。

金額的には用務員の場面でありますと6,100円、あるいは調理員、事務員の場面でありますと6,300円、資格を持つ保育士の状況は6,700円、あるいは町有バス等の運転技術、大型免許とか特殊免許の状況におきましては7,100円から9,600円、あるいは技術的な場面の土木作業の状況におきましては1万円と、こんなふうな状況で調整をさせていただきました。

○議長（伊藤春三君）

奥村征夫君。

○10番議員（奥村征夫君）

1点、先ほど、前のほうで質問させてもらってあるんですけど、3町の運用で、それぞれの考え方でやっていたと、その形の中で高い低いがあるかと。また、ある場合は、今後どのように調整されるのか。そこを再度、確認させていただきたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

3町とも職員の年齢構成、そこに占める割合、そういうふうな状況も異なりがございまして、職員の給与に対する運用基準、多少の異なりはありましたけれども、ほぼ近いような状況で運用基準がされてきました。しかし、そうはいても長い20年、あるいは30年勤務していく上におきましては、役職に就く人、あるいは役職に就かなかった人、そういうふうな状況で多少の同一年齢でありましても、違いはございました。そこで運用基準が定められて、それに基づいて実施をしていくわけでございますけども、この調整をしていくには、かなりの時間も、あるいは月数もかかっていくのではないかと、こんなふうに考えております。

それから給与につきましては、国、県、人事院、あるいは県の状況、そういうふうなところを勘案する中で、給料表、あるいは諸手当等も順次、時代の状況によりまして、勧告等が行われれば変わってくると、こんなふうな状況でございます。

○議長（伊藤春三君）

奥村征夫君。

○10番議員（奥村征夫君）

3町ともに同様でもって、同じ条件という形もございます。できるだけ、早いときに同一歩調といいますか、職員が明るい気持ちで仕事に励めるような、うまい案もあると思いますので、できるだけ早く、統一のほうをお願い申し上げます。

次に役場職員の給与につきましても、三役、教育長、教育委員と同様に公表し、町民に対し説明責任を果たすべきであります。一般の町民の方々に分かりやすく、3町別にきちんとできるものを表し、早急に行う義務があると考えます。この公表について、どのような方法で、いつごろ行う考えがあるか、お答えを願います。

○議長（伊藤春三君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

一般職員の給与の公表の関係でございますけれども、情報化時代でありまして、旧3町ともそれぞれ給与等の関係について、公表してまいりました。新町になりましても、毎月発行されております広報で、来年の3月ごろになるわけでございますけれども、公表予定をしております。

内容的には平均給料月額、あるいは初任給の状況、あるいは年数別の平均給料月額、あるいは特別職の報酬、行政の中の組織ごとの部門別の職員数など、これらの関係について公表していく考え方であります。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

奥村征夫君。

○10番議員（奥村征夫君）

公表する場合、各町の合併前と比較できる内容ですか。そのことについて公表すべきであろうと考えます。このことについて、再度お考えをお聞きいたします。

○議長（伊藤春三君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

先ほど内容的にはお話をいたしましたけれども、旧町時代と比較してというふうなお話でございますけれども、一面には紙面の状況、あるいは社会通念上、公表すべき内容等、県下的な状況、そんなふうなところを勘案しながら公表しているわけでございますけれども、比較というふうな場面は、一面には難しい面があるかと思えます。

○議長（伊藤春三君）

奥村征夫君。

○10番議員（奥村征夫君）

次に職員の管理計画と定数といいますが、ざっくりばらんにいって職員削減目標についてお尋ねをします。

合併したことにより、行政区域面積が拡大、あるいは合併等の経緯の自然的、社会的要因の影響もあると思われませんが、人数はできるだけ少ないほうがよいわけでありまして。直接、住民に行政サービスを提供する分野は、人数削減は大変厳しいものと思えますが、今後の傾向としては福祉等の住民サービスを担当する職員の増加が予想されるところでありますので、計画的に行政機構の簡素、合理化、事務能力の向上、定員管理の適正化等を図り、総数として職員の増加をきたさないようにするとともに、時代の進展に伴う行政対応の変化にも応じて、職員の適切な配置を行い、行政サービスの向上に努める必要があります。

そこで、お尋ねします。職員削減計画の具体的な削減目標はいつごろか。また、削減する方法について、お願いしたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

合併協議の中におきましても、職員数については、それぞれ議論がなされてきたところでご

ざいますけれども、新町になりまして、定員の適正化計画を策定して、適正化に努めていかなければならないというふうに考えます。

現在、まだ合併して3カ月というふうなところで策定されてはおりませんけれども、これらにつきましても、早期に着手する考え方でございます。現状、職員数268名と、こういうふうな状況でございますけれども、定年60歳の状況を見ていきますと、平成20年までの5年間に定年退職予定者数は35人というふうな状況になります。この時点で職員数は233名、さらに10年後、平成25年というふうな状況に見ますと、累計をしていきますと、78名の職員、定年退職予定者数となりまして、190名という職員数になります。この間、新採用はできる限り少なく、採用を考えていかなければならないと思います。さらに、定年退職と職員の早期退職干渉制度等も活用していきながら、最小の職員数の中で最大の行政効果を生んで、新しいまちづくりに向けていかなければならないと、このように考えております。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

奥村征夫君。

○10番議員（奥村征夫君）

今、見通しといたしますか、予測が分かりやすくご説明いただきました。

中長期的な人事計画を策定し、適切な年齢構成を維持していくことも重要なことと思うのであります。このへんに気を配り、目標達成に向けて努めていただきたいと思います。

質問を変えます。

職員削減計画とも連動することではありますが、すべての事務事業について点検し、民間にできる仕事は可能な限り、早い時期に民間に任せるという考えがあるか。その場合、民間に任せる仕事として、どのような事務事業が考えられるか、具体的にお願いたします。また、その中で可及的速やかに実行したいと考えているものがあれば、教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

新町になりまして、前回の答弁の中でもお話いたしました、公共施設の数膨大な数になっております。全体で45というふうな大きな施設ではございますけれども、この施設の中身を見ていきますと、教育関係の部門だとか、そういうふうな場面が多くウエイトを占めているわけではございますけれども、すでに下部の道の駅、あるいは旧身延のゆばの里、こういうふうなところは組合のほうに委託というふうな状況も、現実にされております。これから行財政改革を進めていく中で、指定管理者制度等の活用も検討していきながら、順次、可能な部門から検討を加えて、対応していきたいと、このような考え方でございます。

○議長（伊藤春三君）

奥村征夫君。

○10番議員（奥村征夫君）

事務事業としては、具体的にどのようなものが考えられるか。そのへんについて、お答えをお願いします。町長。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

質問にお答えいたしますけど、ただいま総務課長のほうから答弁をいたしましたように、とりあえず45カ所でございますが、公共の関与する施設があるわけでございますけど、この住民の皆さん方の中でも、こういう雇用が少ない地域で、こういう公共の施設に勤めている行政の職員を辞めさせて、要するに民間に委託することはいかなものかというようなご議論をする方があるわけですね。

ですから、こういうことを、考え方を変えていただかないと、行政にやれやれといわれても、実際、まわりの皆さんは唯一のお勤め先なので、これを外して民間へ任せることはいかなものかというようなことを、たびたび聞くわけでございますけど、それはそれで、やはり行政としての姿勢とすれば、きちっとした民間委託ができるものは、できるだけ早く民間に委託したいと。

これはいろいろございます、保育の問題も身延は民間が3施設やっておるわけですけど、こういうものは、調整の段階でも課題として出てきているわけですけど、先ほど、私が申し上げたようなものの考え方の違いがあるわけでございますので、ここらはやっぱり、議会の皆さん方からも、いろいろご支援をいただく中で、やれという方と、やったら勤め先がなくなるではないかというようなご意見もあるわけで、ここらへの調整を、ぜひひとつ、まわりの皆さんから外堀を埋めていただければ、私どももやりやすいと思うわけで、具体的にどこがどうだということは、今ちょっと明言できませんので、その点はひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（伊藤春三君）

奥村征夫君。

○10番議員（奥村征夫君）

分かりました。

私たちも側面から協力させてもらう中で、将来に向かっての新しいまちづくりができるよう、また次世代の我々の子どもに対して、ここで生まれて育ってよかったなというような、まちづくりに協力させていただきたいと思っております。

それでは以上、つたない質問といいますが、そんなことでございましたが、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

以上で奥村征夫君の一般質問が終わりましたので、奥村征夫君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は1時55分からといたしたいと思っております。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時55分

○議長（伊藤春三君）

再開いたします。

次は通告12番の渡辺君好君です。

渡辺君好君、登壇してください。

渡辺君好君。

○12番議員（渡辺君好君）

議席12番の渡辺であります。

私は新身延町発足して、第1回の定例会という、非常に意義ある議会にあたりまして、多くの町民を代表して、やすらぎと活力ある、開かれたまちづくりを目指して町政一般の一部ではありますが、質問をさせていただきます。

通告書には地域防災計画についてと出しておきましたけれども、この地域防災については、何かコンサルに、ただいまは出しているというようなことでありますけれども、その中の一部というようなことで、関連についてお伺いしてまいります。

ご承知のように、新潟中越地震の災害については、1カ月有余にわたって報道等される中で、町民の多くが災害による不安ということ、非常に心配されるというところでもあります。そういう中であって、私の質問が少しでも町民の安心に結びつくような答弁が返ってくればありがたいと思っております。

1点目については、町内の急傾斜地崩落危険箇所、これが何カ所あるか。続けて、町内の山腹崩落危険箇所、これが何カ所あるか。地滑り危険箇所はどのくらいあるのか。何か危険地域についての区別が、このようにされておるようでありますから、これについて、まず何カ所くらいあるのかを答弁願いたいと思っております。

○議長（伊藤春三君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

それでは、ご答弁申し上げます。

1点目の急傾斜地崩落危険箇所は何カ所あるかという問でございますが、本町の場合は214カ所ございます。

2点目の、町内の山腹崩落危険箇所は産業課長のほうからご答弁申し上げます。

3点目の町内の地滑り危険箇所はということで、いわゆる国土交通省関係の地滑りは本町の場合は28カ所でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

産業課長。

○産業課長（渡辺芳彦君）

それでは、2点目の町内の山腹崩落危険箇所ということですが、山梨県の峡南林務環境部山地災害危険地域の山腹崩壊箇所数ですが、町内153カ所ございます。

それから町内の地滑り危険箇所ということで、これは林務環境部関係で28カ所、それから農務関係で10カ所ございます。

○議長（伊藤春三君）

渡辺君好君。

○12番議員（渡辺君好君）

これらの箇所が人家、人命にすべてが関わるとは思われないんですけれども、そのへんの状況について、危険箇所が人家、住民に危険な箇所であるということをお聞かせ願いたいです。

○議長（伊藤春三君）

建設課長。

○建設課長（伊藤守君）

それではお答えします。

急傾斜地の関係でございますが、保全戸数が214カ所のうち2,259戸、これが保全戸数になっております。そんなふうに、今現在、つかんでおります。

また、地滑りについては保全戸数がつかんでございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤春三君）

産業課長。

○産業課長（渡辺芳彦君）

林務環境部関係の戸数につきましては、国道、それから県道というふうな部分で関係戸数がないところがございます。関係戸数がある部分は、数字はちょっと把握しておりませんが、そんな状況でございます。

○議長（伊藤春三君）

渡辺君好君。

○12番議員（渡辺君好君）

その人家とか、そういう人間に関係するというようなところも結構あるという数字があがっております。これはやはりこれに対する対策というのが、長期計画の中でも細かくは伝わってきておりませんが、やはり今回の地震等について、いろいろと教訓を受けた中で、事前の避難地というものの指定を甲府市等ではやられているというニュースも伝わっております。このへんについては、やはり危険地であるということを知っている、そこに人家がある、人が住んでいる、こういうところに対しては、いわゆる事前避難地というものを指定して、いち早く、その誘導をするということは、この中越地震等から得た教訓として急務と言われております。こういうニュースは、やはり長期計画とか、あるいはコンサルに頼んでとかということでは間に合いません。知っているのは、地元の行政であります。だから、早急にこの事前避難地、避難をしなければならない地区ということを知り、改めて指定して、これの誘導に対しては、地域住民の協力を得る中で、職員の派遣等を、人間を限定して、もう誰はどこへいくんだというようなことを行政としてすべきではないかと、私はそう思うわけですが、これについての対応をいかにされるのか、新しいニュースとして、まだ検討もされていないかもしれませんが、新しい、この11月10日の山日新聞ですから、すべての方が承知していることであろうと思うので、対応については、その職にある者は考えていると思います。そういうところで担当では無理かと思えば、町長の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

渡辺議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

山日の記事を見させていただきまして、大変地形も似通ったような場所でございますし、今おっしゃるようなこともごもっともなお話でございますので、私どももこのことについては、昨日の防災関係のご質問等にお答えをしまいましたが、とりあえず、各集落ごとの防災マップをできるだけ早い時点で作成していただくと、これが行政もそうでございますが、集落の皆

さん方に自主的に、このことについてはお骨折りをいただきたいというようなことで、県のほうも、4年ばかり前にできました土砂崩れ、災害防止法に基づいて、今危険地帯の指定をいたしておるところでございますので、そのことも含めまして、いろいろな角度からできるだけ早く、このことについては実施をいたしてまいりたいなと思っております。

○議長（伊藤春三君）

渡辺君好君。

○12番議員（渡辺君好君）

町長の考え方、そしてできるだけ早くこれに対応してまいるといことですから、ぜひともそういうことを実際に、現実味のあるものにしていただいて、住民が安心できるような方向を打ち出していただきたいと思っております。

次に進みます。

2番目としまして、直下型地震というニュース、こういうことも新聞等で大きく取り上げておりますけれども、私ども、多少はその認識もあったわけですが、やっぱり新潟中越地震からマスコミ等も大きく取り上げ、またそれぞれの自治体等においても、その対策についてはいろいろと具体的なものを打ち出しております。東京の直下型があると、山梨県にも震度6、7ぐらいの影響があるだろうという発表もあるし、また方や、山梨県において直下型地震が発生したならば、県の想定では被害家屋が10万戸であると。死者最大で2,400人とかいられております。

そういう中にありまして、県内には10カ所近い断層、活断層地帯というのがあるというようなニュースも伝わっております。私ども身延町の住民として、一番関心があるのは、相当以前から私ども認識しておるわけですが、やはり言われているところの糸魚川・静岡構造線ということでありまして。これは早川町付近で止まっているようなことではありますけれども、いわゆる数キロの近くにおいて震度7、マグニチュード8、9の地震が起こり得るといようなニュースが伝わっております。

特に、この糸魚川・静岡構造線においては1千年間隔でマグニチュード8数の地震が起きているというデータがあるということの中から、最新の活動では先般の同僚議員の発言にもありましたけれども、最新の活動から1,200年が経過していると。政府の調査では2030年までのM8、9地震発生率は14%というようなことで、非常にデータを見る限りでは、明日すぐ起こっても不思議ではないといようなデータであります。

なお、これに加えて釜無川断層とか曾根丘陵断層とか藤木・相川断層とかといようなものが報道されております。行政として、こういうニュースをキャッチした中で、住民の不安を解消するために、どのような対応をされ、現在においてどう説明されるのか、そのことをお伺いいたします。

○議長（伊藤春三君）

総務課長。

○総務課長（赤池善光君）

お答えいたします。

前からも議員さんのほうから、防災関係についてそれぞれ質問がございました地域防災計画を早急に立てていかなければならない、こういうふうな状況の中で一般災害編、あるいは地震対策編、防災計画の中にそれぞれ盛り込まれていくわけではございませんけれども、それぞれ住

民にできる部門、何ができるか、こういうふうな関係を地域の中で、それぞれやはり話し合っ  
ていただき、自主防災組織の確立に向けて災害の少ない地域づくり、助け合う地域づくり、そ  
れから行政の中で、大きな災害が起きたときに、どのように対応していかなければならないか、  
行政としての対応、それらを地域総合防災計画の中に折り込む中で、また地域の皆さんに議員  
の皆さんの力を借りながらも、自分たちの集落はどういうふうにして守って、またさらに発展  
させていくかと。防災マップの作成等も絡み合いながら、細かい打ち合わせ、協議を重ねてい  
く中で、地域防災計画を早期に策定をしていきたいと、このように考えております。

○議長（伊藤春三君）

渡辺君好君。

○12番議員（渡辺君好君）

現段階においては、早期に取り組んで対応していくということより、ほかにはないようであ  
りますけれども、本当に、このデータから見る限り、今日来ても明日、このマグニチュード8程  
度の地震が起きてても不思議ではないというデータであることを強く認識して、早急に対応を住  
民に知らせる必要があると思いますので、これは強く要求しておきます。

続きまして、大きく3点目、以下に3点にすべて含まれるものでありますけれども、3つ目  
の質問をさせていただきます。

廃棄物処理及び清掃に関する法律ということを出しておきましたけれども、実は廃棄物処理  
問題について、議会運営委員会を開いたあとに、この陳情書なるものが到着しまして、実は協  
議を開く30分前に議運を開いたという経緯があります。

そういう中で、この取り扱いについて議会の中では教育厚生という付託がされることになり  
ました。私は、これは建設のほうにいくだろうなと勝手な思いをしていたんですけれども、私  
も教育厚生委員会のほうに所属しておりますので、実はこれはちょっと考えていたことと違う  
なと思ったんですけれども、致し方ないということで、早々に資料の収集をしました。そうい  
う中で、先ほど町長さんが取り上げた県議会の質問、答弁等の資料も、私も手元に持ってあり  
ます。また担当課長等も、すでにそういうものを入手しているというようなことも聞いてあり  
ます。

けれども、私はこの問題は下部地区の人たちは相当知っている関係で分かっているわけであ  
るけれども、合併した中で、やっぱり身延、中富の議員さん方、職員等においては、この問題に  
よごとだと思っておられた状況であったと思います。そういうことで、私が調べたというこ  
とをやはり、基礎資料として、皆さんにも同時に知っていただきたく、少し述べさせていただ  
きたいと思います。

この北川地区に建設をという会社は、山の都という会社で女性の社長さんであります。そし  
て、この社長さんが、すでに20年間にわたって岐阜県、瑞浪市において最終処分場の経営を  
されております。そういう実績を持っている社長でありますということと、この瑞浪の処分場  
を視察された人数ですけれども、下部町においては一般住民、男女を問わずですけれども、  
100人以上と、この山の都から聞いております。そして富士川漁協の理事、役員さん方を含  
めて15、16名は視察に行っていると。そして下部町議会の議員の方々では7名か8名行っ  
ているというようなデータが伝わってきました。

そういう中で、この現地を視察した人たちの声とすれば、見てくれば反対する理由は見つ  
からないというようなことを聞いております。なお、付け加えて、下部町議会のときに、私も産

廃の問題について質問通告を出したところ、当時の土橋金六町長は急ぎよ、この瑞浪の現地へ担当課長同伴で、こっそりというようなあれでしたけれども、行ってきました。そういうことで調査された人数というのは、調査というか、現地を視察された人数は結構、下部町内にはおるわけです。

そういうことから言いましても、私はこの産廃の処分問題については、しっかりとした法律が定められ、毎年のごとく厳しく、その法律は改正されてきておるところであります。これを論ずるには、やはりこの廃棄物処理の現場を視察することや法律を知ることが前提だと思われ

ます。  
そういう中で1番に掲げました地方公共団体の責務についての説明、法的条文はどのようなものかということ。2番として一般廃棄物の処理についての法律はということをご答弁願いたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

環境下水道補佐。

○環境下水道補佐（赤池義明君）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で、国および地方公共団体の責務というふうなことで、今言う廃棄物の処理及び清掃に関する法律、以下廃掃法と言わせていただきたいと思うんですが、その廃掃法の中では1項と2項で地方公共団体の責務を謳ってございます。

その第4条の第1項でございしますが、市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図り、および一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、いわゆる峡南衛生組合というふうな状況だと考えられるんですが、職員の資質の向上、施設の整備および産業方法の改善を図る等、その能率的な運営に努めなければならないというふうなことで、1項では市町村の責務というふうなことになってございます。

それから第2項でございしますが、2項は都道府県の責務というふうなことで、市町村に対し、前項の責務が十分果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならないというふうなことで、第4条の1項、2項に地方公共団体の責務について、説明がされてございます。

さらに第6条というのがございまして、その6条の中では市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないというふうなことで、一般廃棄物の処理に関する計画というふうなことでございまして、身延町はいわゆる峡南衛生組合を構成してございます。峡南衛生組合で、このような一般廃棄物の処理の基本計画というふうなものがつくられているというふうなことでございます。

それから第6条の2でございしますが、6条の2では市町村は一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物の生活環境の保全上、支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、処分しなければならないと規定されてございます。

そんなふうなことで第4条、第6条で責務というふうなことが謳われていると、こんなふうな状況でございます。

○議長（伊藤春三君）

渡辺君好君。

○12番議員（渡辺君好君）

町ではこのような、いわゆる法律ですね、これを遵守しているという認識はありますか。

○議長（伊藤春三君）

環境下水道補佐。

○環境下水道補佐（赤池義明君）

先ほども峡南衛生組合の話をしたんですが、一般廃棄物につきましては、峡南衛生組合のほうでの処理というふうなことで、きちっと収集運搬、それから最後の処分というふうな形だというふうに、私は認識しております。

○議長（伊藤春三君）

渡辺君好君。

○12番議員（渡辺君好君）

産廃問題についての関連のことで、平成14年2月7日、木曜日、これは山日新聞に登場しているニュースでありますけれども、読んでみます。

「産廃処分場建設 住民同意の要件 環境省自治体に要請へ」

環境省は2月6日、容量不足が深刻化している産業廃棄物の処分場確保のため、容量が不足している、そういう状況にある施設設置にあたって、条例などで住民の同意を求める自治体に対して、要件緩和を要請する方針を決めた。同省の有識者による産廃問題懇談会で、4月までに福島、岡山など14都県と2市の産廃担当者に住民同意条項を定めた目的や運用状況などを聞いた上で意見交換する。この夏にも措置の緩和を自治体側にどう求めるか、手続きなどをまとめるというような一連の文書があります。

ここで、このような、いわゆる住民の同意が非常に難しい条件を自治体でつくってあるところに対しては、その条件を緩和するよという通達がきているのか、きていないのか、そのへんの様子をお伺いいたします。

○議長（伊藤春三君）

環境下水道補佐。

○環境下水道補佐（赤池義明君）

先ほど申し上げました14年の2月7日付けの新聞報道というふうなことでございますが、このへんにつきましては、私どものほうではちょっと目にはしてございません。ただ、この関係については、特に必要と思われるのは、県のほうが、いわゆる許可を出すというふうなことでございますので、県のほうではそれを掌握しながら、山梨県廃棄物処理施設設置に関する指導要領です。条例ではございませんので、要領の中で地元合意というふうに謳われているというふうなことでございますので、これは県のほうにも、その部分については届いていないのかなというふうなことは推定できるんですが、今ここで明確な答弁は差し控えさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（伊藤春三君）

渡辺君好君。

○12番議員（渡辺君好君）

非常に重要なポイントなんですよ。今回出された、いわゆる今後、協議会等で議していくという、いわゆる陳情書ですね、こういうものが、いわゆる法治国家において法律をクリアすれば、その事業はやはりやっているとというのが、法治国家の、これはシステムであります。

そういう中に地方自治体といえども、やはり我慢しなければならぬということもあるし、公害をもたらすものであれば、これは誰人も反対しましょう、私も反対します。

公害をもたらさない、いわゆる最終処分の水というものが、やはり法律をクリアして、それで谷、川へ流せるものであったならば、反対のしようがないと思うわけです。これは法治国家のシステムではないですか。私はそう思っております。

そういう中であって、非常に、この処分場については、反対あり賛成ありとあって、非常に何か難しい問題を提起しているかのごとき議論も、先ほどなされたところでありますが、私はきちっと法律を勉強し、そしてまた、実際の処分場との視察をし、その最終の処理水が、やはり法律をクリアしていれば反対されるべきものではないと思うわけですが、そういうことに向かって、町にも住民も、やはり対応していく必要があるのではないかと、私は思っておりますが、こういう点について、これから担当等は今の自治体が、難しい法で縛ってやることはいかがなものかと思うわけですが、再度、県のほうに担当は責任持って住民同意の要件緩和という点について調べて、後日でもまた答弁ができるようにしておいてもらいたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤春三君）

環境下水道補佐。

○環境下水道補佐（赤池義明君）

申し訳ございません。

14年の2月7日付けの新聞報道のものが、私の手元にはございませんので、あとでコピーをいただければと思います。

その関係につきましては、特に私の一存というふうなことはいけませんので、上司に協議を相談しながら、また、その相談の結果に基づきまして、県のほうにきちっと問い合わせを、できる部分はしていきたいと、こんなふうに思います。

○議長（伊藤春三君）

渡辺君好君。

○12番議員（渡辺君好君）

2月7日の、この情報が担当が見落としているということは残念ですが、ないというのであれば、これはしょうがないけれども、やはり今の情報というものは多すぎるとか、いろいろ言いますが、関係あるものをやはり、いくら忙しくても目を通していただいて、それに対応していかないと、住民のほうが一生涯懸命心を持っている、こういう資料を持っているということであれば、これは行政として指導、監督するという立場からいっても、誠に遺憾であります。ぜひとも、今後に対しては、横の連絡を取りながらも、また許認可を持つ県のほうへも普段からでも情報伝達、情報を提供してもらうようにして、勉強していただきたい、私はそう思いますが、担当はどう思いますか。

○議長（伊藤春三君）

環境下水道補佐。

○環境下水道補佐（赤池義明君）

非常に重要な案件だと思っておりますので、不断の努力は惜しんでいるつもりはございません。ただ、たまたま14年の2月7日の新聞は、私はまだ担当でなかったというふうなこと、担当でないから知らないでいいということは許されないと思うんですが、その当時、私のほうで目を

通せなかったというふうなことで、いただければというふうなことでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（伊藤春三君）

渡辺君好君。

○12番議員（渡辺君好君）

ただいまの担当の答弁に尽きると思いますけれども、やはり何にしても勉強しなければしょうがない。よりよい情報をインプットしなければ、答えは出てこない。いいか、悪いか。これは当然だと思います。何事につけても。特に、この自分のゴミは隣の庭へ埋めたいなんていうことは通らない時代ですよ。自分の出たところのゴミは自分で処分しなさいというのが、法律で決められているわけです。それに従って、最終処分場の自治体へ造るべきだけれども、大きな金を要するから、自治体が造れないから、今、草津ですか、持ち出しているわけです。あっちこっち持ち出して、ストップ食らったり、困った時点もあるわけです。特に山梨県には現在、いくつ最終処分場があるか、担当ご存知ですか。

○議長（伊藤春三君）

環境下水道補佐。

○環境下水道補佐（赤池義明君）

私の知っている範囲では、甲府市で1カ所というふうなことで理解してございます。甲府市で、1カ所持っているというふうなことを聞き及んでおります。

○議長（伊藤春三君）

渡辺君好君。

○12番議員（渡辺君好君）

ご明答ですよね。

だから、驚くではないですか、山梨県で工業誘致はいっぱいあるわ、一般から出るゴミも相当大きいわ、この峡南衛生組合からも、いわゆる処分される灰というものを持ち出している金額ものちほど担当にお伺いしますけれども、数千万円のあれがかかっていると思います。しかも、施設費については先般、改築されたばかりですから、何十億円という投資がされている。いわゆるゴミ処理については、とてつもない金額が必要とされているわけです。今後も、これはリサイクルとか減量とか、いろいろ運動はありますけれども、それにも限度がある。そういう中で、なんでもかんでも反対していいのかということも、私は思っております。

それはすべてが法律によって縛られておるので、法律をクリアすれば、なんとか、その方向付けはされていくでしょうけれども、この処分場問題については、軽々しく扱える問題ではないと思います。

そういう点について、少し説明を受けたいのは、この4番に掲げました法に基づいて、廃棄物の処理をはじめから今日まで（平成15年）この3町の合計支出金額は施設費と諸経費の金額、施設費と焼却灰を処理した金額、そういうものを分かりやすく説明願いたい。

○議長（伊藤春三君）

峡南衛生所長。

○峡南衛生所長（大野久方君）

それでは、質問にお答えいたします。

平成6年度から平成15年度までの10年間にゴミ処理のために、3町が負担した経費の内

容になりますが、ゴミ処理をするために要した経費の合計額が9億6,330万6千円。なお、ゴミ処理施設の建設に伴う起債の償還額の合計が、同じく15年度までで4億2千万8千円ということになっております。

なお、灰の処分費がどのくらいの経費を要するかというような、ただいまの質問等もございましたが、それにつきましては、灰の処分費でございますが、15年度分といたしましては、2,794万円の経費を要しております。

なお、1トン処理するのに3万1,815円、灰の持ち出し量といたしましては、15年度は約878トンほど持ち出しております。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

渡辺君好君。

○12番議員（渡辺君好君）

施設費、そして焼却した灰を持ち出して、最終処分場へお願いしていると、こういう問題、こういう金額が膨大であるということは分かると思います。特に、この施設費の償還については何億円ぐらいになっていたか、担当。

○議長（伊藤春三君）

峡南衛生所長。

○峡南衛生所長（大野久方君）

それでは今回、今現在、使用しているゴミ処理施設の事業概要について、ちょっとご説明させていただきます。

今、使用しておりますゴミ処理施設でございますが、平成6年度、7年度事業として、事業を起こし、平成8年3月完成、稼動したところでございます。

総事業費は23億308万円。その内訳といたしまして、国庫補助事業といたしまして、1億5,670万5千円。県支出金4,302万円。一般財源といたしまして、2億2,105万5千円。起債といたしまして、18億8,230万円の起債をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤春三君）

渡辺君好君。

○12番議員（渡辺君好君）

ただいま担当の説明を聞けば分かる通り、これはやはり起債をして、この施設を改築したというのは、やはり年々変わっている産業廃棄物処理問題についての法律が改正されて、ダイオキシンが騒がれ、ダイオキシンの出るものは全部ストップされたから、山梨県においても、その処理において非常に苦しんでおるとい状況で、これは日本全体であります。

だから、この施設を造った方はよろしいことではありますけれども、起債と、これから返済していかなければならない金は20数億円であります。なお、それを年間3千万円ぐらいの灰の持ち出し料、そういうものが掛かっておる。いわゆる、この施設というのは、この緊縮財政、交付金が毎年減らされてくる中で、大変なウエイトを占めていく、住民の負担は大きくなってくる、ほかの事業ができない状況になってくる。そういう中で、この産廃業者の社長にも、私が直接電話を掛けて聞きました。というのは、旧町時代において、もし、この事業が地元で完成できるならば、下部地区の廃棄物の負担はすべて0にしてあげるよと。これは当時の土橋町

長とも、そういう話をし、そのつもりできたようであります。

そこで、私は今は1万7千人の人口を有する身延町という、大きな町になったんだと。この町で出す灰というのは、年間2、3千万トンになるんだと、こういうようなものも、社長見れるのかというような話をしました、実際に。社長の声で、それはいいですよと、考えますよと。何も、だからといっていい加減な処分場を造るわけではないと。処分場というものの許認可は厚生省だけれども、県に委託されていて、県がすべてをやっていることはご存じのところでありましてけれども、民間の施設といえども、公共関与の施設といえども、法律の適用は同じであります。当たり前のことです。だから、県が関与した施設でなければ賛成できないというような声もありますが、これはナンセンスであります。

ということで、もちろん、それは感情的とか、いろいろあって、その反対もある、何事もそうですね、政府の方針にしても、いいという人、悪いという人があるわけですがけれども、私は新身延町の将来を思うとき、もし公害をもたらさない施設であるならば、やっぱり、町こぞって、これに取り組んで完成を目指して、町の財政問題の解決に役立てるようにすることもいいのではないかなと、私は思っております。

そういう考えでいるのも、それも勝手だろうという人がいるかもしれませんが、私はそういう観点に立って、何もむりやり反対することはないではないですかという話も随所でしておるところであります。

こういうことについては、あとの問題は担当が答えるから、町長として、この廃棄物最終処分場問題は、どっちかといえば、今度、合併ということで持ち込まれた言葉が適切かどうか分かりませんが、寝耳に水のような例えのこともかも知れないけれども、現実問題として、これの解決に向かっては真摯に受け止めて対応しなければならないことは事実だと思います。そういう中で、今日まで、どこまで法的な認識、あるいはまた、この社長がやっているところの岐阜県の瑞浪市の処分場、なお言えることは現在、草津処分場ですか、うちで出しているのは、その処分場、立派な処分場です、ここは、近代的ですから。こういうものも視察されて、そういう中で判断されて、住民の迷いがないように対応していただきたいと思いますが、あと質問はありますけれども、この段階で町長の所見をお聞かせいただきたい。よろしく願います。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

寝耳に水というようにお話がございましたけど、今はそんなことを言っているような状況ではございませんけど、最初はそういう感じです。正直なところを申し上げます。

今まで、渡辺議員がおっしゃった峡南衛生に関わる問題ですけど、これはやっぱり別にしていただかないと、これは焼却灰については最終処分場には関係がございまして、峡南衛生の建設費とか管理費、運営費、こういうようなものは最終処分場とは全然無関係のものです。ここらへんはご認識をしていただきませんと、なんか23億円を処分場がないために掛かったというようなお話のように受け取れますので、ここはびしっと、私どもは認識させていただいております。

やっぱり法的ないろいろな問題も、課長補佐のほうから答弁をさせていただきましたんですけど、やはり法治国家でございますので、それは私どもも法が適正であって、そして県が適正な結論を出すということであれば、これはきちっとした対応はしなければならないと思ってお

ります。

要するに産廃に関わる法律が緩和されたということは、私どもも聞いてはおりますけど、ただ、要するに立場とすれば賛成の方、反対の方、やっぱり言い分があるわけでございますので、町といたしましたら、両方の皆さん方のお話を聞く中で適正な判断をしていかなければならないのかと。それには法的な根拠がきちっとしてやらなければならないわけですから、そこらは私どもの判断を見誤らないような形でやらしていただきたいと思います。

大変、ご高説を頂戴して、本当にありがとうございます。

○議長（伊藤春三君）

渡辺君好君。

○12番議員（渡辺君好君）

町長さん、だから法律はもちろんですけれども、処分場の現地の視察をどうでしょうかという問題もあるんですが、このへんはどうですか。町長さんの考え。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

処分場の現地視察ということは、これは状況がこういうような形になりますと、実態を知っておかなければならないかと思っておりますけど、ただ場所によって、また地形によって違うわけでございますので、地形が本当に類似したような条件だとか、地滑り地帯とか、いろいろなもの、そういうものが同じような条件であることが、まず見させていただく前提だと思うわけでございます。

草津の最終処分場は2回ほど行って、よく存じておりますので、この瑞浪市でございますが、また、それを勉強させていただくような形はとらせていただきたいと思っておりますけれど。

○議長（伊藤春三君）

渡辺君好君。

○12番議員（渡辺君好君）

町長の前向きな姿勢というか、真摯な受け止め方の中で、やはり現地も視察したいという言葉をいただきました。ぜひとも、そういうことの中で、町としても逃げられないので、対応していただきたいと思っております。

次に農地転用のこと、これがやはり処分場に関連しているわけでありまして、農地転用申請というのが2件ほど出されているということを知っております。この点につきまして、担当はどのような対応をされてきたのかの経緯と現在と、これからの見通しなどが分かりましたらお答え願いたいです。

○議長（伊藤春三君）

産業課長。

○産業課長（渡辺芳彦君）

現在の状況をご説明します。

現在、県の農政部と事前の打ち合わせを行っております。今後につきましては、全体の進捗に合わせて進める予定であります。

○議長（伊藤春三君）

渡辺君好君。

○12番議員（渡辺君好君）

1つ関連、いわゆる産廃処分場に関係する農地転用申請でありますので、県との指導を受ける中で、ひとつよろしく対応をしていただきたいと思います。

ここで中途になりますが、先ほどの直下型地震のところ、1つ落としましたので、まだ時間内なので、議長、発言をお許し願いたい。

○議長（伊藤春三君）

どうぞ。

○12番議員（渡辺君好君）

1番の段階のところ、福祉避難所、そういうものが、やはり新潟中越の地震の教訓から、マスメディア等の報道で伝わってきております。これは非常に重要なことだと、私も認識しているわけですので、お伺いしたいわけですが、この点についてはやはり、この災害時における弱者、いわゆる高齢者、そして障害を持たれる方、この方々を指しているわけですが、やはり最初のほうでもふれましたけれども、事前、地震が起きるといふ予報が出たら、すぐに、こういう人たちは避難を、安全なところへ誘導していくというような内容でありますけれども、あえて福祉避難所と謳っているわけですが、ここにはこの指定ももちろん、やっぱりクリアしなければならない問題は各地域に、この福祉避難所へ誘導しなければならないお年寄り、特に一人でいられる方とか、あるいは歩行に困難をきたす方だとか、寝たきり老人だとか、そういった方々を早めに誘導するということが、まず1点あります。それにはそのマニュアルをつくらなければならないでしょうが、そうして、なおかつ、この福祉避難所と、あえて固定というか、特定しているのは、ここにやはり医師等の派遣をする必要もあるということから、やはり特別な避難所ということですが、こういう点について、過疎対策の5年間のあいう計画には、まったくこういった地震関係ですか、こういうこと、災害関係についてのことが特に謳われているというところは見当たっておりません。これは策定の段階において、新潟地震等はその後立ってということだったかもしれませんが、だからといって、後回しにしていい問題ではないと思います。

担当としても、こういうニュース、こういう状況は把握していると思いますが、現段階、または将来に向けて、この福祉避難所の問題、そしてなおかつ、どこの地区にはどういう、いわゆる災害弱者、障害者、高齢者、寝たきり老人がどのくらいいるのか、そういう状況をまず把握しなければならないけども、そういうものを把握しているのか、していないのか。そして、この福祉避難所の問題をどう考えておられるのか、絞って2点、担当お願いします。

○議長（伊藤春三君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（中沢俊雄君）

ご質問の福祉避難所は先進地の事例を見ますと、特別養護老人ホームとか老健施設なんかを指定していることになっております。現在の身延町では指定はされておませんが、新潟中越地震以降、担当として話をしていました。その中で、県においても新聞に、これは11月23日の新聞ですか、県においても検討に入っており、年度内に県からマニュアルを作成し、市町村に示すことになっております。

県からの指示を受け次第、防災担当の総務課と連携を図り、福祉避難所の指定に向け、施設側とも話し合いが必要ですが、検討したいと考えております。

災害弱者については福祉保健課内では、地区別に把握しております。この名簿の防災関係者等への公開については、プライバシーの問題等がありますので、先ほどの県下のマニュアル、町の情報公開条例の規定、災害弱者本人の同意を検討する中、統一的な名簿作成を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

渡辺君好君。

○12番議員（渡辺君好君）

担当とすれば、やはり、この問題については情報を得る中で対応を急いでおられるという様子でありますので、ぜひとも、そういう方向で具体的に皆さんに安心が与えられるようなことを打ち出していきたいと思います。

それでは続きのほうへ入りたいと思いますが、下部地区の出口というところから、町の水源として、水を取っているわけですがけれども、この水はどこかの許可を得て、その取っているのか。また、この水を伏流水と見ているのか、地下水と見ているのか、そしてまた水を取っていいという許可を取っているのか、そのへんについて、改めてお伺いいたします。

○議長（伊藤春三君）

水道課長。

○水道課長（遠藤忠君）

この問題について、お答えします。

これは県から地下水として認可を受け、取水をしております。ですから、許可といいますが、これは認可ですので、そういうことでございますけど。

○議長（伊藤春三君）

渡辺君好君。

○12番議員（渡辺君好君）

あと5分くらいしかありませんけども、この水が常葉川の水と関連というか、あると思っ  
ているんですが、常葉の水には関係ないと認識しておられますか。

○議長（伊藤春三君）

水道課長。

○水道課長（遠藤忠君）

お答えします。

午前中に8番目の渡辺文子議員さんの質問へ答弁がありましたように、過去数回、大雨のときに濁ったという経緯があります。その関係で、その常葉川の川が入ったのか、それとも山からの浸透水が入ったのかということでもって、これは調査をしなければ分からないということで、午前中説明させていただきました。

地下のことでするので、分かりませんが、そのへんは住民の不安を取り除くためにも調査が必要であると考えております。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

渡辺君好君。

○12番議員（渡辺君好君）

終わりにしたいと思いますけれども、先ほど、県議会の質疑の、これが文書ですけれども、町長さんもふれた点もかなりあるわけですけれども、私も再度、今の問題に関連するので読んでみたいと思いますが、常葉川の水利権者については、下流域に観光水利権者の農業用水溝がありますが、生活環境調査の結果、影響はないものとし、対象とはならない。そして、先ほどの問題、議論された中にもありましたけれども、埋め立て後の心配というところも、県教委で答えております。埋立地の処理後も処理水が安定し、確認されるまで管理責任を持つように廃棄物処理を法律で定めてあるということでもあります。

なおまた、常葉川下流の農業用水については、町長さんも読まれましたけれども、生活環境調査の結果から、直近で500メートルほどに市之瀬の水を取り入れているけれども、農業用水をすべて、この産廃処分場より上流から取水しているという現実もあるわけです。

以上、いろいろとお聞きしましたけれども、要はすべてが新しい身延町民のためであり、やすらぎと活力のある町をつくるために、影響することありますので、行政としても真剣にこれを取り組んでいただきたいと要望しておきます。

私、以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

以上で渡辺君好君の一般質問が終わりましたので、渡辺君好君の一般質問を終結いたします。

次は通告13番の草間天君です。

草間天君、登壇してください。

草間天君。

○20番議員（草間天君）

2000年4月から始まりました21世紀における国民健康づくり運動では、歯科保健に関する目標指針にフッ化物配合歯磨剤とフッ化物歯面塗布が示されています。

フッ化物洗口の実施期間では、永久歯の虫歯予防を目的に4、5歳児から開始し、少なくとも中学生まで継続実施することが望ましいと思われまますので、保育園、小学校、中学校でのフッ化物洗口について、お伺いします。

まず、第1に旧身延町施設でのフッ化物洗口はどのような形で行われてきましたか。その経過を教えてください。

○議長（伊藤春三君）

福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（広島法明君）

草間議員の質問にお答えさせていただきます。

旧身延町におきましては、28年前の昭和51年6月に福祉予防対策委員会設立準備会を開催し、協議を重ねる上で、同年7年に虫歯予防対策委員会が設立されました。フッ化物洗口への導入の経緯につきましては、当時の新聞に掲載されています記事抜粋の朗読をもって説明をさせていただきます。27、28年前の話ですので、自分もはっきりと認識等ができませんので、ご承知お祈いします。

昭和52年4月21日付けの山梨日日新聞です。抜粋で朗読させていただきます。

う蝕予防対策委員会は昨年、昭和51年ということですけど、昨年7月、同町保健婦が50年

に行った衛生統計がきっかけになってスタートしました。乳幼児につきましの虫歯率が全国平均を大きく上回っているという驚くべき実態が明らかになった。また小学生、中学生は学校によって異なるが、ほぼ100%が虫歯を持っていることも分かった。このため全町を挙げて、子どもの虫歯をなくそうと、同委員会は歯科医師、薬剤士、議会厚生委員会、教育委員会、小中学校、保育園、幼稚園、青年団、栄養士など約70人が集まって発足。青年班、母親班、保護者班、小中学校班などのプロジェクトチームを編成して、対策を協議してきた。

この結果、県外、国外で虫歯予防に成果を挙げているフッ素水洗口の実施に取り組むことになった。町ぐるみで実施するのは、県内では初めての試みであります。これまでの話し合いによると、町内の児童園児を対象に給食と同じように毎日時間を決めて、フッ素化ソーダ水溶液で口すすぎをさせることに決まった。

しかし、薬公害が叫ばれているだけに全体会の焦点は二次薬害問題に集まった。これまで国外、県外で行われた長期フッ素水洗口の結果から適量を使えば、薬害については問題がなく、虫歯の予防に大きな効果を挙げるとされているものの、将来なんらかの影響が出るかもしれない、うがいができない子どもが飲み込むと薬害が出るのではなど、同委員会ではこうした声を考慮して、うがいをできない子どもには実施しない、家族の了解をとる、希望しない子どもは実施しない、フッ素水洗口を実施する前に飲料水を使って十分な練習をされるなどを前提にして実施に移る方針である。また正しい理解のため、PRするという新聞の内容です。

そういった経過ですけど、昭和52年、そのときの1学期から、順次、小学校、中学校をスタートしたという経過です。

それですが、ここでちょっと時間をいただきたいのは、13日の伊藤文雄議員の質問に、この場でお答えさせてもらってよろしいでしょうか。草間議員。

○20番議員（草間天君）

はい、どうぞ。

○福祉保健課長補佐（広島法明君）

13日の一般会計に対する質問で、4目の民生費、1項1目19節負担金補助金交付金の、その他負担金の日本虫歯予防フッ素推進会議の会費・・・駄目ですか・・・このとき導入するきっかけの技術指導をしてくれたのも、この団体ということです。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

草間天君。

○20番議員（草間天君）

それでは、今の現状を教えてくださいと思います。

○議長（伊藤春三君）

福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（広島法明君）

今現在のフッ素洗口の実施施設は、旧身延町で保育園3園、小学校4校、中学校2校の計9施設です。保育園につきましては、ぶくぶくうがいのできる年長児のみ対象としています。フッ素洗口を実施しているのは希望者のみとなっております。それらの数におきましては、小学生につきましては、児童数439人のうちフッ素をしていますのは350人、割合は79.7%、中学校におきましては2校合計、生徒数223人中122人、54.7%です。そして保育園

は身延町内3園ありますけど、園児数、年長児のみということですけど、56人中54人、96.4%。園児、児童、生徒合計718人中526人、トータル73.3%の子どもたちがフッ素洗口を実施しています。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

草間天君。

○20番議員（草間天君）

町内の各保育園、それから小学生、中学生の1人当たりの虫歯の平均本数を教えてもらいたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（広島法明君）

1人当たりの虫歯の平均本数の出し方ですけど、DMF数を検査者数で割った数値を虫歯の平均本数としております。DMF数とはDは虫歯の処理歯、Mが未処理歯、Fが喪失歯の合計数です。

いずれも本年度、平成16年度当初の検診結果に基づく数値を急ぎよ、町内の保育園、保育所、小学校、中学校にお願いしまして、調査をさせていただきました。

保育園、保育所につきましては、年長児だけで乳歯を含んでの数値ですが、旧下部町では2園で4.95、旧中富町は3園で3.57を旧身延町は3園で5.46本となっております。小学校におきましては永久歯のみを、小学校、中学校も一緒ですけど、永久歯のみを対象とした数値ということで、小学生につきましては、旧下部町は2校で0.88本、旧中富町3校で0.74本、旧身延町4校で0.54本、中学校におきましては旧下部町2校で3.49本、旧中富町は1校で3.25本、旧身延町4校で2.27本となっております。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

草間天君。

○20番議員（草間天君）

保育園においては、身延がちょっと多いわけなんですけど、小学校、中学校では旧身延町が旧下部町、旧中富町より少ないと思われませんが、これに対してはどう思われますか。

○議長（伊藤春三君）

福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（広島法明君）

保育園につきましては、先ほども説明しましたが、乳歯も含んでの数値ということですので、こちらとすれば、やっぱり永久歯で虫歯がないというほうを重要視したいと思います。小学校、中学校で旧身延町の児童生徒の虫歯が少ないというのは、フッ素洗口の影響ということは思っております。

○議長（伊藤春三君）

草間天君。

○20番議員（草間天君）

平成15年1月に、厚生労働省から各都道府県知事にフッ化物洗口ガイドラインについて周

知のお願いが出ていますが、そのことについてどのように対応しましたか、お伺いします。

○議長（伊藤春三君）

福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（広島法明君）

ただいまの質問の答えですけど、フッ化物洗口ガイドラインについての周知のお願いということで、厚生労働省から県のほうへ示されたものを、また県から町のほうへの通達ということできた文書ですけど、健康日本21における歯科保健目標を達成するために有効な手段として、フッ化物の応用が重要であると述べられています。

そして世界保健機構、WHO等の勧告に従って、その予防方法として3点が記されております。1点目は歯科診療施設等で行うフッ化物歯面塗布法、2点目は学校での公衆衛生的応用法、3点目は家庭で行う応用法であるフッ化物洗口法であります。

1点目の歯科診療施設等で行うフッ化物歯面塗布法につきましては、旧下部町、身延町におきましては、乳幼児の歯科検診の際に歯科医師の指導のもと、歯科医師によってフッ化物の歯面塗布を実施しております。

2点目の学校等での公衆衛生的応用法は周知のとおり、県内では旧身延町だけということですけど、集団による継続性や財政的なことを考慮し、各学校、歯科医師、薬剤士の専門家の指導のもとに従来から実施をしております。

旧中富町におきましては、関係者の声を聞く中で未実施となっております。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

草間天君。

○20番議員（草間天君）

このことに対しては、再度協議をお願いしまして、対処してもらいたいと思います。

それから最後になりますけど、町長への質問ですが、新身延町内の施設へは今後どのような対応をなされますか、お伺いします。

○議長（伊藤春三君）

町長。

○町長（依田光弥君）

草間議員にお答えをいたしますけど、このフッ素洗口というのは、先ほど課長からも説明がありましたように、昭和52年から身延町で発足をいたしておりますが、当時、私は議会の厚生常任委員でしたし、また商売が薬剤士でありましたので、この事業には最初から参画をさせていただいております。

課長から説明がございましたように、リスクを伴うような格好であるので、大変学校の先生方からは、ずいぶん、このことについて抵抗があったわけでございますけど、とりあえず進めさせていただいて、昭和63年ごろに東大の講師であります高橋さんという人が、この薬物の害について、学校等で薬品等はできるだけ避けるというようなことで、学校の養護教員の皆さん方なんか、薬品戸棚から薬を全部取り除いたというようなこともございましたけど、やっぱり、町内の歯科の先生方がこのことに熱心だということが、1つあろうかと思えますし、それと同時に長い間のデータを見ますと、やはりフッ素洗口をしたことについての効用があったということが、身延町で今まで続いてきた経緯であらうかと思うわけでございます。

学校の先生方、いろいろ大変な仕事をお持ちでございますし、新学習指導要領等もできて、いろいろカリキュラム、大変でございますので、できるだけ、こういう煩雑なことは避けたいと。子どもに洗口させるということは、やっぱり飲み込む恐れもあるわけで、指導をするには大変なことでありますので、山教組の皆さん方はフッ素には害があるというようなことをおっしゃっていますけども、WHOでもって、このことについては、1987年に安全宣言を出していることだけは確かなので、このことは学校の先生方も一応、頭の中へ入れておいていただきたいと思います。

歯の問題については、年をとればよく分かるわけで、入れ歯が多くなってくると、やはり子どものときに、歯磨きをよくしておけばよかったなというようなこともあるわけでございますので、町といたしましても、これは旧身延町でやっておったことを整理いたしまして、やはりフッ素洗口は虫歯予防に役立つものであるという確証と、そして皆さんの認識を改めていただく中で、全町に普及をしていったらどうだろうとは思っていますけども、やみくもに旧身延町でやってきたから、全町でやれというような気持ちは思っておりませんし、歯科の先生方もこのフッ素についての賛成、反対は両派に分かれておりまして、大変難しい問題なのでございますので、このこともふまえながら、今後の全町で洗口をすとかしないとかということは大事な問題でございますので、大勢のまわりの皆さん方のご理解をいただく中で、やれるようでしたらやる、あんまり反対が多いようでしたら、これはやっぱり歯科医の先生方のところへ行って塗布をしてもらえばいいですし、今歯磨きで結構フッ素入りの歯磨きがずいぶん出ております。キシリトール入りとか、いろいろありますので、方法はいくつかあるかと思いますが、あえてリスクを背負ってやるようなことはいたしたくないと。安全を第一に考えて、できればやらせていただくことが、かなりかなと思いますので、その点はひとつ、ご理解を頂戴いたしたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

草間天君。

○20番議員（草間天君）

虫歯はほとんどの人が経験する社会的疾患であり、一度できたしまった虫歯は元の健康の歯に戻すことができないので、発生しやすい時期にしっかりした予防をしておくことが大切だと思われまます。

フッ化物洗口を実施したくない保護者や子どもたちに対する自由な選択、それによる差別や偏見が生じないよう、事前に十分な説明と同意を得る必要があると思います。また、どうしても実施したくない子どもには、水で同じようなうがいをする等の工夫も必要だと思えます。

健康日本21における歯科保健目標を達成するために、有効な手段としてフッ化物の応用は重要でありますので、要望であります。専門家を講師に招いて、説明会等を開くことをお願いしたいと思います。

これで、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

以上で草間天君の一般質問が終わりましたので、草間天君の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、通告されました一般質問はすべて終了しましたので、これをもちまして本日は散会といたします。

長時間、ご苦労さまでした。

○議会事務局長（望月悟良君）

それでは、ご起立願います。

長時間、大変ご苦労さまでした。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時20分

平成 1 6 年

第 1 回身延町議会定例会

1 2 月 2 0 日

平成16年第1回身延町議会定例会（4日目）

平成16年12月20日  
午前9時00分開議  
於 議 場

## 1. 議事日程

- 日程第1 付託議案に対する委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 委員長報告に対する討論
- 日程第4 提出議案の採決
- 日程第5 追加提出議案の報告並びに上程
- 日程第6 追加提出議案の説明
- 日程第7 追加提出議案に対する質疑
- 日程第8 追加提出議案に対する討論
- 日程第9 追加提出議案の採決
- 日程第10 委員会の閉会中の継続調査
- 日程第11 町長あいさつ
- 日程第12 閉会

2.出席議員は次のとおりである。(42名)

1番	川崎晴義	2番	望月寛
3番	福与三郎	4番	山田省吾
5番	伊藤晃	6番	日向英明
7番	望月重久	8番	鈴木俊一
9番	深沢柳太郎	10番	奥村征夫
11番	深沢脩二	12番	渡辺君好
13番	深沢純雄	14番	穂坂英勝
15番	川口福三	16番	佐野文秀
17番	渡辺文子	18番	伊藤文雄
19番	望月広喜	20番	草間天
21番	依田正敏	22番	佐野政幸
23番	深沢敏夫	24番	近藤康次
25番	片田直康	26番	佐野秀光
27番	樋川貞夫	28番	笠井万汎
29番	中野恒彦	30番	赤池好二
31番	佐野国明	32番	望月邦彦
33番	広島公男	34番	小池昭光
35番	高野敏彦	36番	深沢瀨
37番	石部典生	38番	片田文斎
39番	小林茂男	40番	岩柳嘉一郎
41番	松木慶光	42番	伊藤春三

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(28名)

町長	依田光弥	総務課長	赤池善光
下部支所長	山宮富士男	身延支所長	片田公夫
企画課長	渡辺力	財政課長	鈴木高吉
税務課長	望月世津子	町民課長	遠藤和美
出納室長	市川忠利	保育課長	赤池万逸
福祉保健課長	中沢俊雄	中富分課補佐	赤池和希
身延分課補佐	広島法明	教育委員長	笠井義仁
教育長	千頭和英樹	教育次長	赤池一博
学校教育課長	山口一美	生涯学習課長	佐野治仁
文化振興課長	二宮喜昭	建設課長	伊藤守
産業課長	渡辺芳彦	観光課長	望月治雄
環境下水道課長	佐野雅仁	水道課長	遠藤忠
土地対策課長	深沢茂	峡南衛生所長	大野久方
社協局長	佐野文一	環境下水道補佐	赤池義明

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2名)

議会事務局長 望月悟良  
録音係 遠藤守

開会 午前10時30分

○議長（伊藤春三君）

建設課長は都合により欠席をしておりますので、ご了承願いたいと思います。

本日は、大変ご苦労さまでございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第4号により執り行います。

日程第1 付託議案に対する委員長報告を行います。

はじめに、総務常任委員会委員長報告を求めます。

総務常任会委員長。

○総務常任委員長（樋川貞夫君）

（以下、総務常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

次に、教育厚生常任委員会委員長報告を求めます。

教育厚生委員会委員長。

○教育厚生常任委員長（望月邦彦君）

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

続いて、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（草間天君）

（以下、産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

以上で、付託議案に対する各常任委員会の委員長報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。

総務常任委員会委員長報告に対する質疑はございませんか。

渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

17番、渡辺文子です。

委員長にお尋ねをいたします。

議案第17号 身延町老人医療費助成金支給条例について、お尋ねをいたします。

これは提案理由にもありますけれども、山梨県老人医療制度の見直しにより、支給条例の制定ということで、この制度が新しく変わることによって、今まで経過措置はありますけれども、対象者が狭まることと私は理解していますけれども、このことに対して、どういう論議があったのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤春三君）

総務常任委員長。

○総務常任委員長（樋川貞夫君）

渡辺議員の質問について、お答えを申し上げます。

ご案内のように、私ども委員会に25件、それから1件の請願を付託されました。そこにご案内のように、素晴らしい、委員全員が出席をして、慎重に審議をさせていただいた中で、今質問のありました議案第17号の身延町老人医療費助成金支給条例について、一番質疑、討論がなされたわけでありませう。

なされた内容につきましては、今おっしゃっているように、非常に今町民の関心があります。制度でございまして、悪くなると申しますか、条例が変わってくるわけでございますけれども、提案にありますように、いずれにしましても、最近、環境の整備も整ったり、寿命も延びたり、健康の増進もできているというような形で、結論的には原案のとおりでやむを得ないのではなかろうかというふうに判断をしたところであります。

以上です。

○議長（伊藤春三君）

ほかにございませんか。

（なし）

質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

次に、教育厚生常任委員会委員長報告に対する質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

日程第3 委員長報告に対する討論を行います。

総務常任委員会委員長報告に対する討論はございませんか。

渡辺文子君。

○17番議員（渡辺文子君）

議案第17号 身延町老人医療費助成金支給条例の制定について、反対討論をいたします。

山梨県老人医療制度の見直しにより、山梨県老人医療費支給事業補助金交付要綱の改正に伴い、条例が変わります。

主な改正点は、医療費助成金を受けられる対象者の要件です。これまでは68歳、69歳の方、そして65歳から67歳の一人暮らしの方（町内に一等親の血族や配偶者がいない方）で、所得は一定基準以下の方が助成金を受けられましたが、改正されると68歳、69歳の方で同一世帯の全員が町民税非課税の方のみとなり、これまで助成金を受けられた65歳から67歳の一人暮らしの方が助成金を受けられる対象から外れます。

この制度の改正で、医療費助成金を受けられる方が少なくなります。本町では23名が対象になります。一人暮らしの方は日々精神的にも、心細い生活を送っていることと思います。現実にはこの制度が、この方たちの心の拠りどころとなっていると伺っています。体の具合が悪

くても我慢することにもつながります。安心して医療を受けられるためにも、これまでの制度を残す努力をすべきだと考えます。

○議長（伊藤春三君）

ほかに賛成討論を求めます。

深沢柳太郎君。

○9番議員（深沢柳太郎君）

議案第17号に対する賛成討論をいたします。

身延町老人医療費助成金支給条例の設定の案件には、県の制度改正に伴い、全面改正された内容であります。この制度は創設時に比べ、平均寿命も延び、健康でいきいきと生活し、経済的にも安定した老人は増えております。高齢者を取り巻く環境は、大きく変化しております。少子高齢化が進む中、町は財政的に一層厳しさを増しております。このような状況をふまえ、町としては、県の制度に準じた助成を行うことが妥当と思われれます。よって、賛成討論といたします。

○議長（伊藤春三君）

ほかに反対討論はございますか。

（ な し ）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

次に、教育厚生常任委員会委員長報告に対する討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

産業建設常任委員会委員長報告に対する討論はございませんか。

（ な し ）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

日程第4 提出議案の採決を行います。

議案第16号 身延町行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第16号 身延町行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定については原案どおり可決確定いたしました。

議案第17号 身延町老人医療費助成金支給条例の全部改正については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第17号 身延町老人医療費助成金支給条例の全部改正については原案どおり可決確定いたしました。

議案第18号 身延町税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第18号 身延町税条例の一部を改正する条例については原案どおり可決確定いたしました。

議案第19号 身延町農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第19号 身延町農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決確定いたしました。

議案第20号 身延町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第20号 身延町過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決確定いたしました。

議案第21号 身延町公民館条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第21号 身延町公民館条例の一部を改正する条例については原案どおり可決確定いたしました。

議案第22号 身延町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第22号 身延町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例については原案どおり可決確定いたしました。

議案第23号 身延町過疎地域自立促進計画(平成16年9月~平成17年3月)については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第23号 身延町過疎地域自立促進計画(平成16年9月~平成17年3月)については原案どおり可決確定いたしました。

議案第24号 身延町過疎地域自立促進計画(平成17年4月~平成22年3月)については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第24号 身延町過疎地域自立促進計画(平成17年4月~平成22年3月)については原案どおり可決確定いたしました。

議案第25号 甲斐市、身延町、笛吹市及び北杜市の設置に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第25号 甲斐市、身延町、笛吹市及び北杜市の設置に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更については原案どおり可決確定いたしました。

議案第26号 甲斐市、身延町、笛吹市及び北杜市の設置に伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第26号 甲斐市、身延町、笛吹市及び北杜市の設置に伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については原案どおり可決確定いたしました。

議案第27号 甲斐市、身延町、笛吹市及び北杜市の設置に伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第27号 甲斐市、身延町、笛吹市及び北杜市の設置に伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更については原案どおり可決確定いたしました。

議案第28号 平成16年度身延町一般会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第28号 平成16年度身延町一般会計予算については原案どおり可決確定いたしました。

議案第29号 平成16年度身延町国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第29号 平成16年度身延町国民健康保険特別会計予算については原案どおり可決確定いたしました。

議案第30号 平成16年度身延町老人保健特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第30号 平成16年度身延町老人保健特別会計予算については原案どおり可決確定いたしました。

議案第31号 平成16年度身延町介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第31号 平成16年度身延町介護保険特別会計予算については原案どおり可決確定いたしました。

議案第32号 平成16年度身延町介護サービス事業特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第32号 平成16年度身延町介護サービス事業特別会計予算については原案どおり可決確定いたしました。

議案第33号 平成16年度身延町町営診療所事業特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第33号 平成16年度身延町町営診療所事業特別会計予算については原案どおり可決確定いたしました。

議案第34号 平成16年度身延町下部簡易水道事業等特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第34号 平成16年度身延町下部簡易水道事業等特別会計予算については原案どおり可決確定いたしました。

議案第35号 平成16年度身延町清沢簡易水道事業特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第35号 平成16年度身延町清沢簡易水道事業特別会計予算については原案どおり可決確定いたしました。

議案第36号 平成16年度身延町中富簡易水道事業特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第36号 平成16年度身延町中富簡易水道事業特別会計予算については原案どおり可決確定いたしました。

議案第37号 平成16年度身延町身延簡易水道事業特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第37号 平成16年度身延町身延簡易水道事業特別会計予算については原案どおり可決確定いたしました。

議案第38号 平成16年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第38号 平成16年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算については原案どおり可決確定いたしました。

議案第39号 平成16年度身延町中富公共下水道事業特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第39号 平成16年度身延町中富公共下水道事業特別会計予算については原案どおり可決確定いたしました。

議案第40号 平成16年度身延町身延下水道事業特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第40号 平成16年度身延町身延下水道事業特別会計予算については原案どおり可決確定いたしました。

議案第41号 平成16年度身延町青少年自然の里特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第41号 平成16年度身延町青少年自然の里特別会計予算については原案どおり可決確定いたしました。

議案第42号 平成16年度身延町なかとみ和紙の里特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第42号 平成16年度身延町なかとみ和紙の里特別会計予算については原案どおり可決確定いたしました。

議案第43号 平成16年度身延町なかとみ現代工芸美術館特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第43号 平成16年度身延町なかとみ現代工芸美術館特別会計予算については原案どおり可決確定いたしました。

議案第44号 平成16年度身延町高齢者保養施設事業特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第44号 平成16年度身延町高齢者保養施設事業特別会計予算については原案どおり可決確定いたしました。

議案第45号 平成16年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。

よって、議案第45号 平成16年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算については原案どおり可決確定いたしました。

議案第46号 平成16年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。

よって、議案第46号 平成16年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算については原案どおり可決確定いたしました。

議案第47号 平成16年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。

よって、議案第47号 平成16年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算については原案どおり可決確定いたしました。

議案第48号 平成16年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。

よって、議案第48号 平成16年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算については原案どおり可決確定いたしました。

議案第49号 平成16年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。

よって、議案第49号 平成16年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算については原案どおり可決確定いたしました。

議案第50号 平成16年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。

よって、議案第50号 平成16年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算については原案どおり可決確定いたしました。

議案第51号 平成16年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算については、

委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第51号 平成16年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算については原案どおり可決確定いたしました。

議案第52号 平成16年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第52号 平成16年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算については原案どおり可決確定いたしました。

議案第53号 平成16年度身延町西嶋財産区特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第53号 平成16年度身延町西嶋財産区特別会計予算については原案どおり可決確定いたしました。

議案第54号 平成16年度身延町曙財産区特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第54号 平成16年度身延町曙財産区特別会計予算については原案どおり可決確定いたしました。

議案第55号 平成16年度身延町大河内地区財産区特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第55号 平成16年度身延町大河内地区財産区特別会計予算については原案どおり可決確定いたしました。

議案第56号 平成16年度身延町下山地区財産区特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第56号 平成16年度身延町下山地区財産区特別会計予算については原案どおり可決確定いたしました。

また、教育厚生常任委員会および産業建設常任委員会の所管事項として付託しました陳情および要望の件につきましては、委員長報告のとおり対処をお願いいたします。

日程第5 追加提出議案の報告並びに上程を行います。

意見書案第1号 郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書の提出について  
発議第8号 議員定数及び選挙区等に関する調査検討特別委員会の設置について  
以上2件を一括上程いたします。

日程第6 追加提出議案の説明を求めます。

意見書案第1号 郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書の提出について  
発議第8号 議員定数及び選挙区等に関する調査検討特別委員会の設置について  
以上2件について、総務常任委員会委員長にお願いします。  
総務常任委員長。

○総務常任委員長（樋川貞夫君）

それでは議長からご指名をいただきましたので、2件一括して提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願いを申し上げます。

最初に意見書案第1号、お手元の資料をそれぞれご確認くださいと思います。それから、発議第8号、裏表になっていますけども、ご確認くださいと思います。

読み上げて、提出に代えさせていただきます。

意見書案1号 郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書の提出について  
標記の件について、身延町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書（案）を提出する。

身延町議会議長 伊藤春三殿

平成16年12月20日

提出者 身延町議会議員 樋川 貞 夫  
賛成者 身延町議会議員 鈴木 俊 一  
賛成者 身延町議会議員 深 沢 滯  
賛成者 身延町議会議員 深沢柳太郎

裏面をお願いします。

郵政事業の経営形態に関する意見書（案）

現在、郵政事業のあり方について、政府の経済財政諮問会議で論じられておりますが、民営化など経済性優先の角度から論議されており、必ずしも民意に沿った方向に動いているとは思えないところです。

郵便局は郵便・郵便貯金・簡易保険の3事業一体で地域社会に密着したサービスを提供しており、地域になくしてはならないものであります。仮に民営化が進められることにならば、郵便サービスは大都市など採算を重視した収益性の高い地域に集中し、採算の取れない地域では、サービスの低下のみならず、郵便料金の値上げも懸念されるところであります。

また、国民の経済生活の一部となっている多くの郵便局の整理統合・廃止も考えられ、郵便貯金や簡易保険の利用にも不便さが生じ、これまでのサービスが受けられないおそれがあり、国民生活に与える影響も大なるものがあると思われまます。

独立採算制で非営利の郵政事業の経営形態を変えることは、あまねく公平の原則が失われ、都市部と山間地の格差を拡大させ、過疎化に拍車をかけるなど、国土の均衡ある発展を望むべくもありません。

つきましては、国においては、郵政事業がこれまで果たしてきた役割を考慮し、今後とも現

行の国営、非営利の公社形態を堅持するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成16年12月20日

身延町議会

意見書提出先

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

以上であります。

続いて2件目の発議第8号につきまして、ご提案を申し上げます。

発議第8号

平成16年12月20日

身延町議会議長 伊藤春三殿

提出者 身延町議会議員 樋川 貞夫

賛成者 身延町議会議員 鈴木 俊一

賛成者 身延町議会議員 深沢 滯

賛成者 身延町議会議員 深沢柳太郎

議員定数及び選挙区等に関する調査検討特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条および身延町議会委員会条例第5条の規定により提出します。

裏面をお願いします。

議員定数及び選挙区等に関する調査検討特別委員会設置に関する決議

次のとおり、上記特別委員会を設置するものとする。

#### 記

1. 名 称 議員定数及び選挙区等に関する調査検討特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条および身延町議会委員会条例第5条
3. 目 的 議員定数及び選挙区等に関する調査検討
4. 委員の定数 15人

以上であります。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（伊藤春三君）

委員長、ご苦労さまでした。

以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。

発議第8号の特別委員会の委員の選任につきましては、選考委員会において慎重審議の上、選考されてまいりました。その結果が議長の手元に届いておりますので、議長より指名することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議長より指名いたします。

議員定数及び選挙区等に関する調査検討特別委員会委員

福与三郎君、奥村征夫君、松木慶光君、片田文斎君、片田直康君、岩柳嘉一郎君、佐野国明君、依田正敏君、川崎晴義君、深沢敏夫君、小林茂男君、高野敏彦君、赤池好二君、渡辺君好君、伊藤晃君。

以上の15名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議員定数及び選挙区等に関する調査検討特別委員会委員は、議長指名のとおり決定いたしました。

次に、正副委員長の名を議長により行いたいと思います。

議員定数及び選挙区等に関する調査特別委員会の委員長は岩柳嘉一郎君、同副委員長は小林茂男君、同片田文斎君。

お諮りいたします。

議員定数及び選挙区等に関する調査特別委員会委員長および副委員長の選任については、ただいま指名のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議長指名のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

この案件は人事案件でありますので、質疑・討論は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本件は質疑・討論を省略いたします。

日程第7 追加提出議案に対する質疑を行います。

議案の表題は、議案番号のみに省略させていただきます。

意見書案第1号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

日程第8 追加提出議案に対する討論を行います。

議案の表題は、議案番号のみに省略させていただきます。

意見書案第1号について、討論を行います。

討論はございませんか。

(なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

日程第 9 追加提出議案の採決を行います。

意見書案第 1 号 郵政事業現行経営形態の堅持に関する意見書の提出については、原案可決に賛成諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、意見書案第 1 号 郵政事業現行経営形態の堅持に関する意見書の提出については、原案のとおり意見を提出することに決しました。

発議第 1 号 議員定数及び選挙区等に関する調査検討特別委員会の設置については、原案可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、議員定数及び選挙区等に関する調査検討特別委員会の設置については、原案のとおり特別委員会を設置することに決しました。

日程第 10 委員会の閉会中の継続調査について

議会運営委員長および議会広報編集委員長、教育厚生常任委員会委員長ならびに身延町議会議員定数及び選挙区等に関する調査検討特別委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長および議会広報編集委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長ならびに身延町議会議員定数及び選挙区等に関する調査検討特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長および議会広報編集委員長、教育厚生常任委員会委員長、身延町議会議員定数及び選挙区等に関する調査検討特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決しました。

日程第 11 町長あいさつ

町長。

○町長 ( 依田光弥君 )

長時間にわたりまして、大変ご苦労さまでございます。

平成 16 年身延町議会第 1 回定例会、12 月 13 日に招集をされまして、本日まで会期 8 日間、当局の提案に関わる条例等の議案 7 件、平成 16 年度身延町過疎地域自立促進計画および平成 17 年度身延町過疎地域自立促進計画、この議案 2 件。また、市町村合併による一部事務組合等に関わる議案 3 件、平成 16 年度一般会計、また平成 16 年度特別会計、身延町国民健康保険特別会計ほか 27 件、合わせて 41 件につきまして、ご熱心なご質疑、また委員会審議等を経て、先ほど討論・採決をされ、原案のとおり可決決定をいただいたわけでございます。

また、さらに人事案件につきましては、身延町大河内地区財産区管理会委員の選任、ならびに身延町入ヶ岳外二山恩賜林財産区管理会委員の選任についても、ご同意をいただきました。誠にありがとうございました。

各議案に関わる質疑、審議におきまして、また一般質問等を通しまして、行政運営について、ご叱正、ご提言等をいただきましたが、特に一般質問につきましては、12名の議員の皆さん方が登壇をされ、行政の広範にわたって、それぞれの分野で理路整然としたご質問の中で、的確なご指摘、ご提言を頂戴いたしました。

議員各位の新生身延町への熱い思いを真摯に受け止めさせていただいて、私どもも懸命にお答えをいたしましたところでございますが、今議会は新生身延町の幕開けを語るにふさわしい、誠に意義深い議会であったではなかったかと、大変議員の皆さん方に心より敬意を表し、また御礼を申し上げたいと存じます。

今後の町政執行につきましては、皆さま方のご意向に沿いまして、予算の執行に努めてまいりたいと存じております。議会のご指導、ご協力をお願い申し上げたいと存じます。

新しい年を迎えるにあたりまして、心新たにし、町政執行に職員ともども、頑張ってみりたいと決意をいたしておるところでございます。

議員各位には歳末何かとお忙しい中であろうかと存じますが、くれぐれもお体を大切に、2005年、平成17年の輝かしい初春をお迎えくださいますよう、心からご祈念を申し上げます、私のごあいさつとさせていただきます。

今日も、議会につきましては、大変ありがとうございました。ご苦労さまでございました。

○議長（伊藤春三君）

ご苦労さまでした。

以上をもちまして、今定例会に提出されました議案はすべて議了いたしました。

会期8日間、議員各位には慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げます。

これをもちまして、平成16年第1回定例会を閉会といたします。

大変、ご苦労さまでした。

○議会事務局長（望月悟良君）

それでは、大変ご苦労さまでございました。

相互にあいさつを交わしたいと思います。

ご起立願います。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午後12時30分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長望月悟良が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長並びに署名議員により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上